

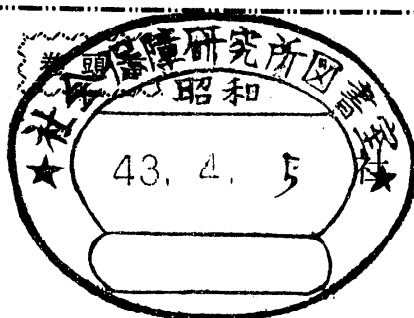
季刊

社会保障研究

Vol.3, No.4

会保障研究所

1967



社会福祉について

木村 忠二郎

国際的な社会福祉の諸問題についての討議と研究の場として昭和3年に設けられた国際社会事業会議が、その常設機関として名実ともに活動するものであることを明らかにすべく、昭和42年1月1日からその名称を国際社会福祉協議会とし、定款をも全面的に改正したのであったが、この過程において、社会福祉ということばを用いることについて、大きな論争が行われた。この社会福祉ということばは、Social Welfare なのであるが、ラテン語系統の諸国からこれを用いることに大きな反対が出されたのであった。そのいうところは、第1に、このことばのもつ意味が明瞭でないこと、第2に、ラテン語系のことばではこれに相当することばがないということにあったようである。この論争は、結局、国際連合で社会福祉ということばをつかっているのだからこれに従うということと、ラテン語系のことばを用いている諸国では、それぞれその訳語を定めたらよいということで、そのまま決定になり、さきにのべたようになったのである。

Welfare ということばは英国の系統から出たことばであるらしく、wel と faran とから合成されたもので、健康、幸福および繁栄の状態を意味し、そこから地域社会その他の集団がその構成員の生活条件および生活水準を改善するための組織的努力である福祉事業をもいうことになっているという。日本語でいう福祉はこの漢字から来ているものであって、この二つの文字はいずれもしあわせ、さいわいをいうものとされているのであるが、今日では、英語でいうWelfare の訳語として用いられているといつてよい。Welfare の意味するところが上のようなものであるならば、社会福祉といわれるものの範囲はきわめて広いものということになるわけである。

しかし、今日わが国においては、制度の上からこれらについてみるときは、憲法の定めるところに従って考えなければならぬものであろうから、日本国憲法についてみるのに、その第25条第2項には、社会福祉、社会保障、公衆衛生というように、この三つのものを並列させているのである。したがって、社会福祉は社会保障を含むものではなく、社会保障もまた社会福祉を含むものでもないようである。こういった考え方の上に立って社会福祉は何かということになると、社会保障が生活のための経済的な保障であるということに限定せられることになり、社会福祉は経済的な施策ということではなく、資力の有無にかかわらず、ハンディキャップなどをもつものなどにたいするサービスそのものをさすことになるのであろう。しかも、これは、医療その他の公衆衛生のサービスを除くということになるのであろう。

しかし、このようにいうことは、社会保障研究所の研究の範囲を限定すべしということではないこと、いうまでもないところである。

健康保険組合論

与 田 桓[†]

I は し が き

健康保険組合は今日一つの曲り角にさしかかっている。その第1の要因は、いわゆる「国民皆保険」の実現を直接的な契機として擡頭してきた医療保険の統合＝総合調整問題である。この問題がとくに現実的課題として登場したのは、ここ数年来における医療保険の財政危機対策との関連においてであるが、この過程で健保組合のあり方が改めて再検討をせまられることとなったのである。第2の要因は、健保組合が長年月にわたって伝統的に保持してきた企業内福利厚生施設的＝労務管理的性格の基盤がゆらぎはじめたという事情である。この点に関する労働組合（運動）の側からの対応はようやく緒についたばかりで、現在のところ、その直接的な影響が生じているわけではないが、やがて第1の要因が進展するなかで、この面においても健保組合が重大な課題に直面せざるをえないことは明らかである。というよりも、これら二つの要因が相互にからみあいながら進展する過程で、健保組合は新しい方向への脱皮を社会的に要請されているということができる。

すでに多くの論者によっていい古されていることであるが、わが国医療保険制度の最大の問題点＝欠陥は、国民がその職業や勤務先などの違いにより種々の制度の適用をうけ、しかもその内容に大きなアンバランス＝格差が存在しているということである。この格差は、まず第1に、被用者保険と一般国民を対象とした国民健康保険とのあいだに横たわっている。第2に、各種の被用者保険相互間の格差として、すなわち各種共済組合・健康保険・日雇労働者健康保険等々のあいだにおける格差として存在している。そして第3に、同じく民間産業労働者を対象とした健康保険のなかで

の格差として、つまり健保組合と政府管掌健保とのあいだの格差ならびに健保組合相互間の格差として存在している。これを1本の樹木にたとえるならば、第1の格差は二つの幹のあいだの格差であり、第2の格差は幹から分岐した大枝のあいだの格差であるし、第3の格差はさらにこの大枝から派生した小枝のあいだの格差であるということが出来る。わが国医療保険制度の体系から形式的にみれば、健保組合がかかわりをもつ格差は、いわば枝葉末節の問題にしかすぎない。それにもかかわらず、医療保険の統合＝総合調整＝格差是正という問題の登場に際して、最もシリアスな局面に立たされているのはこの健保組合である。幹よりも小枝の方が、より直接的に風雪の影響を蒙るのが当然である、というのは単なる比喻かも知れない。しかし、その最大の要因は、恐らく、最も深刻な保険財政の危機に見舞われている政府管掌健保が、まさにこの健保組合のとり残し部分から構成されているということであろう。つまり、わが国の医療保険制度が所得階層ごとに分断された保険集団の単なる寄せ集めにしかすぎないという基本的欠陥を、もっとも直接的・集中的に体现しているのがこの健保組合だからである。しかし、このことが、なんらかの偶然的事情または単なる技術的問題からもたらされたものにすぎないならば、その解決は必ずしも困難なことではない。問題は、以上のことが資本の労務管理政策と不可分に結びついて生じたものであるということである。

本稿では、健保組合をめぐる諸問題を、とくに資本の労務管理策との関連において検討してゆくつもりである。まず、前半において、健保組合の労務管理的性格の実態ならびにその基盤を検討し、次に保険財政の危機が深化する過程でこの基盤がゆらぎはじめたことを明らかにする予定である。

ところで、健保組合の労務管理的性格は、企業内福利厚生施設の労務管理的性格を前提としている。したがって、そこでは、一般的に企業内福利厚生施設の労務管理的性格の基盤がゆらぎはじめていくという問題と、特殊的に健保組合のそれがゆらぎはじめていくという問題との二つの問題が検討されねばならない。

改めて指摘するまでもなく、健保組合は、原則として被保険者数 1,000 名以上の企業（または事業所）を単位として設立された単一組合と、中小企業の地域的結合を単位として組織された総合組合とに大別することができる。1966 年 3 月末現在の組合数は、前者が 1,178 組合、後者が 161 組合、計 1,339 組合である。そして、約 733 万人の被保険者と約 913 万人の被扶養者とがこれに包摂されている。本稿でとくに問題とする健保組合は、いうまでもなく、主として大企業またはその事業所を単位として組織されている単一組合である。しかし、統計資料の不十分さのために、分析に際しては主として全組合についての数字しか利用することができなかった。この点、不十分さは免れえないが、当面の主題にとっては差し当たり目的にかなうことができる。

II 健保組合にみられる格差

健保組合が労務管理策の一翼を担いうる直接的な要因は、そこにいくらかの格差が存在しているという事実である。保険料（率）あるいは給付などの面で具体的に経済的な利益が与えられているという事実こそが、労働者をして、かかる利益を与えてくれる健保組合（したがって、かかる健保組合が設置されている企業）に対して、感謝の念を抱かせることが可能だからである。もっとも、健保組合の被保険者が、保険料や給付などの面で相対的に優遇されていること自体、さらにはこの優遇措置が労働者に対する企業帰属意識の醸成という労務管理政策と結合していること自体は、抽象的な観点からすれば必ずしも問題とするには値しないかもしれない。しかし、これらの事実がわが国医療保障制度の発展にとっていかなる課題を投げかけているかということになると、問題の性格は

一変せざるをえない。しかし、この点を論ずる前に、健保組合にかかわる格差の実態を検討し、これと労務管理策との結合の論理を明らかにすることが必要である。

ところで、健保組合の格差は、保険料（率）や給付水準の格差としてのみならず、そのほかにも保健施設などの格差として存在している¹⁾。しかし、より端的には前二者の格差としてあらわれており、しかも、たとえば保健施設の格差については、付加給付の場合とほとんど全く同じようなことがいえる。したがって、ここでは差し当り、この二つの点について検討すれば十分である。以下、保険料、給付水準の順にこれを検討してゆくこととする。なお、その際、形式的には、健保組合と政府管掌健保との格差に焦点をおきながら分析を進めてゆくが、健保組合にまつわる格差を論ずる場合には、これと同時に健保組合相互間に横たわっている格差の問題がきわめて重要な意義をもっていることはいうまでもない。

最初に保険料負担の格差について概観しよう。周知のように、政府管掌健保の保険料率は、昨年 8 月の「健保法臨時特例法」によって標準報酬月額 70%（1,000 分の 70）に引き上げられた。これに対して、健保組合の保険料率は、30% から 80% までの範囲内で自由に決定することができるため、各健保組合によりかなり異っている。1966 年 3 月末現在における概況をみると、その料率は 50% から 80% までの範囲にわたっており、全組合の平均保険料率は 68.24% となっている（この当時の政府管掌健保の料率は 63%）。ところで、政府管掌健保では、これを労資で折半して負担するため、被保険者＝労働者は標準報酬月額の 35% を保険料として拠出しなければならない。これに対して、健保組合では、この労資の負担割合は、厚生省の認可を受ければ個々の組合において独自に決定することができる。したがって、この負担割合は組合により著しく異っている。全組合平均でみると、この割合は事業主 59% に対し

1) 被保険者 1 人当りの年間保健施設費をみると、健保組合（平均）の 2,272 円に対して、政府管掌健保では僅かに 113 円にしかすぎない（健保連『健康保険組合事業年報』昭和 40 年度版、p. 35）。

て労働者 41% となっている。これを料率でいえば、健保組合に加入している労働者は、平均的にみて 27.97% の保険料しか負担していないということである。つまり、平均的にみても、政府管掌健保に加入している労働者に比べて約 7% だけ保険料率が低いというわけである。この 7% という数値がいかに大きなものであるかは、過去 2 回にわたって企てられた保険料率引き上げの際の政府原案がいずれも 7% (いうまでもなく労資合計で 7%) で、前々回は 3%, 前回は 5% の引き上げにとどまったという事実を想起しただけでも十分であろう。

以上は全健保組合についてみた場合の平均的数字である。すでに言及したように、労資の負担割合は組合ごとに異っているために、さらにはその基礎となる保険料率そのものが組合ごとに異っているために、実際に個々の労働者が負担している保険料率は、組合ごとに著しく異っている。その全貌を示す必要はないと思われるので、ここでは、労働者側の保険料率が 19% 以下の健保組合が 107 組合 (全体の約 8%) もあり、そのうちの 58 組合では僅かに 15% にしかすぎないという事実を指摘するととどめておこう。いずれにせよ、労働者側の保険料負担の面で、健保組合と政府管掌健保とのあいだ、ならびに健保組合相互のあいだには、かなり大きな格差が横たわっているということが出来る。

次に給付水準の格差について検討しよう。周知のごとく、健康保険法は、(a)被保険者に対する療養の給付および療養費、傷病手当金、埋葬料、分娩費、出産手当金、育児手当金の支給、ならびに (b)被扶養者に対する家族療養費、家族埋葬料、配偶者分娩費、配偶者育児手当金などの支給を、法定給付として規定している。この法定給付は、健保組合の場合も政府管掌健保の場合と同一の条件・基準にもとづいて支給されるため、この点については、実際の支給実績額の如何にかかわらず、一応格差は存在しないものと考えることができる。したがって、給付水準の格差は、端的には付加給付という形をとってあらわれる。1966 年 4 月 1 日現在における付加給付の普及率 (なんらかの形

で付加給付を支給している健保組合数の全組合数に対する比率) は 97% に達しているもので、ほとんどすべての健保組合がその加入者に対して、大なり小なり法定給付以上の給付を支給しているものとみることができる (表 1 参照)。そして、この付加給付費の総額は 65 年度で約 189 億円に達しているが、これは同年度における法定給付費総額 1,441 億円の約 13% に相当する。既述のごとく、法定給付費は政府管掌健保と同一の条件・基準にもとづいて支給されているものと考えられるので、きわめて大雑把にみれば、健保組合の加入者は、法定給付のみしか支給されていない政府管掌健保加入者に比べて約 13% 程度手厚い保護を受けているということができる。

これは、すでに言及したように、全組合について平均的にみた場合である。したがって、健保組合に加入しているすべての労働者ならびにその家族が、政府管掌健保加入者よりもひとしく 13% 程度厚遇されていることを意味するものではない。第 1 に、改めて指摘するまでもなく、さきに示した約 3% の健保組合 (36 組合) に加入している労働者の場合にはこの恩恵は皆無である。第 2 に、したがって、付加給付を支給している約 97% の健保組合 (1,281 組合) に加入している労働者についていえば、その恩恵の度合いは平均的にみて 13% 以上であるということができる。

表 1 種類別にみた付加給付の普及率

(1966年4月1日現在)

付 加 給 付 の 種 類	組 合 数	普 及 率 (%)	
傷 病 手 当 付 加 金	688	52.2	53.7
延 長 傷 病 手 当 付 加 金	424	32.2	33.1
出 産 手 当 付 加 金	174	13.2	13.6
埋 葬 付 加 金	1,000	75.9	78.1
分 娩 付 加 金	909	69.0	71.0
育 児 手 当 付 加 金	759	57.6	59.3
家 族 療 養 付 加 金	1,047	79.5	81.7
傷 病 補 給 金 (見舞金)	13	1.0	1.0
そ の 他	1	0.1	0.1
付加給付を実施する組合	1,281	97.3	100.0
付加給付を実施しない組合	36	2.7	—
健 保 組 合 総 数	1,317*	100.0	—

注 * 同日付で解散や合併により消滅した22組合を、1,339 組合から差し引いた組合数。

資料 健保連『健康保険組合事業年報』, 昭和40年度版, p. 59.

第3に、この1,281の健保組合がなんらかの形の付加給付を支給しているとしても、その内容＝水準には、かなり大きな幅がみられる。このことは、種類別にみた付加給付の普及率ならびに被保険者1人当りの付加給付費の実態などから容易に推察することができる。前者についてその概況を示したものが表1である。付加給付のなかでも家族療養付加金はとくに重要な地位を占めている。この点についてはのちにふれる予定であるが、表1は、付加給付の実質的内容とでも称すべきこの家族療養付加金でさえも、約2割の健保組合(270組合)に属している労働者家族にとっては無縁のものであることを示している。さらに、家族療養付加金を支給する1,047の健保組合についても、その給付内容に大きな格差が存在していることはいうまでもない。その全貌を数字で整理することは技術的にきわめて困難である。したがって、ここでは、その内容が、ほとんど100%支給に近いところ(控除額が50円～200円程度で法定給付費の10割を支給する健保組合)から、実質的にはほとんど無支給にひとしいところ(たとえば、入院の場合にのみ法定給付費の1割を支給する組合や、レセプト1件につき2,000円を控除して法定給付費の4割を支給する組合など)までの広い範囲にわたって多様に分布している事実を指摘するにとどめておかねばならない。健保組合相互間におけるこの付加給付の格差は、端的には、付加給付の支給実績額によって示すことができる²⁾。いま、被保険者1人当

りの年間付加給付費支給額(65年度分)をみると、最高26,204円から最低11円までの範囲にわたって分布しており、そこにはきわめて大きな格差が存在している。このことは、付加給付費階級別に組合数を集計した表2からも明瞭に読みとりうる場所である。なお、付加給付のおもな種類は表1に掲示したような内容のものであるが、全体的にみれば、件数ならびに金額のいずれの面においても、圧倒的な比重を占めているのは家族療養付加金である(金額でいえば、付加給付費総額の85%を占めている)。

現在、法定給付としての家族療養費は実際に要した診療費用の半額(5割)しか支給されておらず、残りの半額は本人が負担しなければならない。この半額負担がしばしば労働者の家計に対する重圧となっていることは周知の事実である。換言すれば、現在の法定給付の不十分さは、なによりもこの点にもっとも集中的にあらわれており、だからこそ健保組合の付加給付もここに最大の重点がおかれているわけである。家族療養付加金とは比すべくもないが、これについて大きな地位を占めている付加給付は傷病手当に関するものである(付加給付費総額の9%を占めている)。法的給付としての傷病手当金は、ふつう標準報酬額の60%が6ヵ月間支給されるにすぎない。したがって、この点でも法定給付はきわめて不十分で、これを補足するものとしての付加給付が大きな比重を占めているわけである。

これを要するに、付加給付の実態からみて、まず第1に、現在の法定給付の不十分さはとくに家族療養費および傷病手当金に関して集中的にあらわれているということが出来る。第2に、政府管

表2 被保険者1人当り年間付加給付費階級別にみた健保組合数(1965年度)

被保険者1人当り付加給付費	組合数	百分比(%)
5,000円以上	191	14.6
3,000円～4,999円	268	20.5
2,000円～2,999円	204	15.6
1,000円～1,999円	239	18.3
500円～999円	143	11.0
499円以下	261	20.0
付加給付を支給した組合総数	1,306*	100.0

注 なお、この被保険者1人当り年間付加給付費の全組合平均額は2,593円である。

* この組合数は表1の組合数よりも25組合多くなっているが、これは調査方法の相違のために生じたものと思われる。

資料 健保連、前掲『健康保険組合事業年報』昭和40年度版、第8表より集計。

2) もっとも、この支給実績額は、健保組合相互間における付加給付水準の格差を必ずしも正確には反映しない。というのは、各健保組合により支給の条件などにかなりの相違があるからである。たとえば、病気による長期欠勤に対して賃金カットが行われないところでは、全体としての付加給付水準は高くても、傷病手当付加金の支給実績額(したがって付加給付費総額)は少額とならざるをえない。また、なんらかの偶然的事情のために被扶養者の罹病率が高くその診療費が高額となったところでは、全体としての付加給付の水準は低くても、さらには家族療養付加金の内容はかなり劣悪であっても、その支給実績額は高額とならざるをえない。しかし、これらの点を考慮した上で、支給実績額は、付加給付の大体の水準を知るのに最も直接的な資料を与えてくれる。

掌健保に加入している中小企業労働者はこの不十分な法定給付に甘んずることを強要されているのに対して、健保組合に加入している大企業労働者の多くは、その不十分さを、大なり小なり付加給付によって補われているということができる。そして、この補完の度合いは、組合ごとにより大きく異っている。

III 健保組合の労務管理的性格

すでに言及したように、健保組合が労務管理策の一翼を担いうる直接的な要因は格差の存在そのものであるが、これは一般に企業内福利厚生施設の労務管理的性格をその前提としている。したがって、格差が存在するということは、健保組合の労務管理的性格を明らかにするための、必要な条件ではあっても十分な条件とはいえない。すなわち、この場合、決定的に重要なことは、かかる格差をもたらしている最大の要因がもっぱら企業の側にあるということである。このことは二重の意味をもっている。第1に、これは今日では一部の労働者（とくに高率の保険料を労資折半で負担している労働者）にとっては一種の幻想にしかすぎないが、それなりの根拠を有する幻想である。健保組合は、法律上は企業とは別個の独立した公法人であるとしても、あくまでも企業の枠のなかでの組織であるかぎり、それは労働者の眼には企業と重複したものとして映ぜざるをえず、したがって、健保組合が提供する好条件＝格差は、あたかも企業によって提供されたものであるかのごとく映ぜざるをえないからである。かかる二重写しをさらに促進するのは、健保組合によって提供された好条件が正真正銘企業によって提供された慈恵的好条件（とくに慈恵的＝労務管理的な性格の濃厚な企業内福利厚生施設）とミックスして与えられてきたという伝統的背景である。かかる状況のもとにおいては、労働者が感知しうるのは、××会社の従業員であるがゆえに、これこれしかじかの恩恵に浴することができるのだということだけであって、それがどこから出たものであるかは、ほとんど問題にならないことである。その結果、労働者にとっては、健保組合は、企業と同じ程度に、自己に

対立＝君臨し、同時に「上から」の慈恵を与えてくれる主体として認識されることとなる。このことは、逆の面からいえば、企業が、健保組合と同じ程度に、共同体的なものとして受けとられているということをも意味している。要するに、健保組合が、資本によって労務管理策としての企業内福利厚生施設の一環として位置づけされ利用されてきたという伝統的背景こそが、前記の幻想を生ぜしめた基本的要因である。

第2に、付加給付や保健施設などに典型的にみられる格差の要因がもっぱら企業の側にあるということは、今日でも、大多数の大企業労働者にとっては単なる幻想ではなく、十分な理由のあることである。というのは、多くの場合その財政的基盤は資本の好意的負担に依存しているからである。たしかに、全健保組合平均でみれば、この10年間ほどのあいだに、保険料の労資負担割合はかなり変化してきている。すなわち、労働者の負担割合（百分比）は、57年3月まではほぼ36%前後に固定していたのに、その後年々増大の一途をたどり、66年3月末現在では既述のごとく41%に達している。この点とはともかくとして、ここではむしろ、今日でもなお労働者の保険料負担割合にかなりの格差が存在しているということが重要である。この格差の実態については前節において検討したところであるが、このことは、要するに、健保組合を平均的にみても、また大多数の場合それぞれの健保組合についてみても、保険料負担の面で資本の慈恵＝好意が貫かれていることを物語っている。この格差を資本の好意＝慈恵というのは、それがなんらかの社会的規制にもとづいて決定されたものではなく、換言すれば、労資対等の基礎上で労資交渉の結果として取り決められたものではないからである。そして、この格差がもともと資本の好意＝慈恵にもとづいて生じたものであるからこそ、一定の条件のもとにおいては、比較的容易にその切り下げ（負担割合の増大）が行われえたわけである。というよりも、逆に、既述のごとく、57年3月以降の9年間に36%から41%へと著しい負担割合の増大が比較的容易に行われてきたという事実のなかに、むしろそれが本

質的に資本の慈恵にほかならなかったという証拠を見出すことができる。いずれにせよ、労働者の保険料負担の面における格差が資本の慈恵に由来することは明らかである。とすれば、これをその財源（の一部）とする付加給付や保健施設が濃厚に慈恵性をまとい、上からの贈りものとして与えられることは誠に必然的なことであるといわねばならない。要するに、以上のような論理にもとづいて、健保組合にみられる格差は労務管理的性格を有することが可能である。

IV 労働組合と社会保障・企業内福利施設

前2節において明らかにした事実から、われわれは以下のように結論づけることができるであろう。第1に、現在の健康保険法の不十分さのためにもっとも直接的な苦しみを受けているのは政府管掌健保に加入している中小企業労働者ならびにその家族である。保険料負担の問題を別としても、かれらは、きわめて不十分な法的給付のみしか支給されていない。ところが、この中小企業労働者は組織率も低く、たとえ労働組合に組織されているとしても、その社会的発言力は弱く、わが国労働組合運動において占める地位も大きいとはいえない。これに反して、健保組合に加入している大多数の労働者（とくに大企業労働者）は、付加給付という形で法定給付の不十分さを補ってもらい、相対的にかなり高度の医療保障の恩恵を受けている。つまり、現にわが国の労働運動において主力部隊を形成している大企業労働者にとっては、健康保険法＝法定給付の不十分さは、その生活に直接かわりをもつ切実な問題ではありえないのである。もちろん、大企業労働者にとっても、法定給付の改善は一応歓迎すべきことである。なぜならば、たとえその改善された法定給付の水準が従来の法定給付プラス付加給付の水準とひとしいものであるとしても、それは労働者の権利として定着した社会的制度となるからである。さらには、これを基礎として付加給付の積み上げが期待されるからである。しかし、同時に、大企業労働者にとっては、健康保険法＝法定給付の改善は必ずしも切実な要求とはなりえない。もはや指摘する

までもなく、かれらは、法定給付の不十分な点はすでに付加給付によって補われているため、現在の給付水準の苛酷さを実際には体験していないからである。全く同じような意味において、健康保険法の改悪がはかられたときにも、よほどの大改悪でないかぎり、大企業労働者はこの企てに対して本気でこれを阻止しようとはしないのである。改悪されたら改悪されたで、その分だけまた付加給付で補ってもらえばよいではないかという意識が必然的に生れざるをえないからである。

以上のことは、健保組合に加入している大企業労働者と政府管掌健保に加入している中小企業労働者とのあいだ、ならびに大企業労働者相互のあいだに、ことばの真の意味での利害の共通性が切斷されているということでもある。したがって、わが国の労働組合運動のなかにおいて医療保険（一般的には社会保障）の問題が正しく定置せしめられることはきわめて困難である。かかる状況のもとでは社会保障の基本的な前進が望みえないことは明らかである。というのは、社会保障は単なる社会的勢力関係の産物ではないとしても、まさにこの制度を生活と生命の防波堤とせざるをえない労働者階級の側における起動力なしには、その発展充実はありえないからである。まして、医療保険のように、利害関係が複雑に対立しからみあっている分野においては、この問題に関する労働者の団結と統一が弱いということは、かれらに対してそのしわ寄せが集中的に行われることを意味し、このことは不可避免的に医療保険制度そのものの後退をもたらさざるをえない。

以上述べたことは、わが国の大企業労働者が、医療保障の問題を「横のつながり」においてではなく、まず「縦のつながり」において捉えざるをえない立場におかれている、というように表現し直してもよい。すなわち、かれらは、これらの問題を、社会的な問題としてよりも、まず第一義的には企業の枠のなかでの問題として考えざるをえない環境におかれているのである。これは、単に医療保障の問題についていえるだけではなく、ひろく生活問題ないしは生活保障問題のすべてを通じて基本的にいいうところである。そして、実

は、生活問題=生活保障問題一般に関する意識(態度)の具体的一表現が、医療保障問題に関する前述のごとき労働者の意識にほかならず、この場合、健保組合の労務管理的性格がその槓桿として機能するのである。

そもそも、社会保険や社会保障制度のもつ本質的な一側面は、労働者や国民の生活上の諸問題を、横のつながりにおいて、つまり公的社会的な制度として対処しようとする点に求められる。この意味において、社会保険や社会保障の発展は、資本主義社会における基本的な生活原理の一つである「自助の原則」の修正過程であるということが出来る。ところで、一般的にいっても、ある原則が修正されるということは、その原則が予めある程度確立されていることを前提としている。換言すれば、その原則が最初から歪曲されている場合には、その修正という問題が生ずる余地はほとんどない。伝統的制度としての企業内福利厚生施設は、賃金の不足分(の一部)を主として現物給付でカバーするという機能をはたしたが、同時に労働者の生活問題のあり方に関して多くの歪曲をもたらした。第1に、近代的労資関係の本質が労働力の売買関係であることを隠蔽し、近代的な範疇としての賃金(概念)の形成をさまたげた。第2に、労働者が労働力の代価としての賃金を自由に消費することによって生活を営むのが、資本主義社会の一原理であるが、賃金(の不足分)の一部が現物給付(企業内福利厚生施設)で支給されたという意味で、それは労働者の消費(生活)の自由に対する侵害を意味していた。「自助の原則」が確立されるためには「生活の自由」がまず確立されねばならないが、この点わが国(とくに戦前)においてはきわめて不十分であったということが出来る。

ところで、この「自助の原則」の最も原初的な形態は、文字どおり各個人が自己の生活に関して全責任を負わねばならないという状態であるが、やがてその「社会化」が行われるにいたる。労働者階級の自助的共済活動がこれである。そこでは、「自助の原則」そのものは、いささかも修正されたわけではないが、それが社会的拡がりにおいて確保されたということは、歴史的に重要な意義を

もっている。というのは、それは、社会保険出現の母体とでも称すべき歴史的役割りを果たしたからである。社会保険の出現は、労働者の生活問題に対する資本家の費用負担ならびに国家の介入を内包しているという点において、「自助の原則」の修正を意味しており、さらには、より広範な社会的拡がりにおいて労働者の生活問題が対処されるにいたったという点において、生活保障方式の前進的発展を意味している。要するに、「生活の自由」や「自助の原則」の確立は、労働者の生活問題が社会的制度において対処されるための基盤をなすものである。労務管理政策としての企業内福利厚生施設は、かかる基盤の形成をさまたげる役割を果たしたという意味において、自助的共済活動や社会保険の発展と抵触するものであった。

そうだとすれば、社会保障の発展を目指す労働者階級にとって、企業内福利厚生施設からその労務管理的性格を払拭し、とくにこれと保命保険との結びつきを切断することが重要な課題であることは明らかである。ところで、そのための条件ははたして存在しているのであろうか。

企業内福利厚生施設の範囲ならびに種類は、今日ではきわめて多岐にわたりヴァリエティに富んでいるが、これは、労働条件的なものとそれ以外のものとに大別することができ、後者はさらに生活条件的なものと人間関係的なものとに分けることができる。とはいえ、この区分は必ずしも明確なものではない。というのは、産業や企業(職場)がおかれている条件によって、同じ種類の施設でも、ある場合には生活条件的なものとみなしうることに対して、他の場合には労働条件的なものとみなすことができるからである。たとえば、年少労働力確保のために設立された寮・寄宿舎や交替制労働者のための社宅などは、生活条件的なものというよりも、むしろ労働条件的なもの、ないし生産施設の一種としての性格が濃厚である。

ところで、労働条件的なものとみなされうる企業内福利施設は、賃金や労働時間などと同じように、労働組合によって団体交渉の対象として取り上げられる可能性がますます増大するものと思われる。しかも、前述のごとき境界線の不明確さは、

労働組合の対応策如何によってはこの団交の対象となる分野がかなり広範に拡大されうることを意味している。団体交渉の対象として引きずりおろされた企業内福利厚生施設が、強力な労務管理的機能を発揮しえないことはいうまでもない。とくに、その獲得や水準引き上げのための運動が、産業別（または地域別）統一行動のもとに推進されるならば、企業内福利厚生施設の労務管理的性格はかなり稀薄にならざるをえないであろう。さらに、労働組合がこれらの施設の共同運営（労資共同運営）に参加するようになるならば、その労務管理的性格は一層稀薄化するはずである。そして、労働組合がこの共同運営に参加するための基盤は、今後ますます拡大されてゆくものと考えられる。というのは、戦前においては企業内福利厚生施設の財源がほとんど資本の単独負担によってまかなわれたのに対して、今日ではそのかなりの部分が社会的負担（厚生年金保険積立金の還元融資その他の公的資金の低利融資など）に依存するようになっていくからである。

企業内福利厚生施設のなかでも、生活条件的なもの、および人間関係的なものは、本来の意味における「福利厚生施設」ということができる。これらの分野における企業内福利厚生施設に対する労働組合の対応策は、いわゆる労働者福祉運動に求められるであろう。すでに検討したように、労務管理策としての企業内福利厚生施設は、労働者の自助的共済活動の発展をさまたげたのであるが、このことは同時に、自助的共済活動が欠如していたからこそ企業内福利厚生施設の労務管理的機能の発揮が可能であったということの意味している。このような観点から、労働者福祉運動の今後の動向は注目に値する意義をもっている。労働金庫や消費生活協同組合などの運動は従来から存在していたが、労働組合界において労働者福祉運動が意識的に取り上げられるようになったのはここ数年来のことである。したがって、火災共済や生命共済などの労働者共済制度を中心に、労働金庫や生協運動などを含めたこの労働者福祉運動が、将来いかなる役割を果たすのかについては、今ここで予測することは困難である。しかし、もし、この

運動が大きな発展をとげて、これまでもっぱら企業内福利厚生施設の専管領域とされていた分野に侵入することができるならば、ましてその分野において企業内福利厚生施設に代ってその中核となることができるならば、その労務管理的性格は著しく弱化せざるをえないであろう。そして、労働者は、自己の生活問題を、縦のつながりにおいてではなく、横のつながりにおいて考えるようになるであろう。

V 健保組合の将来

このようにみえてくるならば、こんにち企業内福利厚生施設と呼ばれているものは、労働条件的なものもそうでないものも、その労務管理的性格を次第に喪失してゆく可能性をもっている。そして、この可能性を現実性に転化する労働者階級の対応策は、いまのところきわめて不十分なものにすぎないが、ようやくその方向を見定めて第一歩をふみ出したものということができる。ところで、企業内福利厚生施設一般にあらわれたかかる胎動は、健保組合にとっても重大な課題を提起せざるをえない。というのは、健保組合の労務管理的性格ないしは両者の結合は、まさにこの企業内福利厚生施設一般のもつ労務管理的性格を基盤としているからである。したがって、端的に言えば、企業内福利厚生施設一般における労務管理的性格の稀薄化が必然的であり、その結果、健保組合における労務管理的機能の低下も不可避的であるとするならば、健保組合にとって最も必要なことは、いまここで新しい方向を見出すことであるということができる。もっとも、理論の上では逆のことともいえる。すなわち、企業内福利厚生施設一般の労務管理的性格が稀薄化する危険性があるからこそ、その最後の牙城として健保組合の労務管理的機能の維持強化をはかることが必要である、という考え方も理論としては確かに成り立ちうるであろう。

しかし、現実の客観的諸条件は、必ずしもかかる理論＝願望にとって有利には展開していない。すなわち、ここ数年来の保険医療費激増の過程で、健保組合における労務管理的機能の基盤はかなり

大きな影響を受けている。これまでの分析（とくにⅡおよびⅢ）においては、健保組合と政府管掌健保とのあいだの格差がきわめて大きなものであることを強調してきた。このことは正しい。しかし、ここ数年来の動向を分析すれば、この格差の経済的基礎がゆらぎはじめているのを知ることができる。

労働者の保険料負担割合は、Ⅲで言及したように、57年3月以降の9年間に36%から41%へと激増している。これを保険料率で示せば、資本金側の料率はこの間に0.72%だけ減少しているのに対し、労働者側の料率は4.92%も増大している。これは全健保組合平均の数字であるから、以上の事実は、個々の健保組合において、資本金負担の料率が絶対的に低下しながら労働者側の料率のみが増大したということを、必ずしも意味するものではない。恐らく、かかるケースはほとんどないであろう。しかし、前記の数字は、この9年間における保険料（率）の引き上げに際して、その大部分が労働者側の負担増によってまかなわれたものであることを物語っている。全組合平均でみた労働者の負担割合増大のもう一つの要因は、最近設立された健保組合（とくに総合組合）において、労資折半主義が強く打ち出されたという事情である。現行法では労働者の保険料率は最高35%までしか認められていないので、保険料率が70%以下の組合でしか労資折半の実施は不能であるが、この法的規制が改正＝撤廃されるならば、これを採用する組合はかなり増加するものと思われる。要するに、数年来における保険医療費の激増は健保組合に財政的重圧を加え、その結果、保険料（率）は次第に増大してきたが、その大部分は労働者の負担によってまかなわれてきた。かかる傾向は、基本的には今後も続くものと考えられる。したがって、健保組合を労務管理の一環として利用することのできた有力な基盤が、この面において崩れてゆくものと思われる。

他方、健保組合の労務管理的性格の最大の直接的要因とでもいうべき付加給付についても、ほぼ同じような傾向が見受けられる。医療費激増の過程で付加給付が多く、健保組合に対して財政的

重圧を加えていることは周知の事実であるが、組合によっては付加給付の縮小・廃止などの措置がとられている。実際、過去数年間における付加給付費の法的給付費に対する比率の推移をみると、はっきりと低下している傾向がみられる。すなわち、この比率は、62年度では14.5%であったが、その後14.1%、13.5%と低下し65年度には13.1%となっている。このことは、すべての健保組合において同じ割合で付加給付の比重が低下しているというよりも、むしろ健保組合間における格差が増大していることを意味している。つまり、医療費の異常な激増という事態を背景として、極言すれば、健保組合は両極分化の傾向を示している。もちろん、これは、目下のところきわめて潜在的な傾向にしかすぎない。しかし、これが顕在化する可能性は十分にある。というのは、第1に、保険医療費の増大傾向は今後も継続し、ますます大きな財政的圧迫を加えるものと思われるからである。第2に、例の「健保特例法」による外来時薬剤費一部負担制の実施は、これに対する付加給付の支給問題を生ぜしめたが、これを支給する組合と支給しない組合とのあいだには、それだけ格差が拡大されることになるからである。

付加給付について述べたことは、保健施設に関する問題などについても、ほとんどそのまま当てはまる。というよりも、保健施設の場合には、より端的な形であらわれている。たとえば、61年度から65年度にいたる保健施設費（営繕費を含む）の推移をみると、絶対額こそ141億円から166億円へと増加しているが、被保険者1人当りの年間支出額では2,593円から2,273円へとかなり減少している。とくに、総支出額に対する保健施設費の比率にいたっては、61年度の14.3%から年々低下の一途をたどって65年度には僅かに8.4%にしかすぎなくなっている。

以上検討してきたように、健保組合の労務管理的性格を支えている基盤は、いろいろの面において次第に崩れようとしている。しかも、これは、医療保険の「抜本的改正問題」の本格化とともに、労働者階級のこの問題に対する関心が高揚するにつれて、促進されるものと思われる。というのは、

これらの問題に対する労働組合の無関心と無策こそが、健保組合に労務管理的機能の発揮を可能ならしめた最大の社会的条件であったからである。しかしながら、労務管理的基盤の不安定化ということは、すべての健保組合について当てはまるわけではない。個々の組合（とくに大企業における健保組合）の場合には、その労務管理的性格の基盤は微動だにしないかも知れない。というよりも、たとえば健保組合の両極分化は、組合間における格差の増大という意味で、一部の組合にとってはその労務管理的性格を強化する作用を及ぼすはずである。それにもかかわらず、全体としてみれば、つまり制度としての健保組合という観点からいえば、前述の結論は妥当性をもちうるであろう。と

ところで、制度としての健保組合が主張しうる存立の一根拠は、それが医療に関して労働者＝国民の生活をより適切に保護しようということにあるはずである。とすれば、健保組合の両極分化は、この存立理由の否定につながざるをえない。したがって、制度としての健保組合の維持発展をはかるためには、必要とあらば、その労務管理的機能をあえて切りすてる方向が目指されねばならない。健保組合の共同事業推進に関する最近の諸提案が、単なる存命策ではなく、かかる方向での問題提起であるならば、それはわが国健保組合史に新しいページを書き加えることとなるであろう。しかしながら、いまのところ、かかる可能性はかなり薄いように思われる。

企業年金の諸問題

村 上 清

I 企業年金の現状

最近の国税庁の発表によれば、昭和 42 年 9 月末現在で国税庁の承認を受けた適格退職年金は 24,232 件となっている。同年 3 月末には 16,149 件であったから、以後半年間に約 8,000 件の増加をみたことになる。また、昨年 11 月に発足した調整年金は、1 年を経た昭和 42 年 11 月 1 日現在で 255 基金が成立し、加入人員数は 100 万人を超えた。

わが国で企業年金が注目されはじめたのは、昭和 30 年ごろからである。当時は、数十の大企業が、主として退職金の分割払いで年金を支給していた。その中でも、始めて労使拠出制の年金を協約で定めた十條製紙や、退職金を全面的に終身年金制に切替えた三菱電機などが、新しい傾向として関心を集めた。しかし、当時は採用会社数も少く、それも主として特定の業種の大企業に限られていた。

年金制採用の動きは徐々に広まり、昭和 36 年現在では、全国で 400 ないし 500 の企業が採用していたものとみられる。そして、これが急激に一般化される動機となったのは、昭和 37 年の税制改正である。従来の税制の下で外部拠出制（企業の外部に資金の積立てを行うもの）の企業年金の難点とされていた税制の取扱が、新税制の下では、企業には経費支出が認められるとともに、従業員に対しては実際に年金を受給するまでは課税を繰延べるという措置が認められることになったため、運営の円滑化が著しく促進されることになった。新税制は、外部拠出を運営の建前とする米国の適格年金制度に倣ったものであるが、その制定とともに、運営機関となった生命保険会社、信託銀行の積極的な営業活動と相まって、大企業のみなら

ず中小企業にも急速に普及していった。

企業年金に関するいま一つの動きは調整年金である。「これまで社会保障の不備な状況の下でその肩代りをしてきた退職金との調整が認められない限り、厚生年金の引上げには応じがたい」という経営者側の主張は、前回の厚生年金の改定に際して、基金による報酬比例部分の代行という形で法律に組込まれ、昭和 41 年 11 月から施行となった。基金設立には 1,000 人以上の加入員を要するため、主として大企業に採用され、上記のような普及状況を示している。

このような企業年金の増加傾向から、企業年金と名のつくものだけを区分し、特に注目する場合がみられるが、これは妥当ではない。適格年金の中でも、実際には年金よりも一時金が多く支払われているものは、例外的というより一般的である。調整年金でも加算部分は、終身年金を建前とするが実際には一時金で支払われている。一方、企業が退職金を本人の選択で年金として支払うことは、大企業では依然としてかなり広く行われている。年金とはいってもわが国の企業年金では、欧米では年金よりは一時金の部類に属する 5 年とか 10 年の確定年金が圧倒的に多く、終身年金は比較的少い。このようにわが国では、年金と一時金とは截然と区分することはできず、また運営の形態も、一般的には年金制度は外部拠出、退職金は自社管理という傾向はあるけれども、外部拠出で一時金を支払うこともあれば、自社管理の年金もある。欧米の private pension,あるいは occupational pension と対比されるものはわが国では、一時金、年金を含めて広く企業の支給する退職給与として総括的に把握しなければならない。以下本稿では、一時金をも含めた総合的な見地から、企業年金の諸問題を検討することとする。

II 給付の内容

昭和 41 年 7 月の東京都労働局の調査¹⁾によれば、年金制度を採用した会社の実施時における退職一時金との調整は、次のように示されている。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 退職金の全部を年金に移行 | 16.2% |
| (2) 退職金の一部を年金に移行 | 34.3% |
| (3) 退職金とは別に年金を設置 | 46.5% |
| (4) 退職金がなく年金だけを設置 | 3.0% |

この調査からみれば、(1)と(4)を合計して約20%では退職金はなくて年金だけが支給され、(2)と(3)の会社では退職金の他に年金が支給されていることになる。しかし実際の給付面からみると、必ずしもそのような年金化が行われているわけではない。それは、適格年金として承認されたもの 90%以上が、年金に代えて一時金の支給を認めるという選択規定を含んでいることによって裏付けられる。適格年金では、一定の条件の下で一時金選択が認められているが、その条件はそれほど制約的なものではない。特に退職金制度も十分に完備しているとは思われない中小企業で、一時金に先立って年金制度だけを確立するとは考えられない。現在の適格年金 24,232 件のうち加入者 100 人未満の規模の企業が 20,773 件を占めていることは、適格年金の採用の目的が、年金形態の給付よりも、むしろ退職給付の資金の外部拠出による準備にかなりの比重が置かれているとみるべきであろう。件数でみるかぎり、適格年金が何件あるということは、退職給与の全部または一部を年金で支給する企業が何社あるということよりも、退職給与（年金であれ一時金であれ）の全部または一部について外部拠出の積立てを行っている企業が何社あるというふうに見る方が正確な理解であろう。

適格年金では、加入人員 1,000 人以上の企業は 145 件、300 人ないし 1,000 人の企業は 566 件となっている。件数からみれば全体に占める割合は少いけれども、大企業では、退職金の年金化、年金形態の給付の確立が積極的に意図されている場合が多い。労使の分担による拠出制年金は、適格年金全体では 857 件で、全体の 4%にも満たな

いが、大企業ではかなり多く採用されている。適格年金以外の自家管理の年金も大企業には相当数あることをも考慮すれば、退職金の年金化はやはりまず大企業で普及度が高くなっている。

欧米では企業の退職給付は終身年金が通例で、一時金はあまりない。主要国ではイタリアだけが例外で、日本と同様な一時金は労使協定で広く普及しており、年金はほとんどない。他の国では、税制その他で一時金の支給を制限している例が多く、英国では一定の条件で年金源資の 4 分の 1 は一時金で支給できるが、他の部分は終身年金で支給しなければならない。年金制度は老後の所得保障の制度であって、纏った一時金を貯えるための制度ではないという趣旨である。わが国のような状態で一時金、確定年金、終身年金が併存し、しかも相互にかなりの自由さで選択できるような例は他の国にはないが、今後これをどう方向づけていくかは一つの課題であろう。しかし、現状はそれを必要とする社会的条件の産物であり、それらの諸条件が変更されないかぎり、退職給付だけについて現状を急激に大幅に変更することは困難であろう。

適格年金では終身年金は 870 件で、全体の 4%以下である。件数でみれば、10 年確定年金が圧倒的に多い。欧米では当然の終身年金が少く 10 年年金が多い理由の第 1 は、年金は一時金の分割払いという考え（逆にいえば、生存死亡など不確定な要素なしに、そのまま一時金に換算して一時金選択支給のできるもの）が慣習的に強いことである。第 2 は、55 歳という低い定年から終身年金を支給することは費用が嵩みすぎ、財政的な理由から支給期間が 10 年程度に制約されるためである。第 1 の点は、ある総額で定まった金額を受取るという考えから、ある定まった収入の終身保障を受けるという考えへの切替えであり、実務上も、終身年金に相当な保証期間を付することによって、さして支障なく移りうることはあるが、第 2 の財政的な理由は、現状では容易に克服しがたい。55 歳からの終身年金では、支給期間は 20 年にも及び、長期の支給は、財政的な負担ばかりでなく、その間の実質価値の低下など、困難な問題を生ずる。

1) 昭和 41 年 7 月、東京都労働局「企業年金事情調査」。

55 歳からの 10 年年金は 65 歳で打切られる。欧米では漸く企業年金および公的年金の支給が開始される 65 歳の年齢で打ち切りになるわが国の 10 年年金は、同じ退職年金と称しても、意義は全く異っている。欧米の、そして本来の退職年金は、勤労生活から引退する者の老齢所得保障である。この意味からすれば、勤労の意志も能力もなくなった年齢から支給され、終身の保障となるのが当然であろう。わが国では、異常に低い定年で強制退職させるため、まだ勤労の意志も能力もある者に、老齢保障でなく失業保障の年金を支給し、真の老齢年金は支給されない。これは国民経済的にみれば、まことにむだなことである。年金を支給しなくとも職場を与えれば生産に寄与できる者に年金を与え、年金がなければ生活できない高齢者には年金は与えられない。ノルウェーの企業年金に関する税法では、67 歳よりも低い定年は定められない。通常の定年は 67 歳ないし 70 歳である。定年になれば手厚い年金が支給される。70 歳からの公的年金は 1967 年から大幅に拡充され、企業年金もこれを合理的に補完するように整備されている。わが国の定年が、現在とさして変らぬ状態に止まるならば、終身年金の急速な普及に大きな期待を寄せることは困難である。もしノルウェーのように、あるいは欧米一般のように、正常な勤労生活からの引退の年齢まで定年が引上げられるならば、退職金の終身年金化は円滑に行われ、勤労者の老後保障は急速に拡充されよう。

企業年金は公的年金の補完制度というのが、各国に共通の考え方である。近年の傾向では、その実態も徐々に公的年金に接近してきている。しかし、わが国で現在の定年を前提とする限り、企業年金の給付期間を完全に終身年金化し、公的年金に揃えていくことは早期には期待できない。一時金選択を認めない企業年金の導入は、現状ではかなりの困難がある。一時金選択は一時金の権利を守ることになるが、貴重な年金の保障を失わせることになる。年金にしても、現状のままでは通常は有期で打切れ、終身の保障とはならない。数年来、企業年金と厚生年金との調整が唱えられながらも、実質的な効果が生じていない理由の一

つは、退職金の終身年金化が困難な点にあり、その原因は現在の定年制にあるといえよう。現在の有期年金は、定年後当座の期間の収入は保証し、勤労者の生活の実情に副わない定年制から生ずる問題を緩和し、現行の定年制を維持するに役立っている。しかし、そのようにして維持される低い定年のために、年金制度の本旨とする真の老齢保障は空白のままに放置され、勤労者の老後の不安は依然として何年か先に繰越されたまま残されている。

III 実質価値の維持と財政計画

年金制度に伴う困難な問題の一つは、給付の実質価値の維持である。この問題は、給付開始までの期間と、支給開始後の期間の両方について考えなければならない。またその対処の方法は、制度の運営が積立方式か賦課方式かによって異なる。

これまでの退職金制度では、とくにこの種の問題は生じなかった。給付は最終給料を基準にするのが通例であるから、賃金水準の上昇にスライドして増額される完全な自動スライド制である。給付は一時金で支払われてしまうから、退職後の経済変動は関知するところではない。積立金のない賦課方式の運営であるから、給付の変動によって積立金に不足が生ずるという問題もない。賃金水準の上昇に応じて、退職金の絶対額はふえ、企業の負担は増大するけれども、支払賃金総額に対する比率でみれば不変である。

これが問題を生じるようになったのは、年金で支給されるために、支給期間中の実質価値の維持が要請されることと、積立方式を採用場合には、実質価値維持のための追加財源の調達が必要になるからである。これまでのところ、積立方式であれ自家管理であれ、支給開始後の年金に、スライド制などの方法で実質価値維持の方法を講じている例はごくまれである。例外的なものとして、東洋高圧の年金は、従業員の賃金水準にスライドして支給開始後も増額される。スタンダード・パキュームの年金では、支給開始後も物価上昇の 2 分の 1 だけ年金が増額されている。この二社は、いずれも終身年金で賦課方式の運営による。

これまでの企業年金は、有期年金が大部分で、退職金に利息を付し分割払いするという感覚が強い。このような貯蓄と同一の考えであれば、元金に妥当な利息が付されればよいわけで、それ以上に実質価値維持の問題は生じない。しかし、年金が終身支給となり、生涯の生活保障ということになれば、いずれは各企業の制度ともこの問題に当而せざるを得ないであろう。すでに支払の開始した給付を増額するためには、それだけの財源が必要になる。前記二社の場合は賦課方式であるから、名目的な年金額はふえても、給付の実質価値が不変であれば、企業の実質的な負担は不変である。積立方式の場合には、既に積立てられた財源だけでは不足するから、企業が追加支出を行って補填することになる。

年金の実質価値を論ずる場合、支給開始後の給付の引上げの可否と、これに要する財源の調達にもっぱら関心が向けられる。しかし、支給開始までの期間の実質価値の維持は、とくに積立方式の下では、これ以上に重大な問題である。支給開始後の実質価値維持はまだ将来の問題であるが、支給時までのスライドはすでに現在の企業年金に規定され約束された現実の問題である。支給開始後の期間は、終身年金でも15年から20年であるが、支給開始までの期間は30年あるいはそれ以上にも及ぶ。この重大なまた困難な問題が十分に認識されていない理由は、これまでの退職金が、賦課方式ですでにそのような給付を行ってきたこと、積立方式の歴史が浅く、スライドが積立方式の財政に及ぼす影響がまだまだ大きく顕われてきていないこと、現在の企業年金の数理計算が、本質を外れた無意味な末梢的な点のみを重要な問題のように取上げているため、かえって実体の正確な理解が妨げられていることがあげられる。

企業が退職金または年金制度の運営に関して積立方式を採用する理由として、支出の平準化ということがいわれる。しかし、平準化だけが目的であるならば、支出の変動の幅を埋めるだけの資金準備があればよいことになり、完全に成熟した定常状態の企業では、始めから積立ては不要になる。なおかつ積立を必要とする理由は、積立金の確保に

よる受給権の保護であり、米国や英国ではこのために完全積立を目標にした積立方式を採用している。この点わが国では、実施する企業側の理解はきわめて曖昧である。それは、支出の平準化だけを目標にするか、完全積立を目標にするかによって、財政計画の立て方に当然に差異が生ずるはずであるのに、そのような区別は全く行われていないからである。

現在の給与基準の企業年金の多くは最終給与を基礎とし、賃金水準にスライドして年金額は増加する。これに対して積立の基礎となる数理計算には、このようなスライドの要素は含まれていない。その結果、絶えず数理上の不足を生じ、その額は累増を続け、完全積立よりも賦課方式の要素の多い財政状態に推移する。このような財政は、支出の平準化には役立っても、受給権の保護の役目は果せない。そこで、完全積立になるような財政計画を組むとすると、賃金水準が急速に上昇する状況の下では、長期的にみて著しく負担の重い方法にならざるを得ないことは、すでに各国の専門家が具体的に解明している。

今後わが国の企業年金の財政をどのような運営におくかは、給付の実質価値維持と関連して、根本的な重要課題である。積立方式か賦課方式かは、諸外国でも国によって異なり、英国や米国では積立方式、フランスは賦課方式、西ドイツやスウェーデンは両者が行われているが賦課方式の方が多い。いずれを採用かは、各国の税法、過去のインフレの経験などが要因になっている。わが国の税法では賦課方式（退職給与引当金制度）と積立方式（適格退職年金）の両方が予想されている。企業年金が公共的な色彩を強めるに依じて受給権の保護は要請され、完全積立はその最も明確な方法である。わが国でも公的年金の一種とされる調整年金では、代行部分だけでなく加算部分を含めてその対策は一つの課題であろう。給付の実質価値の維持と受給権の保護とを、どう調和させていくか。この場合、完全積立方式が過重な負担とならずに採りうるかどうか。もし完全積立が維持できないならば、どのようにして従業員の期待する受給権を保護するか。これは各国に共通の問題点であり、すでに

欧州の各国では、さまざまな試みが行われている。この問題は、企業年金をたんに一企業だけの労務管理方策とせず、国の老齢保障の一環として広い意味での社会保障の中に組込んでいくためには、早期に解決を求められる課題である。現在までのところ、適格年金でも調整年金でも、監督規制上明確な方針は示されていない。事前積立による受給権の保護を目的とするならば、たとえ過重な負担でも完全積立となるような財政を要求すべきであろう。賃金上昇率の激しいわが国では、未積立債務額が増大し賦課方式に近づくことは止むをえないとするならば、当初からそのような意図の財政計画をも認めるべきであろう。日常体験されている動態的な経済の中で、実情とかけ離れた静態的な基礎に立って完全積立を目標にした財政計画を立て、その財政の実態がどう推移するかは成行き次第というのでは、長期の財政計画の指針としてあまりにも無定見であり、年金財政に対する正確な認識と正当な感覚を企業に植えつけることを妨げ、予期しない過大なリスクを企業に負わせることになる。

IV 公的年金との調整

昭和 42 年から実施されたゼネラル石油の年金制度では、支給される年金額は、従前の給与を基準にした一定額から厚生年金の 2 分の 1 を差引いた額と定めている。企業の年金が全額会社負担であるから、厚生年金のうち会社負担に見合う 2 分の 1 とだけ調整をはかったものである。この制度では、企業年金と厚生年金（会社負担に見合う分）との合算額を固定しているから、将来厚生年金が増大し企業の保険料負担が重くなる時期には、企業年金部分は減少し企業負担は自動的に軽くなるような措置が採られている。このような調整方法は、米国をはじめ欧州各国でもごく一般的に行われている。

昭和 41 年から実施された調整年金も、方法は異なるが、その意図はゼネラル石油の例と同様に、厚生年金の負担増がそのまま企業の負担増とならぬよう、退職金との間に調整措置を講ずることにある。しかし、現在までのところ、調整年金は

そのような本来の効果は果していない。その理由としては、調整年金の実施に先立って厚生年金の引上げだけが行われたこと、企業側に調整の必要性に対する意識が稀薄であること、厚生省の規制が代行という色彩を強くしているために、この部分につき退職金からの移行が困難であること、などがあげられる。

このような状況の下で導入された調整年金を、採用する場合の企業側の動機には、次の二つがある。一つは、主として若年層の多い企業が、政管に加入するよりも単独で運営した方が計数的に有利であり同じ保険料に対してより多くの給付が受けられるとの理由から、比例部分については政管を脱退して基金を設立する場合である。現在までに設立された基金の大部分が、いわゆる代行型であり、免除料率と同等またはやや上回る料率で政管よりも何割か厚みのついた給付を行っている。

いま一つは、この調整年金を利用して退職金の年金化を行おうとするもので、いわゆる加算型の設計が行われる。この場合にも、代行部分は免除料率よりも有利に算出される企業で行われる例が多い。加算部分については、社会保険なみの税の取扱いが受けられる。

しかし、このいずれも、調整年金という仕組みを厚生年金の中に設ける本来の目的ではない。企業ごとに基金を設立し厚生年金を細分化して運営するだけでは、むしろ社会保険の理念とする連帯性を弱めることになる。退職金の年金化だけが目的であるならば、別のより簡単な方法があろう。もともと財政の基盤を異にする企業年金と公的年金とを同じ平面に併存させ、相互に移動する加入者の年金権を通算し、長期間には予想される給付改定にも円滑に対処していくためには、これまでにない新しい多くの実務と問題を生ずる。そのような負担を招きながらもこの制度の意義を高めるものは、厚生年金と退職金との調整をはかることによって抵抗なく厚生年金を改善し、企業からの保護の薄い者も含めて、全加入者に適用される保障の最低水準を速かに引上げていくことにある。このような実質的な調整はこれまでのところ行われておらず、次回以後の厚生年金の給付改定に際

して効果を生むことが期待される。

公的年金も企業年金も、勤労者の老齢保障を目的とし、その費用の多くの部分を企業が負担する。したがって、両者がそれぞれ水準を高めていく段階では、両者の間に妥当な調整の方策が採られるべきであり、すでに年金制度の歴史の古い欧米諸国では、さまざまな調整方法が当然のこととして行われている。

最も一般的な調整方法は、公的年金の拡大に応じて企業年金を修正し削減するものである。従来、一律定額の給付だけを公的年金が行い、これを企業年金が補足するという形態の老齢保障が行われた国に、新たに給与比例の公的年金が導入されるような場合には、既存の企業年金と新設の公的年金との間に調整の必要が生じる。このような経緯をたどった国の例として、1960年から公的比例年金を導入したスウェーデンでは、既存の企業年金は一挙に解体し、大部分は実質的には公的年金に吸収され、一部は補足制度として再編成されている。1966年から公的比例年金の施行されたカナダでは、従来のままの企業年金を存続することが財政的にも困難であり給付面でも不合理となったため、大多数の企業が修正を加えている。ノルウェーでは1967年から公的比例年金が新設されたため、企業年金は新しい公的年金と適切に組合わされる補足給付となるように、既存の企業年金全般につき修正が加えられている。

1961年に公的比例年金を導入した際の英国の措置は、上記の各国とは異り、既存の企業年金をそのまま活かして、公的年金を上回る企業年金がある場合には、公的年金の適用を免ずるという適用除外 (contract-out) の方式を採った。この方法は、既存の企業年金に重大な影響を与えずに全被用者に公的比例年金 (またはこれに相当する水準の企業年金) の保護を与えるもので、この規定により約450万人が適用除外を受け、その意図は有効に果された。

しかし、反面適用除外の難点として、職場を移動する者の通算等に伴う複雑な管理事務が生じ、実務面からする経済的負担は国民経済の浪費ともいわれている。また、この仕組の根本的な問題点

として、公的年金の側に過去に遡及する給付改定の行われた場合の企業年金の側の取扱がある。本来公的年金は完全積立の財政を採る必要はなく、実際にも主要国の公的年金はすべて賦課方式に近い形で運営されている。したがって給付改定に伴う財源も、徐々に将来の収入の中でまかなっておけばよい。一方永続性の保証のない企業年金では、受給権保護のためにはつねに完全積立を維持する必要がある、給付改定によって発生した不足積立金は早期に補填しなければならない。このことは、結果的には企業年金の側に、より過重な拠出を強いることになる。

この点は英国では適用除外の実施当初から問題とされ、政府の関係者からは公的年金では財政的に過去に影響の及ぶ給付改定は行わないとの言明がなされていた。しかし、1964年に政権を獲得して以来労働党は、公的年金を大幅に引上げ、スライド制の入った高水準の比例年金を採用することを公約し、1970年の実施を目標に準備を進めている。公的年金がこのような改定された場合、その中で適用除外がどのような形で存続できるかが、現在英国では大きな関心事となっている。

適用除外が発足した際に英国生命保険協会では、その採否を考える企業の検討の指針として、(1)将来の国の制度の給付改定の及ぼす影響をあらかじめ十分に考慮に入れておくべきこと、(2)国の制度の改定が企業の制度にただちに影響を及ぼさぬよう企業の年金は十分な厚みのあるものにしておくこと、(3)将来に不確定な要素の多い年金制度では当初の掛金が国に比べて若干有利か不利かに重点を置いた判断はすべきでないこと、に注意を喚起している²⁾。

米国社会保障庁の調査による *Social Security Programs Throughout the World*, 1967年版によれば、世界主要国のうち公的年金に適用除外を認めているのは英国とわが国だけである。わが国の調整年金は英国を前例とし、その構成はきわめて英国に似ている。これまでわが国で調整年金の採用に関し、将来の国の制度の給付改定の影響

2) The Life Offices, Association, National Insurance Act, 1959, Interrelation with Occupational Pension Schemes, A Financial Analysis, August 1959.

はほとんど検討も論議もされておらず、設立された基金の給付は十分な厚みのないものが大多数で、採用の動機の多くは当初の見込み掛金の有利不利に判断の基準の置かれていることは、この制度の長期的な健全性の見地から一考を要するものであろう。

V 調整年金の方向

昭和 44 年には厚生年金の改定が予定されている。ここでどのような改定が行われるかは、わが国の老齢保障全般に関する大きな関心事であるとともに、発足したばかりの調整年金にも重大な影響のある問題である。定額部分のある程度の引上げは当然に予定されるが、これは調整年金に直接の関係はない。標準報酬の頭打ちの引上げは、若干の影響はあるが、とくに困難を生ずる問題ではない。難点の生ずるのは報酬比例部分の給付改定であって、これには、(1)給付率の引上げ、(2)スライド条項の導入、(3)過去の標準報酬の読みかえなど、財政的に過去に影響の及ぶものはすべて含まれる。したがって、調整年金には影響を及ぼさないという趣旨を貫くならば、次回もまた以後将来においても、比例部分には一切改定は加えないということにすべきであろう。

しかし、各国の公的年金の一般的な動向は、給付の実質価値の維持は根本的な要請となっており、比例年金においても賃金指数や物価指数を用いたスライド制が通例となっている。厚生年金の比例部分のように加入全期間の報酬の実額を基にして年金額を定める方式は、もはや旧式なものとして主要国ではほとんど姿を消そうとしている。とくに経済変動の率の大きいわが国では、現行方式では給付の実質価値も公平性も著しく損われる。したがって、将来の方向として定額部分だけを大幅に引上げ比例部分は小さなものにするとか、あるいは比例部分を廃止して定額だけにするというのでなければ、いずれは比例部分につき近代的な公的年金としての改定を加えざるをえないであろう。その場合、調整年金はどのような形のものになるかは、次回の厚生年金改定期にただちに生ずる問題であるか否かは別として、年金制度の将来の方

向づけを定めるためには、十分に審議し検討しておかなければならない。むしろ、諸外国の例からみても、この問題は調整年金の発足に先立って検討されなければならない性質のものであった。

現在の公的比例年金の代表的な例は、1957 年に改定された西ドイツの制度であり、以後制定された他の国の比例年金も、これに似たところが多い。西ドイツの公的年金では、加入全期間の賃金を基準にして年金額は定まるが、過去の賃金は年金支給開始時までの賃金水準の上昇にスライドして読みかえられ、支給開始後も一般賃金水準が大幅に変動すれば年金額は改定される。他の国の例では、過去の賃金の読みかえは同様であるが、基準となる賃金が全期間でなく最終 10 年ないし 15 年だけに限るもの、支給開始後のスライドを物価指数によるものなど、それぞれ若干の相違はある。

厚生年金が西ドイツ等のような形に改定された場合に生ずる問題の第 1 は、個別企業単位の基金でも同様にスライドした年金を確実に支給できるかどうかであり、第 2 は、実際に退職するまでは金額の不確定な年金を、転職者についてどのように通算するか技術的な取扱である。このような状況に置かれた場合に、調整年金の採りうる途として、次のいくつかの方法が考えられる。

第 1 の方法は、基金ではスライドしない部分だけを行い、その他の部分はすべて政管に委ねることである。これは要するに、厚生年金に関しある料率を免除してもらかわりに、これに見合っただけの金額だけは厚生年金から受取らないようにすることである。金額の確定する部分だけを行うのであれば、基金で完全積立の財政に基づき困難なく支給でき、通算も可能である。しかしこの方式の難点として、基金が代行する給付は比例部分の一部に限定され、増大する厚生年金の給付部分を企業年金で肩代わりするという調整年金本来の意図が活かされないことになる。とくにすでに共済型年金を設けた基金の加入者にとっては、奇妙な体系の老齢年金が支給されることになる。また、単一の比例部分を政管と基金とで分離して管理し支給することに伴う実務上の問題も生じよう。

第2の方法は、スライド等によって増額される部分も含めて、比例部分はすべて基金に委ねることである。この場合には、基金の行う給付の増加に見合っただけ免除料率も引上げなければならない。ただし、各基金は設立の時期も異り加入員の構成も異なるから、給付の増額の結果遡及して生ずる不足債務額も著しく異り、このような事情の異なる基金にどのようにして公平な免除料率を定めることが可能かという実務上の問題が生ずる。また絶えず発生する不足債務を短期間に償却するとすれば、おそらくは免除料率以上の過重な拠出が必要となろうし、もし多額の拠出を避けて償却を長期に繰延べれば、基金の財政は次第に賦課方式の色彩を濃くし、個別企業の基金として独立した健全な運営が可能かの問題を生ずる。さらに、年金支給開始までは不確定な年金額をどのようにして通算するかも技術的に解決しなければならず、この点は積立式と賦課式の混合による費用負担を採らざるを得ないであろう。いずれにしてもこの方法による場合は、基金の給付は代行をわずかに上回る程度のものでなく、これを大幅に超える給付水準のもので、厚生年金の代行という趣旨を離れて、独立して十分な給付を行い健全に運営されるような大型なものでなければならない。

第1、第2の方法に難点があるとした場合に考えられる第3の方法は、各基金の財政的な独立性を廃し、単なる厚生年金の事務代行の機関とすることである。この場合には、企業単位での収支相等は不要になり、基金の企業年金としての性格は失われる。各基金は政管と完全に同一の保険料を徴収し、完全に同一の給付を行う。財政上の過不足は、直接にあるいは連合会を通じて間接に、政管とプールされる。企業年金としての性格はないから、完全積立の財政を考える必要もない。ただしこの方式による場合には、若年者の多い企業が有利になるというような企業ごとの有利不利は生じない。また管理上は、少くとも計算の上では代行部分を明確に区分しておく必要がある。

以上いずれの方法を採るにせよ、唯一の完璧な解決策とはなりにくい。このような理由から ILO 社会保障部では、公的年金と私的年金との調整に

関しては、適用除外という方法には消極的であり、公的年金の増大に見合っただけ企業年金の側に修正を加える方法を推している。適用除外は公的比例年金の導入に際し、スウェーデンでも立法化されたが、実際には採用されておらず、カナダでも一つの問題点として提起されたが、積極的に推進されていない。米国では 1935 年の社会保障法の制定に際し、一部の議員と企業年金関係者から強い主張（提案した議員の名をとって Clark amendment といわれる）があり、この点が最後まで紛糾したが、結局は採用されなかった³⁾。厚生年金の給付改定に対して調整年金をどう対処させるかは、諸外国にも適切な前例のないことであり、わが国でも独自に検討し解決を求めなければならない問題である。そしてこの問題は、たんに一時的な、あるいは技術的な解決だけを求めるべきものではなく、将来の老齢保障の方向をどのように定めるか、そしてその中で公的年金と私的年金との分野をどのように調整するかという、より広い問題の一環として考えられなければならない。

VI 企業年金の将来

近年、欧米各国の年金制度に共通してみられる一つの傾向は、公的年金と私的年金とがたがいに接近し、両者が有機的に結びついて総合的な老後保障を形成していることである。公的年金が拡大の過程で私的年金を解体して吸収している場合もある。公的年金が既存の企業年金を利用し、企業年金に運営を委ねている場合もある。あるいは、私的な年金が、普遍的、強制的に適用され、実質的には公的年金と同一の効果を生んでいる場合もある。フランスや北欧諸国にみられる全国的な労使協定による年金制度は、適用範囲が普遍的であり、内部で通算される点から、実際の保障効果は公的年金と変わらない。

企業年金の設計において、公的年金を合理的に補完するような配慮が行われるのは当然であり、米国では税法でその場合の基準を詳細に定めている。特殊な例として、1957 年に制定されたオラン

3) Edwin Witte, *The Development of the Social Security Act*, 1963.

ダの公的年金立法の中では、企業の年金が、規定の年金額から公的年金の全部または一部を差引いて、支給する場合の調整の基準について、具体的な規制を行っている⁴⁾。

わが国の公的年金が、現在のように企業年金とは無関係な状態のままで、どの程度まで給付水準を引上げられるかには疑問がある。65歳から支給される西ドイツの公的年金は、従来は労使各給料に対して7%ずつの負担であったが、将来は各10%程度にまで引上げられる見通しである。わが国の厚生年金に似た定額給付と比例給付の組合わせて、1967年から新規に発足したノルウェーの公的年金は、支給開始年齢が70歳であるにもかかわらず、労使の負担はわが国の厚生年金の約2倍である。もし厚生年金が現在のままの60歳支給開始で、給付水準だけを欧州なみに引上げれば、その負担は西ドイツやノルウェーよりはるかに高いものになるはずであり、それだけの負担を、すでに退職金等が大きな重荷になっている企業に求めることができるであろうか。一方企業からの給付は、企業年金と名のつくものはまだ普及は浅いが、欧米の企業年金に相当する退職金の普及度は、むしろ米国や英国の企業年金をしのぎ、給付の水準も決して低いものではない。この退職金は、客観条件さえ成熟すれば年金に移りうるものであり、かなりの厚みの老後保障となる。もし、わが国の老後保障を無理なく拡充していこうとするならば、公的年金と企業年金とを総合的に把握していくことは、費用負担の面からも給付内容の面からも、ぜひとも必要である。

厚生年金は現在のままの給付水準でも、年数の経過とともに大幅に保険料を引上げていかなければ収支はまかなえない。企業の退職金支出は、現在は長期勤続の定年退職者が少いため比較的低くおさまっているが、平均して将来は少くとも現在の2倍程度に増大するものと予想される。現在すでに費用負担の調整が論じられている公的年金と私的年金の長期的な方向を見定めずに、累増する費用負担を将来に発生させる給付改定を繰返し、問題を将来に繰延ばすだけでよいものかどうか。

4) 拙著『企業年金と社会保障の課題』第9章第2節。

厚生年金が現在のままでよいというわけではない。同じ程度の給付水準、同じ程度の費用負担にしても、より早期に充実した公平な年金が支給されるような仕組の近代化はぜひとも必要であろう。また同一の費用負担によるとしても、高齢者により充実した年金が支給されるような配慮があってもよいのではなかろうか。例えばフランスの公的年金は、60歳支給開始で従前の収入の20%が支給されるが、開始時期を65歳まで延期すると40%に、70歳まで延期すると60%に増額され、実際には大多数の者が65歳で受給している。厚生年金も60歳から僅かな額を受給するより、65歳までは他の収入で生活し、65歳からの引退生活は依存できる内容の公的年金で余生を不安なく送る方が、福祉効果も高く社会の実情に副うのではなかろうか。また65歳までの保障であれば、現在の10年有期の企業年金で十分に埋められるし、限られた期間の年金であれば実質価値の維持はそれほど深刻な問題とはならない。65歳までは企業年金、65歳以後は公的年金というのも、一つの現実的な分野調整の方法であろう。

退職後のある期間だけの収入に限るとしても、あるいは公的年金と同様の終身年金とするとしても、企業年金が公的年金の補足として、国民の老後保障を確実に担う制度となるためには、その責任を果たすだけの実体を備えなければならない。近年、米国では大統領の諮問委員会が、公共的見地から企業年金に改定を加えるべきことを勧告しており、通算措置の導入、受給権の保全措置など、具体的な提案が掲げられている⁵⁾。英国でも、労働大臣の諮問委員会から年金受給権の通算措置に関する報告書が提出されている⁶⁾。同様の論議は数年前からカナダで行われ、すでに州によっては一定の基準での通算を法的に強制している⁷⁾。欧州でも通算を強制している国もあり、とくに北欧諸国では、年金の通算は以前から慣習的に行われている。産業別に制定された企業年金では、同一

5) President's Committee on Corporate Pension Funds and Other Private Retirement and Welfare Programs, *Public Policy and Private Pension Programs*, 1965.

6) Committee of the National Joint Advisory Council, *Preservation of Pension Rights*, 1966.

7) 拙著前掲書第3章第4節。

産業内では完全な通算が行われる。

企業年金が個々の企業の労務管理方策としてではなく、社会的な保障の機構として成立するためには、生涯の大部分を同一職場に止まった者だけでなく、職場を移動した者にも老後には同様に年金の与えられることが望ましい。とくに今後の産業構造の急激な変化を予想すれば、ある産業から他産業への労働の流動化を促進するためにも必要な措置であろう。また単に年金の給付規定があるだけでなく、規定が確実に履行されるような受給権保全の措置もなければならない。このような保護を行い、権利を通算し、さらに年金の実質価値

を維持するには、具体的にどのような方策を講じたらよいのか。この中には技術的にも簡単には解決しにくい多くの問題が含まれている。このような企業年金が、すべての勤労者を保護するためには、任意な制度でなく、ある水準までの給付は法的に採用を強制する必要も生ずるのではないか。もしそうなれば、その段階では企業年金は実質的に公的年金に変質していることになる。公的年金と企業年金との調整は、企業年金の性格をどのように変化させていくかという問題と表裏するものである。

戦後の社会保障 本論 資料 社会保障研究所編

本論 B5判上製函入/568頁/4,300円
資料 " 920頁/4,900円

本書は社会保障研究所の創立3周年を記念して、同研究所所員を中心にして執筆、編さんされたものである。

「本論」は戦後日本の社会保障の全貌を克明に分析し、その経済的、社会的背景を解明した画期的労作である。「資料」は戦後社会保障に関するあらゆる報告、勧告、答申、資料目録、調査目録を集大成したものである。

本書は社会保障研究者、同従事者にとって必備の戦後社会保障史の決定版といえよう。

東京都千代田区神田鍛冶町 1-9

株式会社 至 誠 堂

電話 神田 (256) 8121(代)
振替 東京 97579 番

英国における「国民扶助」の位置と適用状況

江 口 英 一

I 公的扶助の近代社会保障における位置について

1. 日本の生活保護法が、日本における社会保障の全体のしくみの中で、今後、どこに位置するであろうかは、重要な関心事であるといわねばなるまい。

なぜなら、健保の改訂、失保、年金制度の改訂問題等にあらわれているように、日本の社会保険のありかたが、これまでとかなりちがったすがたをとろうとしているとき、おそかれ早かれ、それは必然的に、生活保護制度の今後のありかたをも、社会的に問題にしていくながいからである。

ところで、ひとことでいうと、日本の生活保護法は、その位置において、戦後三つの段階を経過しながら、特徴的な座席をしめてきたといつてよいように思われる¹⁾。

すなわち、第1の段階は、第2次大戦後から、昭和27、8年ないし30年にいたる段階である。この段階では、それまでの社会保険は、インフレーションの高騰により、財政的にも破壊されてしまっていた。しかも敗戦により失業者・困窮者が一挙的に大量に現出した。したがって新設された生活保護法は、これらの層を、全部、一括して、一手にひきうけねばならないという地位を強制された。それは、そのころのケースレコードや諸統計資料にあらわれている²⁾。

次の段階は、昭和30年を前後する時期から、昭和40年にいたる時期である。日本経済の高度経済成長期といわれるこの段階では、日本の社会保障に即して、これを生活保護制度の側からいうならば、この期の半ばである昭和34、5年頃にいわれた「国民皆保険」「国民皆年金」なるスローガンが象徴しているように、社会保険制度が一応、整備され、再建された。それに対して、一定の姿勢で、生活保護法が位置づけられるといった段階である。

その一つの証拠は、この頃から（昭和28年頃）、社会保険でも、生活保護あるいは公的扶助制度でも十分救われない、あるいはつきはなされた、いわゆるボーダー

ライン層とか、「低所得階層」が、社会的に問題とされてきたのである。

この問題提起のポイントは、結局、社会保険と生活保護法をどうつなげるか、という問題であると理解されよう。

この関連化の問題は、形式的には、極度に低い日本の保護基準を上昇せしめれば解消するともいえるが、それだけでは事は済まないのである。なぜなら、それに関連して、どうしても、賃金と雇用の問題が関係し、提起されてくるからである。この有名な日本のいわゆる「低賃金」と、大量な「半失業」——不安定な雇用は、高度成長の展開の中でも、決して解消されたとはいえないのである。したがって、保護基準の大幅な上昇には、低賃金と不安定就業の問題がからみあい、「低賃金」の厚い壁が、保護基準の上昇に対して、つねに立ちちはだかってあらわれた。かくて、ボーダーライン層の解消とか「低所得階層」の処理とか、言葉は耳ざわりよく喋られてきたけれど、この論議の一つの効用としての社会保険と生活保護の「連絡」は、ほとんどすまないうま現在に立ちいたっているといつてよい。この論議は、やかましいわりには、不発のままにきてしまったといえそうである。

そこへ、昭和40年頃からの、いまの、いわば第3の段階がやってきたようにみえる。この段階では、一つは、敗戦直後ほどではないにせよ、これまでにくらべて格段といえる物価の騰貴——インフレの進行が現出してきた。それは社会保険に巨大な影響を与えている。それは端的に各種制度の赤字問題として現われてきた。いずれにしても社会保険は、その機能を弱体化せしめられているし、今後それは進行するであろう。

一方、高度成長期を通じて、巨大企業の征覇と零細企業の不安定化と死滅、自営業層（農業、商業、サービス業をふくめて）の分解・没落がすすみ、その新たな貧困化、都市への人口集中が急速にすすめられた。また、大企業自身で生産性の高度化に伴う合理化と労働強化が行なわれ、労働災害や職業病の新たな現出とともに、労働者の貧困化が押しすすめられてきたといわれる。

このような動向は、生活保護制度にとって、その占める位置を、敗戦直後に比すべき環境の中へ、多かれ少かれ、ふたたび押しもどしつつあるように私には思える。

1) この点について、昭和40年全社協全国社会福祉会議第2専門委員会「低所得層対策の充実強化について」討議資料（特別委員会作成）中の小山路男教授の執筆部分参照。
2) なお、東京大学社会科学研究所「都市における被保護層の研究」『同研究所調査報告第7集』、1966年3月刊、参照。

少くともその可能性はあるように見える。

2. いずれにせよ、いまの段階で、日本の生活保護制度の位置をある方向にみちびく一つのキポイント、前出のボーダーライン層ないし「低所得階層」の処理如何にあり、それによってきまってしまうと思われる。

その無為と放置は、現在みるように、生活保護制度の位置や機能をして、社会保険の一応の体系化と整備にもかかわらず、それとは別個の、直接的な関係が絶たれた位置で、依然として戦後措置されたそのままの場所で、この制度を機能させている。というのは、敗戦直後のように、日本の窮乏せる全社会階層というのではないが、それでもその一部として部厚に形成されている「低所得階層」ないしボーダーライン層の窮乏問題の一手引きうけという形をとらされている。この層から、あらゆる前歴をもつものが、あらゆる原因により「無差別平等」に入ってくるという形になっている。

だが、これをもう少し実質的にみると、「所得評価」や「資産調査」その他のしくみ、そして保護基準の高さの決定等において、逆に、生活保護制度は、「低所得階層」やボーダーライン層のあり方に影響を与えることができ、これを規制しているともいえる。そしてこの層の一部のみを生活保護世帯として選択適用し、その他を依然としてこの階層として事実上温存は認め、放置することは、逆に、社会保険の大幅な「改訂」を、別個に、いわば社会的フリクションなくスムーズに行わせる、そのいわばクッションとなっている。

なぜなら、このような社会保険でも生活保護法でも十分把握されない、そして救われていない「低所得階層」やボーダーライン層の存在を大幅に許容している社会では、社会保険の改訂は、直接生活保護法の改訂を要求せず、そして逆もまたそうであるからである。両者の関係はたしかに迂回的にあるけれど、直接的関連はなく、各各はいわば別個に動きうるからである。

3. そもそも、資本主義的先進諸国の社会保障では、公的扶助ないし生活保護制度は、独自の存在を保ちつつも、一定の、限定された位置を持つように思われる。

すなわち、労働者階級が圧倒的部分を占めるこの社会では、第1に、資本主義経済社会の側から、いわば世帯の外側から社会的に発生する社会的な生活事故に対し、労働力を維持せしむべき社会保険（失業保険、疾病保険など）、第2に家族の再生産の長期的行程から必然化される子女の養育のための特別な出費に対する家族手当、および第3にその労働者の老齢期の生活維持のための老齢年金、この三つの生活保障制度が、労働者の一生の生

活の維持確保のための社会保障制度として、体系化される必然性をもつであろう。この場合「労働者」としては、いわゆる不熟練労働者が典型として考えられている。

ところで不熟練労働者生活の三つの側面における生活の確保のための社会制度が、上述のような形で確立されても、労働者生活を悪化させるそれぞれの分野の直接的原因の強力さは、保障をうけている労働者の一部を、個別的に、貧困な生活に、現実におちいらせる可能性をふくんでいる。たとえば、家族手当はあっても「特別の多子」はその労働者の生活を貧困におちいらせるかもしれないし、また、老齢は、いつも貧困の原因になるとは限らないけれども、かれを扶養するものがなく、年金が十分でないときは、その労働者を貧困におちいらせる。

かくて、公的扶助制度ないし生活保護制度が、個別的にその需要を測定しつつ、個別的に個々の人に適用され、上記の三つの制度では実現し得ない部分の生活の社会的保障を、補完的に、補充することとなる。

この場合、家族手当、および老齢年金制度は、それを国家予算でまかなうときは、膨大な費用を必要とさせることに注意しておく必要がある。また、たとえば、その1人当りの給付の若干の増額は、巨大な経費を必要とさせる。このことは、また、個別的な需要の測定を通じて行われる公的扶助制度の資本制社会における必然性を示すものである。

もちろん、社会保険、年金、家族手当などの補完と補充という位置を占めるからといって、それ自体の自主性なり独自性が、公的扶助制度にないというわけではない。なぜなら、公的扶助は、社会保険の給付水準と関連しつつも、それ自身で、保障すべき独自の基準をもたねばならぬであろうからである。

ともあれ、賃金労働者（不熟練労働者が中心）が圧倒的の大部分を占めるような高度な資本主義国、たとえば英国での公的扶助制度（国民扶助法）は、およそ上記のごとき位置を占めるであろう。

そしてここで念のため注意しておきたいのは、すでに指摘したように、公的扶助制度は、そのような位置を占めつつ、他の社会保障制度と密接な関連をもち、有機的に組合わされていることである。

4. ところで、発展せる資本主義国の社会でも、労働者階級以外に社会階級としての自営業者層が、まだ大きな比重で存在するような場合には、また、そのような自営業者層が社会階層分布上の大きな比率を占める、いわゆる後進国などでは、公的扶助ないし生活保護制度は、生活の社会的保障の全体のしくみにおいて、若干、上と

はちがった地位を占めるにちがいない。

小規模の生産手段を保有し、家族労働力を中心とする労働力を用い、家族生活をつつ維持する程度の収入を確保する、農業、商業、サービス業、工業、運輸業等に属する小営業体では、その間に多少の差異はあれ、前述のように、それほど高齢者、被扶養子女の問題を、分離しつつ、シリアスな問題として提起しない構造をもつであろう。なぜなら、これら営業体では、それ自体高齢者の手を必要とし、高齢者で十分な仕事も多いであろうし(ことに農業、商業)、またある程度みずからつくり出すこともできるからである。子女の多いことは、また、家族労働力の確保と結ばれており、さらにそれなりに仕事の機会が家の中にある。

もちろん資本主義社会である限り、これら自営業者層は、社会的経済的に資本家の生産による部分に従属し、その生活も決して高いものとはいえない。けれどもその窮乏は先述の不熟練労働者の生活問題のように、三つの骨格的な部分(本人、高齢、子女)または側面に分離されて現われてくることなく、いわば、まるごと一体的となってあらわれるであろう。

いずれにしても、このような社会では、自営業者層の分解、あるいは没落分が、大きな量として、公的扶助制度にかかわってくることになる。これが、先述の労働者層の生活問題につけ加わるのだ。そして公的扶助は、それを処理せざるを得ない位置におかれる。

この場合には、すでにのべたように、公的扶助制度は、社会保険、家族手当、老齢年金といった社会保障制度の補充、補完をなすというより、その機能を果しつつも、それとは別個に、機能する位置におかれるように思われる。いわば公的扶助制度の独自性が強いともいえる。もちろん、日本のように社会構成的にも労働者階級が全就業者の半分以上をこえた社会では、それを極端にいうことは出来ない。少なくとも社会保険と公的扶助の関係は、多かれ少かれ、一定限度においてあるであろう。けれども、公的扶助は、別個に、かなり独自にその保障基準をもち、その運営も社会保険への関係として、きりはなされたところで行われうる。これが、このような社会での公的扶助の位置に関する第1の特徴である。

第2に、このような社会では、公的扶助は、社会保険その他の補充、補完というよりも、それからもれたもの、あるいはそれで保障し得なくなったものを、最後に、最低のところで、保障するという位置をとるであろう。この最低の位置は、必然的にきわめて低位であるだろう。

以上は、理論的というより、歴史的現実的にそうい

うる。

これについては、資本主義が、もし放置するなら社会保障、とくにここでの公的扶助に対する経費を、できる限り節約するであろうということも影響している。

かくて、言葉をかえていうならば、ここでは、公的扶助は、社会不安の醸成を、最低のところでくいとめているということもできる。

日本の公的扶助——生活保護制度は、およそ上述のような位置を占めるということができる。そのおなじ結論を、別の角度から分析したのが小論冒頭の行論である。だとすると、日本の生活保護法は、これからどのような位置を占めるべきか。それについて明確な回答を与えることは、しかし、私にはまだ不可能である。

さしあたり、生活保護法のこの国での独自の機能の重要性を考え、むしろ独自に、その内容を充実させることが、必要であるということとは間違いあるまい。たとえば保護基準の上昇は、最も先決の問題であるであろう。

しかし、日本の社会経済構造がますます高度に資本制化されていく中で、社会保険との直接的関連の問題、その場合のミーンズ・テストの問題等々が問われてくるにちがいない。そのためには、賃金および雇用の問題が、ますます日程に上ってくるにちがいない。

そして、外国のことに素人の私が、英国の国民扶助のありかたを分析しようとする目的は、上記の点を、日本に即して考えておこうとすることである³⁾。

II 英国社会保障における国民扶助法の位置

1. すでにのべたように、公的扶助制度——国民扶助法が、社会保険、家族手当、老齢年金の三つの柱の補足、補完の位置にあることを、具体的典型的にみうるのは、英国においてである。

とはいえ、この補足なり補完なりが、これらの制度による給付の、どの分野に重点をおいているかは、もし諸制度の保障水準がおなじなら、その国の国民生活——労働者生活のその歴史的段階におけるありかたによってい

3) 1966年7月成立した「社会保障省法」Ministry of Social Security Actによって、国民扶助にかかわる補助年金(Supplementary Pension)と補助手当(Supplementary Allowance)が創設され、これまでの国民扶助法による扶助または生活保護のやりかたが、相当かわってきたかにみえるが、私はそれによって、国家扶助(先にのべた、私の考える)、または生活保護そのものが消滅したとは考えない。形はかわっても、国家扶助の概念は、新しい意味で生きていると私は考える。この小論(資料的な)を表記のような題目とした所以である。なお、国会図書館立法調査局社会厚生課田中寿氏による「1966年社会保障法」(『外国の立法』、昭42.5、No. 29)参照のこと。

る。たとえば国民生活における人口構成上のウェイトが、扶養される児童にあるような若い人口構成の場合には、その補足は、多子世帯に傾斜するであろうし、逆に老齢人口の多い、年老いた人口構成の場合には、老齢世帯に、すなわち老齢年金の補足に、比重をかけることになるであろう。

第2に、それぞれの制度の保障水準の上下、ないし十分さにあるであろう。しかしつぎのことだけは傾向としていいうであろう。それはすでに指摘したことだが、老齢年金と家族手当には、膨大な費用を要する。疾病や失業などちがって老齢はすべての人に例外なくやってくる現象であり、その必要保障期間も長い。家族手当もまた同じ性質のものに属する。かくて、補足は、他の社会保険の分野よりも、この部面により広範化するという一般的可能性は指摘できる。

かくて、その重点は、いずれであれ、公的扶助の補正性が、そのように行われるには、それだけでは十分でないこともつけ加えなければならぬ。すなわちその前に、所得賃金および失業（無所得）の問題が解決されていなければならぬ。英国においては、公的扶助が、低賃金、低所得の補充を、日本のようにしていないし、また失業についても、日本のような大きな半失業は、一応解決されているかにみえる。

もっとも英国でも、のちにみるように女子の賃金については問題があり、またパート・タイマー（半失業）の問題も残されている。けれどもそれは、日本におけるように巨大な、そして広範な存在ではないようにみえる。

いま、B.S. ラウントリの、有名な3回にわたるヨークでの貧困調査によって、「第1次貧困」の直接的原因をみると、その割合はつぎのごとくであった。

表1 「第1次貧困」の直接的原因の比重

(単位 %)

	1899	1936	1950
主たる賃金所得者の失業	5.1	38.1	0
低賃金	52.0	32.8	1.0
老 齢	5.1	14.7	68.1
疾 病		4.1	21.3
主たる賃金所得者の死亡	15.6	7.8	6.4
その他（多子）	22.2	2.5	3.2

注 ヨーク・タウン調査（ラウントリ）による。

この表1によると、もしヨークの状況をもって英国の全体を代表しうるとするならば、貧困層の貧乏の直接的原因は、1899年の時点では「低賃金」が半分以上の比重をもち、「多子」、「主たる賃金取得者の死亡」がこれ

についている。ちなみに、これらの層としては、「不熟練労働者」が中心をなし、この層の生活を基礎として考察が行われている。

ところで、1936年となると、それは「失業」と「低賃金」に変わっていく。

ここでわれわれは、1911年の賃金委員会法の発足、国営職業紹介所法および失業保険法の制定実施を想起する必要がある。「失業」は、保険法の実施にもかかわらず、世界恐慌の波をまともにうけて現出した大量失業の現出により、貧困原因の最大なものとなっているのである。

1936年と1950年の間には、第2次大戦と戦争経済による完全雇用状態の実現が存在する。なお、ビバリッジの社会保障計画に沿った社会保障制度の網の目の構築が存在する。

そこでこの過程を経た1950年時点での貧乏の「直接的原因」の大宗は、「老齢」となっている。その比重は、「第1次貧困」に陥っているものの7割に近くなっている。

以上のごとき状況は、英国の公的扶助を考える上で示唆的である。

そこでわれわれは以上の主旨に沿って、英国における国民扶助適用の状況を調べ、その位置、扶助受給者の性格を考察したい。この場合、考察の時点は、ほぼ1966年、「社会保障省法」制定の時点までであり、資料としては主として英国国民扶助委員会の各年度のReport of the National Assistance Boardなる年次報告を用いる（以下の表においてとくにことわりなき場合は、上述の報告によるものである）。付言しておけば、「社会保障省法」の通過によって、国民扶助法は相当大幅な変更を受けたが、先述のごとく、それは国民扶助法が解消して、老齢年金その他に吸収されたのではなく、小論の冒頭にのべたその性格や機能が、これまでより純化されてきたものであり、発展したものであるという考え方に立っている。

2. まず、英国における賃金と、国民扶助法における保障基準との関係、および賃金と社会保険、その他との関係を明らかにすることである。この場合、のちにみるように、保障水準からいうと、国民扶助法と老齢年金、失業保険、その他とは、ほぼ同じである。（ただ、3.以下の諸論点についてもいえることだが、課題が広く、また筆者の能力の限界から、論点について、基本的事実の指摘以外、十分には答えることができないことをあらかじめ、おことわりしておきたい。）

そこで、いま1960年のイギリスの男子および女子の週賃金階級別分布をみると、全産業で、つぎの図1のごとくであった。これに対し、国民扶助法による同じ時点

(1960年)での保障水準(扶助基準)を描くと、同図左端のA(夫婦のみの場合)、B(夫婦と子1人、子は5歳未満)、C(夫婦と子2人、5歳未満と5~10歳の組合せ)のごとき位置となる。ただしここには家賃(実額支給)はふくまれない。

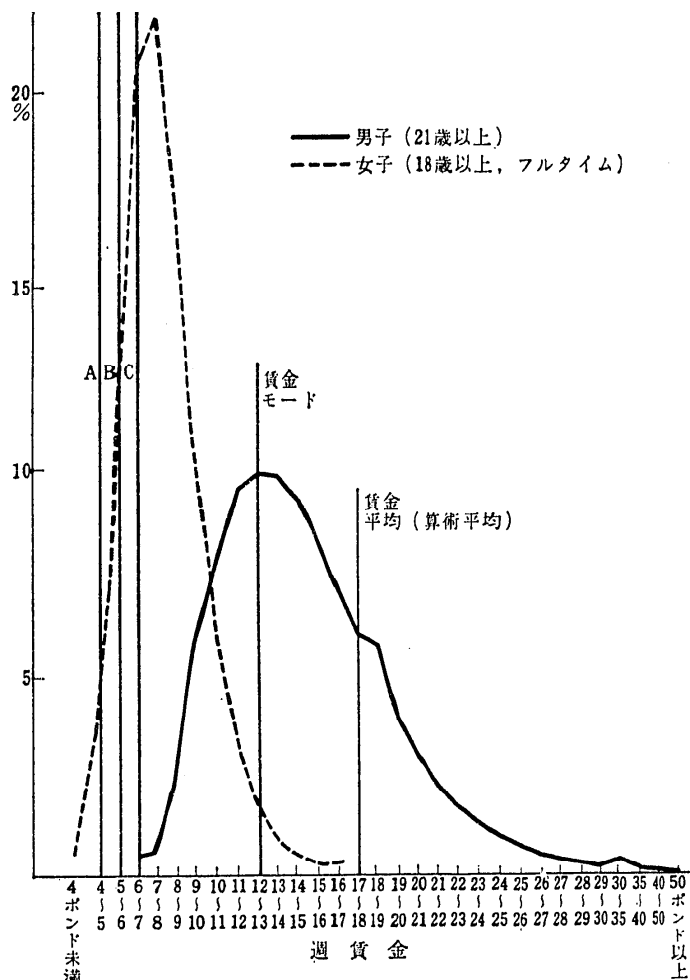
ふつう、英国の扶助基準は、平均賃金水準に対し、40~60%(扶助基準の設定が家族数によっていろいろあり得るので)といわれる。しかし賃金分布に対応させると、この図のようになるのである。すなわち、男子の賃金に対しては、そのカーブの最下限よりも、低いところに位置しているように見える。もちろん、パート・タイマーなどをふくめるなら、賃金が扶助基準以下の場合もありうるだろう。また、この基準額は扶助される家賃の実額をふくんでいない。これをいれるなら、国民扶助の水準はもっとあがる。したがって賃金分布と相重ってくるであろう。いまその額を週3ポンドとするなら、国民扶助の水準ABCはそれだけ右へ移る。しかしそれでもそれほど大きくかさなったとはいえない。むしろ小さいのである⁴⁾。

これに対して女子の賃金カーブは(図上点線)英国でも、あきらかに男子と別の型を示している。そしてその下限は、国民扶助の保障水準(家賃をふくめない)と、大幅に相重っている。

このことは、他の条件にしてひとしいとするならば、男子の場合には、もしその人が労働者として働けるなら、そしてもし家賃が非常に高くなければ、いわゆる「自立」的に、国民扶助受給者層から脱出していくであろうことを意味している。

しかし女子の場合はそうではない。そして、国民扶助法では、フルタイマーに対しては扶助費の給付を許していない。したがって、英国の場合においても、女子では(男子においても皆無ということはないであろうが)、フルタイマーとして働きながら、女子労働者の多くが、扶助を得ているものよりも低い生活を強制されざるを得ない⁵⁾。とくに扶養すべき子女が何人かいる場合はそうである。

図1 イギリスにおける全産業労働者の賃金階級別人員分布状況(比率で示す)と国民扶助基準の位置(1960年)



注 A: 夫婦 85 シリング。

B: 夫婦+1人の子供(〜5歳) 104 シリング。

C: 夫婦+2人の子供(〜5歳, 5~10歳) 120 シリング。

資料 Statistics on Incomes, Prices, Employment and Production, June 1966, Ministry of Labour.

いま、これを職種別の賃金カーブをもって示すと、図2のごとくである。

この図2には、製造業の男子および女子の賃金カーブをあわせ示したが、表中の石炭業坑外夫の賃金カーブをみると分るように、賃金の最低の位置に、労働者の最大の比率が集中している。周知のように、そこが、英国のこの職種における最低賃金制による賃金であることを示している。

このようにして、英国においては、最低賃金制の機能などにより、賃金の下限界は、扶助基準を原則として引きはなし、たとえばもし子供が例外的に多いとき以外、その生活水準と扶助の保障水準とは、大幅には相重なら

4) なお「勤労控除」およびワーカーの「自由裁量」分が基準に加わる。これを加えれば扶助基準はもっと上る。

5) この点の実態を、"The Poor and the Poorest", by B. Abel-Smith and Peter Townsend, 1965, が明らかにしている。

表 2 国民扶助法の扶助基準

	1948年 7月27 日以降	1950年 6月12 日	1951年 9月3 日	1952年 6月16 日	1955年 2月7 日	1956年 1月23 日	1958年 1月27 日	1959年 9月7 日	1961年 4月3 日	1962年 9月24 日	1963年 5月27 日	1965年 3月27 日
一般基準	s d	s d	s d	s d	s d	s d	s d	s d	s d	s d	s d	s d
夫 婦	40 0	43 6	50 0	59 0	63 0	67 0	76 0	85 0	90 0	95 6	104 6	125 6
1人世帯	24 0	26 0	30 0	35 0	37 6	40 0	45 0	50 0	53 6	57 6	63 6	76 0
その他												
21歳以上	20 0	22 0	26 0	31 0	33 6	36 0	41 0	46 0	49 6	51 6	55 0	67 6
18～20歳	17 6	19 0	22 0	26 0	27 6	29 0	31 6	36 0	38 0	40 0	43 0	51 6
16～17歳	15 0	16 0	18 6	21 6	22 6	23 6	26 0	30 0	32 0	34 0	37 0	44 6
11～15歳	10 6	12 0	13 6	16 0	17 0	18 0	20 0	23 0	24 0	25 6	28 0	33 6
5～10歳	9 0	10 0	11 6	13 6	14 6	15 6	17 0	19 0	20 0	21 0	23 0	27 0
4歳以下	7 6	8 0	9 6	11 0	12 0	13 0	14 6	16 0	17 0	18 0	19 6	22 6
盲人および結核患者のための特別基準												
夫婦の1人がそうである場合	55 0	58 6	65 0	77 0	82 0	87 0	96 0	107 6	112 6	120 0	129 0	150 0
夫婦2人ともそうである場合	65 0	68 6	75 0	89 0	95 0	101 0	110 0	122 6	127 6	136 0	145 0	166 0
その他												
21歳以上	39 0	41 0	45 0	53 0	56 6	60 0	65 0	72 6	76 0	82 0	88 0	100 6
18～20歳	30 0	31 6	34 6	41 0	43 6	46 0	48 6	55 0	57 0	60 0	63 0	71 6
16～17歳	25 0	26 0	28 6	33 6	35 6	37 6	40 0	45 0	47 0	50 0	53 0	60 6

表 3 家賃給付実額の分布 (1964年)

(単位 1,000)

	10 s 未 満	10 s ~ 14 s 11 d	15 s ~ 19 s 11 d	20 s ~ 24 s 11 d	25 s ~ 29 s 11 d	30 s ~ 34 s 11 d	35 s ~ 39 s 11 d	40 s ~ 49 s 11 d	50 s ~ 69 s 11 d	70 s 以 上
社会保険給付に補足して支払われる扶助										
退職年金の補足	77	137	159	175	157	119	83	81	37	7
疾病・労災の補足	6	11	13	18	16	18	15	17	9	3
寡婦給付の補足	3	7	10	14	15	15	11	11	6	1
失業給付の補足	1	2	3	4	5	4	4	6	3	1
無拠出年金の補足として支払われる扶助	5	5	5	4	4	3	2	2	1	1
その他の扶助										
雇用登録をしているもの	6	6	6	8	9	9	6	6	3	1
雇用登録をしていないもの										
年金受給資格年齢以上のもの	9	8	9	11	9	10	6	6	6	2
年金受給資格年齢以下のもの	7	10	9	11	15	13	13	19	14	4
総 計	114	186	214	245	230	191	140	148	79	20

表 4 住宅扶助状況 (1964年)

家賃扶助をうけているものの全扶助者に対する割合				
退 疾 未 失	職 病 亡	年 災 入 業	給 給 給	金 付 付 付
				89.4%
				86.3
				95.9
				86.3
家賃扶助の金額				
退 疾 失	職 病 業	年 給 給	金 付 付 付	
				25 ^a
				30
				33
				6 ^d
				11
				9
1世帯当たり平均扶助額				
退 疾 未 失	職 病 亡	年 災 入 業	給 給 給	金 付 付 付
				24 ^a
				30
				25
				31
				2 ^d
				8
				2
				11

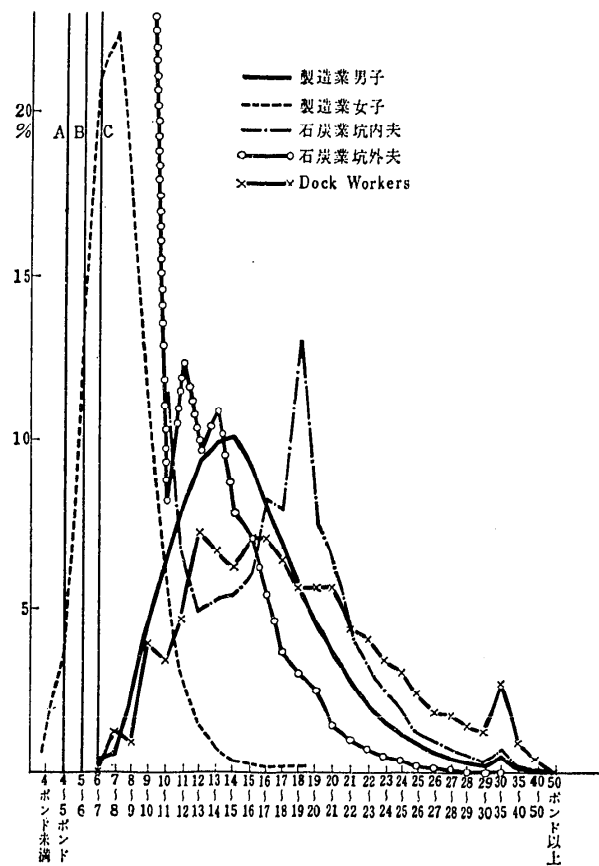
ないようである。

英国の国民扶助の保障水準は、たしかに日本のそれとくらべると、のちに掲げるように、絶対的に高い。しかし、それは、非常に高いといわれるほどではないであろう。図中に示したように、たとえば、1960年で、夫婦2人で85シリング、日本円に換算して1ヵ月約17,000円程度、それに家賃を週20シリングないし30シリングとし、加算すると約21,000円ないし23,000円となる。この額は、大ざっぱに言って日本の2倍くらいに相当するであろう。ただし、英国での生活水準は一般に高いのだから、これらの数字をそのままに評価し、それだけ

表 5 「自由裁量」分の付加実施状況（件数）とその平均額（1964年）

	自加合 由実 裁施 量の 付割	実 施 件 数										平 均
		2s6d	2s7d 5s0d	5s1d 7s6d	7s7d 10s0d	10s1d 12s6d	12s7d 15s0d	15s1d 17s6d	17s7d 20s0d	20s~	計	
社会保険給付に補足に支払われる扶助	%											
退職年金の補足	71.5	81	118	174	147	97	82	51	33	42	825	9 ^a 6 ^d
疾病・労災の補足	57.1	5	11	17	13	12	8	6	4	7	83	11 0
寡婦給付の補足	47.8	5	9	10	8	5	4	2	1	2	46	8 5
失業給付の補足	12.6	—	1	2	—	1	—	—	1	—	5	10 5
無拠出年金の補足として支払われる扶助	66.9	91	139	203	168	115	94	59	39	51	959	9 7
その他の扶助												
雇用登録をしているもの	41.0	3	4	5	5	2	2	1	1	2	25	9 5
雇用登録をしていないもの	11.6	2	2	2	3	—	1	—	—	1	11	9 7
年金受給資格年齢以上のもの	41.9	6	10	13	9	5	4	3	1	2	53	8 6
年金受給資格年齢以下のもの	19.0	5	9	10	9	5	4	2	1	2	47	8 11
総 計	55.9	107	164	233	194	127	105	65	42	58	1,095	9 6

図 2 イギリスにおける職種別・賃金階級別人員分布と国民扶助基準の位置（1960 年）



注 A: 夫婦 85 シリング
 D: 夫婦+1人の子供（～5歳）104 シリング。
 C: 夫婦+2人の子供（～5歳, 5～10歳）120 シリング。
 [1964年の最低賃金率]
 綿紡績, 紡織業(男): 177s, (女): 124s.
 食料品製造業(男): 192s, (女): 136s 3d.

高い生活をこの社会でおくっていると判断してはならないだろう。

問題は、むしろ賃金が、その下限界において若干の重複を許す程度に、全体的に高いことにこそ着目しなければならない。

重要なことは、女子賃金の場合をのぞいて、上にみたような、賃金と国民扶助法の保障基準との関係である。

そこで、これとの対比という意味で、日本における賃金分布と生活保護法における保護基準の関係をみてみよう。それは図3のごとく示される。

図3にみられるように、保護基準を夫婦と子供2人とすると、その保護基準は、男子、10人以上規模の事業所での、賃金のモードよりも高い。このことはまさに重大なことである。

もちろんこの対比は、若干おかしいという議論がなりたつかもしれない。すなわち、保護基準が4人の世帯で計算されているのに対し、賃金の中には、まだ家族をも

たない若年者のものも、家計補充のための仕事をもつ主婦のものもふくまれる。だが、問題は、日本では、いわば1人をやしなうだけのこのような賃金によって、家族もちの賃金が規制されるところにある。絶対額からいって、周知のごとく、極度に低い保護基準に対してさえ、それより低い賃金が大量に存するというのを、この図は明瞭に示しているのである。

したがって日本においては、現実的には、1世帯で、2人あるいは3人働くことにより、2人分あるいは3人分の賃金をまとめ、保護を受けないでいる世帯生活が、下層の階層では広汎にいとなまれているのである。

かくて、保護費が、この図から想像されるように、現実的に、すべての場合、低賃金の補充をなしているのではない。なぜなら、保護基準は、1人世帯の場合、ずっと低いのであって、かくのごとき低い賃金に比してさえ、それよりも低い。したがって、低賃金の状況下において、多くは、多就業世帯としてか、単独世帯としてか、圧倒的に働けるだけ働いているのである。

この場合には、保護法による給付は、低賃金の補充をなすというよりも、低賃金のおもりになっているのである。

これには、現行生活保護法による、所得なり、資産なりの、許容水準の問題も、関係している。英国の場合、日本の許容水準よりも、比較にならぬほど高いのだが、それはのちにふれよう。

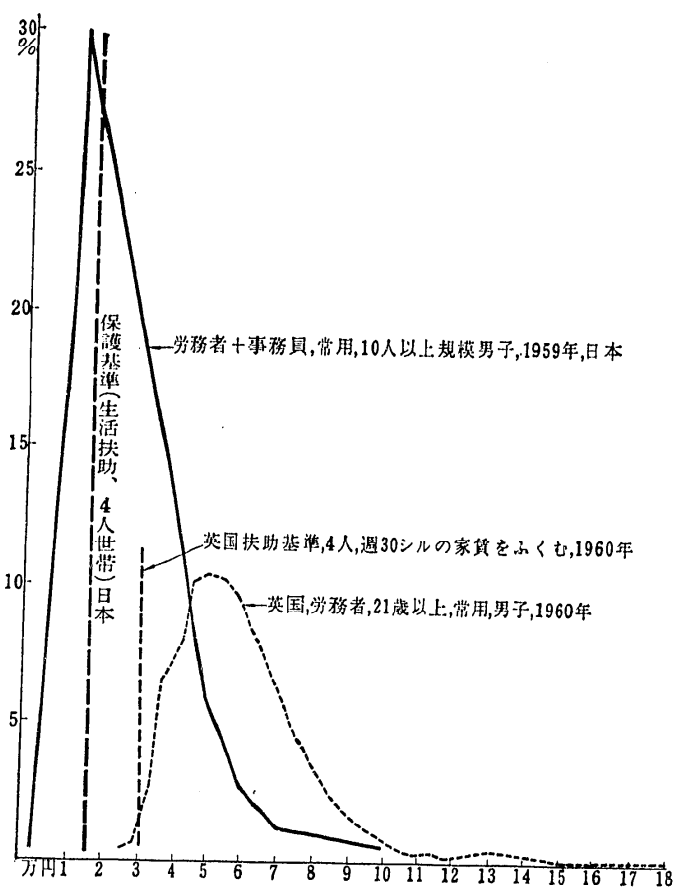
逆に、無業の4人世帯で保護の適用を受けている場合、もしこの世帯で働きうる人が1人であるような場合には、たとえその労働能力が回復し、現実的に働きうるようになって、賃金の低さは、この世帯を被保護者としてとどまることを選ばせるであろう。かくて保護の期間を長期化させる。

すなわち、低い賃金と低い保護基準との関係は、「所得」や「資産」評価とその許容水準の低さも手つだい、一方で、低生活水準世帯を拒否し、一方できびしい保護基準のなかで、なおかつ保護を受けるにいたった世帯を、長期化させ、固定化させる。

いずれにしても、このような状況の中で、日本の生活保護法の機能は、英国のそれにくらべて、非常に複雑となってくることは否めない。

そして問題は、保護基準の低さもさることながら、賃金の低さに、より大きな問題があることは確実である。

図3 日本の賃金分布と保護基準の位置



資料 労働省「賃金センサス、1958年」。

3. つきに社会保険、年金等と国民扶助法の保護基準との関係である。

という形で、給付をうけている。

周知のように、英国の国民扶助受給者の半分以上は、年金受給者であって、その補足 (supplementation) と

この状況を年次別にするために、年次別国民扶助受給者 (本人、世帯主と考えられる) の推移をみるとつぎの表7のようであった。

表 6 1964年12月において実際に支払われた扶助額の分布状況 (世帯)

(単位 1,000)

	5s 以下	5s 6d 10s	10s 6d 15s	15s 6d 20s	20s 6d 25s	25s 6d 30s	30s 6d 40s	40s 6d 50s	50s 6d 60s	60s 6d 70s	70s 6d 80s	80s 6d 90s	90s 6d 100s	100s 6d 110s	110s 6d 120s	120s 以上	計	平 均
社会保険給付に補足して支払 われる扶助																		
退職年金補足	72	137	173	167	151	125	174	84	37	17	9	4	2	1	—	1	1,154	24 ^a 2 ^d
疾病・労災給付の補足	7	11	15	17	17	16	25	17	9	5	2	2	1	1	1	—	146	30 8
寡婦給付の補足	6	11	14	16	12	10	13	6	4	2	2	1	—	—	—	—	97	25 2
失業給付の補足	1	2	4	5	6	3	7	4	3	2	1	—	—	—	—	—	38	31 11
小 計	86	161	206	205	186	154	219	111	53	26	14	7	3	2	1	1	1,435	—
無拠出年金の補足として支払 われる扶助	—	—	—	1	1	2	18	13	9	8	5	2	1	—	—	1	61	529
その他の扶助																		
雇用登録をしているもの	—	—	—	—	—	—	5	4	8	13	9	10	6	3	6	29	93	99 10
雇用登録をしていないもの																		
年金受給資格年齢以上の もの	1	1	4	1	1	2	3	2	9	33	18	19	12	9	6	6	127	75 5
年金受給資格年齢以下の もの	1	1	4	2	1	2	11	8	30	55	20	21	16	14	14	45	245	85 6
総 計	88	163	214	209	189	160	256	138	109	135	66	59	38	28	27	82	1,961	40 4

表 7 国民扶助受給者の類別推移 (世帯主)

(単位 1,000)

	1948年 7月27日	48年 12月	49年 12月	50年 12月	51年 12月	52年 12月	53年 12月	54年 12月	55年 12月	56年 12月	57年 12月	58年 12月	59年 12月	60年 12月	61年 12月	62年 12月	63年 12月	64年 12月
社会保険給付に補足し て支払われる扶助																		
退職年金の補足	432	495	558	677	767	856	938	1,001	888	927	978	894	976	1,075	1,056	1,122	1,100	1,154
疾病・労災給付の補足	75	80	92	114	121	138	144	138	113	117	118	107	128	139	134	148	146	146
寡婦給付の補足	71	81	87	96	86	95	100	93	75	70	61	52	58	65	77	92	98	97
失業給付の補足	10	19	30	38	33	59	48	30	20	30	41	66	59	43	45	89	62	38
小 計	588	675	767	925	1,007	1,148	1,230	1,262	1,096	1,144	1,198	1,119	1,221	1,322	1,312	1,451	1,406	1,435
無拠出老齢年金の補足 として支払われる扶助	78	89	98	106	124	157	161	157	158	152	143	129	121	111	98	85	72	61
その他の扶助																		
雇用登録をしている もの	25	34	36	39	33	43	46	50	41	43	55	85	96	85	86	113	123	73
雇用登録をしていない もの																		
年金受給資格年齢 以上のもの	40	54	63	69	78	85	95	100	107	110	116	111	116	121	122	124	123	127
年金受給資格年齢 以下のもの	111	159	193	211	220	234	229	227	210	207	200	205	212	218	226	234	247	245
総 計	842	1,011	1,157	1,350	1,462	1,667	1,761	1,796	1,612	1,656	1,712	1,649	1,766	1,857	1,844	2,007	1,971	1,961
上に含まれるものの中 で、特別基準のもの																		
盲 人	39	43	44	47	50	52	53	55	57	56	59	60	55	56	56	55	53	51
結核患者	18	20	26	31	34	36	36	34	28	25	23	18	17	14	13	11	9	9

そこで表7により、1961年の受給者総数 1,961,000人（本人＝世帯主）のうち、各種補足 supplementation の比重をみると、つぎのようであった。

退職年金の補足	59%
疾病および身障者給付の補足	8
寡婦給付 widow's benefits	5
失業給付の補足	2
無拠出老齢年金給付の補足	3
計	77

かくて、老齢年金への補足給付が約6割、その他の社会保険給付への補足が約2割、あわせて8割がこれらの補足 supplementation ということになる。この傾向は、表7からもしられるように、1948年当時よりも、いまの方がむしろ強まっている。

いま、表7を1948年7月を100として、それぞれの種類別受給者の推移をみると、表8のようである。

受給者の全体は、1948年から52年ないし53年まで、急速に増大し、ほぼ2倍に達する。以後、若干の波動を経過しつつ、1964年には、48年の2.33倍に到達している。

このような傾向の中で、老齢退職年金の補足受給者が、絶対的にも相対的にも、最も増大しているといえる。もっとも失業給付の補足受給者は、絶対数は小さいが、その増大傾向は、老齢年金の場合より、数値的には著しい。また年度によって、その波動がきわめて高いことは特徴的である。

これと別に、老齢年金や各種社会保険の総受給者が、そのどれだけの部分を国民扶助で補足されているのか、その比重をみるとつぎの表9のごとくであった。

すなわち、1964年でみると、退職年金受給者では、

表9 各社会保険別、保険給付受給中のものの中に占める、国民扶助受給者の割合（単位 %）

	1954年 12月	60年 12月	61年 12月	62年 12月	63年 12月	64年 12月
退職年金	27.0	23.5	22.7	23.0	22.5	22.8
疾病給付	13.0	13.3	12.6	13.5	13.6	13.4
寡婦給付	23.0	15.8	14.2	16.2	17.1	16.7
失業給付	20.5	17.5	14.4	17.4	18.2	15.3

その22%が、疾病給付では、その13%が、寡婦給付ではその16%が、失業給付ではその15%が、それぞれ補足的に、その個別的需要に応じて、国民扶助法の給付金を受けている。

この補足関係の生ずるのはなぜか。その点については、すでに一般的にはのべたが、まず国民扶助の保障水準と老齢年金、その他の社会保険の保障水準との関係をふまえておく必要がある。いまそれを簡単に示すと、表10、表11のごとくである。

みられるように、国民扶助給付金を夫婦2人で計算すると、家賃給付をふくめればなおさら、各種社会保険給付とそれほどちがわなくなる。そこで、たとえば老齢年金給付者で、家賃等の出費が特に多ければ、あるいは、段階をもつ年金給付（この表には示されていないが）において低額の給付をうけ、しかもこの老齢者を扶養する息子や娘が他にいないときは、容易に国民扶助の水準以下にさがりうるのである。

また、たとえば、幼い被扶養子女を多数もつ親は、国民扶助の場合では、子供の数だけ、児童手当よりもより高い額で倍加され給付されるが、児童手当によるときは、国民扶助の場合よりも低い給付額で、逡減的に給付される。したがって、児童手当受給者で多子のものは、

表8 国民扶助受給者の年次変化

	1948年 7月27日	48年 12月	49年 12月	50年 12月	51年 12月	52年 12月	53年 12月	54年 12月	55年 12月	56年 12月	57年 12月	58年 12月	59年 12月	60年 12月	61年 12月	62年 12月	63年 12月	64年 12月
社会保険給付の補足																		
退職年金	100	115	129	157	178	198	217	232	206	215	226	207	226	249	244	260	255	267
疾病・労災給付	100	106	123	152	161	184	192	184	151	156	157	143	171	185	179	197	195	195
未亡人給付	100	114	122	135	121	134	141	131	106	99	86	73	82	92	108	130	138	137
失業給付	100	190	300	380	330	590	480	300	200	300	410	660	590	430	450	890	620	380
	100	115	130	157	171	195	209	215	186	195	204	190	208	225	223	247	239	244
無拠出年金の補足	100	114	126	136	159	201	206	201	203	195	183	165	155	142	126	109	92	78
社会保険給付のないもの																		
雇用登録をしているもの	100	136	144	156	132	172	184	200	164	172	220	340	384	340	344	452	492	372
雇用登録をしていないもの																		
年金資格年齢以上	100	135	158	173	195	213	238	250	268	275	290	278	290	303	305	310	308	318
年金資格年齢以下	100	143	174	190	198	211	206	205	189	186	180	185	191	196	204	211	223	211
総計	100	120	137	160	174	198	209	213	191	197	203	196	210	220	217	238	234	233

表 10 各種保険による給付水準と国民扶助の水準の比較 (夫婦)

	1938年	48	56	64
退職年金	20 ^s 0 ^d	42 ^s 0 ^d	65 ^s 0 ^d	109 ^s 0 ^d
疾病給付	15 0	42 0	65 0	113 6
失業給付	26 0	42 0	65 0	113 6
国民扶助 (夫婦)	24 0	40 0	69 0	104 6
家賃扶助平均額		2s6d~ 10s	14 0	27 2

注 退職年金はこの平均金額がいくつかの段階に分れて規定されている。

表 11 各社会保険の家族手当 (扶養児童) (1964年)

退職年金・疾病給付・失業給付 (16~19歳の学生, ある種の徒弟を含む)		国 民 扶 助	
第1子	20 ^s 0 ^d	18~20歳	43 ^s 0 ^d
第2子 (児童手当)	12 0 (8 0)	16~17	37 0
第3子以上 (児童手当)	12 0 (10 0)	11~15	28 0
		5~10	23 0
		5歳未満	19 0

資料 1. 近藤文二『社会保険』。
2. Report of the National Assistance Board.

年金, 社会保険等の受給者でも, その他賃金所得を得ているものでも, 容易に国民扶助の水準以下に下りうるのである。

では, 全体として, これらの事情が生ずるのは, 英国における社会保険給付が低いためであるのか, 国民扶助の保障水準が高いため生ずるのか。この点については, もっと英国の国民生活の構造や実態を知ってから必要がある。また, それに加えて, すでにのべたように, 平均的原理による年金や保険では充たし得ない個別的需要が, いかなる場合にもありうることを, すでにふれたとおりである。

しかし, あえていうなら, これまでの実際上の傾向として国民扶助の保障水準の上昇に対し, 年金や社会保険の給付水準の上昇が, 相対的に低く, その上昇率に追いつかなかったことが, その原因の大きなものであるように思われる。

4. 生計費と「国民扶助」の保障水準

以上は, 英国の国民扶助と社会保障の保障水準との関係である。では, 英国の現実の生活水準と扶助の基準の水準上の関係は, どのようなになっているであろうか。

この点については, 私自身の手による資料がない。そ

6) 表 12 の数字は厚生省のある係員の作成による。以下の文章中の関係数字は大部分私のもの。

表 12 世帯構成別家計支出 (イギリス, 1963年)

世帯構成 (人)	調査世帯数	年齢構成 (人)			消費支出 (週)	食料費	食料	飲料	住居費	耐久家具費	光熱費	被服費	雑費	車馬賃	サービス料	タバコ	小遣い	その他の雑費
		0~16歳	16~65歳	65歳以上														
1	470	—	0.46	0.54	172 ^s 4.9 ^d	51 ^s 3.8 ^d	45 ^s 9.1 ^d	5 ^s 6.7 ^d	40 ^s 11.8 ^d	10 ^s 4.8 ^d	16 ^s 7.6 ^d	12 ^s 1.9 ^d	51 ^s 3.9 ^d	11 ^s 9.7 ^d	11 ^s 9.7 ^d	6 ^s 4.7 ^d	0 ^s 0.8 ^d	11 ^s 9.7 ^d
1	906	—	1.43	0.57	330 6.0	104 9.4	91 6.0	13 3.4	8.1 41	21 0.2	24 9.2	26 1.8	112 1.6	35 5.9	33 0.8	18 3.8	0 2.8	25 0.3
1	423	1.00	2.00	—	374 5.2	117 8.6	106 8.2	11 0.4	6.2 40	21 7.1	24 3.2	33 4.2	136 6.6	56 0.2	32 11.1	20 6.1	1 11.9	25 1.3
1	350	2.00	1.99	0.01	420 1.3	141 6.3	127 7.9	13 10.4	6.9 3.7	28 8.9	28 1.8	35 8.9	145 4.8	51 1.7	38 6.5	21 9.6	3 6.8	30 4.2
1	148	3.00	2.00	—	418 5.8	158 8.3	142 0.9	16 7.4	6.9 9.7	26 1.6	25 9.2	40 4.3	123 10.3	37 9.8	33 9.0	21 8.3	3 0.7	27 6.5
平均	3,415	0.82	1.87	0.33	382 8.8	126 7.2	111 8.1	14 11.1	6.2 10.8	22 2.8	25 4.5	35 5.2	132 5.1	45 0.9	36 11.8	21 8.6	1 5.8	27 2.0

資料 Report of the National Assistance Board, 1963. 12.

こで作成された結果を借用するが、その主旨を大きくきずつけないことを願っている。引用した結果の責任は私にある。

そこで、1963年の英国の家計調査によって、世帯構成別の家計支出、および総平均をみると表12のようである⁶⁾。

まず、総平均に対して、どのように位置づけられるか。総平均においては、家族数は3.02人であるから、いま、扶助世帯を3人とする。そしてそれをつぎのように仮定する。

夫婦(104s 6d)+11歳の子(25s 6d)+家賃扶助(30s 8d……疾病・労災給付者の平均、前出)+勤労控除、自由裁量分(40s)=200s 6d

すると、扶助基準(200s 6d)÷平均家計支出(382s 9d)=52.4%となる。実はこの世帯は夫婦のいずれかが疾病、あるいは労災をうけていると想定されている。もしそれによる特別付加をいれると、約20sの増大となり、その比率は58%程度となる。

つぎに、1人世帯の場合をみる。いまこの世帯は、単身(63s 6d)+家賃扶助(25s)+勤労控除、自由裁量分(30s)=118s 6dを得たとする。すると前の表から、その比率は、68.1%となる。

つぎに、2人世帯の場合はどうか。この場合は、夫婦(104s 6d)+家賃扶助(30s)+勤労控除、自由裁量分(40s)=174s 6dとなる。この比率は、2人世帯の一般家計支出に対して52.9%となる。

つぎに4人世帯の場合はどうか。おなじ要領で、夫婦(104s 6d)+子供(47s 6d……11歳および4歳)+家賃扶助(30s)+勤労控除、自由裁量分(40s)=222s 2dとなる。この比率は、52.8%となる。

かくて、再言すると、1人世帯では、その一般世帯の支出の68.1%、2人世帯では52.9%、3人世帯では53.2%、4人世帯では52.8%等々ということになる。そして総平均としては、52.4%となる。

これらの数字を眺めて気付くことは、1人世帯の場合、その比率として高いことである。

日本においては、この点はどうなっているであろうか。すでにのべたように、日本では、1人世帯の賃金は、若年者や老高齢の日雇・臨時労働者であるから、きわめてひくいにちがいない。しかし、保護基準の保障する水準は、さらに低い。いま、たとえば高高齢者が、日給900円で日雇につき25日間働いていたとしよう。すると月収は22,500円である。現在、1級地で、老齢加算をうけない(70歳以下)高齢者の保護基準はほぼ9,000円であり、これに3,000円の住宅扶助があるとなると12,000円となる。この比率は53.3%である。若年者の場合もこれとほぼおなじである。すなわちもし仕事をやめるとするとその生活は、生活保護をもってするなら、その53.3%に低下せざるを得ない。これとイギリスの68.1%と比較するなら、日本では単身者は冷遇されているし、英国では、相対的だが、日本より厚く遇されていることがわかる。かくて、一般に単身者の多い日雇および類似の下層階層は、家族すら形成し得ない所得であるにもかかわらず、多くは保護から除外されていく傾向が強いのである。

さて、以上はそれぞれの平均支出との比較であるが、先述のように、一つの試みとしてなされた英国の最低の5分の1階層の家計と比較すると、この点はどうなるであろうか。1963年の家計調査における収入階級別分布を用い、最低の5分の1に相当する683世帯を抜き出し、この消費支出を計算したものによると、それは週158s 3.4dであった。なお食料費率は58.3%と計算されている。この階層の平均世帯人員は1.7人であった。

いま先述の2人の場合の扶助基準174s 6dに対してその比率を求めると、90.7%となる。

いまこの点を、日本の場合と対照させるため厚生省の計算した数字をかかざると表13のようになる。

みられるように、保護基準は(1人当りの計算による)、総理府家計調査によると、下方の5分位数に対しては、昭和41年で74.3%、第10分位数に対しては79.5%という水準を示している。

表13 平均家計消費支出と生活保護基準との比較(1人当りによる)(日本)

	全平均(A)	第1,5分位数(B)	第1,10分位数(C)	保護基準(D)	$\frac{(A)}{(D)} \times 100$	$\frac{(B)}{(D)} \times 100$	$\frac{(C)}{(D)} \times 100$
昭和39年	11,869円	8,233円	7,834円	5,807円	48.9	70.5	74.1
40	12,923	8,963	8,604	6,545	50.7	73.0	76.1
41	14,344	9,965	9,308	7,404	51.2	74.3	79.5

注1. 人口5万人以上の都市、一般勤労者世帯。総理府家計調査による。

2. 保護基準は、勤労控除をふくみ級地補正をして上記の地域にあてはめたもの。

III 「国民扶助」適用状況

1. 適用率。さて、以上の状況からわかるように、これらの数字をもってする限り、英国では、消費水準からいって、下方5分の1の世帯の9割が、国民扶助の規定する低位な水準にあるのだから（この水準は国民保険の各種保険給付の水準とほぼ同じである）、それはいいかえると $1/5 \times 0.9 = 0.18$ 、つまり全体の18%が、ほぼ国民扶助の保障水準とおなじ消費水準にあることがわかる。

しかるに英国の保護率（対人口）はつぎのように、ほぼ5.5%にすぎない。

表 14 保護率（英国）

	保護人員 (1,000 人)	保護率 (人口 1,000 人当り)
1963年	2,911 (推計)	54.1%
64	2,979 (推計)	54.9

注 人員は扶助世帯数から推計したもの。

資料 Report of the National Assistance Board, 1964.

もちろん上記の18%という数字は、はなはだ大ざっぱな、不正確な推測にすぎない。しかし、この数字と先述の18%の差が13%あることは、英国においても、国民扶助の水準にありながら、現実的に国民扶助受給者となっていない世帯が、おそらく相当あるにちがいないことを示している。ここでその比重を、これだけで計測することはできない。しかし、このことは、英国においても（社会構造はちがうが）日本におけるように、その性格は異なるにせよ、いわゆるボーダーライン層ないし「低所得階層」なるものが存在することを推測させるのである。

この点についての実態を、刻明に分析しているもののひとつは、先掲の B. Abel-Smith and P. Townsend, "The Poor and the Poorest" 1965, である。この報告は、戦後の英国の生活問題について、①貧乏が追放されたということ、②所得の平等、生活水準格差の縮小が以前より進展したということ、この二つの通説に対して、実証的にその反証を提供し、さらに、出生率の減少に対する最近の逆の傾向などに示されるように、社会経済条件の変化の中で、貧困の様相や、直接的原因の変化を明らかにしようとしたものである。

そして方法としては、(1)一般家計調査の結果に、国民扶助基準の物指しをあてはめ、それとの対比において、扶助基準に対する家計消費水準の倍率あるいは収入水準の倍率を算出し、その倍率のランクにしたがって、世帯分布を明らかにする。(2)国民扶助基準に対し、消費水準または収入水準の倍率が140%以下の家計をあつめ、

この世帯層（低所得・低消費層）について、性格、すなわち世帯人員、世帯構成、年齢、扶養児童等々の特徴をみようとする。すなわち現在の貧乏の性質を検討しようとする。以上の二つの作業方法を用いている。

そして資料としては1953～54年の労働省の家計調査対象50,611から抽出した3,225の家計（この場合消費支出）、および1960年の同省の家計調査対象3,540世帯の家計（この場合実収入）を用いている。

この報告のすべてをここに要約するわけにはいかないので、ここでは主として1953～54年調査を用いた分析結果によって、ここでの論点に関連する問題を明らかにしよう。以下表15から表17までは同報告書から引用したもの。

まず、Abel-Smithの報告書から、1953～54年における家計の、国民扶助基準に対する倍率から見た、世帯数および人員数分布を表15にかかげる。

表 15 低消費水準世帯数と人員数および比率 (1953～54年)

国民扶助基準 (基本+家賃実費) を100とした 支出水準	世 帯 数			人 員		推計人員数 全 英 国 (単位 1,000人)
	実数	%	平均世帯 人員数	実 数	%	
80未満	17	0.5	1.5人	26人	0.3	152
80～89	18	0.6	1.3	23	0.2	101
90～99	33	1.0	2.3	75	0.7	354
100～109	61	1.9	2.4	149	1.4	709
110～119	54	1.7	2.6	144	1.4	709
120～129	64	2.0	2.9	178	1.8	911
130～139	79	2.4	2.7	210	2.0	1,012
140～159	162	5.0	3.2	525	5.1	2,581
160以上	2,737	84.9	3.3	8,940	87.1	44,082
計	3,225	100.0	3.18	10,270	100.0	50,611

日本の生活保護世帯は、かつて総評が行った調査によると（総評調研シリーズ『生活保護』1954年）、實際上、保護基準の平均1.7倍の水準において消費生活を営んでいる、といわれる。また従来、日本では一般に、ボーダーライン世帯あるいは「低所得世帯」の水準は、保護基準の1.2倍程度を上限にして（たとえば神奈川県「低所得世帯調査」）、その把握が行われている。このように、もちろん、「低所得」「ボーダーライン」の水準を、生活水準の上限、下限において、どこに設定するかは全く一致した見解がないといってよい。

さて、エーベル・スミスは、試みにその水準を扶助基準の1.4倍にとっている。なぜ1.4倍にとるか、その理由は説明されていない。しかし、それは彼の扶助基準

の計算が、基礎的なものと家賃扶助をいっただけで行われ、その他の付加的給付がふくまれていないという点も理由としてあると思われる。しかし一応その線で区切ったとすると、全体の 3,225 世帯中、少くとも 326 世帯、10.1% が、「最低生活基準の 140% にみたない」生活をしている。「そのうちの 0.5% は、80% にみたない」暮らしを送り、「120% にみたない支出をしている世帯が、全体の 5.7% に相当し、約 2.1% の世帯が最低基準以下の支出をしている」ことが明らかにされたのであった。

そして以上の扶助基準に対する 140% の消費水準世帯 10.1% なる数字は、最低限の見積りによる数字であるという。なぜなら、貧しい世帯、たとえば老齢のそれなどは、家計調査の記録を拒むことが多いからである。

そしてこの水準（140% 以下）にふくまれる英国全体の人口は、総数 5,061 万のうち、400 万人におよぶということを推定している。

以上の趣旨と同じことを、エーベル・スミスは 1960 年のデータ（労働省資料、対象 3,540 家計、全数を使用）で行い、比較する。ただ今度は、消費支出でなく、実収入を用いる。したがって今度は低消費水準世帯の抽出でなく、文字通り「低所得世帯」が把握される。それをここにかかげると表 16 のようである。

表 16 低所得世帯数および人員数の分布と比率(1960年)

国民扶助基準+家賃扶助の金額に対する実収入の比率	世 帯 数			人 員 数		英国全体の人口の推計 (単位 1,000人)
	実数	%	平均世帯員	実 数	%	
80未満	44	1.3	2.2人	98	0.9	471
80～89	37	1.0	2.6	98	0.9	471
90～99	86	2.4	2.5	211	2.0	1,048
100～109	167	4.7	1.8	303	2.8	1,467
110～119	109	3.1	2.3	254	2.4	1,257
120～129	94	2.7	2.8	267	2.5	1,310
130～139	98	2.8	3.0	295	2.7	1,414
140以上	2,905	82.1	3.2	9,239	85.8	44,945
総 計	3,540	100.0	3.0	10,765	100.0	52,383

この表 16 によると、1960 年の時点では、140% 以下の世帯数は、対象 3,540 のうち、635 世帯、18.0% に達する。そして英国の全人口としては、推計 750 万人が、この「低所得階層」に所属する。したがって、1953～54 年と 1960 年の両時点と比較するとき、低消費ないし低所得水準世帯、かりにそれを貧困世帯とよぶなら、そのような貧困世帯は減することなく、比率的にも、むしろ増大していることが証明されたのである。

すでに示したように、英国における保護率（人口比）

は、1963 年で約 5.4% であった。この数字と先述の 1960 年の 18.0% という数字との対比は、後者の高さから、扶助基準すれすれの消費水準にありながら、国民扶助制度からもれている多くの世帯（ボーダーライン層あるいは「低所得階層」とよばれるところ）の大きな存在を推測せしめる。

いま、エーベル・スミスによってその状況を示すと、表 17 のごとくなる。

表 17 国民扶助をうけているもの、うけていないものにわけてみた「低所得」世帯数と比率(1960年)

国民扶助基準を100とした収入水準	国民扶助をうけているもの				国民扶助をうけていないもの			
	世 帯 数		人 数		世 帯 数		人 数	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
100以下	48	18	149	27	119	32	258	26
100～119	162	62	287	52	114	31	270	28
120～139	55	21	112	20	137	37	450	46
計	265	100	548	100	370	100	978	100

すなわち、国民扶助の 140% 以下にある貧困世帯のうち、国民扶助を受けているものは 265 世帯、4.2 割であり、うけていないものが 370 世帯 5.8 割と、この方が大きい。しかもうけていない 370 世帯のうち、国民扶助基準以下（100% 以下）のものが 119 世帯、1.9 割におよんでいる。貧困世帯のうち、その 2 割が、明白に国民扶助水準以下であるのに、国民扶助の「補足」Supplement その他をまったく受けていないのである。

ところで、以上のような状況は何を示唆するのであろうか。

一つは、すでにふれたように、英国においても、戦後 20 年を経た今日、資本蓄積の進むなかで、全体的に消費水準は上昇したであろうが、その中で、すぐれた社会保障制度の樹立にもかかわらず、所得の不平等が進み、生活水準の格差が、一般の推測に反して増大していること、とくに低生活水準層の中に上下の幅が大きくみられることを示している。なぜなら、先述した現象が生ずるのは、このような基礎から発するものと考えられるからである。とくに、ここで問題となっているような層の生活水準の格差は、日々のフローとしての所得、支出の量よりも、そのストックとしての貯蓄量、物的なそれとしての「資産」の量における格差に影響し、そこに（この点日本も同じだが）大きく反映しているであろう。

二つは、いわゆるビバリッジプランなるものが戦後具体化された当初、社会保障の全体のフレームが、現在よりもすっきりしていたのが、時のすすむにつれて制度間

の重複なり乖離なりがすすみ、全体の有機的関連において、その緊密性と均衡性が失われ、いわばがたがたした箇所があらわれてきていることを推測させる。もちろんこれは、前述したような現状との関係の中であらわれてくるのであろうが。

そして、三つは、より直接的に、公的扶助制度——国民扶助における「資産調査」、ミーンズ・テストのありかたが現実にもぐわなないことからでてくるであろう。なぜなら、決定された「資産」の保有許容量は、その時々々のフローとしての所得量と「資産」量との一定の比率的関係を前定し、一定以上の「資産」量を許さないという趣旨からでてくるのである。しかるに月々の貨幣の流入・流出量と貯蓄や耐久消費材等「資産」との相関関係は、階層によって複雑な様相をとりながら平均的には時代によってちがっていく。そしてもし所得と「資産」の関係が、時代がすすみ社会経済の環境が変化する中で、非常に違ってきて、しかも前の場合の「資産」評価とその許容水準を用いているときは、簡単には、たとえば所得は少くとも「資産」が多いゆえに、以前の尺度をもってする限り、保護制度からはじきだされたり、「資産」が何もなく、しかしフローとしての所得が多いゆえに同様に保護を受け得ない層がでてくるであろうからである。ともあれ、このようにして、消費水準あるいは所得水準と扶助の関係が一義的に結びつかなくなる。

四つは、いわゆる勤労控除や諸付加給付の導入である。これらは、実は、扶助基準の引上げを代替し、かわりに基本的基準を固定しておくところの、一種のびほう策と

も考えられる。

ともあれ、その導入は、扶助の水準を複雑にし、扶助の適用を見とおしのきく、単純で一貫した姿でないものにしていったのである。

2. 1966 年社会保障省法は、その意図するものはいろいろあろうが、「資産」評価について、在来の制限を大幅にはずし、いわば天井なしの線にもっていかうというのが一つの大きなメリットであった⁷⁾。

いまその効果について、ここでは、これ以上ふれない。問題はこれまでのものである。その規定は周知のところであろうが、一応表 18 にかかげておこう。

表 18 控除される資産および所得（英国，1964年）

1. 居住に用いている住宅。（修理工費や抵当に入れている場合の利子は扶助費として給付される）。
2. 1人 375 ポンドまでの「戦時貯金」。
3. その他の資産は、妻、扶養されている子供の分を合せて 100 ポンドまでは全く控除される。そして 100 ポンドをこえる場合には、25 ポンドにつき週 6 ペンスが収入として算定される。ただし、600 ポンド以上の資産があれば扶助はうけられない。
4. 戦争廃疾者年金、労働災害による廃疾者給付、妊婦手当のうち、週 30 シリング。
5. 退職年金（民間）、戦争未亡人年金、慈善等による贈与のうち、週 15 シリング。
6. 就職登録を命じられている人の場合は、週 15 シリングの収入が控除される。さもなければ、最初の週から 30 シリングと次週の 20 シリングの半額が控除される。
7. 4～6 までの収入の 2 種類以上があるものの場合、最高控除額は週 30 シリング。

すなわち表 18 にみられるように、「資産」および「所得」において控除され、許容される水準は、日本よりずっと高い。すなわち、居住に用いられる住宅はそのまま、

表 19 資産の所有状況（英国，1964年）

（単位 1,000 人）

	100 ポンド未満	100～199	200～399	400～599	600～799	800 ポンド以上	計
社会保険の補足として支払われる国民扶助							
退職年金の補足	271	106	111	47	12	4	551
疾病および労災給付の補足	26	8	6	3	1	—	44
寡婦給付の補足	19	6	7	4	1	—	37
失業給付の補足	3	1	1	—	—	—	5
無拠出年金の補足として支払われる国民扶助	11	6	8	8	1	1	35
その他							
雇用登録をしているもの	6	2	2	1	—	—	11
雇用登録をしていないもの							
年金受給資格年齢以上のもの	19	7	7	5	1	1	40
年金受給資格年齢以下のもの	22	5	5	2	1	—	35
計	377	141	147	70	17	6	758

7) この点については、前出国会図書館立法考査局田中寿氏の紹介参照。

「戦時貯金」は 375 ポンド（邦価換算約 37～8 万円）、600 ポンド（約 60 万円）相当のその他の資産、さらに、その他の収入（たとえば賃金、年金、戦争廃疾者、未亡人年金、労災による廃疾、妊婦手当等の一つまたは組合せで）は最高で週 30 シリング（月額約 6～7,000 円）が控除されるのである。そこで、国民扶助受給者の「資産」の保有状況はどうであろうか。それは表 19 のように、かなりの格差をもっていることが注目される。

表に見られるように、資産 200 ポンド（邦価換算約 20 万円）以下の世帯が全体の約 7 割ではあるが、日本の状況と照してみた時、日本の保護世帯がもつものは、テレビと古びた机やタンスだけで、あとは目ばしいものがない、むろん貯金などはほとんどゼロなどという状況にくらべ、格段の相異である。

しかしこれを英国社会の戦後 20 年を経た現状において考えた時、決して高いものということとはできないであろう。それが 66 年のポンド改正と揆を一にして、大幅にゆるめられるのである。

付言すると、日本の資産および所得控除は、高度経済成長を経た今日、きわめて低位なものであるといわねばならない。低位な控除の中で、たしかに勤労控除は最近高められている。しかしそれでも決して高いとはいえない。それ以外の、とくに資産については、売るものを売りつくし、いわば皆無の状況にひとしくなって、はじめて保護の手がのべられるのだといってよい。しかも保護基準が低いと共に、勤労控除も低位なので、所得の少しでも高いもの、たとえば単身の中高年の日雇労働者などは除外されてしまう。もし適用されても、実際の扶助給付額は、控除率がひくいので収入がまるまる認定されてしまい、きわめて低額とならざるを得ないのである。だから、日本の被保護者が、低所得階層の中から、生活保護法のきびしい条件によってセレクトされたいわば被保護階層という集団を形づくり、いわば特別の生活パターンを形成しているのに対しては、英国の状況はかなり異なるものといわなければならぬ。

3. 英国の貧困層ないし公的救済層の性質について

さて、先出のエーベル・スミスによる低消費世帯——低所得世帯、かりにこれを貧困層と名づけるなら、その貧困層としての性質はどうであろうか。それはつぎのときいくつかの指標によって明らかにせられている。ここでは 1953～54 年の低消費水準世帯に関する資料を用いる。というのは、1960 年のものは、その傾向を再確認しているのだからである。

まず、これらの層の就業面の状況(Employment status)からみると表 20 のごとくなる。

表 20 低消費支出世帯主の就業状態 (1953～54 年)

	低消費世帯		総世帯数		低支出世帯に属する人数	
	実数	%	実数	%	実数	%
老 齢 退 職	223	68.4	657	20.4	398	49.3
疾 病	14	4.3	73	2.3	58	7.2
失 業	10	3.1	31	1.6	43	5.3
パートタイム	15	4.6	72	2.2	25	3.6
フルタイム	64	19.6	2,392	74.1	275	34.6
計	326	100.0	3,225	100.0	807	100.0

資料 Ebel-Smith, 前掲報告。

すなわち、表 20 が明らかにするように、老齢退職者が、低消費世帯（国民扶助の 140% 以下）——貧困層の 7 割を占める。総世帯のうち老齢退職者が 2 割である（この比率自身きわめて高い）のに対し、低消費の場合は 7 割に上昇することは、英国の現在の貧困の直接的原因が、その基本を老齢にしていることを示している。もちろん逆に老齢がただちに貧困を引きおこすことにはならないことも、それは同時に示している。それは、老齢がそのまま貧困を結果するのではなく、それが他の条件によって貧困にならないよう支えられない限り、貧困におちいる可能性の、他の原因より強いことを示しているのである。このことは表 21 を見るとなお明らかとなる。

表 21 就業状態別の低支出世帯の総世帯に対する割合

	低支出世帯	総世帯	低支出世帯の総世帯に対する割合
老 齢 退 職	223	657	33.9
疾 病	14	73	19.1
失 業	10	31	31.7
パートタイム	15	72	20.8
フルタイム	64	2,392	2.7
計	326	3,225	10.1

資料 Abel-Smith, 前掲書。

すなわち、貧困原因としては、老齢は、表 21 に示されるように最も強いと判断できるが、その他に失業は同程度に高い。その他にパートタイムの場合、疾病の場合がつづく。

もちろん英国の現在では、失業率は戦前にくらべ比較にならないほど減少したのであり（顕在失業からいうと日本の方が低いけれど）、フルタイムの就業においては、低消費水準世帯におちいる可能性がその 2.7% ときわめて低いと判断できる。しかしパートタイム、すなわちその多くは不安定な雇用の場合、貧困世帯化の可能性が

かなり高いことにも注意せねばならぬであろう。

つぎに、このような世帯の世帯の大きさと構成である。それは表 22、表 23 のごとく示されている。

表 22 世帯員数別低消費支出世帯数 (1953~54 年)

世帯員数	低支出世帯数	総世帯数	低支出世帯の総世帯に対する割合
1 人	126	326	38.6
2	88	913	9.6
3	39	803	4.9
4	29	632	4.6
5	17	317	5.4
6 人以上	27	234	11.5
計	326	3,225	10.1

資料 Abel-Smith, 前掲書。

表 23 低消費世帯の世帯構成と類型別比重

	(1) 低消費世帯		(2) 母集団世帯	(3) 母集団に対する比率 ⁽¹⁾ (2)
	実数	%		
男 1 人世帯	22	6.7	77	38.6
女 1 人世帯	104	32.0	249	41.7
妻+子供 1 人	3	0.9	27	11.1
妻+子供 2 人以上	10	3.1	28	35.7
夫婦	67	20.6	773	8.7
夫婦+子供 1 人	11	3.4	416	2.6
夫婦+子供 2 人	17	5.2	362	4.7
夫婦+子供 3 人	11	3.4	143	7.7
夫婦+子供 4 人以上	17	5.2	74	23.0
その他	63	19.4	1,074	5.9
計	325	100.0	3,223	10.1

資料 Abel-Smith, 前掲書。

すなわち、このような世帯は世帯人員からいうと表 23 の示すように、1 人世帯という小さなものと、6 人以上世帯という大きなものの両極に集中している。すなわち、先掲の表とあわせてみると、老齢単身の退職年金受給者（特に女子）と、多子で未亡人としてパートあるいはフルタイムで働いているような場合が典型的なものである。

そこで表 24 をみると、その状況が具体的にわかる。老齢者の他、婦人と子供が問題であることがわかる。

エーベル・スミスの明らかにしている現在の英国の貧困層の性質の一つの側面はおよそ以上のごとくであるが、なお、1960 年時点のものについて、その収入源泉の表があるのでつけ加えておこう。それは表 24 のごとくである。

「収入源」は、前出の就業状態が示唆するものをより具体的に示すものである。それによると、76% は、年金か、それ以外の国民扶助や家族手当給付をうけるか、

表 24 低収入世帯に属する人々の収入源 (1960 年)

収入源 ¹⁾	人数	%
1 次収入が年金のもの ²⁾		
2 次収入 { な し	350	22.9
年金以外の国家給付	100	6.6
個人の収入 ⁴⁾	90	5.9
1 次収入が年金以外の保険給付のもの ³⁾		
2 次収入 { な し	275	18.0
年金	8	0.5
個人の収入	70	4.6
1 次収入が個人の収入のもの		
2 次収入 { な し	534	35.1
年金	25	1.6
年金以外の国家給付	74	4.8
計	1,526	100

注 1) 1 次的、2 次的の区別は所得の過半を占めるか否かによる。

2) 年金とは退職年金、寡婦年金、無拠出老齢年金。

3) 年金以外の給付には、国民扶助、家族手当、労災給付、その他年金以外の国民保険による給付。

4) 個人の収入とは、職業による所得、非稼働の収入、恩給、疾病手当、私的奨学金、保険の満期金等である。

資料 Abel-Smith, 前掲書。

その他の個人的収入のどれか一つをもつものであり、2 割強は、2 種類以上の「収入源」をもつものであることがわかる。

この表 24 を 1953~54 年のものとただちに比較することはできない（おなじデータが欠如している）。しかし想像されるところでは、老齢退職年金受給者の低所得世帯——貧困層に占める地位は大きい、比率的に若干減退して、その他のもの、とくに「個人的収入」があって、おそらく多子なるがゆえに、あるいはその世帯主が女子なるがゆえに、貧困におちいつている世帯の比重が、増大してきたように思われる。

4. そこでつぎに、現に国民扶助を受けているものの性質を、上記のメルクマールに即しつつ見ていこう。

この場合、エーベル・スミスの解明した低消費・低所得層の状況を念頭におきながら、さらに、小論の最初の部分において解明した賃金水準・構造と国民扶助基準の位置、生活水準とそれとの関係など、広い観点に立ちかえらねばならぬ。

国民扶助受給者は、1964 年、人口比率で全体のほぼ 5% に達する。しかしその 7 割近くは現に年金、その他の社会保険をうけ、その付加 Supplement として国民扶助の給付を受けている。中でも老齢退職年金受給者が高い比重を占める。そこで、いま、1964 年における受給者の年齢構成を男女別にみると、表 25 のごとくである。

これらの表から、英国の国民扶助受給者の老齢者の比

表 25 男子受給者の年齢構成 (1964 年)

(単位 1,000 人)

	16~20歳	21~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~79	80歳以上	計
社会保険の補足として支払われる国民扶助										
退職年金の補足	—	—	—	—	—	—	96	157	71	324
疾病および労災給付の補足	—	3	9	18	40	45	1	—	—	116
寡婦給付の補足	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
失業給付の補足	1	7	9	7	6	5	—	—	—	35
小 計	1 (0.2)	10 (2.1)	18 (3.8)	25 (5.3)	46 (9.7)	50 (10.5)	97 (20.4)	157 (33.1)	71 (14.9)	475 (100)
無拠出年金の補足として支払われる国民扶助	—	—	—	—	—	—	1	1	10	12
そ の 他										
雇用登録をしているもの	6	9	12	15	21	16	—	—	—	79
雇用登録をしていないもの										
年金受給資格年齢以上のもの	—	—	—	—	—	—	5	11	6	22
年金受給資格年齢以下のもの	8	9	8	8	12	8	—	—	—	53
計	15 (2.3)	28 (4.4)	38 (5.9)	48 (7.5)	79 (12.3)	74 (11.5)	103 (16.1)	169 (26.4)	87 (13.6)	641 (100)

表 26 女子受給者の年齢構成 (1964 年)

(単位 1,000 人)

	16~20歳	21~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~79	80歳以上	計
社会保険の補足として支払われる国民扶助										
退職年金の補足	—	—	—	—	—	73	177	395	185	830
疾病および労災給付の補足	2	2	1	6	17	1	—	1	—	30
寡婦給付の補足	—	—	2	11	43	40	1	—	—	97
失業給付の補足	—	1	—	1	1	—	—	—	—	3
小 計	2 (0.2)	3 (0.3)	3 (0.3)	18 (1.9)	61 (6.4)	114 (11.9)	178 (18.5)	396 (41.2)	185 (19.3)	960 (100)
無拠出年金の補足として支払われる国民扶助	—	—	—	—	—	—	1	7	41	49
そ の 他										
雇用登録をしているもの	3	1	2	4	4	—	—	—	—	14
雇用登録をしていないもの										
年金受給資格年齢以上のもの	—	—	—	—	—	19	20	45	21	105
年金受給資格年齢以下のもの	16	44	40	43	49	—	—	—	—	192
計	21 (1.6)	48 (3.6)	45 (3.4)	65 (4.9)	114 (8.6)	133 (10.1)	199 (15.1)	448 (34.0)	247 (18.7)	1,320 (100)

重がいかにか高いかかわかる。

すなわち、年齢 70 歳以上をとるなら、男子では、全受給者の 40.0%，女子では 52.7% がそれに属し、60 歳以上でとるならば、男子で 67.6%，女子で 77.9% が、この層に属することが示されている。

この点は日本の場合と全く異なる点である。日本の保護受給者（世帯主）も年々高齢者比率を増大せしめているが、しかしその比率はまだこれほど大きくはない。その比率は、60 歳以上でみて、せいぜい 2~3 割である。英国ではそれが男子で 7 割、女子で 8 割に達するのである。これに対し、日本では壮年者で、子供をかかえ、とくに病気で働けなくなり、保護をうける者が多い。すな

わち日本の生活保護における医療扶助の高率にそれはあらわれている。

すでにみたように英国では、疾病・労働災害のための国民保険からの給付をうけているものは、きわめて比重が小さく、1964 年で総受給者 196 万のうち、146,000 人で、その 7.5% にすぎない。これは英国では、医療保障制度が日本とくらべものにならぬほど進んでいるためと思われる。

なお、受給者を性別にみると、男子受給者が、1964 年で総数 641,000 人に対し、女子は 1,320,000 人である。すなわち女子の方が約 2 倍に達する。この点も注目すべき点である。日本は女子の方が若干多いようでもあ

るが、ほぼ相等しいと評価してよい。男子世帯主で保護をうける比重が英国にくらべてきわめて大きい。

さて、先述のアーベル・スミスの低消費・低所得世帯の年齢の状況に対し、以上の状況をみた場合、どのようなことがいえるであろうか。氏の資料では、年齢の区分が大まかで（16歳以上一括している）比較ができない。ただ、退職年金受給者が、大まかに、全体の5割を占めた。英国の退職年金受給年齢は男子65歳、女子60歳である。そこで、かくて、低消費・低所得世帯が高年齢に傾斜する中で、国民扶助受給世帯では、一層高老年に集中する状況を指摘することができる。このことは、国民扶助制度は、低消費・低所得の貧困世帯の中で、高齢者、そしてとくに女子の高齢者を救うことに力がおかれていることを示している。

アーベル・スミスによると、現在の貧困層の中には、次第に増大する比重で、多子の、したがって壮年者の世帯、あるいは母子世帯が現われつつあるという。それは家族手当制度に関連し、国民扶助では、十分保障の手がのべられていないことを示唆している。

さて、英国の国民扶助受給者は、アーベル・スミスも分析しているように、家族構成別にみてどのような状況になっているのであろうか。しかし、アーベル・スミスの分類と国民扶助年次報告のそれは異なるので、正確な比較をすることはできない。

表27によると、扶助の種類別にその様相は異なるが、

その様相は、アーベル・スミスの明らかにした構成に似て、単身世帯に比重が大きくかかっている。とくに退職年金と寡婦給付ではアーベル・スミスの数字より大きい。

これに対し、受給者の被扶養者はどのような状況にあるであろうか。それは、表28が示すように、扶養すべき子供（16歳未満）をもたない場合が圧倒的に多いことを示している。16歳未満の被扶養児童は、アーベル・スミスによると、その貧困世帯に、最近の著しい傾向として、多量にふくまれるのであった。しかるに国民扶助法による給付を、ほとんど少数しかうけていないことは注目すべきことである。

すでにのべたように、国民扶助の受給者は、その7割が社会保険の受給者である。では、これらの社会保険あるいは社会保障給付を受けていないものはどのような状況であろうか。いま先掲の表1によって1964年でのそれをあげるとつぎのとおりである。

雇用登録者 全体の5%

非雇用登録者

年金受給年齢以上 6%

年金受給年齢以下 12%

計 23%

以上のごとくである。絶対数は372,000（全体で196万人）。ではこの人々は働いているのだろうか。そこで無拠出年金給付、老齢年金、国民保険給付、家族給付、資本による所得、等々以外の所得源泉をみると表30の

表27 被扶助者の家族類型別扶助の種類別世帯数（1964年）

（単位 1,000人）

	社会保険の補足として扶助をうけているもの										そ の 他							
	退職年金		疾病・労災		寡 婦		失 業		無拠出年金		雇用登録をし ているもの		雇用登録をしていないもの 退職年金年齢 以上のもの		退職年金年齢 以下のもの		実数	%
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%		
単身世帯	645	55.9	28	19.2	41	42.3	7	18.4	20	32.8	18	19.4	52	41.0	24	9.8		
夫婦	161	13.9	36	24.7	—	—	4	10.5	2	3.3	9	9.7	5	3.9	3	1.2		
被扶養児童を含む世帯	2	0.2	19	13.0	6	6.2	14	36.9	—	—	16	17.2	—	—	50	20.4		
成人者および扶養児童を含む世帯	233	20.2	44	30.1	46	47.4	8	21.1	10	16.4	18	19.3	22	17.3	40	16.4		
小 計	1,041	90.2	127	87.0	93	95.9	33	86.9	32	52.5	61	65.6	79	62.2	117	47.8		
扶助申請者が世帯員であるもの	89	7.7	12	8.2	3	3.1	3	7.9	20	32.8	26	28.0	31	24.4	112	45.7		
食事つき下宿料を支払っているもの	16	1.4	5	3.4	1	1.0	1	2.6	2	3.3	2	2.1	3	2.4	2	0.8		
公立の収容施設に入っているもの	5	0.5	1	0.7	—	—	—	—	7	11.4	1	1.1	11	8.6	10	4.1		
入院中のもの	1	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2.4	3	1.2		
そ の 他	2	0.1	1	0.7	1	—	1	2.6	—	—	3	3.2	—	—	1	0.4		
計	1,154	100	146	100	97	100	38	100	61	100	93	100	127	100	245	100		

表 28 国民扶助受給者の 1 世帯に含まれる子供の数別世帯数

(単位 1,000 人)

	1 人	2	3	4	5 人以上	小 計	16歳未満の 子供がいない 世帯	計
社会保険の補足として支払われる国民扶助								
退職年金の補足	2	1	1	—	—	4	1,150	1,154
疾病および労災給付の補足	14	9	6	3	3	35	111	146
寡婦給付の補足	10	4	1	—	—	15	82	97
失業給付の補足	5	5	3	3	3	19	19	38
小 計	31	19	11	6	6	1,362	1,362	1,435
無拠出年金の補足として支払われる国民扶助	—	—	—	—	—	—	61	61
そ の 他								
雇用登録をしているもの	7	5	3	4	5	24	69	93
雇用登録をしていないもの								
年金受給資格年齢以上のもの	—	—	—	—	—	—	127	127
年金受給資格年齢以下のもの	47	27	14	6	5	99	146	245
計	85	51	28	16	16	196	1,765	1,961

表 29 被扶養者数と子供の年齢 (1964 年)

(単位 1,000 人)

	世帯主	世帯主の妻	15 歳 以 下 の 子 供				16歳以上 の子供	被扶養者 総 数
			5 歳未満	5~10	11~15	小 計		
社会保険の補足として支払われる国民扶助								
退職年金の補足	1,154	206	—	2	4	6	1	213
疾病および労災給付の補足	146	90	21	29	30	80	2	172
寡婦給付の補足	97	—	2	8	14	24	1	25
失業給付の補足	38	25	23	19	10	52	—	77
小 計	1,435	321	46	58	58	162	4	487
無拠出年金の補足として支払われる国民扶助	61	3	—	—	—	—	—	3
そ の 他								
雇用登録をしているもの	93	38	22	20	20	73	—	111
雇用登録をしていないもの								
年金受給資格年齢以上のもの	127	7	—	—	—	—	—	7
年金受給資格年齢以下のもの	245	8	79	48	48	196	1	205
計	1,961	377	147	126	126	431	5	813

ようである。

この表 30 によって検討すると、そのような所得を得ているものは、434,000 人であり、全数 1,961,000 人に対して、その 22% にすぎない。その中でも、表 30 にみるように、労働による所得をえているものは、「その他」others の 64,000 にふくまれているだけのようであり、ほとんどネグリジブルのごとくである。

エーベル・スミスによると、しかしながら、1960 年では、稼働収入ある低所得世帯が、正確な数字は把握できない。けれども、表 30 にみるように、ある程度存在

するようみえる。したがって、これらは、国民扶助法によっておおわれてはいない。その点は、日本ほど著しくはないけれども、同じ傾向が現出していることがわかるのである。さて最後に、これらの国民扶助受給者の扶助受給期間をみておきたい。それは表 31 のごとく、扶助者における高齢者の高率を反映して、5 年以上の受給者が 48% を占めている。

(本研究は昭和 41 年度厚生科学研究費の補助をえて行ったものである。なお日女大川上昌子氏の大きな援助を得て行われたことを付記する。)

表 30 国民扶助受給者の社会保険以外の所得の種類 (1964 年)

(単位 1,000 人)

	恩給	友かい 愛らい 組の 合支	慈お志の 善よ家寄 団びか付 体篤ら	廃 疾 年 金	戦 争 恩 給	勤 労 所 定 は 得 期 除	所 得 (く)	下 宿 の 人 収 か 益	裁 命 る 令 扶 養 所 の よ 義 ら	務 の 送 金 等	そ の 他
社会保険給付の補足として支払われる国民扶助											
退職年金の補足	86	11	41	8	12	35	15	3	31		
疾病および労災給付の補足	7	5	5	3	—	13	1	1	3		
寡婦給付の補足	—	—	2	—	—	12	3	—	8		
失業給付の補足	1	—	—	1	—	2	—	1	—		
無拠出年金の補足として支払われる国民扶助	1	—	5	—	1	1	1	—	4		
そ の 他											
雇用登録をしているもの	1	—	1	3	—	7	—	1	1		
雇用登録をしていないもの											
年金受給資格年齢以上のもの	4	—	8	1	2	5	2	2	12		
年金受給資格年齢以下のもの	—	—	4	2	1	32	2	25	5		
計 (実数 1週当り金額 (ポンド))	100 104	16 6	66 44	18 34	16 15	107 202	24 10	33 71	64 86		

表 31 扶 助 受 給 期 間

(単位 %)

		3ヵ月 以下	4～ 6ヵ月	7月～ 1年	1～ 2年	2～ 3年	3～ 5年	5年 以上	計
一九六四年中に扶助 廃止にな	退職年金	11	5	7	13	9	14	41	100
	保険給付の補足として								
	疾病・労災給付	59	15	8	8	3	5	2	100
	未亡人給付	25	11	15	21	7	8	13	100
	失業給付	48	16	19	11	4	2	—	100
	無拠出年金の補足として	—	4	—	—	—	7	89	100
	雇用登録をしているもの	59	12	8	12	5	3	1	100
	雇用登録をしていないもの								
	平均資格年齢をこえているもの	7	7	4	9	7	7	59	100
	こえていないもの	40	15	15	13	4	5	8	100
うけて 一九六四年一二月現在 扶助を	計	40	12	10	12	5	7	14	100
	退職年金	3	3	5	10	10	17	52	100
	保険給付の補足として								
	疾病・労災給付	16	8	11	17	12	13	23	100
	未亡人給付	5	5	8	16	13	20	33	100
	失業給付	39	16	21	15	5	2	2	100
	無拠出年金の補足として	—	1	1	2	2	9	85	100
	雇用登録をしているもの	17	6	9	18	14	13	23	100
	雇用登録をしていないもの								
	年金資格年齢をこえているもの	1	1	4	5	6	11	72	100
	こえていないもの	6	5	9	13	9	14	44	100
	計	6	4	7	11	9	15	48	100

戦後の社会保障をめぐる新聞論調と世論

— 一日刊紙の分析 —

花 島 政 三 郎

現代のわれわれの生活は、テレビ、ラジオ、新聞といったマス・メディアの存在を無視してはありえない。すなわち、地域社会の、一国の、あるいは世界の客観的情勢を把握して、自己の位置づけをするには、どうしてもマス・メディアの力をかりねばならない。そして、そうしたマス・メディアの伝達する情報が、われわれの中に血肉化することによって世論は形成されていく。その意味では現代社会におけるマス・メディアの役割は重大であるとともに、その責任は重い。

テレビ・ラジオ、新聞の三つのマス・メディアは、現在のわれわれの毎日の日常生活の中に完全に融和しているという点で、書籍、雑誌、映画等のマス・メディアとは区別されるべきであろう。しかしこの3者に対する国民の期待は多少異っている。すなわち、従来、テレビには娯楽性、ラジオには速報性、新聞には時事情報性がそれぞれ期待されている¹⁾。またラジオと新聞との対比では、ラジオに対しては娯楽性が、新聞に対しては指導性がより多く期待されている²⁾。それは新聞が印刷された媒体(printed media)であるのに対して、他の二つは印刷によらない媒体(non-printed media)であるという差とともに、新聞には一本筋の通った送り手側の主張があると考えられている一つの証左でもあろう。

また毎日のニュースが一般にどんなマス・メディアを通してキャッチされているかといえば、「新聞でニュースを毎日読む」もの75%、「テレビでニュースを毎日見る」もの59%、「ラジオでニュースを毎日聞く」もの32%³⁾と、ここでも新聞の占めるウェイトは大きい。

そこで今回は、「新聞」というマス・メディアが、戦後、わが国の社会保障制度の展開にいかなる役割を果たしてきたか、を明らかにするために、数多い新聞の中から一口刊紙を摘出した。そして具体的には「社説」と「投書」の分析を通して、この目標に迫ろうとするものである。

「社説」が世論を形成する上での核心的場であり、「投書」が世論反映の場であることに対しては、原則的には異論がないと思う。ただ「新聞で最も読まれてない記事は社説だ」との俗説が巷に囁かれているように、受け手側の読み方には確かに問題はある。たとえば「新聞はどう読まれているか」という朝日新聞社世論調査(昭和30年7月実施)から、「まっさきにみるところ」と、「欠かさずみるところ」の一致する数字を調査回答者全体に対する比率として割出し、これによって順位づけを行えば、(1)社会面(9%)、(2)政治記事(8%)、(3)小説(7%)、(4)地元記事(5%)、(5)スポーツ記事(4%)、(6)家庭婦人(2%)、(7)経済記事(2%)、(8)社説・短評(1%)、(9)漫画(1%)、(10)外電(0.1%)となる⁴⁾。

しかし一方では、「社説」が「その社全体の立場を十分考慮に入れての見解でなければならぬ」以上、「現代ブルジョア社会の企業体としての新聞の真の性格は、案外社説においてもっともよく表現されている⁵⁾」とも考えられる。また社員統制という面からも、社説のもつ意義は重大で、「新聞社の最高幹部は、『社説』の線にそむく意見を記事とすることを、『社員』に厳禁する。『社説』の影響力がもっとも決定的に強大であるのは、読者に対してでなく、その新聞社の『社員たる記者』に対してである⁶⁾。」との指摘にもうかがえる。したがって「社説」には紙面全体をリードする機能があるとみても誤りではなからう。そこに自ら「社説」を軸に据えた分析の意義が見出せると考える。

ここで問題にするのは昭和20年8月より42年6月までの期間である。この間に掲載された「社説」ならびに「投書」を項目別に分類したものが表1である。社会保障関係諸制度の範囲・分類は、おおむね社会保障制度審

4) 同上、176頁。

5) 中野好夫「変転する新聞論調」『思想』No. 434、昭和35年8月、219頁。

6) 荒瀬豊「新聞企業における組織と人間」『講座現代マスコミュニケーション』3、ジャーナリズム、河出書房新社、昭和35年、98頁。

1) 新聞総合調査委員会編『社会生活とマス・コミュニケーション』、昭和35年、近代科学社、85頁。

2) 東大新聞研究『紀要』第7号、昭和33年、108頁。

3) 『資料・戦後二十年史』第5巻、日本評論社、310頁。

表1 社説・投書に現われた

時期区分 年次		I 期					II 期					小 計			
		20	21	22	23	24	小	計	25	26	27			28	29
I	1 社 会 保 障 → 般	1 2 2					5	14.3%	3	1	2			4	8.3%
II	2 厚 生 行 政 一 般								2	1				5	3.2
III	3 公 的 扶 助 (生活保護)	1 1 2					2	5.7 4.3	1	2 8			11	2.1 7.1	
IV	社 会 福 祉	1	1	4	4	3	13	37.1 46.8	3	2	1	1	3	10	20.9 37.4
	4 社 会 福 祉 一 般	1 3 1 2					7	53.8 36.4	3	2	3	6	6	20	34.5
	5 心 身 障 害 者	3 3 1					1	7.7	1	1 3			5	10.0 8.6	
	6 老 人	1 1					2	9.1	2 1 2			7	10.0 12.1		
	7 児 童	1 2 1 1					3	23.1 9.1	2 1 3 5 1			4	40.0 15.5		
	8 母 子	1 1 1 1					3	13.6	1	1			1	10.0 1.7	
	9 低 所 得 階 層	1	2 2 2					2	15.4 27.3	1	1 1			3	30.0 20.7
	10 そ の 他	1					1	4.5	1 3			4	6.9		
	社 会 保 険	1	3	1	2	1	7	2.9 14.9	2	4	3	1	2	10	20.9 18.1
	V	11 社 会 保 険 一 般	1					1	14.3						
12 健 康 保 険 ・ 医 療		1	2	1	1	1	5	100.0 71.4	2	3	1	3	9	4	40.0 85.7
13 厚 生 ・ 国 民 年 金									1 1 2			2	20.0 14.3		
14 失 業 保 険		1					1	14.3	1			1	10.0		
15 そ の 他									1	2				3	30.0
公 衆 衛 生		1	1	2		4	2	5.7 19.1	4	6	4	5	16	3	6.2 22.6
VI	16 結 核	2 1 4					7	77.8	3	4	3	4	14	28	80.0
	17 原 爆 被 爆 者								1 1 1			3	8.6		
	18 ガ ン														
	19 公 害														
	20 そ の 他	1	1	1			2	100.0 22.2	1	2	1 2 1			3	100.0 11.4
VII	21 恩 給	1					1	2.1	1	1 2			3	6.2 2.6	
VIII	22 戦 争 犠 牲 者 援 護	2 1 2					3	8.6 4.3	1	1	2 2			7	2.1 4.5
IX	23 住 宅	1					1	2.1	2 2 1			3	6.2 1.3		
X	雇 用 (失 業) 対 策	1	4	1	3		9	25.7 6.4	2	1	1 6 1			8	16.7 3.2
	24 雇 用 対 策 一 般	1	4	1	2		8	88.9 100.0	2	1	2 5 1			7	87.5 100.0
	25 最 低 賃 金 制	1	1	1			1	11.1	1			1	12.5		
XI	社 会 開 発								1	1	1	2	5	10.4	
	26 社 会 開 発 一 般								1 1			2	40.0		
	27 地 域 開 発								1	2			3	60.0	
合 計		2	8	9	5	11	35	100.0 47	8	10	6	10	14	48	100.0 100.0

社 会 保 障 関 係 記 事 件 数

(上段 社説, 下段 投書)

Ⅲ 期							Ⅳ 期							Ⅴ 期					合 計		
30	31	32	33	34	小 計		35	36	37	38	39	小 計		40	41	42	小 計				
1	3	2	3	1	10	7.4%	5	4	2	2		13	8.6%		1	1		2	1.1%	32	6.9%
1					2	1.5	1	1			1	3	2.0	1	1		2	2.2	7	1.5	
					2	1.1				2		2	1.1	1			1	0.5	5	0.7	
1					1	0.7	2		1	1	2	6	4.0		1	1	1	2	2.2	12	2.6
3	3	2			8	4.4	2			2	2	6	3.2	1	2	5	8	4.2	35	4.6	
2	8	5	4	5	24	17.6	4	6	2	7	11	30	19.9	6	6	1	13	14.1	90	19.5	
11	20	15	16	17	79	43.4	12	24	16	12	25	89	47.6	32	39	27	98	52.1	346	45.6	
2					3	12.5	1	1		1	2	5	16.7	1	1		2	15.4	17	18.9	
3					4	25.3	2	7	3	4	4	20	22.5	12	11		23	23.5	91	26.3	
1					4	16.7	2		1	1	2	6	20.2	2	1		3	23.1	15	16.7	
2	3	1	1	1	8	10.1	1	7	4	2	8	22	24.7	8	8	16	32	32.7	67	19.4	
1	2			2	5	20.8		1			2	4	13.3	2	1		3	23.1	13	14.4	
2	3	1	3	3	12	15.2	4	4	5	2	7	22	24.7	7	14	4	25	25.5	68	19.6	
3					3	12.5		2		3	2	7	23.3	1	1	1	3	23.1	20	22.2	
1	2	4	2	4	13	16.5	1	2		3	2	8	9.0	1	1	3	5	5.1	37	10.7	
1					5	6.3	1					1	1.1			1	1	1.0	11	3.2	
2					6	25.0		2	1	1	2	6	20.0		2		2	15.4	19	21.1	
2	3	3	6	4	18	22.8	2	3	4	1	4	14	15.7	1	5		6	6.1	56	16.2	
1	1	1			3	12.5	1				1	2	6.7						5	5.6	
1					3	3.8	1	1				2	2.3	3		3	6	6.1	16	4.6	
6	14	9	13	8	50	36.8	7	15	3	9	11	45	29.8	19	9	8	36	39.1	142	30.8	
5	3	9	12	14	43	23.6	7	14	9	5	21	56	30.0	19	11	10	40	21.3	174	22.9	
1					3	6.0													3	2.1	
5					32	64.0	3	14	1	7	8	33	73.3	16	6	6	28	77.8	98	69.1	
5	3	7	5	13	33	76.8	6	14	5	3	11	39	69.6	10	7	9	26	65.0	127	73.0	
1					13	26.0	4	1	2	2	2	11	24.5	3	2	1	6	16.6	32	22.5	
2					9	20.9	1		2		6	9	16.1	9	1	1	11	27.5	33	18.9	
1	1				2	4.0					1	1	2.2			1	1	2.8	5	3.5	
1					1	2.3			2	2	4	8	14.3		3		3	7.5	13	7.5	
															1		1	2.8	4	2.8	
2	1	2	1	3	9	6.6	3	2	5	6	3	19	12.6	1	6	4	11	12.0	44	9.5	
6	9	2	3	1	21	11.5	5	4	2	5	5	21	11.3	3	8	10	21	11.2	107	14.1	
1					2	22.2		1				1	5.3						3	6.8	
1	4	1	3		8	38.1	1	3	2	3	4	13	61.9		1		1	4.8	57	53.3	
1				1	2	22.2													2	4.6	
3	2	1			6	28.6	2	1				3	14.3	1	1	6	8	38.1	20	18.7	
										1		1	5.3		1		1	9.1	2	4.6	
														2			2	9.5	2	1.9	
2					2	22.2	1		3	4	2	10	52.6		3	4	7	63.6	19	43.2	
										1		1	4.8		6	2	8	38.1	9	8.4	
1		1	1		3	33.3	2	1	2	1	1	7	36.8				3	27.3	18	40.9	
2	3	1		1	7	33.3	2		2	2	1	4	19.0	1	2	2	2	9.5	19	17.7	
2					3	2.2						1							6	1.3	
1					12	6.6	1						0.5						18	2.4	
1					1	0.6									1	2	2	2.2	6	1.3	
									1		2	3	2.0		2	2	2	6	3.2	16	2.1
1					3	2.2						1	0.5	2	2	2	6	6.5	15	3.2	
1					4	2.2		1							1	1	2	1.1	10	1.3	
6	3	4	7	14	34	25.0	5	5	5	4	3	22	14.5	1	6	8	15	16.3	88	19.1	
2	2	4	2	2	12	6.6	1			1	2	4	2.1	2	5	3	10	5.3	34	4.5	
6	3	1	5	8	23	67.7	4	4	4	3	2	17	77.3	1	4	6	11		66	75.0	
1	2	3	2	2	10	83.3	1			1	2	4	100.0	2	5	3	10		32	94.1	
3					11	32.3	1	1	1	1	1	5	22.7		2	2	4		22	25.0	
1		1			2	16.7												2	5.9		
							1	2	1	4	2	10	6.6	4	1		5	5.4	20	4.3	
									4			4	2.1					4	0.5		
														3			3	60.0	5	25.0	
							1	2	1	4	2	10	100.0	1	1		2	40.0	15	75.0	
										4		4	100.0								
17	32	24	30	33	136	100.0	28	35	20	33	35	151	100.0	34	32	26	92	100.0	462	100.0	
30	39	37	40	36	182	100.0	28	44	28	30	57	187	100.0	58	68	62	188	100.0	759	100.0	

議会のものに依拠している。それによれば表の III, IV, V, VI は「狭義の社会保障」, VII, VIII は「広義の社会保障」, IX, X は「関連制度」に含まれる。ここでは、さらに「社会開発」をも含めて検討することにする。ただ「関連制度」については紙数の関係上、深く立入った考察ができないことをおことわりしておく。なお時期区分は便宜上、昭和 20 年代前半・後半、30 年代前半・後半、40 年代の五つの時期に分けて考察する。

I 期〔昭和 20 (8 月)―24 年〕

この時期に社説にとりあげられた件数は 35 件、投書は 47 件であった。社説では(1)社会福祉 13 件(37.1%)、(2)雇用問題 9 件(25.7%)、(3)社会保障一般 5 件(14.3%)、が上位 3 位を占めているのに対して、投書では(1)社会福祉 22 件(46.8%)、(2)公衆衛生 9 件(19.1%)、(3)社会保険 7 件(14.9%)となっている。社会福祉関係の投書が 40% 前後を占めるのは各期を通じて、共通して見られる現象であるが、社説において 30% 強という高い比率を示していることは注目される。さらに社説は、敗戦に伴う「軍需産業関係の勤労者約 1,000 万人、復員する将兵推定約 750 万人」(20・9・7—A)⁷⁾を抱えた現状に鑑み、失業問題を直視せざるをえなかった。そして失業問題は直ちに「いかに生きる(食べる)か」という問題につながり、特に「貧困」と隣り合せになった結核患者の窮状を訴える投書は、I・II 期を通じて 35 件にも達し、結核対策が強く望まれている。しかし、こうした多数の投書が寄せられているのに対して、I・II 期の 10 年間に、結核対策に真正面から取組んだ社説は 1 件もなかった。

戦後の荒廃した社会状況にあって、戦災孤児、浮浪児、不良児をめぐる児童福祉の問題は、「児童問題に対する国家ならびに国民の関心如何こそ、一国文化のパロメーター」(23・3・29—A)であるとの観点から、「児童の健全な生活のために」(22・8・22—A)、「浮浪児不良児を健かに」(23・1・11—A)、「児童の幸福増進への一歩」(23・3・29—A)等の論評が見られる。ところが戦前、全国で 6,700 余カ所あった私設の社会事業施設も戦後は 3,050 カ所に減少し、そのうえ昭和 22 年度からは社会事業法に基づく国庫補助が打切られるという窮地に陥った。これに対処すべく登場したのが共同募金(コミュニティ・チェスト)運動であった。この運動の発足に当って社説では「わが国はいまや民主国家として

更生し政治は国民の手に帰した。共同社会の要保護者を救済することも、当然国民の責務でなければならない。したがってまた国家に代ってこの任務を担当する社会事業施設に対し、精神的物質的な援助を与えることは連帯共同の精神に照らして、国民の重大関心事でなければならない」(22・8・10—A)と、広く国民の関心を喚起している。そして昭和 22 年 11 月からスタートした第 1 回共同募金運動は、「寄付しようという気持ちが胸の奥底でうずいていたのだが、何かしらはずかしく、気おじして懷中をさぐろうとしなかった」(22・12・10—B)といって戸惑う者もあったが、目標額の 88% を達成した。しかし共同募金の割当制に対する批判(22・12・23—B, 23・10・30—B)や学生による街頭募金活動に対する批判(24・10・6—B)など、募金方法をめぐる反響が大きい。

一方政府の議会での答弁においてさえ、「(昭和 21)年内には総数 500 万に達する」といわれた失業者問題は深刻をきわめた。社説では「政府は国民の生活を保障する義務がある」(22・9・21—A)との基本的態度から、政府が僅か 30 億円の生活保護法による援護しか考えていないのに対して、「各党はこの欺瞞的措置について、根本的に批判しなければならない」(21・8・9—A)といい、また企業の態度をめぐっては、「企業が擬制資本の整理に名をかりて、自己の犠牲を労働者の負担において解決せんとする企てに対しては、労働組合は経営協議会を通じて徹底的に対抗すべきである」(21・8・9—A)、と厳しい態度でのぞんでいる。さらに「雇用量の問題を第 1 順位におき、資本効率の問題は第 2 順位におくべきだ」(21・9・13—A)との主張もみられる。また政党側から発せられる労働組合運動に対する皮相的な「行き過ぎ論」をとらえて、「問題はむしろ日本の各政党が、どれだけ真剣切実に、労働組合の意思を汲み入れるために努力しているかという反問に切りかえられるべき」であり、要するに「労働組合が『行き過ぎる』のでなく、それは政党が『怠け過ぎる』からである」(21・9・21—A)と、この期は労働者の生活援護を求める論調で貫かれている。結局この時期の最大の難関である失業問題の解決策として、「純粋にかつ直接に失業者の保障を目的とする国民連帯の目的税=国民連帯税」(24・8・22—A)の創設が提案されているが、これは社会保障的視点にたった新しい行き方を示す萌芽として注目すべきである。

当時としては生活の安定性がなく、そのため「生活はあっても、生活水準はなかった」(21・6・24—A)といわれるほどである。そして「衣食住のうち衣と住とはど

7) 昭和 20 年 9 月 7 日社説記事の略、A = 社説記事、B = 投書記事。

んなにも我慢するが、食物だけは動労に耐えるカロリーが必要である」として、「カロリーではかる生活＝最低生活」(22・2・4—A)の保障を訴えている。しかし物資の欠乏はいかんともしがたく、ヤミ行為は半ば公然と横行していた。国民からは、「法令は国民の生きて行く最低の生活を維持するだけの、政府自身の責任ある対策を確立した上のものでなければならない」(22・8・7—B)のであって、政府はその努力を怠っている、との批判や、「日本には政府はないのだ、少くともわれわれの生存を保証するところの政府は存在しない。(したがって)われわれ自身の手で“生活援護組合”をつくらなければならない」(20・11・9—B)との強い主張も見られる。

いずれにせよ国民全体が窮乏の域にあるなかで、収入の途を断たれた者が多数存在しているとき、これら生活困窮者に対して「国が救援の手を差し伸べ、その最低生活を保障することは、基本的人権の確立を目指す民主主義の本質からいって当然の責務である」(21・7・11—A)として、(旧)生活保護法の議会提出を積極的に支持していた。しかしその実施に当っては、「これらの生活困窮者は、何も好んで政府から生活扶助料をもらっているのではあるまい。みんな肩身をせまくしてもらっているのだと思う」(23・7・30—A)という論調に見られる通り、戦前来の慈恵的性格が尾を引き、新憲法にもられた権利としての最低生活保障と旧生活保護法とのギャップを黙視している点に問題はある。

つぎに“社会保障”そのものについて社説がどういう反応を示したかといえ、まず昭和21年には“生活保障”ということばを使って次のように述べている。すなわち、

「“生活保障を無視するな”——(昭和21年度一般会計予算を)無条件に肯定し難いというのは、来るべき生活危機において、一般国民の最低限の生活を保障すべき失業対策費、社会救済費、社会保険費等の経費がほとんど全部といってよい程度にまで抹殺されているということである」「そこで、問題は転じて、国民生活保障のための経費がどうしても捻出することが不可能かということになる」(21・3・27—A)

と、社会保障の財源問題を鋭く追究している。

その後、22、23年と余り見るべきものがなかったが、24年になると“社会保障”を見出しに据えた社説が現われてくる。すなわち、昭和24年5月の社会保障制度

審議会の発足が大きな刺激になったと考えられるが、この時期に掲載された次の二つの社説は注目に値する。

一つは「税制改革と社会保障」と題するもので、「社会不安を緩和するためにも、社会保障制度の拡大は、今日最大急務の一つというべきで」、「蔵相がしばしば言明しているような巨額の余裕財源の捻出ができるならば、それを思い切って社会政策費、特に社会保障制度の拡大とその内容の充実とに振り向けるべきだと考える。」「ことに当面緊急の問題たる失業に対しては集中的に、国民全体が連帯的責任をとる仕組みを作ることが必要不可欠である。」(24・7・15—A)と主張している。

いま一つは、24年11月に発表された社会保障制度審議会の「社会保障制度確立のための覚え書」をめぐる諸々の情勢から推測して、「審議会もこの覚書を採択したままひと息いれたかたちで、折角の構想を推し進める格別の熱意がありそうにも見られない」と不満を述べ、「勤労大衆の生活と社会保障は、近代社会の進歩を象徴するものであって、そのかぎり社会保障は勤労大衆自身のものでなければならぬはずである。病気になっても医療費の心配はいらない、年金で老後が楽しめる、死んでも妻や子供の生活を心配しなくてもよい、不安のない、自由で幸福な生活、それは勤労大衆のものでなくてはならぬものである。」(24・12・15—A)と熱っぽい議論を展開している。

これは敗戦後の混乱したわが国において、国民が窮乏の極から脱するための方策として、社会保障に大きな期待をかけるものとして、当然の主張といえよう。しかし国民一般がそうした方向づけをどこまで理解していたかは疑問である。すなわちこの期に寄せられた52件の投書の中で、“社会保障”ということばが見られるのは、社会保障の1本化を要望する投書1件だけであった点から、また、“社会保障”に対する国民の世論が低調だったことの一端を窺い知ることができる。

Ⅱ期〔昭和25—29年〕

この期の社会保障関係の社説は48件で、Ⅰ期の35件に比して多少増えているが、投書は投書欄の拡大も手伝ってⅠ期の47件からⅡ期の155件へと一躍3.3倍の増加を示している。社説では、社会福祉(10件、20.9%)、社会保険(10件、20.9%)、雇用対策(8件、16.7%)が全体の6割を占める。なかでも健康保険を中心とする社会保険への関心が高まっていることが注目される。また投書では、社会福祉(58件、37.4%)、公衆衛生(35件、20.6%)、社会保険(28件、18.1%)とⅠ期とほと

んど変らない。そうしたなかで、結核をめぐる投書が28件あり、ひときわ目をひく。そのほか、この時期の動向として注目すべきものに軍人恩給の復活問題があり、社説では3回にわたってこの問題をとりあげている。

昭和24年5月に発足した社会保障制度審議会の「昭和24, 25, 26年にわたる動きは、総合的体系的な社会保障制度の構想を積極的に試みたという意味で歴史的に貴重なものであ⁸⁾」ったとの評価は、先の「審議会息切れ論」があるにせよ十分認めねばならない。

そうした審議会の真摯な姿勢から生み出されてくる社会保障制度の枠組に対して、社説では3回——「社会保障制度の推進」(25・6・15)、「社会保障制度の勧告案」(25・10・20)、「社会保障制度に熱意をもて」(26・7・9)——にわたって、これを論じている。

昭和25年に審議会の「社会保障制度研究試案要綱」が発表されると、社会保障制度の目的を、「低いところに落ちこんだ者の生活は永続的な窮乏に悩まねばならぬ状態になって来た」から「こうした断層の底に落ちこんだ者にも最低の生活だけは保証し、国民生活に機会の均等と公平をもたらす、社会不安の増大を防ぐこと」(25・6・15—A)と考える立場から、この試案要綱は「ただ現行制度を改善し、各般の社会保険を統合しただけのものだとの印象が強く、どこかに積極的な意図を欠いているという感をまめかれない」と批判し、さらに続けて、「試案の内容に積極性が見られぬ原因」の一つとして、審議会委員の中には、「国家の手で国民全般の生活を保証し、国民所得の再分配を目ざすような社会保障制度は、資本主義的な自由社会のワクを越えた経済秩序をまっしてはじめて可能であると見、まして自由経済へ立ち帰る途上の日本経済にとって、社会保障制度を実施することは、ただ一個の理想にすぎないという考え方をもつものもあった」として、そうした者に批判的な眼を向けるなど、社会保障制度を育てたいという熱意がヒシヒシと感じられる。

「もとより社会保障の本来の目的を隔たることは遠いけれども、今日において、この制度のスタートを切ることは絶対必要」である。この審議会の『勧告』に対しては、「我国の現状からみて、まず勧告の程度のものから、社会保障制度へとともかく早急に踏み込んでゆくことこそ、実際問題として肝要であろう」(25・10・20—A)といい、審議会の行き方を是認している。

8) 谷昌恒「社会保障の体系と社会保障制度審議会」『季刊社会保障研究』第2巻第1号、50頁。

しかし、肝心の実施主体たる政府には、勧告を実施に移す熱意が見られず、「社会保障制度に熱意をもて」(26・7・9—A)との叱咤激励をうけることになる。すなわち、結核予算の削減やら、社会保障制度担当の責任大臣の不在などからして、「ひっきょう、政府において社会保障制度に対する認識と熱意がもたれていないということになる」、「(社会保障制度関係)懇談会や(社会保障制度審議会)連絡室をオモチャに与えておけば、しばらくは国民は遊んでいるというふうには、お茶をにごすのは、真面目を欠いたものである」(26・7・9—A)ということになる。そして、社会保障制度審議会は昭和26年10月、第2次勧告ともいうべき「社会保障制度推進に関する勧告」を発したが、政府にはこれを実施しようとする誠意が認められず、結局「勧告」は不発に終わった。その理由として、「国民がこの勧告に対して十分な世論を打ち出さなかったこと」すなわち「社会保障制度の進展は減税と同じく民生の安定を狙うものでありながらも、減税とは正反対に負担を伴うがゆえに、国民の全国的な理解をうるに至らず、強力な世論に発展しなかった⁹⁾」との指摘もできよう。しかし「国民の世論云々」という前に、社会保障制度の知識を国民に正しく伝達するという過程において、手落ちがなかったか否か問われねばならないであろう。たとえば昭和28年に実施された総理府の世論調査¹⁰⁾においてさえ、「社会保障制度という言葉聞いたことがないもの」が42%もあるという事実は、この点についての再検討を迫るものであるが、ここでは省略する。

世論の低調さは、投書欄にも窺える。すなわち、25年10月の第1次勧告以降29年末までに掲載された投書中、この勧告に触れているのはただの1件のみで、「政府は社会保障(制度)審議会の答申、国会の社会保障強化決議、総司令部の社会保障に関する勧告に対し、いずれも財政上の理由もあり、実行に着手していない」(26・12・14—B)と、政府を批判している。さらに、「最低生活さえできない国民があるのに、社会保障をすてておいて、貧富の差なく遺家族援護を行うことは順序が逆である」(26・12・14—B)との批判にみられるとおり、結局、社会保障制度に対する政府の基本的態度にかかわってくる。

このように、社会保障制度審議会の「勧告」を前にして、政府の勇断が迫られているとき、昭和27年4月講和条約が発効した。それに伴い、被占領下であって、勅

9) 大内兵衛編『戦後における社会保障の展開』、至誠堂、昭和36年、81頁。

10) 「老後の生活についての世論調査」(N=1824)。

令第 68 号「恩給法ノ特例ニ関スル件」の公布により一切停止されていた軍人恩給の復活が頭をもたげてきた。

当時、戦争犠牲者の援護対策には、現実の生活能力をもととして解決しようとする「生活保障的観点」に立つ厚生省案と、「軍人恩給制度の復活」をねらう恩給局案とが対立していた。そうした動きに対しては、「貧弱な財政でまかなうことであり、また国民の多くが、程度の差こそあれ戦争の被害者なのであるから、この問題についても、あくまで生活保障という考え方に立つことが根本であろう」といいながら、「と云って、現在の生活保護法の拡充という形式には賛成し難い、戦傷者、遺家族のうちには生活保護法の適用者は意外に少ないが、それは困窮者が少ないことを意味せず、その適用を潔しとしない気持が強く残っていることを示しているのである。この心理は十分にくみとる必要がある。」(26・12・17—A)として、近代的な生活保護法に適應できない人々の存在に着目している。

結局、軍人恩給の復活に対しては、「文官の恩給が何ら制限を加えられずに支給されているとき、独立を回復した場において、旧軍人の恩給だけを停止する論拠は薄弱である」、「恩給復活には賛成である」(28・3・9—A)といい、さらに「特に恩給を受ける旧軍人の大多数が、戦争指導にはあまり関係のなかった下級将校、下士、兵の階級であることも忘れてはならない」(27・11・14—A)と、世論の懐柔にかかっている。しかしここで対象となっているのは実在職年数 12 年以上の職業軍人であり、「真に気の毒なのは実に 500 万人に上るといわれる応召軍人である。赤紙一枚で引き出され、名ばかりの端銭で数カ年いのちを投げ出して働いたこの人たちの労苦をいかにするかである」(27・11・25—B)との意見は、当時の国民感情を素直に代弁しているといえないだろうか。

また階級差の存続についても、「(階級差を)全廃すれば、社会保障制度に近づくが、恩給に俸給的性格があるかぎり、やはり多少の階級差の存在は認められる」(28・3・9—A)と、きわめて政策迎合的な一面をのぞかせている。そしてこの時点において、「今後の恩給制度の在り方については、われわれはそれを社会保障の一環として、総合的にとりあげる必要を痛感する」(27・11・14—A)と、希望的観測を述べていた。しかし当の軍人恩給がスタートし、28 年度—51 億円¹¹⁾(広義の社会保障費¹²⁾の 1.38%)、29 年度—457 億円(9.94%)、30 年度—694 億円(13.65%)という年々の伸びに見られる

とおり、強力な圧力団体をバックに独走しはじめた。この時になって「軍人恩給は防衛費に属すべきものであって、社会保障ということはできない」(32・11・7—A)とか、「いかなる形をとったところで、軍人恩給は社会保障制度ではない」(33・1・27—A)といくら声を大にして叫んでも、一度動き出した暴走車を制止する手だてはなかった。したがって、当初の見通しの甘さを責められても仕方ないであろう。

「軍人恩給の復活は本当の意味の社会保障を根底からぶちこわすものだ」(27・11・13—B)、「そんな予算があれば、路頭に迷う遺族の未亡人、傷病軍人などにその予算を回すべきである」(27・11・16—B)、「450 億の軍人恩給をやる以前に、当然これらの人々(=原爆障害者)が保護されているべきでなかったか」(28・8・17—B)等の「声」も空しかった。

Ⅱ期以降、つねに非常に大きなウェイトを占めてきた投書の問題は「健康保険」問題であった。

昭和 25 年の朝鮮戦争の勃発に伴う物価の高騰により、単価引上げをめぐる紛争が起り、さらに、医薬分業、保険財政の赤字問題、保険医総辞退運動といった一連の問題状況の中で書かれた次の論説は注目に値する。

「健康保険や国民健康保険制度は、社会保障政策の大黒柱であるにもかかわらず、健保経済の危機を被保険者である国民大衆と、保険診療に従事する医師の負担において、切りぬけようと考えすることは、決して妥当とはいえない。」「医療の保障が国民大衆にゆきわたれば行きわたるほど、健保経済の赤字が生ずるのは当然で、これはむしろ社会保障制度への一歩前進とみるべきであろう。したがって健保経済の赤字は国庫において当然負担されねばならぬものの一つである。」(26・12・5—A)

また健康保険問題をめぐる投書では、開業医から寄せられたものが多く、8 件(内 1 件は開業医の妻)にのぼっている。その中には、

「医薬分業は国民一般の生活がもっと楽になるか、社会保障制度に国費を十分に使えるようになる時まで待つのが本当ではないだろうか」(25・6・25—B)「保険診療の破壊は、官僚によって行われていることが痛感される」(26・11・6—B)

「私たちは薬の価格が下ったから、その分だけ点数を下げることに少しも反対しません。社会保険を医師の犠牲において行うことに抗議しているので」(29・6・29—B)

11) 扶助料を含む。

12) 社会保障制度審議会の定義に基づく。

「日々の診療に追われ、経済的余裕もない私たちは、月々発表される国内の論文すら全部消化しきれず、深刻な良心の悩みを感じつつけている」(29・8・1—B)

など広範な意見が寄せられている。

また医薬分業という問題に対して示された薬剤師、医師の当事者の意見をみると、薬剤師側は、「要するに医師は、分業による処方書交付の強制で診療の公開されることを阻止し、一般大衆の合理的な公開診療を否定せんとしている」(29・11・9—B)といい、医師側は、「医師が精根を傾けて診断し、処方書を書いても、もし薬局でいい加減な調剤をしたのでは、医師として責任を持ってないのは当たり前であろう。」「残念だがほんとうに信用できる薬局はあまりにも少ない」(29・11・12—B)と、相互不信を真向からぶつけあっており、これでは生産的な方策は見出しえない。むしろ「医薬分業を実施しようとするならば、まず全国の無医村をなくし、各村毎に薬局を設けるなどよくその辺のことも考慮してからにしてもらいたい」(29・11・7—B)との第3者からの提案に耳を傾けるべきものがあるように思われる。

つぎにⅠ・Ⅱ期を通じて、投書では数多くの意見が陳陳されながら、社説では一度も触れられることのなかった結核対策についてみてみよう。

戦前戦後を通じて、死因順位第1位にランクされていた結核は、昭和26年になってはじめて首位の座を脳卒中に明け渡した。もちろん結核死亡率の減少自体は歓迎すべき事柄であったが、患者数がそれに平行して減少してきているか否かを当時は明確に把握し得なかった。そこで厚生省では28年より結核実態調査を実施して、実態把握に努め、これを基礎として、昭和29年9月「結核対策強化要綱」を発表した。また社会保障制度審議会でも、同年同月結核対策特別委員会を設け、同年12月には、政府に「結核対策の強化改善に関する申入れ」を行い、さらに翌30年3月には「結核対策の強化改善に関する勧告」を出している。

昭和26年4月に結核予防法が施行されたとはいえ、「せめて年一度ぐらいは安い金額でレントゲン検診が受けられる仕組みにならないでしょうか」(27・11・11—B)とか、「死亡率の減少は大いに喜ばしいに違いありませんが、発病者の減少こそ、最も大事といわなければなりません」(28・10・23—B)という声からも、十分な予防措置がとられていないことが窺える。それに加えて、昭和29年には社会保障費の大削減の撤回を勝ち得たの

もつかの間、同年5月「医療扶助入退院基準通達」が発せられ、結核患者への締めつけが厳しくなってきた。こうした措置に対してある開業医は、「厚生省の指示する“最低治療”の解釈に、すべてのカギはあるようです。予算の無理な圧縮によって、苦しむのは患者であり、医師であり、末端の福祉保護委員です。私達医師としては、厚生省の無法な指示に抗するとともに、自分の診断には最後まで責任をとらねばならぬことを痛感させられた」(29・5・2—B)と抗議している。

このような中央政府からの締めつけとともに、地方でもそれに呼応するがごとく、「最近、福祉事務所は都の命令だといって、調査員を療養所へ派遣し、患者の1人1人を病床で尋問して、小遣費を調べている。そして、法で許された1ヵ月330円を越える者には、その越えた額だけを医療費の義務負担額へ加算するという処置をとっている」(29・9・22—B)といった声からもうかがえるように、結核患者にとってきわめて厳しい情勢であったといえよう。それを反映してこの期の結核に関する投書数は28件にのぼる。さらに、この期の生活保護に関する投書の、ほとんどすべてが医療扶助——結核——に関するものであることを勘案すれば、結核関係の投書は40件に達する。

Ⅲ期〔昭和30—34年〕

この期に社説でとりあげられた広義の社会保障関係記事(Ⅰ—Ⅷ)は99件にのぼり、前期に比して3倍の伸びを示している。なかでも健康保険・医療問題に関連するものは32件の多きを数え、ちなみに31年1月から3月までの3ヵ月間を一瞥しただけでも、

- 「健保の赤字と政府の無策」(31・1・29—A)
- 「健康保険の赤字をどうするか」(31・2・24—A)
- 「新医療制度の樹立のために」(31・2・27—A)
- 「修正された新医療費体系」(31・3・11—A)
- 「患者の一部負担を減らせ」(31・3・29—A)
- 「保険医の総辞退」(31・3・29—A)

と続き、正に“健保キャンペーン”といったところである。同期間中の投書に現われた健保問題が「健康保険法改正案に反対」(31・2・2—B)の1件のみであったことを考えると、社説の健保問題への力の入れようは異常と思われるほどである。しかし先にみたような「健保経済の赤字が生ずるのは当然で」「(それは)同庫において当然負担されねばならぬものの一つであろう」といった論調は次第に影をひそめ、「健保財政が現実には崩壊の危機にひんしているこの際、被保険者、患者の負担増加に

よって切抜けようとする態度も、今となつてはやむを得まい」(31・1・29—A)というように変わってきていることに留意せねばならない。

社会保障制度審議会は、30年3月の「結核対策の強化改善に関する勧告」に引き続いて、31年11月「医療保障制度に関する勧告」を行っている。しかしこれらに対する社説での論評は見られない。その中間に出された「健康保険白書」ともいふべき「七人委員会報告」に対しても「赤字対策を、現在の保険制度の枠内だけで考えるというのではなく、社会保障制度としての医療保障にむかって一步前進するという立場」(30・10・12—A)には賛意を表しつつも、余り積極性は感じられない。

それにも増して、「国民皆保険」を目ざしながら、12.5%の国庫補助が少いからといって、大都市でその実施に難色を示すにおよんでは、「一体、政府や都市当局者は、国保を生命保険や火災保険などの営利的損保会社と同様にみて、保険料で収支を合せて行こうとしているのだろうか。」(34・9・14—B)との批判を浴びることになる。しかし、そうまでも健保問題を混乱せしめてきた原因は、「健康保険建直しの根本的な対策を怠り、国民病といわれる結核対策をおろそかにしてきた政府の無策にあるといわれても致し方あるまい」(31・1・29—A)ということになる。とはいうものの、「結核」という見出しが社説に初めて現われるのは、厚生省の結核実態調査に触発された「結核対策を重点政策とせよ」(31・7・2—A)であることを思えば、マスコミ自体の結核に対する認識不足と、取り組み方の弱さが責められねばならないであろう。

28年以来、緊縮政策の影響を受け、労働情勢は悪化し、31年3月の労働力調査では、「完全失業者数106万人」と発表された。29～30年の2年間に掲載された社説だけでも、9本にのぼる。なかでも、「完全失業者数が3月を頂点として減少しつつあるかに見えるのは、社会保障の不十分さおよび当の失業者の生活条件の悪化から、完全失業者という失業状態には長く止まることができないという、最近の特殊な状態を示すものであって、その一部は農業の家族労働となり、多くは卸小売はじめ個人サービス業に従事するようになっている現われであろう」、「社会保障の貧しさが、過剰労働力の圧力と労働条件の低下に、拍車をかけている」(30・8・3—A)との指摘に注目したい。しかし、東北6県から送り出された季節労働者が、6ヵ月の保険料で4ヵ月の保険金を受給することから失業保険財政が圧迫されているといい、その対策としてただちに「保険料率の引上げ」「保険金

支給期間の短縮」(30・2・23—A)等を考えるのは、水田単作という宿命を背負う積雪地帯の「貧困」という問題を無視することにはならないであろうか。

失業問題と並んで、この時期には最低賃金制をめぐる問題が脚光を浴び、社説でも11件と数多く取りあげられているが、この問題についてはここでは省略する。

厚生年金保険法の改正(29年5月)に伴う「老齢年金制」=老齢者対策への関心は、30年2月の横浜市「聖母の園養老院」の惨事を機に急速に高まり、当時の社説は「働らく力を失い、扶養する身内に恵まれない“老いたる人々”について、社会が真剣に考えるべき時がきている」(30・2・18—A)と訴えている。そして、「老人の生活保障」(31・9・15—A)は、(1)老齢年金・公的扶助などの社会保障、(2)老人の就職の機会の増大、の二つにかかっていると指摘している。

31年7月の参議院選挙を前に、自民党は「年金制度の創設を準備する」といい、社会党は「現在65歳以上の高齢者に対しては、ただちに無拠出年金制を実施する」と、国民に、国民年金制度実施への期待を抱かせた。そして34年4月、国民年金法が公布されることになるが、健康保険制度と並んで、社会保障制度の双壁ともいふべき国民年金制度の実施に当って述べられたつぎの主張は、従来の論調と多少異り、保険主義を強調する最近の動きに逆ずるものとして注目される。

「社会保障といえば、自分で金を出すのはいや、国がタダで面倒をみてくれるものというふいふ觀念が、国民の頭にはまだ強い。それでなくとも、税金がムダ使いされているという考えがある。税金を余計払っても、社会保障を充実する方がよいというように、各人の頭が切りかわってこない限り、今後の充実には明らかに限度がある。」(34・1・12—A)

しかし一方では年金積立金が大蔵省資金運用部に預託され、政府の財政投融资として利用されるなど、国民感情にそぐわない運用方法が公然と行われていることも忘れてはならない。そうした積立金の運用に対して、「日本のような資本蓄積の少い中進国では、国による社会保障は、その積立金を総合的に産業投資その他に運用するところに積立制度のねらいがあ」り(34・4・29—A)、「一元的運用によって道路、住宅等への公共投資が行われることは、決して国民年金などの拠出者の福祉に役立たないとはいえないはずである」(35・9・20—A)等の主張も見られるが、これらからは、かつての「社会保障は動労大衆自身のものでなければならぬはずである」

(24・12・5—A) といった覇気は感じられない。結局、将来に対しては原則論を、既裁定のものに対しては現状肯定論をもってするのが常套手段のようにかがえる。

この期においても一つ注目すべきは、「白書ばかりに、いささか食傷気味の今日だが、厚生白書だけは、かなり多くの国民から関心をもって読まれる」(34・12・12—A) との好評を博した「厚生白書」の存在である。それはすなわち、厚生省が厚生行政に対して見せた意欲である。厚生白書が公表される度に、社説では「(第1回) 厚生白書の語る低所得階層」(31・10・6—A), 「貧困対策の貧困」(32・12・16—A), 「経済政策と社会保障の比重」(33・12・5—A), 「問題点をさけた厚生白書」(34・12・12—A) というように、これを取り上げ、論評を加えている。したがって、厚生白書は、厚生行政に対して一応のオピニオン・リーダーとしての役割を果たしてきたと評価し得よう。かくして、「貧困」という問題が厚生白書等を通して大きくクローズアップされ、貧困対策の必要が強く叫ばれたにもかかわらず、政府施策の面では貧弱を極めた。

社会保障制度審議会の第2次勧告を受けてもなお積極的姿勢を少しも見せない政府に対して、社説は「社会保障へ熱意をもって」(30・11・7—A) といって、これを非難している。この社説の見出しが、第1次勧告が出された後の昭和26年に掲載された社説の見出しと同文であることを思う時、その間の時間が空回りしているのではないかと、といった感を深くする。そのうえ32年5月、暴力、汚職、貧乏の「三悪追放」がものものしく喧伝された割には、見るべきものはなかった。むしろ同年の厚生白書が指摘した、わが国における(1)貧困対策の貧困、(2)貧困についての問題意識の低さ、(3)貧困追放意欲の欠乏、といった認識からの再出発が期待された。しかしそうした白書の叫びは犬の遠吠えに等しいのか、余り実を結んでいない。結局、当時の予算案等にみられる社会保障に対する考え方は、「極端に言えば、数量景気の拡大のなかで国民全体の所得や生活、あるいは消費水準も、自然に高まるであろうから、表面に現われた要保護者だけを救済すればよい、経済全体としてはまだ不安定であり、弱いのであるから、社会保障の拡大など積極的な面は、当分目をつぶってゆこうと、考えているように見える」(31・1・10—A) と受けとられても仕方のないものである。

また30年代の新しい動向として、「生活様式の変化や社会的欲望の増大にともなう(相対的)窮乏感」(33・12・16—A) が目立つようになり、新たな貧困対策

の必要性が説かれている。それとともに「今後の社会保障は、これら所得面の保障だけでなく、コンミュニカル(共同的)な消費施設を充実して、その面からの生活の最低基準を維持することではなければならない」(34・7・10—A) という指摘にもみられるとおり、「社会保障」は新しい段階を迎えたといえよう。

IV期(昭和35—39年)

健保問題は前期に引き続き社説33件、投書39件を数え、さらに今日に至るまで尾を引く混迷ぶりを物語っている。この他、注目されるのは社会福祉への関心増である。中でも老人福祉と心身障害者福祉への関心の高まりが著しい。老人、身障者関係の投書は共に22件で、これはⅠ～Ⅲ期を通じての老人関係の投書数21件、心身障害者関係の投書数13件を凌駕している。そして社説では社会連帯(38・10・8—A)とか隣人としての責任(39・12・9—A)などが繰返し強調されている。もちろんそうした主張に対しては、政治の貧困を貧しい国民同士の助け合いに転嫁するもので、なんら根本的解決策になっていない、との反論もあろう。しかし、ここでの主張は「社会保障制度になにもかも期待して、民間社会事業の果す役割を軽視することは、間違いである」(38・10・8—A)、というように社会保障制度と社会福祉事業との共存を意図しているとみるべきなのであろう。

老人福祉関係の投書の中から具体的提案をひろってみると、

「働く老人の施設を」(36・4・21—B)

「日本も“老人憲章”を考えよう」(36・9・14—B)

「定年者へ国家的な対策を」(37・4・10—B)

「働く老人の会”を作ろう」(37・11・22—B)

「老人福祉法より年金増額を」(37・12・8—B)

「働く老人の家”をつくれ」(39・8・13—B)

など、就労する老人に対する施策が強く望まれている。すなわち、かつての“定年—隠居”というコースは、平均寿命の急速な伸びと家族制度の変化によって“定年—再就職”という形態に変容してきている。そのため定年制の延長問題と絡んで老後保障がより真剣に考えられねばならなくなっている。しかるに「企業に定年制があり、社会保障も不備とあれば、老後保障の問題は、めいめいの努力にまつほかないであろう」(38・9・15—A) というのでは寂しいかぎり、せめて「老後の所得保障の充実」と「老人の希望と能力に応じた適当な仕事を提供すること」(40・7・23—A) ぐらいは当面の老人対策として考えられて当然であろう。もちろんその前提とし

て「老人問題は経済面だけにとらわれず、老人の心の問題にもあたたかい配慮がほしい」(38・9・15—A) ことはいうまでもない。

老人福祉法が施行された 38 年以降の 9 月 15 日付社説は、

「日本の老人問題」(38 年)

「老人だけの問題ではない」(39 年)

「“敬老” から “愛老” へ」(40 年)

「第 1 回敬老の日に……」(41 年)

というように老人問題に論評を加えるのが恒例になってきている。そして家庭内での老人の位置づけとの関連で、「2DK と 3DK と いわれる現在の核家庭（親子）本位の設計は、見方によって老人しめ出しのいい口実となっていないだろうか」(40・9・15—A) といい、この核家族化傾向に対処する住宅のあり方として、「2階家の下に老夫婦、上に若夫婦、通路は別々で、世帯も別勘定」(41・9・15—A) といった“結合家庭”の出現に注目している。老人対策の一つとしてこうした考えがとり入れられるようになれば、老人の孤独感、疎外感の排除に役立つことになる。

つぎに、身体障害者福祉に目を移してみよう。

労働省が昭和 34 年 6 月に 15 歳以上の身障者を対象とする実態調査を実施した結果、労働の意思と能力をもつ身障者が全体の 76% (62 万人) いたという。これを基礎として 35 年 7 月に身体障害者雇用促進法が施行された。これは法定雇用率にもとづいて身障者の雇用を義務づけようとするものであり、身障者福祉にとって一つのエポックを画するといえよう。これによって“労働の意思と能力をもつ身障者”に対してはきわめて“狭き門”ではあるが、一応の途が開かれたのである。残るのは重度身障者福祉の問題である。従来この方面への一般の関心はきわめてうすく、そうした身障者をもつ親のみが、「このような廃児が何のために生きているのか、なぜ生きていなければならないのか、この問題をとことんまで考えるとき、もし国家に施策なく、医学にも力なく、社会的にも価値なきものならば、出生の直後に考慮してやるのが、病児のため、家庭のため、広くは社会のため最良の方法ではないか」(36・7・13—B) と、一人悩むのが常だった。これでは少しも問題の解決に近づかない。それを社会的解決という場にまで押し上げたのがⅣ～Ⅴ期である。

これを児童福祉一般についていえば、従来「一般には恩恵的なものとして受けとられ、政策の裏付けとなるべき社会的責任という考え方の自覚が浅かった」(戦後は

児童福祉に対する社会的責任が自覚され、さらに社会福祉全般について国家の関心が前面に出ようとしている」(38・5・5—A) ということになる。もちろん“国家の関心”が自然に前面に出てきたというよりも、むしろ国民の世論に押されてそうした姿勢をとらざるをえなくなったという方が妥当であろう。

国民が“消費革命”とか“生活革新”といったムードに酔っている時、政府はそれに追いつけるように、国民所得倍增計画を発表した。さらに既成工業地域の分散と、地方開発による所得格差の是正を目的とする新産業都市の指定が 38 年 7 月に行われた。指定を受けた都市の数は、「総花的な多数指定となることは極力避けなければならない」(38・6・2—A) との忠告をよそに、指定都市 13 カ所、工業整備特別地域 6 カ所という多数に落着いた。しかも「企業はみずからの利潤に基づいて進出するのであって、地域の発展や、住民の福祉のために工場をたてるわけではない」(39・1・13—A) という企業の原則を無視した地域開発は間もなくその矛盾を露顕させる。それとともに、新産業都市等を中心とする地域開発に見られる工業偏重の産業第一主義にも行き詰り、昭和 38 年 8 月、人口問題審議会も「地域開発に関し、人口問題の見地から特に留意すべき事項」の答申の中で、これまでの「産業偏重の考え方を改め、人間中心の考え方で地域開発を進めねば」ならぬと警告している。しかし時すでにおそく、産業公害は“四日市ぜんそく”、“くさい魚”等の現実となって住民の間で騒がれ、広く国民の関心を集めるに至った。社説でも、大気汚染、地盤沈下、河川汚濁、煙害など広範な公害問題が取り上げられている。そうした中で看過できないのは、「政府、自治体の産業優先主義に甘やかされた企業は、生産の増強と利潤の追求にのみ走り、地域住民に与える災害に目をつぶり、企業の社会的責任を感じようとしなかった」(39・10・28—A) として、初めて“企業の社会的責任”を批判した点である。企業も「採算第一主義ではもはやその地域社会で“共存”しえないことを深く自覚しなければならない」(39・8・3—A) 時にきているといえよう。

この時期に生活保護関係の社説が 6 件あり、他の時期に比して多い。これには、戦後の社会保障運動の中で特筆すべき“朝日訴訟”の影響が多分にある。

「現行の医療扶助患者の実態は生活保護法に違反するばかりでなく、憲法 25 条の理念にも反する」という第 1 審判決が下ったとき、社説では「生活保護基準という

ものは、一般国民の平均的な生活水準と、それほどかけ離れたきわめて貧しい低い生活であってはならぬことは、もちろんだ」が、「なにが健康にして文化的な生活であるかは、いろいろ議論の多いところで、簡単にはいえない」(35・10・21—A)として、慎重な態度をとり、この判決をあまり積極的に評価していない。

また生活保護を“貧困”という立場からとらえなおして、「貧困というものは、単に生活水準が低い、ぎりぎりの最近生活を営んでいるということだけではなく、一般勤労者や国民の普通の生活とくらべて、その何割くらいに当るかという相対的な比較が問題となる」(37・8・29—A)し、また「今日の“貧乏”は本人の責任というより、むしろ社会構造の変化が生み出すものが少ない」(38・12・23—A)との見解を披瀝しながら、「いかなる生活扶助、医療扶助の水準を持ちうるかは、国の財政、国民の担税力に深くかかわっている」(38・11・5—A)との枠からは脱却しえない。すなわち、こうした主張は、37年8月、社会保障制度審議会が発表した「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」にみられる。すなわち、

「社会保障制度も画期的な進歩をとげなければならぬけれども、国家財政の立場からいっても、また国民所得のうちから正当に社会保障にふり向けるべき割合からいってもそこにはもちろん限度がある。

また、その限度そのものを過大に仮定することはいましむべきであって、それよりもそれを効果的に再分配することに主力を注がなければならない」

という見解を踏襲しているにすぎない。この足枷は絶対的なものなのだろうか、との疑問がのこる。

ようやく話題にのぼりはじめた児童手当に関しても、児童手当による賃金体系の近代化、所得格差の是正、人間能力開発という観点を斥け、社会保障の観点——「児童手当を一種の所得保障と考え、こどもの養育費で各家庭が過大な圧迫をうけないよう、社会的な保障をする」——をとりながら、「児童手当の内容はすべて財源次第」(39・10・7—A)というに留まり、この「国家財政のある限度内」という厚い壁を少しでも切り崩して社会保障制度を充実させようという積極的意欲がみられない。

この時期にもう一つ注目すべき現象は、“福祉国家”なることばが乱発されていることである。

社説では、自民党新労働政策要綱の第1目標に“福祉国家の実現”が盛られている旨、紹介されたのが初見で

ある(32・7・20—A)。以後、32年2件、33年3件、34年2件、35年2件、36年1件、38年4件、39年3件の計17件を数えているが、そこでいわれていることは、「社会保障の確立による福祉国家の建設」(32・11・17—A)、「福祉国家はいわば大きい善意」(38・10・20—A)、「自由と平等と相互連帯は福祉国家の建設を支える精神的な支柱」(38・11・20—A)、といった抽象的なものである。こうした福祉国家論から懸念されることは、現在目前にある社会悪が福祉国家になればすべて解決する、といったまちがったイメージを国民に与えてはいないかということである。すなわちそれが「都市の勤労層も農村も、一応の生活水準の向上と安定になって、谷間の貧困層が多いことを忘れかけている」(38・11・20—A)、といった風潮をつくり出してはいないだろうか。もしそうだとすれば、今後、社会保障の総合調整を推進するに当って不可欠とされる“相互扶助と連帯”の精神が十分涵養されていないことになり、「自分の家だけは明るくしておいて、街燈の心配をするものがない。道は狭く、町は暗く、社会は騒がしくとも、とにかく自分だけはぬくぬくと、テレビでも見ていればよい」(35・12・31—A)といった一種の太平ムードに埋没してしまうアパシー化への危険性を強く感ずる。その意味では、社会保障制度充実への為政者の意欲と同時に、国民一般の正しい認識、さらに両者をリードするマスコミの高い見識が望まれる。

V期〔昭和40年～42年6月〕

30年代後半の地域開発政策をめぐる、企業の社会的責任論が注目を集め、産業至上主義の是正が強く望まれていたにもかかわらず、事態は一向に好転せず、企業のみが最大利潤を追求し、住民は企業のもたらす産業公害に苦しんでいる。そこでこうした問題をも含めて、“社会開発”という施策で包括的に対処していこうとするのが、昭和40年代の新しい動向といえよう。

40年2月に発足した社会開発懇談会は、同年7月「中間報告」を提出した。しかしその内容は「全体として総花的、抽象的で、とくに新味というべきものは見当たらない」(40・7・27—A)と評される程度のものであった。

社説の“社会開発”に対する受けとり方は、「われわれは社会開発を推進するなら、その基本に人間生活をそれ自体として重視する考え方をとりたい。その意味で、社会開発とヒズミ是正との関係も、人間生活を中心とした社会開発の原則がまず確立され、ヒズミ是正はその実施の過程でとりあげるべきものとする。」(40・1・31—A)としている。ここに見られる“人間生活重視”あ

るいは“人間尊重”といった考え方が前面に押し出され、政策者の口に頻繁にのぼるようになったのも40年代の大きな特徴といえる。41年11月に国民生活審議会が発表した「将来の国民生活像——20年後のビジョン——」においても、“人間尊重”“生活優先の原則”が主唱せられている。ただ、何の抵抗もなしに全国民に受け容れられるであろうこれらの原則が、国民の憤りをそらす方便であったり、あるいは単なることばの上でのあそびごととに終る危惧なしとはしない。またこの報告では、“新しい社会連帯意識の高まり”への期待が強いようであるが、「その高まりとは、究極のところ、政治の姿勢いかによるところが大きい」(41・10・4—A)なのであって、無条件に社会連帯意識の高揚を求めるべきものでないことは、社説の言をまつまでもないであろう。

また42年3月に発表された「経済社会発展計画」でも、“社会開発”は最重点政策と考えられている。中でも“住みよい生活の場の整備”をねらいとする住宅の整備に意欲をもやし、建設目標が730万戸で、40年度までの5ヵ年間の実績の3.4倍の投資額が計上されている。このように住宅が他に比して優先的扱いを受けている点は注目すべきである。社説においても「住宅政策は長期的に」(40・8・22—A)、「住宅難は解消するか」(41・3・23—A)、「住宅5ヵ年計画への不満」(41・7・13—A)など論議はさかんで、住宅問題が現在の最大の関心事であることを如実に物語っている。

社説の見出しだけからでも、「社会開発をどう考えるか」(40・1・31—A)、「国民生活局と社会開発」(40・5・27—A)、「社会開発は実践の段階」(40・7・27—A)というように、“社会開発”という言葉が目にとまる。それにひきかえ、“社会保障”という見出しは皆無である。もちろん社会開発懇談会中間報告にみられるように、社会保障は、健康増進、教育振興と能力発揮、生活の場の改善、生産の場の改善、消費者保護、と並んで社会開発のうちの1セクションだとすれば、社会開発という総合的(?)視点から社会保障が考えられているともいえる。しかしその反面、社会開発という巨人に立ち塞がれて、社会保障の影がうすくなりはいかないかと心配するのは杞憂であろうか。

この期の社会福祉に関する投書数は98件で、全投書中50%余を占める。なかでも心身障害者32件、老人25件、社会福祉一般23件の三つに集中している現象はIV期に引続くものである。

心身障害者関係では、

「働ける施設がほしい、脳性小児マヒ者にも援助望む」(40・3・24—B)

「身障児コロニーの具体化を願う」(40・9・14—B)

「手をつなぐ悩める家族」(40・9・17—B)

「重障児に早く病床を」(41・12・14—B)

「前向きの心で築こう、難問が多い重障児の療育体制」(42・3・23—B)

にみられるように、すでにIV期に起った問題がより広範な支持を得てきているといえよう。また老人関係の投書も、内容的には余り変化が見られない。ただ「老人にも生きがいを、働ける場所こそ最高の保障」(41・4・28—B)とか、「年寄りにも働く場を」(41・10・2—B)という投書から、老人の勤労意欲の旺盛なることを読みとることができる。その背後には、年老いても働かなければ生きていけないという、社会保障の不備が醸し出す現実と、働ける限り社会のために働くという二つの異質なものが同居している。しかしいずれにせよ老人が強い勤労意欲をもっていることは銘記しておく必要がある。

社会福祉一般に関する投書の中で、毎年その是非が問われるのが“共同募金運動”である。

「赤い羽根募金に思う——為政者は、赤い羽根なんかなくてもすむような世の中を作っていたいただきたい」(40・10・9—B)

「悲しい“赤い羽根”不正、わが子の善意は裏切られた」(40・10・29—B)

「“善意の奉仕”は事務費切詰めて」(40・11・9—B)

「ギリギリの層に贈れ、赤い羽根募金の配分に問題」(40・9・28—B)

「赤い羽根募金の使途——子供の遊び場にまわせ」(41・10・4—B)

「共同募金の質的向上を」(41・10・5—B)

「立派だった募金学生」(41・10・14—B)

「ボルネオ島の赤い羽根——は楽しい思い出」(41・10・14—B)

「生徒の募金に配慮を」(41・10・14—B)

などにみられるように、募金の趣旨、過大な事務費、配分方法、学生募金、戸別募金等の問題が繰返し論議されてきている。40年には23億円の共同募金をはじめとして、歳末たすけあい、お年玉はがき寄付金を含む35億円の資金が、わが国における民間社会事業を支えてきていることは事実である。しかし共同募金の中でも戸別募金の占めるウェイトは高く——40年度71.3%——したがって、“国民が進んで出し合う寄付金”を目標におきながら、実質的には“強制”募金の感が強いこと、

また募金をする国民の側でも、募金運動が行われる月だけは、慈善心を喚起し、いくばくかのほどこしをするといった観念が抜けきれないのではなかろうか。そのため、従来一応の目標金額を達成しえたにしても、それは国民自体の主体性が確立されてきた結果だとはいえない。国民は求められるから、おつきあいをするのであって、“共同連帯の精神”が正しく育成されているか否かは疑問である。39年度の「共同募金の世論調査」（中央共同募金会）によれば、「進んで寄付した」積極型が47.7%¹³⁾あると報じられ、これに対しては、「国民の約半数は進んで募金に応じていることがいちおう示されている」（41・10・5—A）との見方もできようが、そのうちどれだけの人が真の“共同連帯の精神”をもっていたといえるか。逆に募金が“恵むもの”と“恵まれるもの”という断絶を生み出してはいないだろうか。共同募金運動が、周期的・一時的な国民の共同連帯の精神に依存して、実績金額の伸長のみを誇示し、それに満足しては問題の解決に到達しないであろう。

一方、労働者、ひいては国民一般の間に“連帯意識”

- 13) 質問は、共同募金の寄付意欲に関して「世間一般をどうみるか」「対象者自身の気持はどうか」という二段構えで行われている。前者では、「進んで寄付した人のほうが多い」30.1%、「いやいやながら寄付した人のほうが多い」17.9%、「どちらとも感じない人のほうが多い」31.5%であるのに対し、後者で対応する回答は、47.7%、8.6%、30.5%である。ここで積極型が30.1%→47.7%と大きく伸びているのは、“原則的には進んで寄付すべきものなのだ”との意識を前段の質問でうえつけており、そのバイアスは大きいとみなければならない。

を根づかせることに貢献した「朝日訴訟」は42年5月の最高裁判決をもって国の勝利のうちに幕を閉じた。この判決は、恵庭事件の“肩すかし判決”のあとだけに、国民に“門前払い判決”の感を深く抱かせ、反響も大きかった。投書では、

「げせぬ朝日訴訟の判決」（42・5・30—B）

「裁判官の態度忘れまい」（42・5・30—B）

「生活保護患者は憂う」（42・5・30—B）

と、いずれも「言い知れぬ失望と憤り」をぶちまけている。それに対して、社説では、

「結果はいちおう別としても、朝日訴訟は、憲法上の生存権の保障と生活保護の向上に関して、一步の寄与をしたという印象をうける」（42・5・25—A）

との感想を述べる程度に終っており、一般的な国民感情を十分反映しているとは考えられない。しかし、憲法25条の生存権問題が最高裁においてはじめて闘われたこと、それに対して行政、司法ともに冷厳であったこと、さらにマスコミがこの事態を徹底的に追求しようとしなかったこと、は銘記しておくべきであろう¹⁴⁾。

われわれが新聞等に期待するのは、「不偏不党の地に立って言論の自由を貫き」「評論は進歩的精神を持してその中正を期し」「真実を公正敏速に報道」¹⁵⁾することである。さらに、それを通して健全な世論が育成されることを期待したい。

14) 拙稿「権利意識と社会保障意識」『戦後の社会保障』所収、1968, pp. 404-407 参照。

15) 「朝日新聞綱領」。

訂 正

前号（vol. 3, No. 3）「現代の最低生活水準」の22頁右欄第1行より第5行までに、字句の脱落がありましたので、つぎのように訂正してお詫び申し上げます。

誤

ともてその需給量を調節するのではなく、労働組合・企業経営者集団・消費者組織等の社会諸集団が、将来の経済変動をそれぞれ予測しながら、需といのみならずその価格もある程度操作する、給量う状態が支配的となるのである。

正

てその需給量を調節するのではなく、労働組合・企業経営者集団・消費者組織等の社会諸集団が、将来の経済変動をそれぞれ予測しながら、需給量のみならずその価格もある程度操作する、という状態が支配的となるのである。

農村家族における児童養育費の研究(I)

——家族周期からみた生活構造の分析を中心に——

森 岡 清 美

I 序 論

1. 本研究は、労働者家族における児童養育費の研究(その中間報告は『社会保障研究』第2巻第3号に収載)に続くものとして、それと全く同じ研究目的のもとに、農村家族における児童養育費をとりあげ、昭和41年度の厚生科学研究費交付金によって実施されたものである(代表者慶応大学教授中鉢正美氏)。小稿では、対象世帯の生活構造の展開を、家族周期の観点から明らかにすることにより、間接的に児童養育費の分析に資することを目的としている。

労働者家族と農村家族の比較考察は別稿に譲ることになっているが、本稿も比較的観点から立論されるところが少くないことを、予め了承願っておきたい。

2. 対象世帯の選定基準は、①労働者家族の研究との比較を可能にするものであること、②労働者家族の研究に対する反省を含んだものであること、③農村家族の特色を反映したものであること、というしばしば矛盾する要請の間の妥協として、調査現地での試行錯誤を含む迂余曲折ののち、つぎのように設定された。作業過程でなされた修正の若干は、理論的根拠に基づくよりは、必要なタイプに必要な事例数を確保するために採用されたものである。

(1) 世帯の職業については、水田稲作中心の専業農家であること。——農村家族といっても非農家や兼業農家は除外し、専業農家を対象とする。その営農形態にはさまざまあるが、水田稲作中心のものに限定したのである。しかし実際において、(2)以下の条件を満たす稲作中心の専業農家を一定地域内から150~200世帯探し出すことは容易ではない。そこで、対象選定作業の過程で、嫡系成員(世帯主夫婦、親、後嗣夫婦)が自家農業以外に従事していない農家、というように専業農家の規定を修正し(緩め)、さらにそれにも拘らず混入した嫡系成員の農外就業のケースも、自家農業に比重が存すると認められる限

り、放棄しないことにした(該当10件)。

(2) 労働者家族の研究では完全な核家族的世帯に限定した。今回の研究においても、最初はこの限定を踏襲したが、専業農家の核家族率が低いことが予想されたのと、児童の幼少期にはその祖父母が存命するのがむしろ農家の常態であることが生活周期のモデルから判明したので、核家族的世帯であるという限定を撤回し、その代りにつぎの諸条件を確認した。

a 児童の親である夫婦は健在すること。

b 夫婦の父母の同居は妨げない。また、夫婦の同居直系尊属が2人以内なら、父母の代りに祖父母がいる世帯も採用されること。

c 夫婦に対して傍系に当る成員(弟妹など)は、就学中、もしくは未成年者でない限り、同居1人までは採用される。就学中および未成年者を除外するのは、夫婦の子の養育費に対し、干渉要因が加わることをコントロールするためである。

(3) 子は3人以下、そのことごとくが未婚かつ22歳以下(昭和19年4月2日以降出生)であって、就学のために別居する者を除いてことごとく同居していること。高校段階以上の子は就学中であるか、自家農業に従事していること。いいかえれば、大学4年生相等等年齢もしくはそれ以下でも、3人以下の子のなかに既婚者や農外就業者があれば、その世帯は採用されない。労働者家族の場合と異なるのは、第1子の年齢の上限を大学4年在学相等等年齢まで引き上げたことと、無子世帯をも少数採択したことである。前者は、中学段階から高校段階へと高まっていく養育費の動向を把握するためには、大学段階までとる必要が痛感されたからであり、後者は有子段階との対照のためにとり上げる必要があると認定されたからである。

(4) 労働者家族の調査では、児童の親は昭和20年以降に結婚し、父は満50歳未満であるという限定をつけた。今回は、上掲(3)の規定の拘束をうけて、この限定は廃棄されたばかりでなく、結婚年と現在年

齢についての一切の限定を設けなかったのは、世帯の選択を容易にするためであった。しかし、結果的には、父で 50 歳をこえる者はなく、また昭和 19 年以前に結婚したのが 8 件 (6.5%) ということで、事例の圧倒的大部分が労働者家族における限定を充足している。

要するに、選定基準設定にあたって考慮された三つの条件のうち、最初は①を中心にしたが、現地で対象選定の具体的な作業のなかで、次第に③に比重がかかり、それだけ①が軽視されざるをえないことになったのである。もし労働者家族における児童養育費の研究が中心的課題であるのなら、①がどこまでも主役を演じなければならないが、今回の目的は農村家族における児童養育費そのものを明らかにするところにあるのだから、③が中心となることはむしろ当然といわなければならない。③を中心としながら、能う限り①の可能性を実現していくことが、われわれに課された宿題となったのである。

3. 対象世帯選定基準の(1)を充足しやすい地点として、各方面への予備的探索ののち、福島県北会津郡北会津村

を調査地に決定した。北会津村は会津若松市に東接する平場水田稲作農村であって、水田率は福島県平均に照らしても、また全国平均に照らしても高く、近年さらに高まっている(表1)。農家率は 76.9% と高く(昭 41)、専業率もきわめて高い。近年、専業率は下落の傾向にあるが、福島県平均および全国平均と比べる時、なおはるかに高い(表2)。したがって、水田稲作中心の専業農家を選び出すには適当な地点であるといえよう。

さて、北会津村の全農家を経営階層別に層化すると(表3)、モードは 15~25 反未満にあってこの層だけでほぼ 40% を占めること、そして 15 反以上層において専業率が 50% を超えることが判明する。そこで対象世帯選定基準に、

(5) 経営面積が 15 反以上 25 反未満であること。という一項を追加した。かくすることによって、周期段階以外の要因をなるべくコントロールすることになるわけである。ただ、比較対照のためと、1,2 のタイプについては例数補充のために、この層の上からも下からも、若干数の世帯を選び出して対象に加えた(表3)。

北会津村農業の概況を述べておこう。経営規模の 1 農

表 1 地目別、経営耕地面積

		実 数				比 率			
		総 面 積	田	樹 園 地	畑	総 面 積	田	樹 園 地	畑
北 会 津 村	昭 35	18,060反	11,183反	178反	6,698反	100	62	1	37
	40	18,197	11,946	236	6,015	100	66	1	33
福 島 県	35	1,825,028反	1,011,399反	188,022反	625,605反	100	56	10	34
	40	1,785,788	1,034,889	196,941	553,957	100	58	11	31
全 国	35	5,279,765ha	2,940,003ha	321,903ha	2,017,858ha	100	56	6	38
	40	5,091,406	2,942,986	392,959	1,755,461	100	58	8	34

資料 『1960 年世界農業センサス、市町村別統計書』、『福島県の農業』(昭 40)、『日本統計年鑑』

表 2 専業兼業別、農家数

		実 数				比 率			
		総 数	専 業	第 1 種 兼	第 2 種 兼	総 数	専 業	第 1 種 兼	第 2 種 兼
北 会 津 村	昭 35	1,042	752	182	108	100	72	18	10
	40	1,042	557	338	147	100	54	32	14
福 島 県	35	171,176	70,312	61,337	39,527	100	41	36	23
	40	168,360	42,793	71,766	53,801	100	25	43	32
全 国	35	6,056,630	2,078,124	2,036,330	1,942,176	100	34	34	32
	40	5,664,763	1,217,692	2,081,999	2,365,072	100	21	37	42

資料 表 1 に同じ。

表 3 経営階層別・専兼別、農家数と調査対象世帯

	実 数							比 率			
	総 数	専 農	兼 農	1 兼	2 兼	対象世帯	左のうち兼業	総 数	専 農	兼 農	対象世帯
総 数	1,039	505	534	433	101	124	10	100.2	100.0	100.0	100.0
1～3 反未満	40	1	39	5	34	—	—	3.9	0.2	7.3	—
3～5	65	4	61	27	34	—	—	6.3	0.8	11.4	—
5～10	143	33	110	79	31	4	4	13.8	6.6	20.6	3.2
10～15	151	58	93	91	9	5	0	14.5	11.5	17.4	4.0
15～20	189	95	94	94	—	40	1	18.2	18.6	17.6	32.3
20～25	218	144	74	74	—	62	4	21.0	28.5	13.9	50.0
25～30	145	110	35	35	—	10	1	14.0	21.8	6.6	8.1
30 反以上	88	60	28	28	—	3	0	8.5	11.9	5.2	2.4
資料 北会津村産業経済課 (昭 41).								100.0	48.6	51.4	11.9

家平均は 17.5 反 (福島県のそれは 10.6 反), 主な農産物は稲・麦・豆・野菜・なたね等である。兼業には自営兼業よりも雇われ兼業が多く (90%), なかでも常用勤務者として雇われるのが最も多い (56%)。農家の世帯員数平均は 6.12 人である。満 22 歳以下の同居の子 (ただし世帯内の若い世代の夫婦の子) の数は 2 人が最も多く (42%), 1～3 人で 89% を占める。死亡が出生を上回り、転出が転入を上回るため、農家人口は毎年 1 % ずつ減少の傾向にある。

4. この研究は、あらかじめ家族周期の段階を区切り、各段階ごとに対象世帯をふるい分けて観察し、観察結果を発達の順序に整理して、あたかも同一世帯群の発達過程のように提出する横断的なアプローチをとっている。そこでまず家族周期の段階を刻まなければならない。前回と同様に、第 1 子の成長段階に着目して、Ⅰ未就学段階、Ⅱ小学生段階、Ⅲ中学生段階、Ⅳ高校生段階、Ⅴ大学生段階とする。今回は無子夫婦をも対象に含めたの

表 4 周期段階別ありうるタイプと取り上げたタイプ

周期段階	児童数	なし	1 人	2 人	3 人
0	0	—	—	—	—
Ⅰ	—	1	11	111	—
Ⅱ	—	2	21, 22	211, 221, 222	—
Ⅲ	—	3	31, 32, 33	311, 321, 322, 331, 332, 333	—
Ⅳ	—	4	41, 42, 43, 44	411, 421, 422, 431, 432, 433, 441, 442, 443, 444	—
Ⅴ	—	5	51, 52, 53, 54, 55	511, 521, 522, 531, 532, 533, 541, 542, 543, 544, 551, 552, 553, 554, 555	—

で、0 無子段階をⅠの前に置くべきであろう。ところで、児童がいる場合、その数は 1 人に限られていないから、第 2 子以下の成長段階を前回と全く同じ手法で考慮することにより、同じ周期段階に属する世帯を表 4 のようにタイプに分けることができるし、また分けることが必要でもある。

われわれは、まず表 3 における 15 反以上 25 反未満層 407 世帯 (上掲(5)の基準を満たすもの) をとり上げ、その中から(1)(2)(3)の基準を満たす世帯を拾い上げて、タイプ別分布をみ、例数の多いタイプ、例数は少なくとも発達段階をつないでいく上に重要だとみなしうるタイプだけをとり上げることにした。表 4 においてゴチック体で示されているタイプがそれである。そこで、選定基準を満たす世帯でも、それが属するタイプがとり上げられていない場合には、不適格とされた。したがって、

(6) タイプ 0, 1, 2, 3, 4, 11, 21, 22, 32, 43, 54, 211, 221, 322, 432, 443, 543, 以上 17 タイプのいずれかに属すること。

という選定基準が設けられたのと同じ効果をもつこと、となった。各タイプ 10 例を目標に、例数の多いタイプについては家計簿記帳能力や協力的態度の度合いを基準にして選定し、タイプ 2 や 3 のように例数の少ないものにあっては、経営階層の限定を緩めて事例を確保することに努めた。すでに示した選定基準に付けられている但し書は、多くこの作業段階で例数確保の必要上、やむなく付けられたものである。

以上のような操作をへて、154 世帯が選出され、これに対して、他計式の世帯調査と 1 ヶ月にわたる自計式の家計簿調査が実施された。なおその一部 40 世帯に対しては栄養調査もあわせ実施された。

表 5 タイプ別、事例数 (括弧内)

児童数 周期 段階	な し	1 人	2 人	3 人	事例数
0	0(2)				2
I		1(7)	11(9)		16
II		2(4)	21(15) 22(10)	211(3) 221(8)	40
III		3(1)	32(10)	322(5)	16
IV		4(3)	43(11)	432(21) 443(6)	41
V			54(3)	543(6)	9
事 例 数	2	15	58	49	124

注 1) タイプ 432 には、末子が小学校下級 7 件、上級 14 件の二種を含む。

2) 工場労働者集団では、ゴシック体の 4 タイプを除く 13 タイプがとりあげられた。

さて、154 世帯のうち、拒否 1、脱落 7、家計簿の記帳に大きな欠陥のあるもの 22、計 30 世帯を除く 124 世帯の調査が完了した。その経営階層別分布は表 3 に示された通りである。また、タイプ別分布は表 5 にある。選択基準を緩めてもなお予定数を選かに下回るタイプが少くないのは残念であるが、0、3、4、54、211 など、もともと例数の少いタイプが存したのに加えて、家計簿の記帳が分析に耐えることを厳格に要請したので、このような不均等な分布になったのである。以下の考察において、タイプ別よりも周期段階別や児童数別の分析を施すことが多いのは、例数のごく少いタイプがあるためである。

本稿は以上のような約束のもとに、124 世帯に関する世帯調査結果を家族周期の観点から分析することになる。

II 本 論

1. まず、対象世帯および児童の親たる夫婦の属性からみよう。124 世帯のうち 1 世帯のみ創設世帯（夫による分家創立）で、残りは相続世帯（嫁とり 105、婿とり 18）はであることは、農村としてはむしろ常態に属するが、ほとんどことごとくが創設世帯であった工場労働者の場合と比べると、まず第 1 に注目される大きい相違点といえよう。夫の出身地は 91% が同村内で、残りは隣接市町村に散在している。妻の出身地はそれほど集中せず、同村内 29%、隣接市町村 62%、残りはその他の公津地方となっているが、工場労働者の場合とは比較にならない高い集中度を示している。要するに、代々継承された世帯、そして夫婦の重要な生活経験が北会津村およびその周辺に局地化されている、そのような世帯をわれ

表 6 出生児数別、出生間隔（月数）

	1 人	2 人	3 人	4 人	総平均	累 計
結 婚～第 1 子	46.6	18.1	21.3	21.0	22.3	22.3
第 1 子～第 2 子	—	34.4	30.5	27.5	32.4	54.7
第 2 子～第 3 子	—	—	40.5	30.8	39.7	94.4
第 3 子～第 4 子	—	—	—	28.3	28.3	122.7
該 当 世 帯 数	11	52	46	4	113	

注 1) 第 1 子が月足らずで生まれた 9 件と、子のない 2 件、計 11 件を除く。

2) 死亡児が末子でなければ、これをも含めて計算した。ただし、上の児と下の児との間で生まれたものと仮定した。

われは取り上げたのである。工場労働者と比較的良好に似ているのは学歴であって、夫の 58%、妻の 70% が 9 年以下の教育を受けたにとどまるのだが、興味あることは夫の場合工場労働者よりもいくらか教育程度が高いということである。工場労働者には関東・東北出身者が多かったが、農山村でも比較的低い階層が彼らの給源になっていることを思わしめる事実といえよう。

つぎに家族歴を平均値でまとめると、夫 23.2 歳、妻 21.3 歳で結婚し、22.3 月のちに第 1 子を、それから 32.4 月のちに第 2 子、さらに 39.7 月のちに第 3 子を与えている。工場労働者よりも結婚年齢が 2～3 歳低いのに、子を生む間隔はやや長く、第 3 子出生までに 4 月近く余分にかかっている。以上は平均値でいうことであって、出生児数が多いほど出生間隔は短縮する傾向が認められる（表 6）。

2. 夫婦の平均年齢と平均結婚年数とが周期段階の進むに従って組織的に増加しているものと見込まれるが、果してこの予想通りのサンプルがえられているかどうか。また、タイプについても大体上と同様の予想がたつが、これらを表 7 によって確かめてみよう。

まず、0 から V に至る周期段階別に、夫婦の平均年齢が組織的に高まり、また平均結婚年数も組織的に伸びていることが確認される。工場労働者と比較すると、結婚年数はほぼ対応しているが、夫婦の年齢が 3 年ほど若くなっているのは、結婚年齢が 2～3 年低いためであろう。ただ段階 I は上の一般的傾向を示さない。これは、工場労働者における段階 I の事例の約 3 分の 1 が第 1 子 1 歳未満であるのに対して、福島集団においては第 1 子 1 歳未満の事例を全く含まないことから、理解されよう。

つぎに児童の数別にみると、人数が多いほど夫婦の年齢もまた結婚年数も高まっている。工場労働者についても同じ傾向がみられた。これは、児童数の多いものほど

表 7 段階別児童数別タイプ別夫婦の平均年齢と平均結婚年数 (夫の年齢 / 妻の年齢 持続年数)

児童数	第2子	第3子	周段階	0	I	II	III	IV	V	平均
0人				$\frac{26.0}{26.0}$ 3.0						$\frac{26.0}{26.0}$ 3.0
1人					$\frac{29.6}{28.3}$ 6.0	$\frac{35.8}{33.8}$ 13.3	$\frac{40.0}{40.0}$ 21.0	$\frac{41.0}{39.3}$ 18.7		$\frac{34.2}{32.7}$ 11.5
2人	1				$\frac{30.3}{27.8}$ 5.8	$\frac{31.9}{30.1}$ 9.0				
	2					$\frac{35.6}{33.1}$ 12.1	$\frac{36.6}{34.9}$ 14.9			
	3							$\frac{40.9}{38.4}$ 18.0		
	4							$\frac{43.3}{43.3}$ 22.0		$\frac{35.4}{33.3}$ 12.4
3人	1	1			$\frac{33.0}{29.7}$ 10.0					
	2	1			$\frac{35.5}{32.6}$ 12.3					
	2	2				$\frac{37.2}{35.2}$ 14.2				$\frac{40.0}{37.9}$ 16.8
	3	2					$\frac{40.7}{39.4}$ 18.0			
	4	3					$\frac{42.8}{40.5}$ 19.7	$\frac{46.5}{43.2}$ 21.5		
平均				$\frac{26.0}{26.0}$ 3.0	$\frac{30.0}{28.0}$ 5.9	$\frac{34.0}{31.7}$ 11.2	$\frac{37.0}{35.3}$ 15.1	$\frac{41.1}{39.3}$ 18.3	$\frac{45.4}{43.2}$ 21.7	$\frac{36.9}{34.9}$ 13.9

周段階の高いタイプをとり上げたからであって (表 5), むしろ上に述べた周段階による年齢および年数の組織的動きの系とみるべき現象である。

それではタイプ別にみればどうであろうか。(表頭の周段階番号と表側の第2子, 第3子の発達段階番号を組合せた欄に各タイプの数値が示されている。たとえば II 1 の欄にはタイプ 21 の数値が掲げられている。) ところで, 各タイプの間には理論的に継起関係を認めうるものがある。たとえば, 児童数 1 人の場合の 1, 2, 3, 4 のタイプは, 1→2→3→4 と前後関係を理論的に設定することができる。他方, 平均年齢と平均結婚年数をタイプごとに比較して, 事実上の前後関係を指摘することができよう。ただしこの事実上の前後関係は, たとえばタイプ 3 が数値の上ではタイプ 211 の後に来るようにみえても, 211→3 というのは理論的には生起しないから除外される。つまり理論的に生起しうるものでなければ, 事実上の前後関係は承認されない。このような意味で事実上の継起関係が承認されたタイプを実線の矢印でつないだ。そして, 理論的には継起関係を認めうるが, 実

際の数字が逆転しているタイプの間は点線の矢印で結んで区別してみた。そうすると, 2, 3 箇所点線部分もあるが, 大体実線で結ばれていることが判る。このことは, 周段階別観察はもとより, タイプ別に細かく観察することにもある程度耐えうる事例を確保しえたことを意味している, といえよう。

表 7 を表 6 と照合してみると, タイプ 0 の結婚年数は第 1 子出生までに要する年数 (1 人しか生まれない場合の) にまだ達していない。したがって, 0→1 という実線による連結はこの点でも支持されよう。次に, 児童 1 人の諸タイプのなかで結婚年数が最も短いタイプ 1 すら, 第 2 子出生までに要する年月を 1 年半も超過しているから, 1→11 は点線とならざるをえず, また 1→21 の実線は可能性の薄いものといわざるをえなくなる。しかし児童 2 人のタイプ 11 は, 第 3 子出生に要する年月をまだ大幅に残しているから, 11→211 というのは十分にありうることといえるのである。

上で述べた児童数の増加によるタイプの転換は, 夫婦の価値観や志望によって左右されるところが大きい。そ

こで、理想的な児童数とまだ欲しい児童の数を、段階別児童数別タイプ別につかみ、その傾向を把握することが大切となる(表8)。

例数が少ないタイプ0を除くならば、理想の児童数は段階別・現実の児童数別にかかわらず、3.3人の前後を僅かに出入りするにすぎない。この点を、工場労働者では現実の児童数が多いほどあたかもこれを正当化するかのよう理想の児童数が多くなっていたことと対比するとき、農村家族では理想の児童数にかんする地域の共通の理解とでもいうべきものがあり、これが人々の意識を拘束していることに想及せしめられるのである¹⁾。さて、理想の児童数はタイプ443を除いて現実の児童数を上回っており、その差がまだ欲しい児童数となるわけである。したがって、現実の児童数が多いほどまだ欲しい児童数が少くなるのは当然であるが、さらに、現実の児童数が一定でも、周期段階が高いほどまだ欲しい児童数は少くなる。その結果、児童数3人の諸タイプ、段階Ⅳ、Ⅴの

諸タイプではほとんど希望0となっている。またまだ欲しい児童数は最も多い場合には3人に達しうることにかかわらず、周期段階が低く現実の児童数が少ないタイプ0とⅠの場合でも(タイプ3は例数が少ないので除く)、1.0人を僅かにこえるにすぎない。こうして達成目標は理想の線をかなり下回ることになる²⁾。なお、タイプ0から1への移行、およびタイプ1からⅠもしくは21への移行が達成される可能性の存することが確認されるが、その半面、Ⅰから211への可能性は少く、より多く偶然に依存するものと推測されるのである³⁾。

3. 第1子の発達段階できめた周期段階は、夫婦の年齢および結婚年数とリンクしていることが検証された。対象世帯のほとんどすべてが相続世帯であることにかんがみて、同居の父母の存否もまた周期段階によって規則的な動向を示すと思われる。さらに、同居別居を問わず、夫婦双方の父母の存否も同様であろうと予想される。同

表8 段階別・児童数別・タイプ別、理想的な児童数(まだ欲しい児童の数)

児童数	周期段階		0	I	II	III	IV	V	平均
	第2子	第3子							
0人			5.0(1.0)						5.0(1.0)
1人				3.3(1.1)	3.3(0.3)	3.0(1.0)	3.3(0.0)		3.3(0.7)
2人	1 2 3 4			3.1(0.3)	3.1(0.3) 3.3(0.4)	3.7(0.4)	3.3(0.0)		3.3(0.3)
3人	1 2 2 3 4	1 1 2 2 3			3.3(0.0) 3.1(0.4)	3.2(0.0)	3.2(0.1) 2.8(0.0)	3.5(0.0)	3.2(0.1)
平均			5.0(1.0)	3.2(0.7)	3.2(0.3)	3.5(0.3)	3.2(0.1)	3.3(0.0)	3.3(0.3)

- 1) 理想の児童数は経営階層によって差があるのではない。経営階層が上であるほどより多くの児童を養うから、理想の児童数は多いかも知れない。この点を検討すると、15反未満3.1人、15~20反未満3.3人、20~25反未満3.3人、25反以上3.3人となり、差が認められない。やはり、地域における共通理解の存在とその拘束力を予想しなければならないのである。(経営階層別現在の児童数平均は、上記の順序で1.9人、2.2人、2.4人、2.2人となり、15反未満層と以上層との間に著しい差のあることが窺われる。)工場労働者集団については現状正当化的

傾向がみられたのに対して、農家集団では共通理解への斉合化傾向がみられることは注目すべきであろう。なお、Karel Dobbelaere, "Ideal Number of Children in Belgium and the U.S.A.", *Journal of Marriage and the Family*, 29(1967), 360~367を参照せよ。

- 2) 理想と現実とのくい違いは、児童の性別組合せ(付表A)にも表われている。現実には自然的性比(49:51)を遥かに上回って女兒が多いが、理想的な組合せでは、逆に男児の方がいく分多くなっている。

付表A

	男児のみ	女児のみ	男女同数	男>女	男<女	計	男児数	女児数	計
現実	22(18.0)	32(26.2)	31(25.4)	13(10.7)	24(19.7)	122(100.0)	122(43.9)	156(56.1)	278(100.0)
理想	1(0.8)	2(1.6)	35(28.2)	55(54.4)	31(25.0)	124(100.0)	216(53.3)	190(46.7)	406(100.0)

居父母の存否は世帯構成に直接かわり、別居父母の存否は親族交際の重要な標識となるので、この点を吟味しておきたい(表9)。

全体として、父母がとともに同居する完全な直系家族形態は 47.5% で半数近くを占め、母のみの不完全な直系家族形態はこれについて 37.1% を占めている。父のみ同居するのは僅かに 8.9%, そして同居父母のいない夫婦家族形態はさらに少い 6.5% にとどまるのである。工場労働者の調査ではことごとく夫婦家族形態のものに限ったのに対して、ここでは 93.5% までが直系家族形態であり、農村家族の特徴をよく表わしているといえよう。上の 6.5% のうちで夫婦が結婚して以来直系家族形態を経験したのが3分の2以上あり、夫婦家族形態で終始しているのは僅か2件(1.8%)にすぎないことを思えば、単に直系家族形態が圧倒的に多いばかりでなく、親から子へと世帯を継承していく直系家族制が暗黙の前提になっていることを知ることができる。工場労働者の集団では、このような暗黙の前提が存するとはいえない。

さて、全体として父母の同居が多いが、周期段階の進行と共に父母がともに同居する世帯の比率が低まり、その代りに他の形態の比率が高まることが表9から読みとれよう。この点は、同居父母人数の段階別平均、すなわち I (1.5 人)、II (1.5 人)、III (1.4 人)、IV (1.4

人)、V (1.0 人) という一貫した減少傾向のなかに集約的に示されている。また、同居別居にかかわらず生存する夫婦双方の父母の数も、周期段階の進行と共に減少するのがうかがわれる。この点も、生存父母人数の段階別平均、すなわち I (3.1 人)、II (2.9 人)、III (2.8 人)、IV (2.7 人)、V (1.6 人) という数字に鮮やかに要約されているといえよう。

それでは、周期段階別に世帯の規模はどのように動いていくのであろうか。I→V と段階が進むにしたがって児童数はふえていく傾向があり、そのような傾向を含むタイプ選定をしているから、夫婦家族的世帯においては段階の進行と共に世帯規模の平均値は僅かずつでも増加していくはずである。しかるに直系家族的世帯では段階が進むにつれて同居父母が欠落していき、さらに同居弟妹の転出も加わる⁴⁾。したがって、増加要因のほかに減少要因も働くわけである。ここに世帯規模の動きを点検する試みが正当化される。

表 10 によれば、I から V へと増加していくわけでもまた減少していくわけでもない、複雑な振動を示している。もし単純化するならば、I→II では児童の増加によって増加し、II→III→IV では高原状態を呈したのち、IV→V では親の死亡によって減少する、ということができよう。そのような緩いカーブを画きながら、全体とし

表 9 周期段階別、同居父母・生存する父母の存否

周期段階		0	I	II	III	IV	V	合 計
同居の父母	なし	1	1(6.3)	2(5.0)		2(4.9)	2(22.2)	8(6.5)
	父のみ		1(6.3)	3(7.5)	2(13.1)	4(9.8)	1(11.1)	11(8.9)
	母のみ	1	5(31.1)	15(37.5)	7(43.5)	14(34.1)	4(44.5)	46(37.1)
	父母		9(56.3)	20(50.0)	7(43.5)	21(51.2)	2(22.2)	59(47.5)
生父 存母 すの る数	0 人	1	1(6.3)	2(5.0)	2(12.5)	3(7.3)	2(22.2)	3(2.4)
	1		2(12.6)	13(32.5)	5(31.3)	16(39.0)	2(22.2)	11(8.9)
	2		8(50.0)	13(32.5)	4(25.0)	13(31.7)	1(11.1)	38(30.6)
	3	1	5(31.1)	12(30.0)	5(31.3)	9(22.0)	1(11.1)	40(32.3)
合計	4							32(25.8)
		2	16(100.0)	40(100.0)	16(100.1)	41(100.0)	9(100.0)	124(100.0)

3) 現実の児童数の多少は、夫婦のきょうだい数の多少と若干の関連がある(付表B)。この傾向は昭和9年の「東京市家族統計」においても認められた(同報告書、106~7 頁)が、先般の工場労働者の場合には見出しえなかった。

付表 B

児童数	夫のきょうだい	妻のきょうだい
1 人	4.9	4.9
2 人	5.3	5.5
3 人	5.4	5.9
平均	5.3	5.5

4) 未婚弟妹で他出中のものの比率が段階の進行と共に減少すること(付表C)は、彼らが結婚していくことを示しているが、その前に未婚他出期間があり、その前に未婚在村期間があることを思えば、段階と共に弟妹で離家した者がふえることを間接的に示すものといわなければならない。

付表 C

段階	総 数	0	I	II	III	IV	V
実 数	44	1	8	14	7	13	1
比 率	35.2	50.0	50.0	37.5	43.9	31.8	11.1

表 10 段階別・世帯員数別，世帯数

階段 人数	0	I	II	III	IV	V	計
2人	1						1(0.8)
3			1				1(0.8)
4		4	1	1		1	7(5.6)
5	1	2	7	4	10	2	26(21.0)
6		8	20	7	13	5	53(42.8)
7		2	10	4	17	1	34(27.4)
8			1		1		2(1.6)
計	2	16	40	16	41	9	124(100.0)
平 均	3.50人	5.50人	6.00人	5.88人	6.22人	5.67人	5.91人

て 5.9 人のレベルを僅か出たり入ったりしているのである。段階Ⅴに続く段階ではさらに減少して曲線は谷を形づくることであろうが、Ⅰ→Ⅴに関する限り、大きな起伏はないとみてさしつかえない。

4. 工場労働者では、周期段階が進み児童数がふえるに従って世帯の規模は増大した。そして、これに対応して1世帯当りの部屋数も畳数もふえていった。しかるに、農村世帯では世帯規模の組織的増大がみられぬことは前項で述べた通りである。それでは、1世帯当り部屋数・畳数も周期段階が進み児童がふえても増加しないものかどうか。この点をつぎに検討しよう。

表 11 によれば、全体の平均規模は 6.4 室、49.1 畳であって、福島県の農漁併用住宅平均 5.1 室、37.7 畳の線を怪しく凌駕している。さて、まず周期段階別にみると、Ⅰ→Ⅴへと段階が進んでも、部屋数・畳数ともに

なんら組織的な動きを示さないのである。児童数別にみても全くしかりである。世帯規模において段階別の組織的な動きがみられなかったように、世帯を容れる生活の容器である家屋にも、組織的な拡大の傾向を見出しえない。

部屋数・畳数が周期段階にリンクして動くのでないとすれば、何にリンクしているのであろうか。そこでさし当り考えられるのは経営階層である。表 12 についてこの点を見ると、予想通り部屋数も畳数も経営階層の高いものほど増大していく。念のために世帯員数をあわせ観察すれば、これまた経営階層にリンクして増減することが明らかとなる。世帯員数・部屋数・畳数が周期段階や児童数にリンクせず、経営階層にリンクしていることは、農村家族にとっては自明のことかも知れないが、工場労働者の場合と比較するとき、きわめて重要な相違点としてあらためて指摘される必要があろう。なお、住宅はことごとく持家であるから、工場労働者におけるような段階の進行に伴う持家率の上昇は問題にならない。

工場労働者における平均部屋数は 2.5 室、平均畳数は 12.5 畳であった。平均世帯員数 3.9 人という小さい世帯であるにせよ、これではいかにも狭い（1 人当り

表 12 経営階層別，1 世帯当り平均

	部 屋 数	畳 数	世帯員数	所有点数平均	農業機械所有点数平均
15反未満	5.9	43.9	5.33	4.22	1.8
15～20	6.0	46.2	5.90	3.93	2.7
20～25	6.5	49.1	5.97	4.95	3.0
25反以上	8.0	61.5	6.23	6.23	3.0
平 均	6.4 室	49.8 帖	5.91 人	4.62 点	2.8 点

表 11 段階別・児童数別・タイプ別, 1世帯当り部屋数(畳数)

兒童數	周期段階		0	I	II	III	IV	V	平 均
	第2子	第3子							
0 人			7.0(52.0)						7.0(52.0)
1 人				7.3(51.4)	5.8(38.3)	7.0(51.5)	6.7(67.0)		6.7(51.0)
2 人	1			6.6(47.7)	5.6(45.7)	6.0(49.7)	6.2(48.5)	5.0(36.7)	6.0(47.1)
	2			5.9(47.6)					
	3								
	4								
3 人	1	1			6.7(50.0)	7.6(49.6)	7.0(50.8)	7.2(53.0)	6.9(50.7)
	2	1		6.6(50.0)					
	2	2							
	3	2							
	4	3							
平 均			7.0(52.0)	6.9(49.3)	6.0(46.6)	6.6(49.8)	6.6(51.3)	6.4(47.6)	6.4(49.1)

3.2 畳)。そこで人数がふえ児童が成長するのに対応して室数・畳数をふやしていかざるをえない。そして人数の増加・児童の成長は夫婦家族的世帯のこととて周期段階の進行と児童数の増加として示される。これが周期段階の進行・児童数の増加と共に部屋数・畳数の増大をみた理由である。しかるに農村家族の部屋数は労働者家族におけるその 2.8 倍、畳数は 4 倍であって、世帯規模は 5.9 人とかなり大きいにせよ、1 人当り 8.4 畳の広さをもっている。そこで人数がふえても増築などをして世帯の生活空間を拡げる必要は少い。もちろん、人数が最も多くなる一定の周期段階では、比較的家屋の狭い層では畳を敷いていない空間をもフルに利用することで凌ぎ、ふつうの大きさの家屋をもつ層では畳敷きの空間をフルに利用し、また家屋の大きい層では畳敷きの一部を儀礼用に留保するだけの余裕を残す、という形で様ではないが、住居の枠を拡大する必要の少いことは共通している。そしてこのような家屋の大きさに関する層化を規定する一つの重要な要因が、経営階層と考えられるのである。

このような農村家族の家屋の特色が、子供部屋と勉強機の有無にもあらわれているのではないだろうか。工場労働者家族では、児童の成長につれてまず勉強機が与えられ、つぎに事情が許せば専用か共用の部屋が与えられ

るのだが、この過程は児童 2 人、3 人の世帯では鈍化し、共用部屋すら与えられないことも少くない点が注目された。農村家族ではこれとは異なる様相を示すのではないだろうか。

表 13 によれば、施設状況 A が全体の 40% を占め (労働者家族では僅かに 17%)、労働者家族において 43% を占める C が僅か 16% というきわ立った相違が明らかとなる。しかし、それ以上に注目すべき点は、児童の成長に伴う施設状況の D から A への改善が、児童 1 人の場合だけでなく、2 人・3 人の場合も同様に鮮やかであることである。労働者家族では児童の成長に伴って住居を拡大する努力をしているものの、児童が 2 人以上のときにはそれぞれに専用の部屋をもたせるだけの空間的余裕をつくりえないのであるが、農村家族では、拡大の努力を払わずとも、児童の成長に応じて専用の区画を与えることができるだけの広さを、彼らの住居はもともと持っているのである。

5. 工場労働者の集団では、周期段階の進行と共に耐久消費財の所有状況が少しずつ豊になっていく状況がみられた。農村家族ではどうであろうか。

労働者の集団において耐久消費財としてとりあげたのはテレビ以下 12 点であったが、農家ではそれに取捨加

表 13 タイプ別、子供部屋と勉強機の有無

施設状況 タイプ		A 専用の部屋 をもつ子供が 1 人以上いる	B 専用の子供部 屋なく、共用の 子供部屋あり	C 子供部屋なし 1 人以上の子に 勉強機あり	D どの子にも 勉強機もない	計	概 括
児 童 1 人	1				7	7	D
	2	1		3		4	C
	3			1		1	
	4	3				3	A
	小 計	4(26.7)		4(26.7)	7(46.6)	15(100.0)	
児 童 2 人	11		1		8	9	D
	21	5	1	7	2	15	A<C
	22	1	7	2		10	B
	32	3	4	2	1	10	A<B
	43	7	3	1		11	A>B
人	54	3				3	A
	小 計	19(32.7)	16(27.6)	12(20.7)	11(19.0)	58(100.0)	
児 童 3 人	211	1		2		3	C
	221	2	5	1		8	B
	322	2	3			5	A<B
	432	12	8	1		21	A>B
	443	4	2			6	A>B
人	543	5	1			6	A
	小 計	26(53.1)	19(38.8)	4(8.2)		49(100.0)	
合 計		49(40.1)	35(28.7)	20(16.4)	18(14.8)	122(100.0)	

除を加えて 14 点とした (表 14)。所有点数平均では 4.4 対 4.6 で、農家の方がいく分高いように見えるが、調査品目の数を揃える時、また個々の品目の所有率を比較する時、実質的には労働者集団の方が所有状況においてやや優位に立っているといえよう。さらに、所有率の高い品目には異同があり、上位 4 品目をとれば、労働者ではテレビ・扇風機・洗濯機・冷蔵庫であったものが、農家ではテレビ (ミシン)・洗濯機・オートバイ (スクーター)・冷蔵庫となり、農民と工場労働者の生活環境の差が反映しているのを知ることができる。

さて、所有点数の周期段階別平均を比較すると (表 15)、段階が高まると共に点数がふえていくという組織的動向を見出すことができない。ただし、段階 0 は例数が極度に少いからこれを除外すれば、Ⅰ→Ⅲまでは増加してⅢ→Ⅴでは低下しているといえる。これは労働者の場合にみたⅠからⅢに至る増、ⅢからⅣへの減と平仄を合するという解釈も不可能でない。たがそのときは、児童数 1 人から 2 人にかけての増、2 人から 3 人にかけて

の減という動向が伴っていないと考えられる。しかるに農家では、逆に 1 人→2 人 (減)、2 人→3 人 (増) となっていて、予想を外れる。予想が外れた以上、最初の解釈は成立しない。そこで、周期段階の移行と所有点数の増加とは農家では結びついていないと結論される。これは、部屋数・畳数について前項でみた傾向と軌を一にするものである。

それでは、所有点数の高さは何と結びついているのだろうか。部屋数・畳数の場合と同様に経営階層にリンクしているのではないだろうか。表 12 の右よりの欄はこれを示している。予想通り経営階層が高いほど所有点数が高い。ただ、15 反未満層と 15 反以上 20 反未満層との間に逆転がみられるのは、15 反未満層の兼業率が格段に高いためであろう⁵⁾ (表 3)。

6. 工場労働者の集団では、周期段階が進むにつれて 1 ヶ月の現金支出階層が高まっていた。これは、そのような分布を示すように有意に対象を選んだからであるが、また母集団自体が同様の構成をもっていると考えられた。農村家族については上のような対象を意図的につかみ出していないので、検討を要すると思われる。

農村家族について 1 ヶ月の現金支出額をおさえても、このほかに現物支出がかなり見込まれるので労働者集団との比較ができない。そこで年間所得をとった。年間所得は農業所得と農外所得を合算することによってえた⁶⁾。

まず所得分布を周期段階別にみると、ごく僅かの関連があるようである。すなわち、周期段階が進むにつれて、所得階層が僅かに高まっていくように見える。また児童数別では、人数がふえるに従って僅かながら所得階層が上昇していくという印象を与えられるが、これらの傾向は決して顕著なものとはいえない (表 16)。

それでは、所得分布は何に最もよくリンクしているのだろうか。この点を経営階層について検討してみると、経営階層が高まるにつれて所得階層も高まっていることは明らかである。表 16 には掲げていないが、所得を農業所得に限るなら、経営階層との関連は一きわ高くなる。要するに、所得分布と周期段階別や児童数との関連は僅

表 14 耐久消費財所有率

品目	テ	洗	オ	電	カ	電	電	ス	ミ	応	ク	自	該	所
品目	レ	シ	ト	気	ハ	電	電	キ	キ	接	ラ	動	世	有
集 団	ビ	ン	バイ	冷	メ	ガ	風	ア	ノ	ス	セ	車	帯	点
	ン	機	・	庫	ラ	ス	機	ノ	・	タ	ット	車	帯	数
	機	機	スク	蔵	ラ	カ	金	話	オル	セ	ット	車	帯	平均
	機	機	・	蔵	ラ	カ	金	話	オル	セ	ット	車	帯	平均
農 家	100	88	80	52	41	35	25	20	11	5	2	2	2	4.6
労働者	100	86	78	66	5	91	9	28	13	—	9	0	1	4.4

注 * トラック・オート三輪を含むので、所有点数には算入されない。

表 15 段階別・児童数別・タイプ別、1 世帯
当り耐久消費財所有点数 (14 点中)

児童数	周期段階		0	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	平均
	第 2 子	第 3 子							
0 人			5.0						5.0
1 人				5.0	2.8	8.0	5.7		4.7
2 人	1			4.1	4.8				4.2
	2				4.4	3.9			
	3						4.0		
	4							3.0	
3 人	1	1			4.7				5.0
	2	1			5.1				
	2	2				7.0			
	3	2					4.7		
平 均	4	3					4.8	4.8	4.6
			5.0	4.5	4.6	5.1	4.6	4.2	

- 5) 耕耘機・動力噴霧機・トラクター・自動車の 4 点について農業機械の所有点数をみると、表 12 最右欄にあるように経営階層にリンクしている。そして 15 反未満と以上との間に著しい差のあることが判る。これは兼業への傾斜が 15 反未満と以上とで全く異なるものがあることを示すものであろう。
- 6) 農業所得は家計簿の所得票もしくは村役場税務課作製の「昭和 40 年農業所得標準表」から転記し、農外所得は聴取によって知ることができた嫡系家族員各人に寄せられている自家農業外からの所得である。

表 16 周期段階別・児童数別・経営階層別、所得分布

		40 万円未満	40~60	60~80	80~100	100~120	120 万円以上	無 回 答	計
周 期 段 階	0			2(100.0)					2(100.0)
	I		4(25.0)	7(43.7)	3(18.8)	2(12.5)			16(100.0)
	II	1(2.5)	4(10.0)	16(40.0)	15(37.5)	2(5.0)	1(2.5)	1(2.5)	40(100.0)
	III		2(12.5)	5(31.2)	6(37.5)	1(6.3)	2(12.5)		16(100.0)
	IV		7(17.1)	10(24.4)	10(24.4)	7(17.1)	4(9.8)	3(7.3)	41(100.1)
	V		2(22.2)	2(22.2)	3(33.4)	2(22.2)			9(100.0)
児 童 数	0 人			2(100.0)					2(100.0)
	1		4(26.6)	8(53.3)	1(6.7)	1(6.7)	1(6.7)		15(100.0)
	2	1(1.7)	10(17.2)	20(34.5)	19(32.8)	6(10.3)	1(1.7)	1(1.7)	58(100.0)
	3		5(10.2)	12(24.5)	17(34.7)	7(14.2)	5(10.2)	3(6.1)	49(100.0)
経 営 階 層	15 反未満	1(11.1)	5(55.6)	1(11.1)	2(22.2)				9(100.0)
	15~20		8(20.0)	15(37.5)	13(32.5)	2(5.0)		2(5.0)	40(100.0)
	20~25		6(9.7)	22(35.4)	17(27.4)	10(16.1)	5(8.1)	2(3.2)	62(100.0)
	25 反以上			4(30.8)	5(38.4)	2(15.4)	2(15.4)		13(100.0)
計		1(0.8)	19(15.3)	42(33.9)	37(29.9)	14(11.3)	7(5.6)	4(3.2)	124(100.0)

かし認められないが、経営階層との関連は明白であって、この点はさきにみた部屋数・畳数・耐久消費財所有点数の場合とよく似ている。

農村家族においても、第1子の発達段階を基準として設定された周期段階が進むにつれて（自家農業に従事する第1子を6人も含む段階Vを除いて）、児童に要する経費が嵩んでいくと思われ、また児童数の増加によって同様の結果が生ずると考えられるのに、所得の面ではこれがそれほどはっきりと反映されていない。何よりも、経営階層が中軸になって所得規模の大枠がきまっており、児童の成長や増加による経費増はその大枠を何ほどか修正するものでしかないことが判る。またそれは、核家族成員以外の家族員の有無による経費増減とかみあわされて、大枠の修正にまわることとなる。したがって、周期段階や児童数の所得規模に対する規定作用は間接的なものでしかないといわなければならない⁷⁾。

それでは、周期段階と経営階層とはどのような関係に

立つのであろうか。家族周期の研究が精力的に推進された1930~40年代のアメリカ農村では、周期段階と経営階層とは家族のいわゆる労働力係数と消費力係数を媒介として規則的な対応関係を示した。児童の養育期においては段階が進むと共に経営規模も組織的に拡大したのである⁸⁾。このようなことがわれわれの調査対象についてもみられるかどうかを、問題にしたい。

表17によれば、周期段階が高まっても経営階層が高まっていくようには見えない。段階Vは事例9のうち6まで第1子が自家農業に従事しており、したがって段階IVよりもその限りでは労働力が追加されていると考えてよいにもかかわらず、経営階層は全体として高まっているということができない。児童数についても、児童がふえると経営階層が上昇しているとはいいいにくい。2人から3人へのところでいく分そのような傾向も見られないわけではないが、明瞭ではない。すなわち、周期段階が高まり、また児童がふえても、（児童養育期に関する限

7) 所得規模が周期段階と僅かしかリンクしていないのであれば、周期段階と結びついている夫の年齢も所得規模に僅かしかリンクしないと予想される。付表Dはこの予想の真で

付 表 D

所得規模 夫の年齢	40 万円未満	40~60	60~80	80~100	100~120	120 万円以上	無 回 答	計
29 歳まで			9(60.0)	4(26.7)	2(13.3)			15(100.0)
30~34	1(4.0)	2(8.0)	11(44.0)	9(36.0)	2(8.0)			25(100.0)
35~39		9(22.0)	13(31.7)	11(26.8)	4(9.8)	3(7.3)	1(2.4)	41(100.0)
40~44		6(20.7)	8(27.6)	9(31.0)	2(6.9)	2(6.9)	2(6.9)	29(100.0)
45~49		2(14.3)	1(7.1)	4(28.6)	4(28.6)	2(14.3)	1(7.1)	14(100.0)
計	1(0.8)	19(15.3)	42(33.9)	37(29.8)	14(11.3)	7(5.6)	4(3.2)	124(100.0)

あることを示している。

8) 森岡清美「家族周期論研究序説」、国際基督教大学『社会科学ジャーナル』4(1962)、1—39を参照せよ。

表 17 周期段階別・児童数別、経営階層分布

		15反未満	15～20	20～25	25反以上	計
周 期 段 階	0		2(100.0)			2(100.0)
	I	3(18.8)	4(25.0)	9(56.2)		16(100.0)
	II	6(15.0)	13(32.5)	17(42.5)	4(16.0)	40(100.0)
	III		6(37.5)	8(50.0)	2(12.5)	16(100.0)
	IV		12(29.3)	22(53.6)	7(17.1)	41(100.0)
児 童 数	V		3(33.3)	6(66.7)		9(100.0)
	0人		2(100.0)			2(100.0)
	1	3(20.0)	4(26.7)	5(33.3)	3(20.0)	15(100.0)
	2	4(6.9)	20(34.5)	30(51.7)	4(6.9)	58(100.0)
計	3	2(4.1)	14(28.6)	27(55.1)	6(12.2)	49(100.0)
	計	9(7.3)	40(32.3)	62(49.9)	13(10.5)	124(100.0)

り)経営規模はほとんどふえていない。経費増は、農外所得を拡充したり⁹⁾農業経営を高度化したり、あるいは貯蓄を引き出すことによって賄われるのであろう。また追加された労働力は自家経営の中で収益化するよう経営内容を高めたり、自家農業外に投ぜられたりするものと思われる。

周期段階は児童がある限り必ず動いていく。他方、児童は必ずしもふえるものではないが、増加への潜在力はつねに存在し、その潜在力はしばしば表面に噴出する。しかるにわれわれの調査対象では経営規模にかなりの固定性があるといわなければならない。この固定性によって児童数が逆に規定され、増加への潜在力が抑止されているのだが、それでも児童数と経営階層との間にごく僅かの関連が生じうる。しかし周期段階と経営階層との間には全く関連が認められない、ということになるのである。こうして、経営階層と高度の関連をもつと考えられる所得分布、耐久消費財所有点数、部屋数・畳数が、周期段階と関連をもたないか、もしくは関連が乏しいことも、明らかになってくる。

7. 最後に、家族内部の役割分担が周期段階とともにどのように動いていくかを検討しよう。まず、児童の親である夫婦について、農業経営の経営主であるなしを問い、経営主率の夫婦間比較を行ったところ、勤務をもつ夫を除いて夫の9割までが経営主であり、妻は例外的な6件を除くほかことごとく家族従業者であるという性別分業が明確にとらえられた。つぎに夫について段階間比較を試みると、段階が進むにつれて経営主率が高くなっていることが注目される。とくに段階Iと段階IIの差は大きく、段階IIとIIIの差がこれにつぎ、段階III以上は高原状態を示す(表18)。このことは、第1子の小学校段階(夫31歳)までに8割をこえる夫が経営主となり、さらに第1子中学生段階(夫37歳)までにほとんどの夫が経営主となることを意味するものであって、その背景には父の老齢化・引退・死亡、他方、夫の経営主能力の充実という事態が働いていることはいうまでもない。

つぎに食料品などふだんの買物について金の出し入れをするのは、表19上段が示すように、主に母か妻であり、女の領域であることがわかる。そして、母から妻へこの権限が委譲されていくさまも観取される。段階IからVに至る全期間を通じて委譲が認められるが、とくに段階IIからIIIの間にそれが顕著である。ふだんの金の出し入れを主婦権の重要な機能とみることができるとすれば、主婦権は妻が35歳前後で譲られることが多いといえよう。なお、母→妻への委譲の背後に、父→妻、母→夫、夫→妻という三つの動きがあり、全体として妻に収斂していくことも察せられるのである。

第3に電気器具など大きい買物をするとき金の出し入れをするのは、圧倒的に父か夫である(表19中段)。そして父から夫へとこの権限が委譲されていくこと、それが段階IとII、IIとIIIの間にとくに顕著であること、なども明らかといえよう。父から夫への委譲を主要経路

表 18 周期段階別、夫婦の農業経営上の地位

	夫			計	妻		
	経営主	家族従業者	非従業		経営主	家族従業者	非従業
I	10(62.4)	5(31.3)	1(6.3)	16(100.0)	1(6.3)	14(87.4)	1(6.3)
II	33(82.5)	5(12.5)	2(5.0)	40(100.0)	2(5.0)	38(95.0)	
III	15(93.7)	1(6.3)		16(100.0)	1(6.3)	15(93.7)	
IV	39(95.1)	2(4.9)		41(100.0)		41(100.0)	
V	8(88.9)		1(11.1)	9(100.0)	1(11.1)	8(88.9)	
計	105(86.0)	13(10.7)	4(3.3)	122(100.0)	5(4.1)	116(95.1)	1(0.8)

9) われわれのサンプルでは兼業農家の数が少ないので傾向すら判明しないが、経営階層を一定にすれば兼業率は段階の進

行・児童数の増加とともに高まることであろう。

表 19 周 期 段 階 別, 役 割 分 担

		夫	妻	父	母	夫・妻	夫・父・ 夫・母	妻・母	全 員	不 明	計
ふだん の 買物の 金の 出	I	2(12.5)	1(6.3)	4(25.0)	9(56.2)						16(100.0)
	II	9(22.5)	7(17.5)	8(20.0)	13(32.5)	1(2.5)			2(5.0)		40(100.0)
	III	4(25.0)	8(50.0)	2(12.5)	2(12.5)						16(100.0)
	IV	7(17.1)	28(68.3)		3(7.3)	2(4.9)		1(2.4)			41(100.0)
	V	1(11.1)	7(77.8)		1(11.1)						9(100.0)
	計	23(18.9)	51(41.8)	14(11.5)	28(23.0)	3(2.5)		1(0.8)	2(1.6)		122(100.1)
大し い 買物の 金の 出	I	3(18.8)		8(49.9)	5(31.3)						16(100.0)
	II	18(45.0)	1(2.5)	12(30.0)	9(22.5)						40(100.0)
	III	11(68.7)	2(12.5)	2(12.5)	1(6.3)						16(100.0)
	IV	32(78.1)	3(7.3)	3(7.3)		3(7.3)					41(100.0)
	V	9(100.0)									9(100.0)
	計	73(59.9)	6(4.9)	25(20.5)	15(12.3)	3(2.5)					122(100.1)
重 大 な 出 来 事 の 決 定	I	6(37.5)		6(37.5)	2(12.5)		1(6.3)		1(6.3)		16(100.1)
	II	13(32.5)		16(40.0)	6(15.0)	1(2.5)	2(5.0)		1(2.5)	1(2.5)	40(100.0)
	III	9(56.2)		6(37.5)					1(6.3)		16(100.0)
	IV	28(68.2)		9(22.0)		2(4.9)	2(4.9)				41(100.0)
	V	7(77.8)	1(11.1)		1(11.1)						9(100.0)
	計	63(51.7)	1(0.8)	37(30.0)	9(7.4)	3(2.5)	5(4.1)		3(2.5)	1(0.8)	122(100.0)

として、ほかに母→夫、母→妻の方向もあり、全体として夫にこの権限が集中していく。

第4に、田畑の売買など重要な出来事を決定する中心になるのは、父か夫であり、まれに母であることもあるが、これはすぐれて男の領域であることが判明する(表19下段)。そして前項と同様に父→夫の方向に権限の委譲がみられ、委譲の著しいのは段階ⅡからⅢの間である。重要な出来事の決定を大きい金の出し入れと併せて世帯主権の重要な機能とみるなら、世帯主権の移行は段階ⅡからⅢの間に起ることが多いといえよう。第1子が小学生から中学生になる間であり、夫の平均年齢でいえば37歳前後である。夫37歳頃までに過半が世帯主になっている。これと妻が主婦権を継承するのと、時間的に照応していることはいうまでもない。このような世帯主権・主婦権の委譲には、さきに経営主権の移行について指摘したのと同様の、老若両世代の条件が作用している。この条件の作用は周期段階が進むほど強力となり、委譲が実現していくのである。

III 結 論

1. 以上の分析によってつぎのことが明らかになった。
 - ① 周期段階が進むにつれ(そしてこれと関連している児童数の増加と共に)、夫婦の平均年齢と平均結婚年数は高まり、父母同居率は減り、夫の経営主率と世帯主率・妻の主婦率は高まっていく。両者の関

係は組織的である。

- ② しかるに、平均世帯員数・平均部屋数・平均昼数・耐久消費財平均所有点数は、周期段階が進んでも、また児童数がふえても高まらない。これらはむしろ農業経営階層とリンクしていて、経営階層が高まれば高まっていく。そして経営階層は周期段階と関連しているとはいえない。
- ③ ただ所得分布だけは周期段階や児童数と僅かに関連しているが、それでも経営階層との関連の方が高い。
- ④ 要するに、夫婦およびその親の、老化現象に基礎をおいた生活構造の諸側面は周期段階と共に規則的な変化を示すが、経済的諸側面のうち固定的な項目については周期段階との関連がなく、所得のように流動的な項目において僅かな関連が認められるにとどまる。

2. 老化現象に基礎をおいた諸側面が周期段階と共に変化をしているのは、周期段階設定の基礎とされた第1子の発達段階が、その親夫婦および祖父母夫婦の老化現象の進行と、平均値において相応すべきはずであるからである。同じく成熟—老化現象に基礎をおいている世帯員数に組織的な増減がみられないのは、児童の増加傾向と、同居の親および弟妹の死亡離家による減少傾向とが相殺するからである¹⁰⁾。

経済的諸側面に規則的な変化があまりみられないのは、これらを規定している経営階層が周期段階の移行に応じて変動することが乏しいためである。経営階層における変動性の乏しさは、世帯員数における変動の不規則性に対応するよりは、農業経営および農家経営のあり方から由来するものである。すなわち、経営規模を動かすよりは経営内容や方式を変更することによって労働力と消費力の変動に対応しようとする、経営のあり方にかかわっている。

3. 農村家族、少くとも調査地における農村家族は、その経済面を弾力性の乏しい経営規模によって強く規定されているので、労働者家族でみたような周期段階の進行に伴う経済面の高度化・分化もしくはその停滞現象を明らかに示さない。また、直系尊属や傍系成員が加わ

- 10) 児童の増加傾向が強くないのに後段階ほど減少となって現われることのないのは、①同居の直系尊属は2人以内なら父母であっても祖父母であってもよいとし、②弟妹の同居を1人に限って認め、かくして直系尊属および弟妹の数を3人以内におさえると共に3人以内ならこれを適格として、増減の幅を一定範囲に制限したためである。

っていることが、核家族形態の場合には周期段階に対応して規則的に現われるべき消費傾向をあいまいにする結果になっている。そこで、世帯調査の形で家族を全体として捉えるだけでは、周期段階の進行に伴う児童養育費の膨張と家計に占める比重を推測することは、不可能ではないにしても困難といわなければならない。世帯調査によって児童養育費の伸縮傾向に測鉛を下す試みは、工場労働者の場合のように、核家族的世帯、しかも夫の年齢と共に収入がふえる世帯については効果的である。しかし農村家族では事情が異なる。そこで児童養育費を把握するためには、直接に家計簿の分析に依存するほかないと思われるのである。それにもかかわらず、農村家族の特徴的な生活構造は、周期段階別分析により、工場労働者との対比のもとに明らかにされたといえよう。

〔付記〕 本稿のうち、とくに序論は「中鉢研究班」の打合せ会議での討論と共同作業にもとづいている。現地調査では福島大学助教授岡村益氏ら多くの方々の協力をたまわり、集計整理の段階では東京教育大学大学院生石原邦雄氏らの協力をえた。記して、それぞれ感謝の意を表したい。

別冊「社会保障研究所シンポジウム特集」予告

社会保障と労働	大河内 一 男
社会保障と経済	都 留 重 人
	コメンター 嶋 田 啓一郎
	富 永 健 一
	加 藤 寛
社会保障の拠出と給付	小 山 路 男
”	小 川 喜 一
	コメンター 佐 口 卓
	江 見 康 一
	地 主 重 美

農村家族における児童養育費の研究(Ⅱ)

—家族周期からみた家計分析を中心に—

前 田 正 久

はじめに

家族周期段階の移行は必然的に家族の構成に変化をあたえ、家計の構造もまた変化する。この小論では家計構造の変化の中で児童はどのように養育費の分配を受け、また、両親である夫婦や他の家族成員へ分配される生活費との関連において、養育費構造のいかなる部分が圧縮され、ひずみをあらわすであろうかなどの諸点について、アプローチを行ったものである。本稿は福島県下のフィールドにおける調査結果を中間報告としてまとめたものであるが、観察に当って、その前年川崎市で実施した都市勤労家計群(大都市における組織労働者家族)との対比も若干行っている。

I 家計分析のための研究模型への追加

研究模型の設定については、分析Ⅰ(森岡清美執筆)に詳しいが、児童の発達段階については若干これを修正し、次のように細分してこの分析には用いている。

未就学児(授乳中の児).....	1 ^A
“ (離乳後の児).....	1 ^B
小学生(1,2,3年の低学年生).....	2 ^A
“ (4,5,6年の高学年生).....	2 ^B
中学生.....	3
高校生.....	4
高卒後大学卒ま } 短大生.....	5 ^{タン}
での当該年齢児 } 農耕従事.....	5 ^ウ

段階1を2分したのは、授乳中の母乳児はほとんど飲食物費がかからないのに対して、離乳後の未就学児は年齢相当の飲食物費を必要とし、養育費規模において明らかな差のある点を明確にしたかったからであり、2の段階は3,4の段階がそれぞれ3年、4年というインターバルを持つ段階であるのに対して6年とその段階期間が長きに失するのを考慮したためであり、5段階では高段階で最も比重の高い教育・教養費がすでにかからない自家農業従事の児とそのかかり方の激しい短大・大学在学児を含むタイプとに分離をしたかったからである¹⁾。

結婚後、まだ児の生まれていない若い夫婦集団をとり、それを多年に亘って観察すれば家族周期の段階移行に伴う家計の変動を正確に把握することはできる。しかし、それには20有余年の研究期間を必要とする。そこで、現に併存する周期段階の異った家族を分析Ⅰで述べられているような、ある限度枠の中で選定し、それを発達の順序に配列することによって、あたかも同一の家族の周期段階移行が行われているかのように再現をはかり、——段階をタイプ化し、3桁の記号で与えた。たとえば、000は児のいない家族、003は中学生の1人子をもつ家族、02^A1^Bは長子が小学低学年生、末子が未就学児の2人の子をもつ家族、432^Bは3人子で長子が高校生、次子が中学生、末子が小学高学年生の家族として表現した——その家計の変動と児童養育費の変化とを究明したものである。

タイプは21に分れているが、各タイプの家族構成を示すと表1のとおりである²⁾。

ほぼ、長子の発達段階によって、児童もその両親に当る夫婦も年齢対応がついているが、1人子の中学生をもつ父親の年齢が、2人子、3人子の父に比して高年齢にあってその点だけ若干対応関係がくずれている。

なお、これらのタイプを生起せしめる要因の一つである出生間隔は、分析Ⅰの表6にみられるとおりであるが、児童数が多いほど、次第にその出生間隔を短縮している。

- 1) 分析Ⅲ(長嶺晋吉執筆)の栄養分析のところで使われている集約段階との関係は次のようであり、Ⅰは児のいないタイプ、Ⅱ、Ⅲはそれぞれ若い段階と高い段階の1人子をもつ家族、Ⅳ、Ⅴは長子が若段階と高段階にある2人子家族、Ⅵ、Ⅶは3人子の長子がそれぞれ若段階と高段階とにある家族に分けた集約タイプである点に注意されたい。

I: 000	II: 001 ^B	IV: 01 ^B 1 ^B	VI: 2 ^A 1 ^B 1 ^B
	002 ^A	02 ^A 1 ^B	2 ^B 2 ^A 1 ^B
	002 ^B	02 ^B 2 ^A	32 ^B 2 ^A
III: 003	V: 032 ^B	VII: 432 ^A	
004	043	432 ^B	
	05/ウ4	443	
		5/ウ43	

- 2) 各タイプはすべて児童とその両親は現存しているので、平均的な年齢で説明できるが、直系尊属や傍系に当るその他の家族成員は、その平均に意味を認め難いので、表1には省略してある。

表1 各タイプの家族構成

タ イ プ			夫	妻	第 1 子		第 2 子		第 3 子		
	0	0	0	26.0 歳	26.0 歳	歳		歳		歳	
1人子タイプ	0	0	1 ^B	29.6(29.0)	28.3(27.3)	2.0(2.1)					
	0	0	2 ^A	34.5(37.5)	32.0(33.9)	小学1年生	6.5(8.1)				
	0	0	2 ^B	37.0	35.5	小学6年生	11.5				
	0	0	3	40.0(41.5)	40.0(38.5)	中学3年生	14.0(13.0)				
	0	0	4	41.0(43.7)	39.3(41.2)	高校2年生	16.0(16.8)				
2人子タイプ	0	1 ^B	1 ^A	29.0	26.0	2.5		0.0			
	0	1 ^B	1 ^B	30.6(33.4)	28.0(29.9)	4.6(4.2)		2.4(1.6)			
	0	2 ^A	1 ^B	31.5(36.5)	29.9(33.1)	小学2年生	7.1(7.9)	3.5(4.8)			
	0	2 ^B	2 ^A	35.6(38.0)	33.2(34.0)	小学5年生	10.3(10.0)	小学2年生	7.7(8.0)		
	0	3	2 ^B	36.6(42.7)	34.9(38.3)	中学2年生	13.4(13.5)	小学5年生	10.7(10.0)		
	0	4	3	41.0(45.3)	38.4(41.2)	高校2年生	16.4(16.2)	中学2年生	13.1(13.2)		
	0	5ノウ	4	43.7	43.7	19.7		高校2年生	16.7		
3人子タイプ	2 ^A	1 ^B	1 ^B	33.0(36.5)	29.7(33.1)	小学2年生	7.7(7.9)	5.3(5.1)		2.7(1.7)	
	2 ^B	2 ^A	1 ^B	35.5(37.5)	32.6(32.0)	小学6年生	11.1(9.8)	小学2年生	7.6(7.5)	4.4(3.2)	
	3	2 ^B	2 ^A	37.2(43.5)	35.0(37.8)	中学1年生	12.8(13.3)	小学5年生	10.2(11.0)	小学2年生	7.2(8.3)
	4	3	2 ^A	40.3	38.9	高校2年生	16.3	中学2年生	13.4	小学3年生	8.1
	4	3	2 ^B	40.9(44.8)	39.7(41.3)	高校2年生	16.4(16.2)	中学2年生	13.6(13.0)	小学5年生	10.6(10.1)
	4	4	3	42.8	40.5	高校3年生	17.7	高校1年生	15.2	中学1年生	12.5
	5ノウ	4	3	46.5	42.8	19.3		高校3年生	17.0	中学3年生	14.0
	5タン	4	3	46.0	44.0	短大2年生	19.0	高校2年生	16.5	中学3年生	14.0

注 () 内は川崎モデルの値である。

傾向は、前年の川崎例に近似し、それは、また全国的な傾向とも一致している。ただ、川崎例と比較し、川崎の1人子の出生までの結婚持続期間が1年11月であるのに対し、このモデルの1人子が出生するまでの結婚持続期間は3年10ヵ月と長く異質的である。

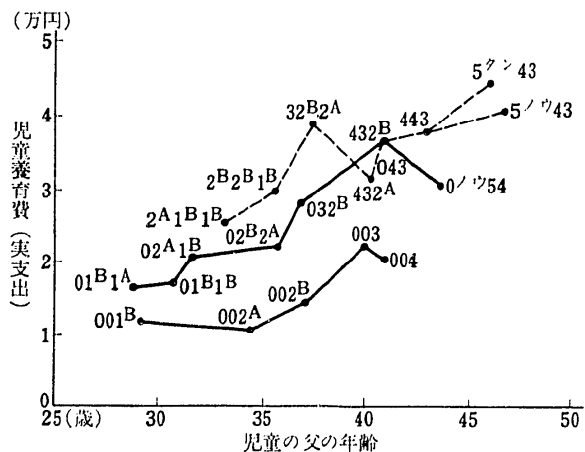
そのため、モデルの平均初婚年齢が夫23.2歳、妻21.3歳と、川崎例の夫26.6歳、妻23.2歳に比して、夫の初婚年齢が約3歳若いにもかかわらず、1人子の各段階の夫の年齢が、川崎モデルとほぼ一致している。しかし、2人子、3人子の出生間隔は川崎モデルと近似しているのので、このモデルの父親(夫)の年齢は各タイプとも川崎モデルよりは3歳前後若い年齢となっている。

II タイプの移行に伴う児童養育費総額の変化

図1によって変化をながめてみよう。

- (1) モデルの夫婦は全国平均よりかなり若い年齢で結婚しているが、1人子の場合の出生間隔が長いので、1人子系列の001^Aタイプの発生相当年齢にある夫は、おおむね27歳前後となるが、モデルでは001^Aタイプが得られず、001^Bタイプから始まるので、児童の年齢は2.0歳、夫の年齢は29.6歳でリンクする。この段階の養育費は12,203円で家計費

図1 世帯主の年齢でリンクした児童養育費の変化



(家計上の実支出額を指す)の22%に当るが、タイプ移行に伴い次第にその養育費を増加し、高段階では約2万円の養育費分配をうけて家計費の4分の1を占めるに至る。川崎モデルと対比すると003タイプは川崎より恵まれ、他のタイプはその養育費分配量にそれほど差がない。しかし、003タイプを境に、その上位段階に向ってその額が低下する姿は、両モデルとも相似している。

- (2) 2人子系列は結婚後1年6ヵ月目に第1子が生れ、さらに2年10ヵ月後に第2子が生れる。モデルに用いられている01^{B1A}タイプは第1子が2.5歳、第2子が0歳、夫の年齢が29.0歳で対応している。2人子タイプは当初より16,620円の養育費分配を受け、家計費の26%から次第にその比率をまし、遂に3万円台に達して家計費の4割余を占めるに至る。川崎モデルに比し、比較的若いタイプでその受ける養育費分配量が少い。
- (3) 3人子系列は結婚後1年9ヵ月目に長子が、それから2年6ヵ月目に次子が、さらに3年4ヵ月後に末子の誕生をみ、理論的には2^{A1B1A}タイプで始まる。このモデルではそのタイプが得られず2^{A1B1B}から観察が始まるが、児童年齢は長子7.7歳、次子5.3歳、末子2.7歳、夫の年齢33.0歳で説明される。2人子タイプが高段階で家計費の4割を占めるのに対して、3人子タイプは当初から、すでに26,481円と多額の養育費分配を受けて、家計費の

4割を占めている。タイプの移行は養育費の増大に拍車をかけ、32^{B2A}タイプで4万円を超え、家計費の半ばを占めるに至り、543タイプでは、長子が高校を卒業し、すでに自家農耕に従事するようになっている5ノウ43タイプでも家計費の55%に当る42,782円の養育費分配を受け、長子が短大在学中の5タン43タイプでは、45,855円を必要として家計費の64.7%を占めるに至る。拡大家族の形をとる農村家族で3人の児童に分配する養育費が全家計費の6割5分にも当るこの家計実態はまことに寒心に堪えない。この段階で、すでに強度の家計緊張にあるので、さらに児童が私立大学などへと進んだ段階の養育費による家計圧迫、教育・教養費の急増による養育費構造のゆがみは想像にあまりあるものがある。

詳細な数値については、すべて表2を参照されたい。

III 養育費の構造とその変化

タイプ移行による養育費の費目構成の変化をみるために、構成比の大きさに順に配列した図2を用意した。

食料費の占める割合(食料費/実支出で示した)は児童数の多寡を問わず、すべてタイプの高段階移行に伴って次第に減するが、その傾向は児童数が多いほど激しい。

一般にエンゲル係数(通常は食料費/消費支出が用いられるが、その変化をみるためには、本例で用いた食料費/実支出でも差支えないであろう)の低下は生活の上向き状態を意味するが、図2にみられる食料費割合の低下現象は児童の養育内容の向上をあらわすものではなく、むしろ、

いわゆる“エンゲル係数の停止現象”とみるべきであろう。

タイプの移行に従って増大傾向を明らかにするのは教育・教養費であって、1人子についてはその傾向がそれほど明らかでないが、3人子ではその傾向がきわめて明瞭である。とくに3人子の5タン43タイプでは教育・教養費の占める割合はほぼ食料費の占める割合に匹敵する大きさを示している。

その他、被服費に若干の増高気配がみられるが、それほど明らかな傾向とはいえない。

図 2-1 タイプ移行に伴う養育費構成の変化 (1人子)

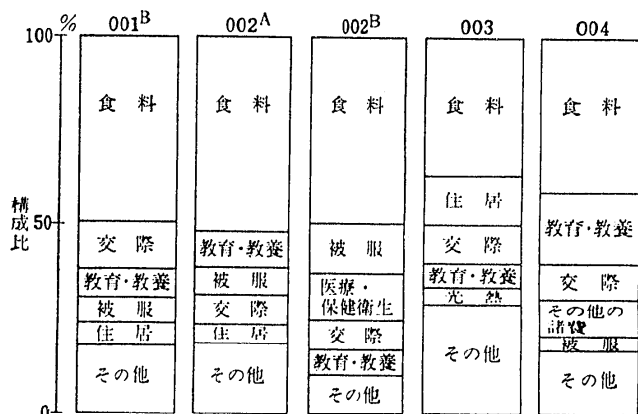


図 2-2 タイプ移行に伴う養育費構成の変化 (2人子)

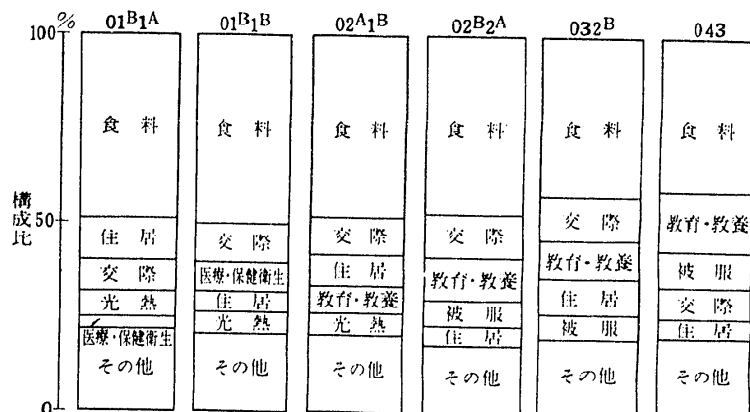
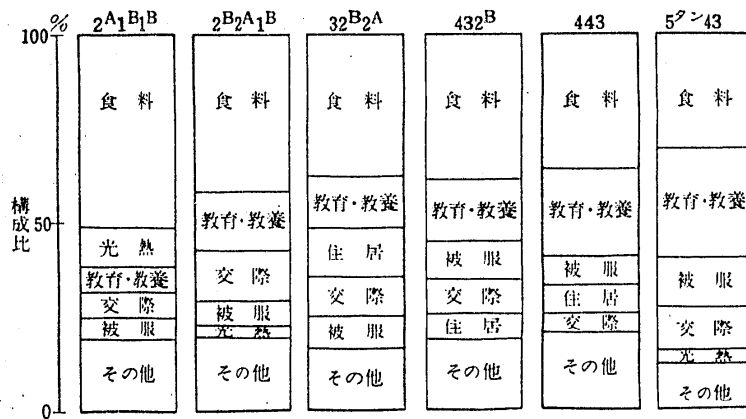


図 2-3 タイプ移行に伴う養育費構成の変化 (3人子)



IV 各児童への養育費の分配

前節まではタイプごとに(世帯単位で)養育費の総額についての観察を行ってきたが、つぎは個々の児童に分配されている養育費を図3によってながめてみよう。

図 3 児童個々への養育費の分配状況

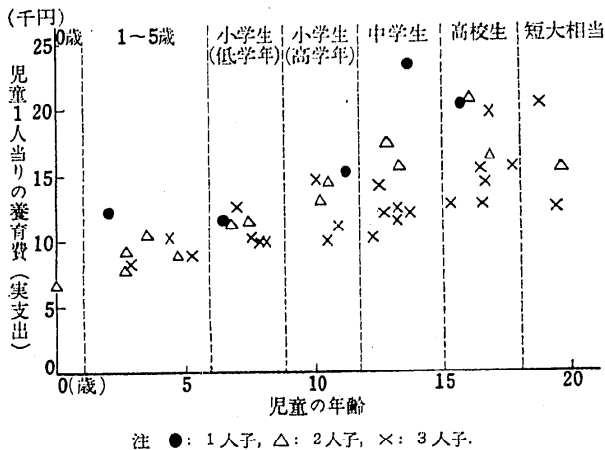
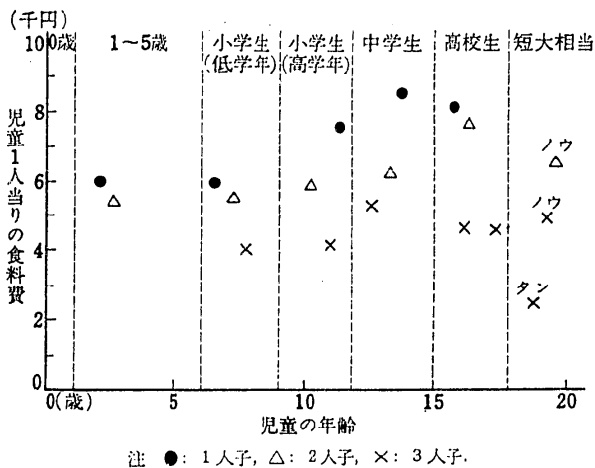


図 4 同一発達段階にある長子の食料費



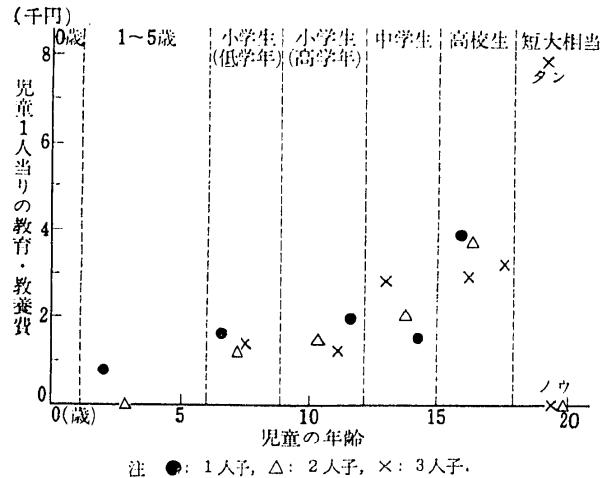
全般的にみれば児童数の少い世帯に属する児童ほどやや上方に分布し、与えられている養育費の額が多いことが分る。IIで明らかにしたように児童数の多いタイプでは養育費の家計圧迫が大きく、それは必然的に個々の児童への分配養育費を低額におしやる結果となっている。これらの点をさらに明らかにするために、同一発達段階にある長子のみをとり出し、費目ごとに児童数による格差、児童の発達段階の及ぼす影響、出生順位による影響などを観察した。

児童数の大きさをきわめて鋭敏に反映するのは食料費であって図4に示すように児童数別にかかなりの格差をみせて分布し、それは児童の成長につれて次第に額を増大している。しかし3人子の場合、発達段階の移行に伴う増大傾向が微弱な上、短大段階では著しくその額が低い。(2人子の短大在学相当年齢の者が、同様低額であるのは、家具什器と交際費、被服等の諸費への出費が多額であったためである。)

これに対し、図5にみられるように、児童数の多寡にはほぼ無関係に、児童の発達段階にのみスライドして増大するのは教育・教養費であって、食料費とはきわめて対照的に短大段階でその額が激増している。前記、短大段階の児童のはなはだしい食料費の低額は、限られた養育費枠内における、この教育・教養費の急増のあおりをうけた食料費の切り詰め結果とみることができよう。

他の費目については、雑費(一般の教養娯楽費、交通通信費、交際費、その他の雑費を内容とする)に若干規則性がうかがわれるほかは、前記、食料費、教育・教養

図 5 同一発達段階にある長子の教育・教養費



費のように明らかな傾向をみせるものはない。

V 夫婦や他の家族成員へ分配されている生活費

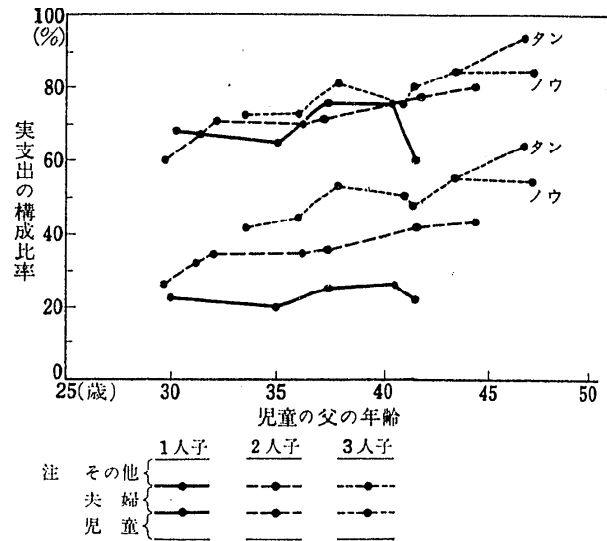
家計は養育費を児童に分配するだけでなく、児童の両親に当る夫婦や夫婦の直系尊属あるいは傍系の家族にもその生活費を分配する。

まだ児を生んでいない夫婦の生活費は夫が約 23,000 円、妻が約 17,000 円と高いが、児の出生とともに児童へ養育費の割譲が行われ、001^B タイプでの夫の生活費は 13,867 円、妻のそれは 10,968 円と児のない夫婦の生活費にくらべて半減している。前述するように、タイプの移行は児童養育費を増大せしめているが、夫婦に分配される生活費はその影響を受けず、児童数の多い夫婦ほどその額は低いにせよ、養育費の増嵩につれて、生活費を減少する傾向はみせておらず、夫婦の生活費も養育費同様、タイプの高段階移行につれてやや増大する傾向をみせている。しかし、その傾向は児童数が多いタイプでは弱い。

これらの変化の中にありながら、夫の生活費は 1, 2 の例を除いて、すべて 1 万円台を超えているが、妻の生活費は夫に比し、その 3 割前後低い。とくに 3 人子の各タイプについては、母親の生活費の切り詰めにおいて養育費枠の確保が行われ家計調節がはかれるためか、その生活費は 8~9 千円台をようやく確保するにすぎず、それは 1 日当り食料費を 120 円から、高々 150 円の低額に圧縮を余儀なくさせる結果となっている。そして、長子が高校を卒業し、農耕を手伝う段階に至ってもようやく 180 円前後を示すにとどまっている。家計調節弁的しわよせ結果の主婦の貧しさというのほかはない。

今、家計費を 100 として、児童、夫婦および他の家族成員の 3 者への分配関係を図 6 によってながめてみよう。3 者への生活費の分配は、いずれにせよ家計費の枠内での分配関係であるから、家族内における児童数の多寡に大きく左右され、児童養育費の家計における比重いかんによって、他の家族員への生活費分配を揺り動かす。実額でも明らかであったように、夫婦への生活費分配割合もまた、1 人子の夫婦 > 2 人子の夫婦 > 3 人子の夫婦の順にその分配比率は低いが、児童の数別にみると児童数が同じである限り、タイプの移行によって分配比率はそれほど大きな変動をみせず、1 人子の夫婦がおおむね 50%，2 人子の夫婦が 35% 前後、3 人子の夫婦が 30% 前後を示して、その分配比率は意外に安定しているといえる。夫婦の生活費が、タイプ移行にはほぼ無関係に、その児童数ごとにおおむね一定の分配比率を保っている

図 6 家計費の児童と夫婦とその他の家族成員への分配状況



姿は注目に値する。

他の家族成員である父母などの直系尊属や兄弟姉妹の傍系家族に対する生活費は「家計費-(児童養育費+夫婦の生活費)=他の家族の生活費」の関係にあり、タイプ移行につれて次第に減少する。しかし、その減少傾向は 1 人当り生活費額を減少せしめているのではなく、図 7 にみられるように、タイプ移行にともなって他の家族成員数を次第に減少している事実を反映しての分配比率の減少傾向にすぎない。したがって、3 人子タイプにおいて高段階移行が若干 1 人当りの分配比率を低めはするものの、おおむね、1 人当りの分配比率はタイプの段階移行にかかわらずほぼ一定である。

図 7 「その他」の家族成員の平均人数と「その他」の 1 人当り生活費の家計に費占める割合 (%)

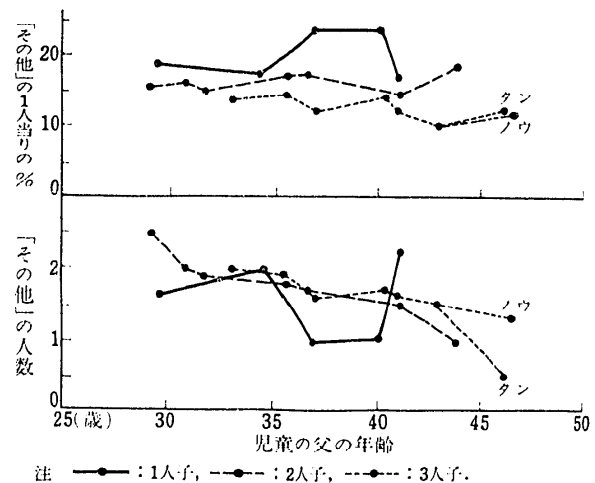


表 2 家族成員別にみた家計実支出の状況

支 出 項 目	子 が 0 の タイ プ				0 0 1 ^B							実支出 総 額
	0 0 0				0 0 1 ^B							
	実支出 総 額	夫 婦			実支出 総 額	兄 童		夫 婦				
		計	夫	妻		計	第1子	計	夫	妻		
I 実 支 出	59,969	39,717	23,008	16,709	54,444	12,203	12,203	24,835	13,867	10,968	57,107	
1. 食 料 費	22,280	13,775	7,072	6,703	27,479	5,999	5,999	12,043	6,454	5,589	31,145	
(1) 家庭内食事	17,230	10,247	5,126	5,121	16,344	3,731	3,731	7,074	3,554	3,520	19,145	
(2) おやつ	3,285	2,818	1,286	1,532	5,473	1,581	1,581	2,200	1,114	1,086	8,507	
(3) 酒 類 食	365	310	310	—	1,350	—	—	1,160	1,160	—	1,443	
(4) 外 食 費	1,400	400	350	50	4,312	687	687	1,609	626	983	2,050	
(5) 給 食 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2. 住 居 費	150	60	30	30	3,325	739	739	1,487	748	739	565	
3. 光 熱 費	1,314	1,064	532	532	1,387	296	296	593	297	296	1,406	
4. 被 服 費	9,505	8,475	6,185	2,290	3,553	810	810	1,643	998	645	1,715	
5. 医療・保健衛生費	3,145	1,570	190	1,380	1,467	397	397	739	301	438	4,158	
6. 児童の教育・教養費	—	—	—	—	929	929	929	—	—	—	1,605	
(1) 学校教育費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	410	
(2) 教材・文房具類	—	—	—	—	10	10	10	—	—	—	1,185	
(3) 運動具・玩具類	—	—	—	—	919	919	919	—	—	—	10	
(4) そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7. 雑 費	20,225	12,593	7,909	4,684	11,834	1,976	1,976	6,214	4,011	2,203	13,783	
(1) 一般の教養娯楽費	3,500	572	216	356	643	100	100	437	382	55	5,060	
(2) 交通・通信費	1,199	173	59	114	1,018	161	161	393	165	228	765	
(3) 交 際 費	11,441	8,558	4,394	4,164	7,440	1,504	1,504	3,376	1,872	1,504	6,758	
(4) 煙 草 費	2,675	2,675	2,675	—	1,134	—	—	925	925	—	360	
(5) そ の 他	1,410	615	565	50	1,599	211	211	1,083	667	416	840	
8. 非消費支出	3,350	2,180	1,090	1,090	4,470	1,057	1,057	2,116	1,058	1,058	2,730	

支 出 項 目	0 0 4										
	夫 婦			実支出 総 額	兄 童		夫 婦			実支出 総 額	計
	計	夫	妻		計	第1子	計	夫	妻		
I 実支出	45,394	23,890	21,504	90,040	19,817	19,817	35,115	20,556	14,559	63,246	16,620
1. 食 料 費	13,967	6,975	6,992	45,352	8,117	8,117	18,173	10,036	8,137	28,734	8,087
(1) 家庭内食	5,864	2,646	3,218	29,067	6,132	6,132	10,968	5,612	5,356	23,140	6,676
(2) おや	5,633	2,769	2,864	7,124	1,668	1,668	2,922	1,481	1,441	3,637	1,411
(3) 酒 類	1,860	1,180	680	2,917	—	—	1,562	1,225	337	360	—
(4) 外 食	610	380	230	6,244	317	317	2,721	1,718	1,003	1,597	—
(5) 給 食 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 住 居 費	6,006	3,003	3,003	3,838	606	606	981	374	607	5,855	1,867
3. 光 熱 費	1,807	904	903	3,297	625	625	1,250	625	625	3,937	1,156
4. 被 服 費	1,070	1,035	35	2,732	792	792	1,427	1,092	335	2,063	292
5. 医療・保健衛生費	1,246	323	923	2,720	414	414	1,303	1,184	119	1,598	483
6. 児童の教育・教養費	—	—	—	3,767	3,767	3,767	—	—	—	13	13
(1) 学校教育費	—	—	—	2,300	2,300	2,300	—	—	—	—	—
(2) 教材・文房具類	—	—	—	670	670	670	—	—	—	—	—
(3) 運動具・玩具類	—	—	—	50	50	50	—	—	—	13	13
(4) そ の 他	—	—	—	747	747	747	—	—	—	—	—
7. 雑 費	8,398	5,200	3,198	18,649	3,671	3,671	8,331	5,420	2,911	10,557	1,511
(1) 一般の教養娯楽費	1,374	685	685	2,578	152	152	2,237	2,176	61	2,055	126
(2) 交通・通信費	1,389	1,185	204	1,636	286	286	816	506	310	2,043	11
(3) 交 際 費	4,619	2,310	2,309	10,783	1,899	1,899	4,497	2,148	2,349	6,259	1,324
(4) 煙 草 費	600	600	—	200	—	—	66	66	—	—	—
(5) そ の 他	420	420	—	3,452	1,334	1,334	715	524	191	200	50
8. 非消費支出	12,900	6,450	6,450	9,685	1,825	1,825	3,650	1,825	1,825	10,489	3,211

子 が 1 人 の タ イ プ													
0 0 2 ^A					0 0 2 ^B					0 0 3			
児 童		夫 婦			実支出 総 額	児 童		夫 婦			実支出 総 額	児 童	
計	第 1 子	計	夫	妻		計	第 1 子	計	夫	妻		計	第 1 子
11,374	11,374	25,545	16,698	8,847	59,241	14,886	14,886	30,583	15,566	15,017	89,466	23,097	23,097
5,865	5,865	14,468	8,939	5,529	32,233	7,335	7,335	17,353	10,432	6,921	27,090	8,228	8,238
4,277	4,277	7,471	3,770	3,701	20,981	6,080	6,080	8,622	2,935	5,687	12,291	4,147	4,147
1,588	1,588	3,525	1,742	1,783	3,252	1,255	1,255	1,631	797	834	12,329	4,091	4,091
—	—	1,422	1,412	10	2,850	—	—	2,850	2,850	—	1,860	—	—
—	—	2,050	2,015	35	5,150	—	—	4,250	3,850	400	610	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
553	553	6	3	3	1,217	387	387	453	226	227	12,010	3,002	3,002
281	281	564	282	282	815	211	211	423	212	211	3,613	903	903
860	860	590	305	285	6,315	2,010	2,010	4,155	650	3,505	1,140	35	35
540	540	397	145	252	1,837	128	128	1,315	129	1,186	1,890	222	222
1,605	1,605	—	—	—	1,785	1,785	1,785	—	—	—	1,540	1,540	1,540
410	410	—	—	—	150	150	150	—	—	—	750	750	750
1,185	1,185	—	—	—	1,023	1,023	1,023	—	—	—	790	790	790
10	10	—	—	—	175	175	175	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	437	437	437	—	—	—	—	—	—
1,124	1,124	8,428	6,478	1,950	9,389	1,567	1,517	3,957	2,454	1,503	16,383	2,707	2,707
106	106	3,817	3,711	106	250	—	—	—	—	—	3,900	95	95
112	112	274	7	267	1,895	160	150	495	205	290	2,226	303	303
853	853	3,846	2,322	1,524	5,439	1,144	1,144	2,290	1,145	1,145	9,237	2,309	2,309
—	—	360	360	—	1,330	—	—	1,040	1,040	—	600	—	—
53	53	131	78	53	475	263	263	132	64	68	420	—	—
546	546	1,092	546	546	5,650	1,463	1,463	2,927	1,463	1,464	25,800	6,450	6,450

子 が 2 人 の タ イ プ													
0 1 ^B 1 ^A					0 1 ^B 1 ^B								
児 童		夫 婦			実支出 総 額	児 童			夫 婦			実支出 総 額	計
第 1 子	第 2 子	計	夫	妻		計	第 1 子	第 2 子	計	夫	妻		
9,728	6,892	21,503	12,651	8,852	52,235	16,922	8,816	8,106	18,108	9,945	8,163	63,888	22,155
5,359	2,728	9,886	5,460	4,426	26,071	9,186	4,587	4,599	9,099	5,224	3,875	31,551	10,617
4,165	2,511	7,156	3,421	3,735	17,773	6,135	3,087	3,048	5,890	2,958	2,932	20,656	7,322
1,194	217	1,033	442	591	5,119	2,708	1,371	1,337	1,333	655	678	6,129	2,869
—	—	180	180	—	1,599	—	—	—	1,050	1,021	29	2,099	—
—	—	1,517	1,417	100	1,580	343	129	214	826	590	236	2,635	394
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32	32
934	933	1,868	934	934	2,795	854	431	423	864	429	435	4,071	1,845
578	578	1,158	579	579	2,698	899	450	449	901	451	450	3,508	1,202
198	94	325	195	130	1,779	836	381	455	232	109	123	3,097	1,172
285	198	490	140	350	3,916	612	300	312	2,003	435	1,568	1,947	541
13	—	—	—	—	1,110	1,110	867	243	—	—	—	1,539	1,539
—	—	—	—	—	371	371	371	—	—	—	—	466	466
—	—	—	—	—	7	7	6	1	—	—	—	182	182
13	—	—	—	—	552	552	312	240	—	—	—	755	755
—	—	—	—	—	180	180	178	2	—	—	—	136	136
756	755	4,563	3,737	826	10,499	2,261	1,125	1,136	4,031	2,808	1,223	11,246	2,819
63	63	1,177	1,114	63	916	275	152	123	358	251	107	1,552	285
6	5	1,862	1,786	76	1,562	142	66	76	739	582	157	960	102
662	662	1,474	812	662	5,371	1,526	762	764	1,737	972	765	6,762	2,165
—	—	—	—	—	1,369	—	—	—	806	806	—	867	—
—	25	50	25	25	1,281	318	145	173	391	197	194	1,105	267
1,605	1,606	3,213	1,606	1,607	3,367	1,164	675	489	978	489	489	6,929	2,420

支 出 項 目	0 2 ^A 1 ^B					0 2 ^B 2 ^A					
	兄 童		夫 婦			実支出 総 額	兄 童			夫 婦	
	第1子	第2子	計	夫	妻		計	第1子	第2子	計	夫
I 実 支 出	11,133	11,022	23,306	13,338	9,968	67,567	23,443	12,270	11,173	23,460	13,165
1. 食 料 費	5,331	5,286	11,779	6,880	4,899	32,115	11,139	5,647	5,492	11,368	6,269
(1) 家庭内食事	3,765	3,557	7,020	3,513	3,507	21,848	7,843	4,023	3,820	7,685	3,900
(2) お や つ	1,403	1,466	1,831	849	982	7,174	3,196	1,578	1,618	2,191	1,062
(3) 酒 類	—	—	1,559	1,559	—	1,693	—	—	—	1,073	920
(4) 外 食	131	263	1,369	959	410	1,350	50	25	25	419	387
(5) 給 食	32	—	—	—	—	50	50	21	29	—	—
2. 住 居 費	653	1,192	1,184	596	588	3,489	1,153	558	595	1,210	665
3. 光 熱 費	601	601	1,204	602	602	2,203	754	377	377	756	379
4. 被 服 費	628	544	1,340	689	651	4,051	1,622	940	682	1,471	1,101
5. 医療・保健衛生費	219	322	587	189	398	3,211	597	351	246	1,202	257
6. 児童の教育・教養費	1,103	436	—	—	—	2,525	2,525	1,556	969	—	—
(1) 学校教育費	332	134	—	—	—	476	476	265	211	—	—
(2) 教材・文房具類	173	9	—	—	—	1,206	1,206	758	448	—	—
(3) 運動具・玩具類	483	272	—	—	—	443	443	246	197	—	—
(4) そ の 他	115	21	—	—	—	400	400	287	113	—	—
7. 雑 費	1,388	1,431	4,789	3,170	1,619	13,484	3,288	1,658	1,630	5,225	3,480
(1) 一般の教養娯楽費	140	145	891	720	171	1,942	217	108	109	1,284	1,150
(2) 交通・通信費	37	65	496	371	125	868	111	59	52	121	54
(3) 交 際 費	1,080	1,085	2,397	1,264	1,133	8,141	2,703	1,351	1,352	2,826	1,429
(4) 煙 草 費	—	—	640	640	—	1,313	—	—	—	779	739
(5) そ の 他	131	136	365	175	190	1,220	257	140	117	215	108
8. 非消費支出	1,210	1,210	2,423	1,212	1,211	6,489	2,365	1,183	1,182	2,228	1,014

支 出 項 目	0 5ノウ4										
	妻	実支出 総 額	兄 童			夫 婦			実支出 総 額	兄 童	
			計	第 1 子	第 2 子	計	夫	妻		計	第 1 子
I 実 支 出	14,057	74,035	32,008	15,211	16,797	28,256	13,865	14,391	63,758	26,481	9,474
1. 食 料 費	6,769	34,390	13,770	6,563	7,207	13,922	7,244	6,678	33,016	13,508	4,116
(1) 家庭内食事	5,203	25,150	10,101	4,904	5,197	9,755	4,911	4,844	21,443	9,327	3,148
(2) お や つ	1,507	6,186	2,792	1,349	1,443	2,523	1,266	1,257	4,473	2,781	943
(3) 酒 類	9	601	—	—	—	601	601	—	2,922	—	—
(4) 外 食	50	2,453	877	310	567	1,043	466	577	4,153	4,153	1,375
(5) 給 食	—	—	—	—	—	—	—	—	25	25	—
2. 住 居 費	678	13,880	5,134	2,984	2,150	5,401	2,984	2,417	163	69	23
3. 光 熱 費	551	3,491	1,405	702	703	1,406	703	703	6,667	2,856	952
4. 被 服 費	370	3,232	2,178	1,108	1,070	862	315	547	2,478	1,633	616
5. 医療・保健衛生費	719	2,027	388	294	94	1,264	180	1,084	3,007	1,516	592
6. 児童の教育・教養費	—	3,173	3,173	—	3,173	—	—	—	1,775	1,775	1,348
(1) 学校教育費	—	3,040	3,040	—	3,040	—	—	—	392	392	392
(2) 教材・文房具類	—	33	33	—	33	—	—	—	473	473	433
(3) 運動具・玩具類	—	67	67	—	67	—	—	—	807	807	420
(4) そ の 他	—	33	33	—	33	—	—	—	103	103	103
7. 雑 費	3,756	9,182	4,228	2,694	1,534	3,669	1,573	2,096	10,935	2,673	1,010
(1) 一般の教養娯楽費	1,361	2,594	1,545	1,448	97	788	98	690	2,149	364	129
(2) 交通・通信費	219	854	381	146	235	400	96	304	1,668	387	245
(3) 交 際 費	1,727	5,065	2,230	1,064	1,166	2,130	1,065	1,065	4,931	1,766	584
(4) 煙 草 費	—	498	—	—	—	277	277	—	1,353	—	—
(5) そ の 他	449	171	72	36	36	74	37	37	834	156	52
8. 非消費支出	1,214	4,660	1,732	866	866	1,732	866	866	5,717	2,451	817

子 が 2 人 の タ イ プ													
	0 3 2 ^B							0 4 3					
	実支出 総 額	児 童			夫 婦			実支出 総 額	児 童			夫 婦	
妻		計	第 1 子	第 2 子	計	夫	妻		計	第 1 子	第 2 子	計	夫
10, 295	78, 582	28, 765	14, 870	13, 895	27, 708	14, 748	12, 960	89, 136	37, 659	20, 376	17, 283	31, 841	17, 784
5, 099	34, 510	12, 183	6, 185	5, 998	12, 227	6, 601	5, 626	40, 817	15, 206	7, 391	7, 815	15, 095	8, 326
3, 785	24, 161	8, 871	4, 492	4, 379	8, 266	4, 090	4, 176	29, 447	11, 359	5, 623	5, 736	10, 423	5, 220
1, 129	7, 341	3, 143	1, 582	1, 561	2, 317	1, 148	1, 169	8, 682	3, 752	1, 737	2, 015	2, 995	1, 488
153	1, 264	—	—	—	847	799	48	1, 685	4	4	—	1, 371	1, 362
32	1, 703	128	75	53	797	564	233	974	62	27	35	306	256
—	41	41	36	5	—	—	—	29	29	—	29	—	—
545	6, 063	2, 708	1, 316	1, 392	2, 058	1, 045	1, 013	4, 229	1, 967	1, 015	952	1, 388	710
377	4, 169	1, 508	754	754	1, 509	755	754	3, 005	1, 102	551	551	1, 102	551
370	4, 091	1, 792	829	963	2, 157	1, 045	1, 112	4, 944	3, 382	1, 761	1, 621	1, 009	639
945	1, 444	482	186	296	565	277	288	3, 467	1, 661	1, 182	479	1, 000	281
—	2, 890	2, 890	2, 011	879	—	—	—	5, 986	5, 986	3, 565	2, 421	—	—
—	1, 423	1, 423	1, 138	285	—	—	—	3, 136	3, 136	2, 031	1, 105	—	—
—	827	827	480	347	—	—	—	1, 040	1, 040	633	407	—	—
—	335	335	236	99	—	—	—	582	582	—	582	—	—
—	305	305	157	148	—	—	—	1, 228	1, 228	901	327	—	—
1, 745	17, 932	4, 496	2, 236	2, 260	6, 515	3, 686	2, 829	18, 012	5, 827	3, 421	2, 406	8, 001	4, 245
134	3, 973	228	114	114	1, 019	595	424	4, 294	1, 419	689	730	2, 000	639
67	503	52	12	40	256	137	119	1, 374	847	792	55	278	59
1, 397	9, 724	3, 320	1, 660	1, 660	3, 526	1, 731	1, 790	9, 512	3, 046	1, 570	1, 476	4, 088	2, 361
40	1, 009	—	—	—	677	677	—	1, 003	—	—	—	646	646
107	2, 723	896	450	446	1, 042	546	496	1, 829	515	370	145	989	540
1, 214	7, 483	2, 706	1, 353	1, 353	2, 677	1, 339	1, 338	8, 676	2, 528	1, 490	1, 038	4, 246	3, 032

子 が 3 人 の タ イ プ													
2 ^A 1 ^B 1 ^B					2 ^B 2 ^A 1 ^B								実 支 出 額
児 童		夫 婦			実支出 総 額	児 童				夫 婦			
第 2 子	第 3 子	計	夫	妻		計	第 1 子	第 2 子	第 3 子	計	夫	妻	
8,651	8,356	19,863	11,323	8,540	71,765	31,222	10,981	9,820	10,421	20,906	11,968	8,938	76,518
4,820	4,572	10,353	5,968	4,385	28,164	12,929	4,206	4,194	4,529	8,568	4,818	3,750	32,084
3,187	2,992	5,937	3,032	2,905	18,445	8,393	2,753	2,755	2,885	5,400	2,745	2,655	22,518
1,037	801	875	420	455	6,454	3,851	1,226	1,195	1,430	1,523	781	742	6,931
—	—	1,483	1,483	—	1,202	—	—	—	—	901	831	70	2,082
596	779	2,058	1,033	1,025	2,010	632	217	205	210	744	461	283	543
—	—	—	—	—	53	53	10	39	4	—	—	—	10
23	23	48	24	24	2,293	979	327	326	326	655	328	327	5,788
952	952	1,906	953	953	2,242	987	329	329	329	660	330	330	4,182
626	391	410	223	187	6,068	2,132	877	676	579	933	573	300	4,181
370	554	740	296	444	2,147	639	169	338	132	962	469	493	2,062
241	186	—	—	—	4,867	4,867	2,233	1,121	1,513	—	—	—	5,534
—	—	—	—	—	1,512	1,512	393	270	849	—	—	—	2,252
17	23	—	—	—	475	475	220	254	1	—	—	—	1,596
224	163	—	—	—	624	624	171	197	256	—	—	—	816
—	—	—	—	—	2,256	2,256	1,449	400	407	—	—	—	870
802	861	4,772	3,042	1,730	18,951	5,555	1,795	1,791	1,969	7,038	4,405	2,633	14,762
129	109	1,146	954	192	2,177	362	122	132	108	667	436	231	922
30	112	921	452	469	1,315	306	34	30	242	431	230	201	1,111
591	591	1,533	783	750	12,250	4,277	1,426	1,426	1,425	4,208	2,285	1,923	9,838
—	—	634	634	—	1,105	—	—	—	—	949	949	—	1,982
52	52	538	219	319	2,104	610	213	203	194	783	505	278	909
817	817	1,634	817	817	7,033	3,134	1,045	1,045	1,044	2,090	1,045	1,045	7,925

支 出 項 目	子 が 3 人 の タ イ プ										
	3 2 ^B 2 ^A										
	児 童				夫 婦			実支出 総 額	児 童		
	計	第1子	第2子	第3子	計	夫	妻		計	第1子	第2子
I 実支出	40,540	13,573	14,159	12,808	21,048	12,132	8,916	64,992	32,998	12,699	10,861
1. 食料費	15,099	5,124	4,901	5,074	10,498	6,308	4,190	31,258	14,071	4,546	4,793
(1) 家庭内食事	10,831	3,661	3,525	3,645	6,559	3,363	3,196	23,521	11,272	3,672	3,872
(2) おやつ	4,258	1,463	1,366	1,429	1,601	771	830	5,541	2,762	874	888
(3) 酒類	—	—	—	—	2,025	2,025	—	1,511	—	—	—
(4) 外食	—	—	—	—	313	149	164	664	16	—	16
(5) 給食費	10	—	10	—	—	—	—	21	21	—	17
2. 住居費	5,203	763	2,365	2,075	351	176	175	1,156	554	151	266
3. 光熱費	1,877	626	626	625	1,252	626	626	3,196	1,437	477	477
4. 被服費	3,473	1,166	1,326	981	606	520	86	4,361	3,115	1,369	1,166
5. 医療・保健衛生費	810	187	320	303	284	76	208	1,432	894	264	206
6. 児童の教育・教養費	5,535	2,909	1,698	928	—	—	—	5,419	5,419	2,769	1,660
(1) 学校教育費	2,252	1,292	622	338	—	—	—	3,415	3,415	2,207	786
(2) 教材・文房具類	1,597	689	584	324	—	—	—	1,180	1,180	326	496
(3) 運動具・玩具類	816	436	166	214	—	—	—	488	488	29	356
(4) その他	870	492	326	52	—	—	—	336	336	207	22
7. 雑費	5,091	1,647	1,772	1,672	5,703	3,249	2,454	13,493	5,531	2,462	1,632
(1) 一般の教養娯楽費	442	127	187	128	307	129	178	3,782	1,270	436	417
(2) 交通・通信費	203	68	68	67	181	73	108	1,149	938	883	20
(3) 交際費	4,085	1,361	1,362	1,362	3,370	1,363	2,007	6,791	3,048	951	1,127
(4) 煙草費	—	—	—	—	1,449	1,449	—	1,030	—	—	—
(5) その他	361	91	155	115	396	235	161	741	275	182	68
8. 非消費支出	3,452	1,151	1,151	1,150	2,354	1,177	1,177	4,677	1,983	661	661

支 出 項 目	4 4 3							5タン4 3			
	児 童			夫 婦			実支出 総 額	児 童			
	第1子	第2子	第3子	計	夫	妻		計	第1子	第2子	第3子
	第1子	第2子	第3子	計	夫	妻		計	第1子	第2子	第3子
I 実支出	16,031	12,884	9,913	20,813	12,729	8,084	77,827	42,782	11,536	19,516	11,730
1. 食料費	4,455	4,671	4,733	10,142	5,689	4,453	31,501	15,497	4,970	6,042	4,485
(1) 家庭内食事	3,429	3,657	3,678	6,478	3,307	3,171	22,241	11,003	3,751	3,550	3,702
(2) おやつ	835	971	912	1,510	721	789	4,870	2,573	929	880	764
(3) 酒類	—	—	—	1,145	1,137	8	954	—	—	—	—
(4) 外食	191	43	83	1,009	524	485	3,436	1,921	290	1,612	19
(5) 給食費	—	—	60	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 住居費	2,221	438	21	42	21	21	1,887	862	351	256	255
3. 光熱費	336	336	335	672	336	336	2,445	1,179	393	393	393
4. 被服費	2,066	354	507	2,406	1,858	548	5,503	4,518	239	3,755	524
5. 医療・保健衛生費	249	126	323	176	5	171	1,891	600	173	207	220
6. 児童の教育・教養費	3,228	4,027	1,763	—	—	—	5,664	5,664	—	2,911	2,753
(1) 学校教育費	2,206	2,033	799	—	—	—	3,371	3,370	—	2,325	1,045
(2) 教材・文房具費	867	388	446	—	—	—	970	971	—	386	585
(3) 運動具・玩具類	155	186	293	—	—	—	265	265	—	—	265
(4) その他	—	1,420	225	—	—	—	1,058	1,058	—	200	858
7. 雑費	2,248	1,587	1,003	4,914	3,587	1,327	19,946	10,145	3,971	4,513	1,661
(1) 一般の教養娯楽費	508	94	146	1,019	955	64	2,945	1,841	1,505	163	173
(2) 交通・通信費	905	725	72	356	66	290	2,995	1,884	369	1,480	35
(3) 交際費	697	697	730	2,483	1,620	863	10,304	4,474	1,524	1,525	1,425
(4) 煙草費	—	—	—	628	628	—	932	—	—	—	—
(5) その他	138	71	55	428	318	110	2,770	1,946	573	1,345	28
8. 非消費支出	1,228	1,345	1,228	2,461	1,233	1,228	8,990	4,367	1,439	1,439	1,439

4 3 2 ^A				4 3 2 ^B									
第3子	夫 婦			実支出 総額	児 童				夫 婦			実支出 総額	計
	計	夫	妻		計	第1子	第2子	第3子	計	夫	妻		
9,438	16,310	9,027	7,283	78,014	37,534	15,082	11,768	10,684	25,349	15,405	9,944	70,184	38,828
4,732	8,933	4,794	4,139	32,101	14,316	4,871	4,818	4,627	11,204	6,676	4,528	30,361	13,859
3,728	6,624	3,366	3,258	22,184	11,021	3,747	3,699	3,575	6,553	3,186	3,367	21,819	10,764
1,000	1,448	641	807	5,874	3,139	999	1,095	1,047	1,688	763	925	5,170	2,718
—	577	577	—	1,250	—	—	—	—	1,062	1,062	—	1,825	—
—	284	210	74	2,769	132	127	—	5	1,901	1,665	236	1,487	317
4	—	—	—	24	24	—	24	—	—	—	—	60	60
137	284	138	146	5,759	2,810	830	1,182	798	1,668	871	797	2,732	2,680
477	956	478	478	3,773	1,735	578	579	578	1,159	579	580	2,019	1,007
580	338	148	190	5,229	3,652	2,024	791	837	1,477	752	725	5,378	2,927
424	313	171	142	3,080	532	118	236	178	629	362	267	1,040	698
990	—	—	—	6,222	6,222	3,597	1,555	1,070	—	—	—	9,018	9,018
422	—	—	—	3,351	3,351	2,101	844	406	—	—	—	5,038	5,038
358	—	—	—	971	971	441	273	257	—	—	—	1,701	1,701
103	—	—	—	566	566	36	238	192	—	—	—	634	634
107	—	—	—	1,334	1,334	1,019	100	215	—	—	—	1,645	1,645
1,437	3,855	2,328	1,527	14,057	4,634	1,853	1,396	1,385	6,783	4,947	1,836	11,781	4,838
417	841	395	446	1,814	286	131	77	78	1,217	831	386	1,964	748
35	100	18	82	1,295	373	263	39	71	575	445	130	2,193	1,702
960	1,997	1,023	974	8,632	3,385	1,202	1,089	1,094	3,501	2,278	1,223	5,923	2,124
—	786	786	—	596	—	—	—	—	547	547	—	827	—
25	131	106	25	1,720	590	257	191	142	943	846	97	874	264
661	1,631	970	661	7,793	3,633	1,211	1,211	1,211	2,429	1,218	1,211	7,855	3,801

5ノウ 4 3										
夫 婦			実支出 総額	児 童				夫 婦		
計	夫	妻		計	第1子	第2子	第3子	計	夫	妻
23,313	13,617	9,696	70,879	45,855	19,681	14,706	11,468	20,995	11,565	9,430
10,565	5,880	4,685	27,994	13,954	2,750	5,662	5,542	11,752	6,239	5,513
7,085	3,492	3,593	21,275	10,532	2,240	4,153	4,139	9,181	5,040	4,141
1,473	718	755	6,007	3,372	460	1,509	1,403	2,459	1,199	1,260
916	916	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,091	754	337	712	50	50	—	—	112	—	112
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
592	345	247	1,047	548	12	243	293	487	243	244
788	395	393	3,316	1,721	574	573	574	1,147	573	574
823	420	403	6,463	5,963	4,105	1,613	245	409	292	117
820	358	462	1,117	257	28	128	101	798	759	39
—	—	—	13,250	13,250	7,860	3,383	2,007	—	—	—
—	—	—	2,870	2,870	250	1,850	779	—	—	—
—	—	—	3,992	3,992	2,032	1,533	427	—	—	—
—	—	—	605	605	—	—	605	—	—	—
—	—	—	5,783	5,783	5,578	—	205	—	—	—
6,845	4,779	2,066	14,267	8,450	3,781	2,534	2,135	5,260	2,888	2,372
712	582	130	1,463	768	549	110	109	694	585	109
1,087	960	127	1,450	1,206	1,053	150	2	241	3	238
3,833	2,108	1,725	9,619	5,321	1,127	2,222	1,972	4,046	2,073	1,973
781	753	28	175	—	—	—	—	175	—	—
432	376	56	1,560	1,155	1,052	52	51	104	52	52
2,880	1,440	1,440	3,425	1,712	571	570	571	1,142	571	571

結 語

以上の観察結果で明らかなように、農村家族においても児童数の多きは家計緊張が著しく、タイプの段階移行がそれに拍車をかけているさまが明瞭となった。

すなわち、児童の発達段階の移行は児童数にはかわりなく教育・教養費の増嵩を主因として次第に養育費を増大させる。そして、児童数の多いタイプでは若い段階においてすでに多額の養育費出費を余儀なくさせられているため家計緊張の度合が高く、教育・教養費の増大は、児童のみならず家族成員のすべてにわたって、いわゆるエンゲル係数の停止現象を示し、食生活に赤信号をともしに至る。しかも、その食料費の切り詰めは家族の主婦において最も激しく、前記の150円にも満たない低額で1日をすごさなくてはならない家計実態を示している。出生順位別養育費にも数値としては差がみられるが、それは児童数や児童の発達段階からくる個々の児童への影響とは異り、養育費のレベルとは無関係に単なる時間的な遅れ差とみることができる。

川崎例のような都市勤労家計群における家計収入は、その主要収入源である世帯主の勤労所得が年功序列賃金に支えられて次第に増加するために、児童の成長に伴う養育費の増嵩にある程度は堪えることができようが、農家の経営規模は家族周期の段階移行とは全く無関係であるので、農村家族における段階移行は勤労家計群よりも家計緊張を高め、高段階では養育費に多大の影響を及ぼすものと考えられたが、事実はその逆であって、高段階タイプの養育費規模は本例の農家家計群においてかえって高い。川崎例は核家族、本例は直系尊属や傍系を含む大家族であるために、夫婦に分配される生活費は、農家群の方が、その絶対額においても、分配比率においても低く、夫婦、とくに主婦の生活費切り詰めによる家計調節の度合が強いことは否めないが、それにもせよ農家家計の弾力性は大きいとみななければならぬ。自家生産物の自家消費をその中核とする農家家計の経済構造の中に、支出規模に順応する伸縮性がひめられているのであろうか。

本論の分析過程においては、経営規模による影響についても、十分吟味を行ったが、経営規模の高まりは家計規模全体を若干高めてはいるものの、それは養育費の規模を変化させるほど決定的なものではなく、養育費の格差と変動を決定づけるものは、児童数と児童の発達段階の二要素であって、経営規模によって定まるものではないことがほぼ明らかとなった。中でも、食料費と教育・

教養費は、上記、二要因による影響が著しく、また、その傾向にも規則性がみられる。しかも、その傾向は勤労所得を収入源泉とする都市購入家計群の川崎例であると、農家家計群である本例とを問わず近似的であり、その分配をうける量もほぼ等しい。

今、児童の年齢を x 、食料費を y として、最小二乗法による2次多項式のあてはめを行うと、児童の数別に次式が得られる。

$$1人子 \quad y = 7.7622x^2 + 368.68x + 4116.0$$

$$2人子 \quad y = -9.5743x^2 + 378.28x + 2978.0$$

$$3人子 \quad y = -44.580x^2 + 1121.3x - 1825.2$$

また、教育・教養費および学校教育費は指数関数があてはまると思われるので、最小二乗法によって計算すると次式が得られる。

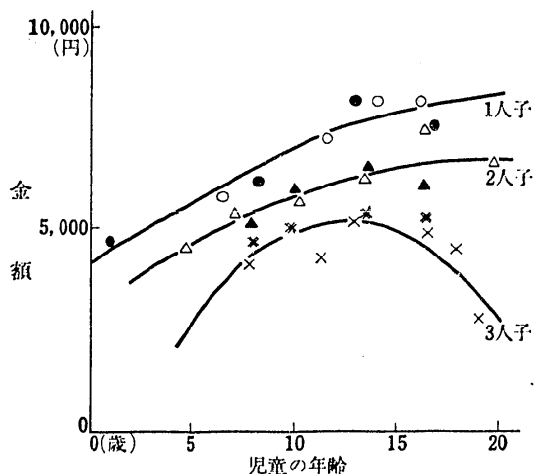
$$\text{教育・教養費} \quad y = 507.8 \times 1.130^x$$

$$\text{学校教育費} \quad y = 85.27 \times 1.200^x$$

これを図示したのが図8であって、児童の年齢に対応して y の値が定まる。おそらく、家計収入の種類、家計の規模、家族人員などの諸要素がどのような値を示そうとも、食料費は児童数と発達段階が、教育・教養費と学校教育費は発達段階が定まれば、その分配額は y の値の近傍において決定されるであろう。そして、この2大費目の構成比率の逆数を拡大乗数として用いることによって、児童の発達段階に応じた養育費概算額を算出することも可能性となるであろう。

以上の分析結果からみるように、養育費の面では、この農村家計でも3人子は劣位におかれ、1人子は恵まれているが、分析Ⅲ（長嶺晋吉執筆）と対置すると、児童の発育に最も重要な時期である高段階タイプ児が3人子

図 8-1 食 料 費 曲 線



注 ▲●×：川崎例，△○×：本研究例。

図 8-2 教育・教養費曲線

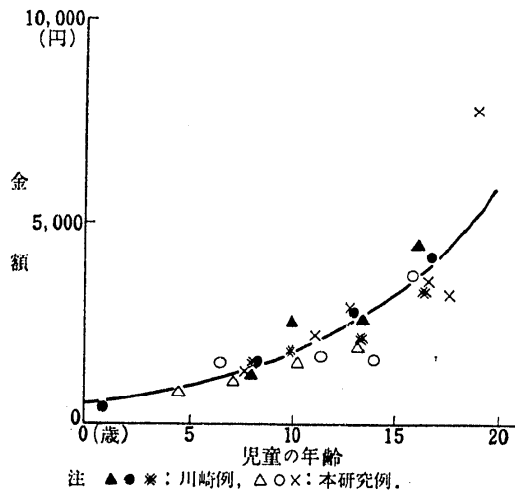
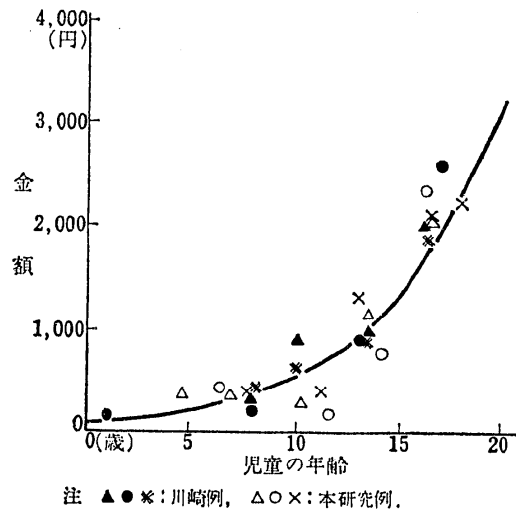


図 8-3 学校教育費曲線



の場合、その栄養摂取が乏しいのは、前述するように高い家計緊張の中で十分な養育費の分配をうけることのできない、正に経済的理由を主因としており、1人子が恵まれた養育費の分配をうけながら、その栄養摂取が悪いのは、分析Ⅲに指摘されているように、総体的には甘やかされたおやつの摂取にその原因をおき、育児経験の未熟、労働時間の過多からの献立の放棄などを背景に、乳幼児期における1人子の憂うべき栄養摂取の貧しさとなってあらわれるのであろう。

児童の健全な育成は、これらの実態を踏まえた適切な生活指導と外的なテコ入れが必要であることはいうまでもないが、自らの家計サイクルを知悉した生活設計の樹

立もまた大いに望まれるところである。

後 記

1. この研究は昭和41年度の厚生科学研究費の補助を受けて中鉢正美氏(慶応大)を主任研究者として行われたものである。
2. 研究の計画、実査、とりまとめに当っては、分担執筆者以外に、小沼正(社会保障研究所)、伊藤秋子(お茶ノ水女子大)、岡村益(福島大)、湯本和子(学習院短大)の参加のほか、田中忠雄、石原邦雄、西郷祥子、大本圭野、永野幸江、広瀬雅子の諸氏の惜しみない協力を得ていることを付言して、ここに謝意を表する次第である。

執 筆 者 紹 介

与 田 征	まさき	大阪経済大学助教授
村 上 清	きよし	日本団体生命業務部次長
江 口 英 一	えい いち	日本女子大学教授
花 島 政 三 郎	はな し ま さぶ ろう	社会保障研究所員
森 岡 清 美	もり おか きよ み	東京教育大学助教授・社会保障研究所専門委員
前 田 正 久	まえ だ まさ ひさ	厚生省大臣官房統計調査部統計調査官
長 嶺 晋 吉	なが みね しん き	国立栄養研究所調査統計部長
磯 部 し づ 子	いそ べ し づ こ	国立栄養研究所調査研究室長
山 川 喜 久 江	やま かわ き く え	国立栄養研究所員

農村家族における児童養育費の研究(Ⅲ)

——栄養分析を中心として——

長 嶺 晋 吉・磯 部 し づ 子・山 川 喜 久 江

本調査は、社会保障研究所で企画実施された児童養育費に関する総合的調査研究の一環として行われたもので、専業農村における栄養摂取状態を家族構成、消費生活および経済状態との関連においてとらえ、その総体的関連のなかで、特に、幼児期より大学年齢期までの発達段階別児童の養育費について、児童の栄養摂取状態との関係から、その質的内容を分析して、養育費の総合的検討に対して基礎的根拠を与える目的でなされた。

この目的のために、本調査は特に、個人別栄養摂取調査を行ったところにその特異性がある。

I 調査対象と調査期日

福島県北会津郡北会津村の専業農家について、総合的計画の下に一定の条件で選出された140世帯(本誌、森岡、前田の論文参照)のうちから、栄養調査対象としては、子供の発達段階別子供数に基く家族構成タイプに従って各タイプを代表するように40世帯が選ばれた。家族タイプ別被調査世帯数ならびに対象人員を示すと表1の通りである。

調査期日は、昭和41年8月21～23日の3日間、これは生計調査全期間1ヵ月のなかの初期に当る。

II 調査方法と集計方法

調査法は、各世帯に秤を貸与し、家族全員が摂取した食物を調理前の形で秤量して所定の調査票に記入させるとともに、世帯各個人の摂取量については個人別に分別可能な食品については個人別を明らかにさせると同時に、分別困難な調理品については全量を秤量し各個人の配分量を記入させるようにした。調査日には調査員が1日1回は必ず各家庭を訪問し、秤量記入の仕方を指導チェックし調査の正確を期した。

栄養量の算出には三訂日本食品標準成分表¹⁾を用いた。個人別栄養摂取量を求めるには、食品および調理量における個人別摂取割合を世帯食品別栄養摂取量に乗ずる方法によった。欠食については朝、昼、夕の栄養量の摂取

1) 科学技術庁資源局「三訂日本食品標準成分表」, 1963。

表1 栄養調査対象

(1) タイプ別世帯数

子供数	発達段階群別	タイプ	世帯数
0人	成人世帯	0 0 0	2
1人	低年齢児世帯	0 0 1 ^B	3
		0 0 2 ^A	2
		0 0 2 ^B	2
	高年齢児世帯	0 0 3	1
		0 0 4	2
2人	低年齢児世帯	0 1 ^B 1 ^B	3
		0 1 ^B 2 ^A	4
		0 2 ^A 2 ^B	2
	高年齢児世帯	0 2 ^B 3	2
		0 3 4	3
		0 4 5	2
3人	低年齢児世帯	1 ^B 1 ^B 2 ^A	1
		1 ^B 2 ^A 2 ^A	1
		1 ^B 2 ^A 2 ^B	2
		2 ^A 2 ^B 3	1
	高年齢児世帯	2 ^A 3 4	2
		2 ^B 3 4	2
		3 4 4	1
		3 4 5	2

注 1^B: 未就学児, 2^A: 小学低学年児, 2^B: 小学高学年児, 3: 中学生, 4: 高校生, 5: 大学生(含短大)。

(2) 人員 (単位 人)

	男 子	女 子	計
児 童	32	45	77
成 人	65	80	145
計	97	125	222

注 1 世帯当たり平均人員: 5.55 人。

割合を3:4:5として、その比率に従って補正を行い、来客の摂食分についてはその摂食比率によって補正し、家畜飼料分もこれを記入させてその分を除外し、世帯および個人の実摂取量を求めるようにした。

世帯の成人当り摂取量の算出に当っては、現行消費単位係数を使用し、農作業に従事する者の労働強度は調査

季節および作業内容より考慮して「中くらい」と判定し、これに該当する係数をあてはめた。

なお、ビタミン類の摂取量については、調理による損失は考慮せず、成分値のままの値が示されている。

III 成 績

1. 世帯の平均栄養摂取状態

(1) 世帯の平均栄養摂取量

世帯の平均栄養摂取量を全国平均および対象と同様な全国専業農家世帯²⁾の摂取量との比較においてみると、表2に示すように本調査対象世帯は蛋白質、動物性蛋白質、脂肪、カルシウム、ビタミンAなどの摂取が全国平均に較べてかなり劣り、全国専業農家世帯に比してもやや低い状態にある。栄養比率の上からみても、総カロリーに対する糖質カロリー比はかなり高く、糖質性食品偏重の農村的欠陥が強く、脂肪カロリー比も蛋白質カロリー比も低く、また総蛋白質中動蛋の占める割合も少く、本調査対象の栄養摂取状態は質的にも劣っている傾向を示している。しかし、この比較考察にあたっては調査時期の相異（本調査は8月、国民栄養調査は11月）による影響も当然考慮されねばならないが、傾向として本調査対象世帯の栄養摂取状態は平均的に劣った水準にあるものと考えられる。

国民1人1日当りの基準量からみてもカルシウムとビタミン類は、特にビタミン類は調理による損失を考慮に入れると、不足している。

(2) 世帯の食品群別平均摂取量

食品群別に世帯の摂取量をみてみると、表3に示すよ

表2 世帯栄養摂取量の比較

栄 養 素			北会津村 (昭 41. 8)	全国専業農家 (昭 41.11)	全国平均 (昭 41.11)
成1 日 当 人	熱 量	Cal	2,450	2,340	2,476
	蛋白質	g	74.3	78.5	80.1
	動物性蛋白質	g	23.6	24.7	31.3
1 人 1 日 当 り	脂 質	g	30.8	33.0	39.7
	カルシウム	mg	442	493	499
	ビタミンA* I. U.		1,014	1,369	1,600
	ビタミンB ₁	mg	1.19	1.06	1.03
	ビタミンB ₂	mg	1.00	0.84	0.90
	ビタミンC	mg	117	122	118
	糖 質 Cal/総 Cal		75.5	73.1	68.9
栄 養 比 率 %	脂 質 Cal/総 Cal		12.1	12.5	16.2
	蛋白質 Cal/総 Cal		12.4	12.6	13.6
	動 蛋 / 総 蛋		31.1	31.5	39.1

注 *：カロチンのA効力を3分の1として純Aに加えた値。

2) 厚生省「昭和41年度国民栄養調査速報」，昭和42年。

うに全国平均摂取量に較べては油脂類と動物性食品の魚介類、肉類、卵類、乳類が少く、全国専業農家世帯に較べては油脂類と魚介類が少い。その他の野菜類（緑黄野菜を除く）と果実類は全国平均より高く、乳類は全国専業農家よりは高い。果実類の摂取量の高いのは夏季における水分量の多い西瓜や甘瓜などの摂取にもよることが考えられる。

表3 世帯の食品群別摂取量の比較

(1人1日当り g)

食 品 群	北会津村 (昭 41. 8)	全国専業農家 (昭 41.11)	全 国 平 均 (昭 41.11)
米	365	395.5	334.7
油 脂 類	7	9.4	10.8
豆 類	60	80.5	75.6
果 実 類	388	111.1	120.1
緑 黄 色 野 菜	49	48.9	45.7
そ の 他 の 野 菜	382	229.5	193.1
魚 介 類	69	81.5	84.5
獣 鳥 鯨 肉 類	18	17.7	34.7
卵 類	25	21.9	33.9
乳および乳製品	39	29.5	54.4

要するに食品の摂取状態は、油脂類と魚肉類が少く、その他の野菜類や果実類が多いという農村的特徴を示している。

2. 年齢別（特に児童の）栄養摂取状態

(1) 年齢別栄養摂取量

個人別栄養摂取調査の結果を、栄養所要量の年齢区分に従って分け年齢階級別、性別に示すと表4-a, bのごとく、また年齢別栄養所要量との比較を図示すると図1-a, b, cのごとくである。この図に示した所要量曲線の熱量については20歳以上は労働強度を「中くらい」としてそれに該当する値を示し、蛋白質については「軽い」労作（国民平均）の数値をそのまま示してある（蛋白質所要量については労働強度による差異は規定されていない）。

図でみると、熱量は男子では14歳頃までが所要量を下回り、15歳以上は所要量と大体に一致し、女子では30歳代と40歳代を除いて低年齢層と高年齢層において所要量より低い傾向を示している。蛋白質では男女ともに17歳頃までが所要量に達しておらず、特に幼児期（男1~2歳、女1~5歳）と思春期前（男12~14歳、女12~17歳）が劣っている。20歳以上において所要量を上回っているのは、農民としての労働による熱量摂取（主として穀類）の増加に伴う蛋白質の増加によるも

表 4-1 年齢別栄養摂取量 (男子)

(1人1日当り)

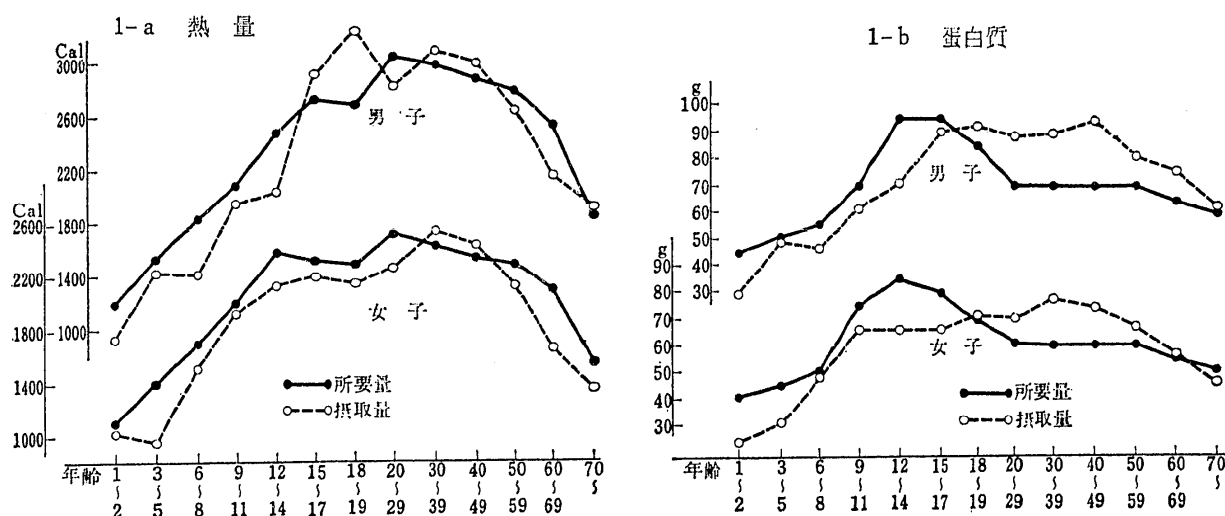
年 齢	人 数	熱 量 Cal	蛋 白 質 g		脂質 g	糖質 g	Ca mg	P mg	Fe mg	V. A I. U.	カロチン I. U.	V. B ₁ mg	V. B ₂ mg	V. C mg
			総 量	動物性										
1~2	1	932	29.3	14.6	21.9	147.4	334	523	6.2	223	805	0.46	0.57	34
3~5	9	1,452	48.3	18.0	26.3	249.8	296	808	8.7	264	912	0.73	0.71	64
6~8	5	1,413	46.3	17.9	25.0	259.7	342	803	8.8	375	1,179	0.93	0.93	70
9~11	6	1,983	61.1	23.6	26.8	353.8	405	1,150	9.6	407	1,370	1.05	0.95	82
12~14	4	2,059	69.7	24.4	28.3	375.5	466	1,318	13.9	494	1,600	1.07	1.04	91
15~17	5	2,937	89.7	34.6	37.5	547.1	477	1,545	15.1	319	1,231	1.27	1.12	102
18~19	2	3,259	91.8	23.1	54.5	585.7	505	1,772	21.3	632	1,951	1.43	1.22	124
20~29	6	2,823	88.5	31.1	42.5	508.2	490	1,677	17.4	508	3,202	1.59	1.27	171
30~39	21	3,101	89.4	25.0	42.0	585.2	507	1,727	14.7	328	2,087	1.50	1.02	112
40~49	14	3,010	94.0	27.4	35.0	568.2	615	1,759	18.0	318	2,828	1.50	1.27	150
50~59	11	2,653	80.3	25.4	30.3	501.8	569	1,553	14.4	246	1,733	1.28	0.94	86
60~69	8	2,170	75.2	28.5	33.9	381.5	422	1,350	13.8	449	1,603	1.15	1.09	91
70~	5	1,917	61.9	21.5	23.0	359.1	377	1,247	10.7	207	2,677	0.93	0.86	113

表 4-2 年齢別栄養摂取量 (女子)

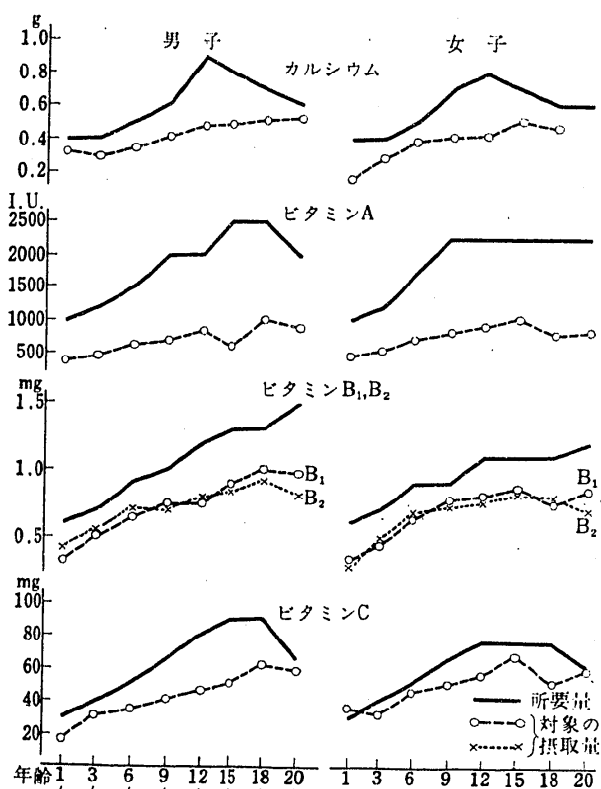
(1人1日当り)

年 齢	人 数	熱 量 Cal	蛋 白 質 g		脂質 g	糖質 g	Ca mg	P mg	Fe mg	V. A I. U.	カロチン I. U.	V. B ₁ mg	V. B ₂ mg	V. C mg
			総 量	動物性										
1~2	2	1,034	21.3	4.3	10.5	218.9	152	404	5.1	140	1,267	0.45	0.35	71
3~5	4	952	31.5	10.2	17.2	166.2	277	553	6.4	306	1,136	0.60	0.66	63
6~8	8	1,516	48.5	18.2	23.4	277.4	386	944	9.1	298	1,747	0.82	0.88	91
9~11	8	1,941	66.4	24.1	29.9	351.9	412	1,169	11.9	376	1,941	1.09	0.96	98
12~14	11	2,136	66.0	20.2	31.7	390.8	415	1,210	12.5	336	2,389	1.14	1.03	112
15~17	8	2,202	66.0	20.0	34.8	396.9	524	1,325	14.5	325	2,804	1.23	1.11	135
18~19	4	2,164	70.1	22.5	32.8	389.5	468	1,032	13.8	275	2,082	1.06	1.06	99
20~29	12	2,271	69.7	19.3	33.6	410.2	433	1,260	13.4	312	2,454	1.18	0.93	117
30~39	24	2,570	77.3	21.7	30.7	487.7	459	1,508	14.4	281	2,942	1.39	1.05	148
40~49	11	2,453	74.1	18.5	29.9	463.4	471	1,349	14.6	219	2,684	1.31	0.93	138
50~59	12	2,135	67.1	21.3	29.5	391.8	487	1,249	11.9	297	1,663	1.06	0.85	86
60~69	17	1,709	55.4	16.5	24.0	313.0	354	1,034	10.8	230	1,728	0.99	0.78	96
70~	4	1,355	46.0	14.4	20.0	243.2	303	855	8.7	180	1,886	0.76	0.67	79

図 1 年齢階級別、性別栄養摂取量と所要量との比較



1-c カルシウムおよびビタミン



注 対象のビタミン摂取曲線は、A については 20%, B₁ 30%, B₂ 25%, C 50% の損耗率を見込んだ値で示した。

のである。カルシウムおよびビタミン類の摂取は図 1-c にみられるように、各年齢階級において男女とも所要量に達していない。特に 9~17 歳の思春期前より思春期にかけての摂取量が低い。図のビタミン摂取曲線は A については 20%, B₁ については 30%, B₂ については 25%, C については 50% の各損耗率を見込んだ値で示した。

以上のように、年齢別栄養摂取状態は全般的に発育期の小児において低く、特に 1~5 歳の幼児と 12~17 歳の思春期前において劣り、カルシウムおよびビタミン類は全年齢にわたって所要量を大きく下回った状態にある。

(2) 年齢別主要食品摂取量

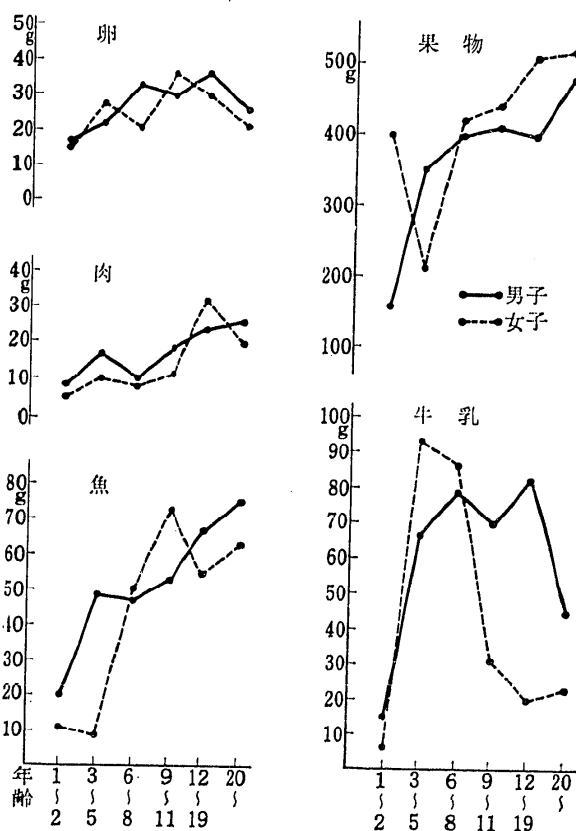
使用食品のうち特に児童の発育成長に重要な役割を果たし、また栄養摂取水準をみるのにも適した動物性食品ならびに果実類の摂取量について年齢階級別にみると、表 5 および図 2 のごとくである。魚、肉、果物は男女ともに大体に年齢が進むに従って摂取量が多くなる傾向を示し、男子では 20 歳以上の父親層が最も多く摂っている。しかし女子では 20 歳以上の母親層の魚、肉の摂取量は高年齢児より少い。卵の摂取は 6~19 歳層が高い傾向にあり、両親は少い。乳類(牛乳および山羊乳)は男

表 5 年齢階級別主要食品摂取量

(1人1日当り) (単位 g)

年齢階級	性	魚 類	肉 類	卵	乳 類	果 物
1~2	男	20.3	8.3	16.7	15.3	155.3
	女	10.9	5.2	15.5	6.7	403.5
3~5	男	48.8	16.8	21.8	67.4	351.6
	女	9.3	9.8	27.8	92.5	212.4
6~8	男	46.7	9.8	32.9	79.2	398.1
	女	49.9	8.3	25.5	86.2	424.9
9~11	男	54.0	19.4	29.6	70.2	411.5
	女	72.8	11.1	37.4	31.2	442.4
12~19	男	66.7	23.8	36.8	81.7	401.9
	女	54.7	31.6	30.0	20.6	506.0
成 人	男	75.4	26.4	25.6	44.8	480.5
	女	62.5	19.7	21.7	23.0	516.6

図 2 年齢階級別主要食品摂取量



子では 3~19 歳層が多く 20 歳以上は少く、女子では 3~8 歳の若年齢児に多く、高年齢児および母親層は少い。動物性食品の摂取は個人間または世帯間にかなり大き

な変動があり、またある者は魚を多く、ある者は肉を多く使用するというように世帯によってそれぞれ特色があるが、総じて子供の動物性食品の摂取量は望ましい動物性蛋白質量を充たすには少く、ことに 9~19 歳の動物性蛋白質を多く摂ることの望ましい時期における肉、魚類の摂取が父親より少い傾向にあることは問題である。また、1~2 歳における卵や乳類の摂取の少いことも幼児栄養の問題点である。

(3) 児童の発育状態

調査対象世帯の児童について、小、中学生については村の学校で昭和 41 年 4 月計測の身長と体重を記録し、

それ以外の年齢児については調査期に近い期日に高校や大学や保健所などで計測した数値を用い、対象児童の発育傾向を観察してみた。

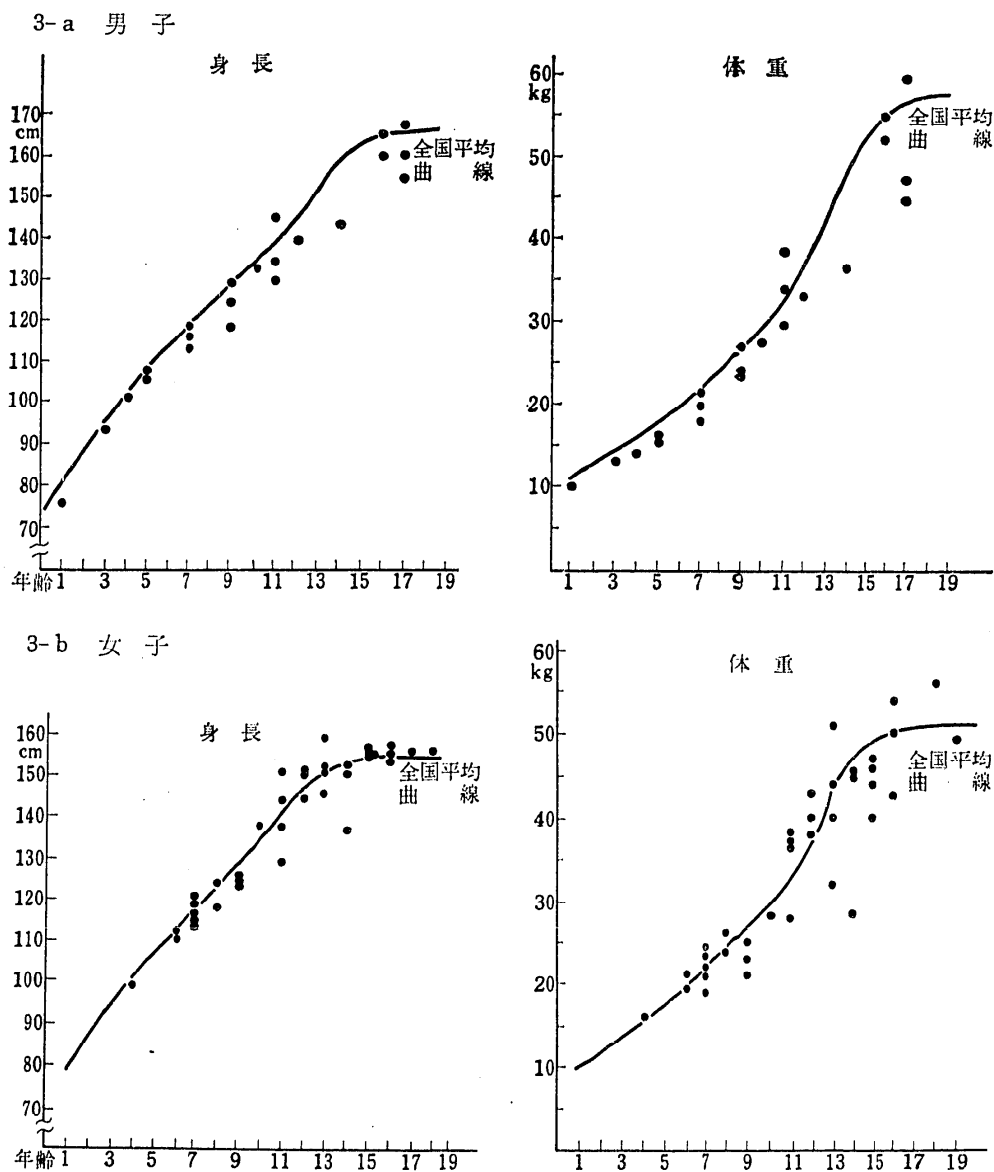
図 3-a, b に示すように、男児においては身長、体重ともに全国平均値(文部省)³⁾を下回る者の数が多く、女児では明瞭な差はみられないが、大きく下回る子供のいるのがみられる。

3. 家族タイプ別栄養摂取状態

(1) タイプ別世帯の栄養摂取量

20 種の家族構成タイプ別の世帯栄養摂取量を示すと

図 3 対象児童の年齢別身長と体重(昭和 41 年)



3) 文部省「学校保健統計」, 昭和 41 年度。

表6のごとくである。この成績を、成人単位にして所要量(熱量 2,500 Cal, 蛋白質 70 g)の上からみると、熱量で所要量以下を示すタイプが八つ(001^B, 002^A, 01^{B1B}, 032^B, 043^B, 2A^{1B1B}, 432^B, 443のタイプ)あり、蛋白質で所要量に達しないタイプが五つ(001^B, 002^A, 003, 2A^{1B1B}, 432^B)ある。さらに動物性蛋白質について、その望ましい量を蛋白質所要量の30%(21 g)として

みると、これ以下のタイプが七つ(001^B, 003, 01^{B1B}, 2A^{1B1B}, 432^A, 432^B, 543)ある。この結果は低年齢児(大体に小学生以下)を持つ世帯および高年齢児(大体に中学生以上)の3人子世帯において栄養摂取状態が劣っている傾向を示している。

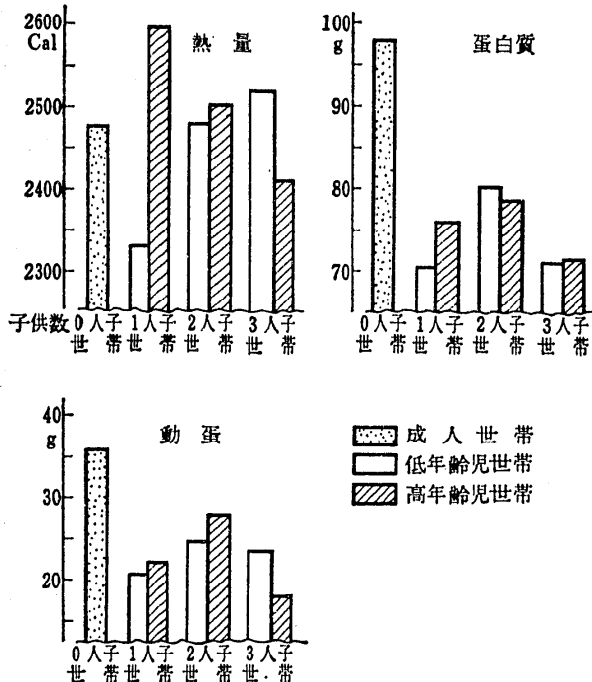
例数が少ないので、発達段階を表1に示すように低年齢児群(大体に小学生以下)と高年齢児群(大体に中学生

表6 タイプ別世帯平均栄養摂取量

タ イ プ	世帯数	1人1日当り			成人1日当り			1人1日当り									
		熱量	総蛋白	動蛋白	熱量	総蛋白	動蛋白	脂質	糖質	カルシウム	磷	鉄	ビ タ ミ ン				
		Cal	g	g	Cal	g	g	g	g	mg	mg	mg	A I.U.	カロチ ンI.U.	B ₁ mg	B ₂ mg	C mg
0 0 0	2	2,573	88.5	32.4	2,480	98.0	35.8	30.2	476.4	485	1,644	18.1	259	2,799	1.42	1.26	120
0 0 1 ^B	3	2,062	58.8	14.5	2,232	65.6	16.3	23.6	390.4	360	1,150	11.8	134	2,495	1.21	0.83	120
0 0 2 ^A	2	1,740	54.7	17.1	2,086	66.7	20.9	27.7	312.7	343	1,089	10.1	232	1,631	0.98	0.78	81
0 0 2 ^B	2	2,577	77.0	26.5	2,723	81.5	28.0	32.1	482.7	424	1,419	1.13	358	1,486	1.18	0.78	88
0 0 3	1	2,468	62.5	11.6	2,468	61.3	11.4	23.5	494.2	369	1,301	1.16	235	3,449	1.05	0.90	130
0 0 4	2	2,778	82.7	23.4	2,658	83.5	27.4	36.7	520.2	535	1,441	15.1	356	3,132	1.37	1.09	143
0 1 ^B 1 ^B	3	2,053	60.7	15.6	2,365	69.7	17.9	31.9	370.1	402	1,050	11.2	274	1,357	0.93	0.79	79
0 2 ^A 1 ^B	4	2,273	74.8	24.9	2,508	88.9	29.6	34.6	409.0	480	1,394	13.6	359	1,626	1.17	1.11	138
0 2 ^B 2 ^A	2	2,414	74.2	24.3	2,596	79.1	25.7	34.2	443.6	402	1,311	12.3	278	2,088	1.28	0.95	107
0 3 2 ^B	2	2,382	75.6	21.7	2,409	73.1	21.1	29.6	444.7	471	1,575	17.2	494	2,592	1.19	1.03	102
0 4 3	3	2,291	75.1	29.3	2,408	76.4	29.8	27.9	427.2	452	1,515	14.0	321	2,004	1.19	1.15	103
0 5 4	2	2,579	86.3	31.7	2,662	86.9	32.0	39.9	458.5	504	1,506	16.6	273	1,923	1.35	1.04	152
2 ^A 1 ^B 1 ^B	1	1,830	48.1	9.5	2,179	54.6	10.8	17.9	365.7	281	968	7.9	255	2,167	1.21	0.93	85
2 ^B 2 ^A 1 ^B	2	2,148	64.1	19.8	2,525	70.0	21.7	30.6	397.7	387	1,212	10.6	157	1,551	1.20	0.74	116
2 ^A 2 ^A 1 ^B	1	2,198	64.0	24.1	2,556	73.6	27.7	21.4	428.6	291	1,288	9.3	140	990	1.04	0.75	49
3 2 ^B 2 ^A	1	2,379	82.6	32.4	2,614	87.9	34.5	44.3	411.2	710	1,496	15.5	703	4,007	1.20	1.36	168
4 3 2 ^A	2	2,442	72.3	15.9	2,526	71.2	15.1	25.3	473.0	485	1,450	14.0	266	3,157	1.42	1.05	199
4 3 2 ^B	2	2,078	65.9	19.6	2,260	66.9	19.8	24.9	389.5	485	1,315	12.9	315	2,587	1.11	1.01	91
4 4 3	1	2,035	69.7	20.5	2,098	70.4	20.7	30.5	681.9	471	754	13.0	340	1,291	1.01	0.99	83
5 4 3	2	2,502	76.4	17.6	2,594	76.8	17.7	41.5	447.7	485	1,406	16.4	331	2,051	1.18	0.99	101
平 均	40	2,290	71.1	22.1	2,450	74.3	23.6	30.8	431.8	442	1,331	13.3	298	2,149	1.19	1.00	117

表7 タイプ群別世帯の栄養摂取状態

子 供 数	発 達 段 階	世 帯 数	成 人 1 日 当 り			1 人 1 日 当 り						栄 養 比 率 (%)		
			熱 量 Cal	蛋 白 質 g	動 蛋 g	脂 質 g	カルシ ウム mg	ビタミ ン A I. U.	ビタミ ン B ₁ mg	ビタミ ン B ₂ mg	ビタミ ン C mg	糖質 Cal 総 Cal	脂質 Cal 総 Cal	動蛋 総蛋
0 人	成 人 世 帯	2	2,480	98.0	35.8	30.2	485	1,192	1.42	1.26	120	75.6	10.6	36.5
1 人	低年齢児世帯	7	2,333	70.4	20.7	27.3	372	878	1.14	0.80	100	76.4	11.7	29.4
	高年齢児世帯	3	2,595	76.1	22.1	32.3	476	1,394	1.26	1.02	139	77.9	10.8	29.0
	平 均	10	2,412	72.1	21.1	28.8	403	1,033	1.18	0.87	112	76.9	11.4	29.3
2 人	低年齢児世帯	9	2,480	80.2	24.8	33.5	434	855	1.11	0.96	111	73.9	13.6	30.9
	高年齢児世帯	7	2,497	78.4	27.9	31.8	471	1,071	1.23	1.08	117	75.0	11.9	35.6
	平 均	16	2,487	79.4	26.1	32.7	450	949	1.16	1.01	113	74.3	12.9	33.0
3 人	低年齢児世帯	5	2,517	71.2	23.3	29.0	455	967	1.17	0.90	107	76.0	12.0	32.7
	高年齢児世帯	7	2,408	71.4	18.0	30.5	552	1,113	1.20	1.01	123	75.7	11.9	25.2
	平 均	12	2,453	71.3	20.2	29.8	511	1,052	1.18	0.96	118	75.8	12.0	28.3

図4 タイプ群別世帯の熱量および蛋白質の摂取量
(成人1日当り)

以上)の2群に大別し、これを子供数別に平均観察してみると、表7および図4に示すように、まず子供数別に世帯の平均摂取量をみると、熱量においては大きな差はないが、蛋白質および動物性蛋白質では子供数0の世帯が最も高く、3人子世帯が最も低く、ついで1人子世帯が低い。カル

シウムの摂取量は1人子世帯が最も劣る。ビタミン類は大きな差はない。ついで、子供数別発達段階別にみると、熱量では低年齢児の1人子世帯が最も低く、蛋白質では低年齢児の1人子世帯と3人子世帯が低く、高年齢児の3人子世帯も低い。動蛋においても同様な傾向がみられ、特に高年齢児の3人子世帯が最も劣っている。カルシウムは低年齢児の1人子世帯が低い。ビタミン類は低年齢児の子供を持つ世帯において総じて低く、特に1人子世帯において劣る傾向がみられる。

以上を要約すると、3人子世帯の栄養摂取状態が最も劣り、ついで1人子世帯が低く、特に高年齢児を有する3人子世帯と低年齢児の1人子世帯が劣る傾向にある。

(2) タイプ別子供の栄養摂取量

家族構成タイプ別に子供自体の栄養摂取量を示すと表8、表9、図5の通りである。まず、子供数別の平均でみると、蛋白質は1人子において最も低く、動蛋は3人子の子供が最も劣り、ついで1人子が低い。脂質は1人子が低く、カルシウムは3人子が少ない。ビタミン類は1人子が全般に劣っている。これらの傾向は1人子の子供の栄養摂取状態が全般的に劣り、動蛋とカルシウムにおいては3人子の子供が最も劣っていることを示している。

次に、子供数別発達段階別にみると、1人子の低年齢児の子供が全栄養素にわたって最も低位にあり、熱量が成人単位にして2,030 Cal、蛋白質が成人単位にして約50 g、動蛋が成人単位で約17 g、カルシウムが270 mg、

表8 タイプ別子供の栄養摂取量

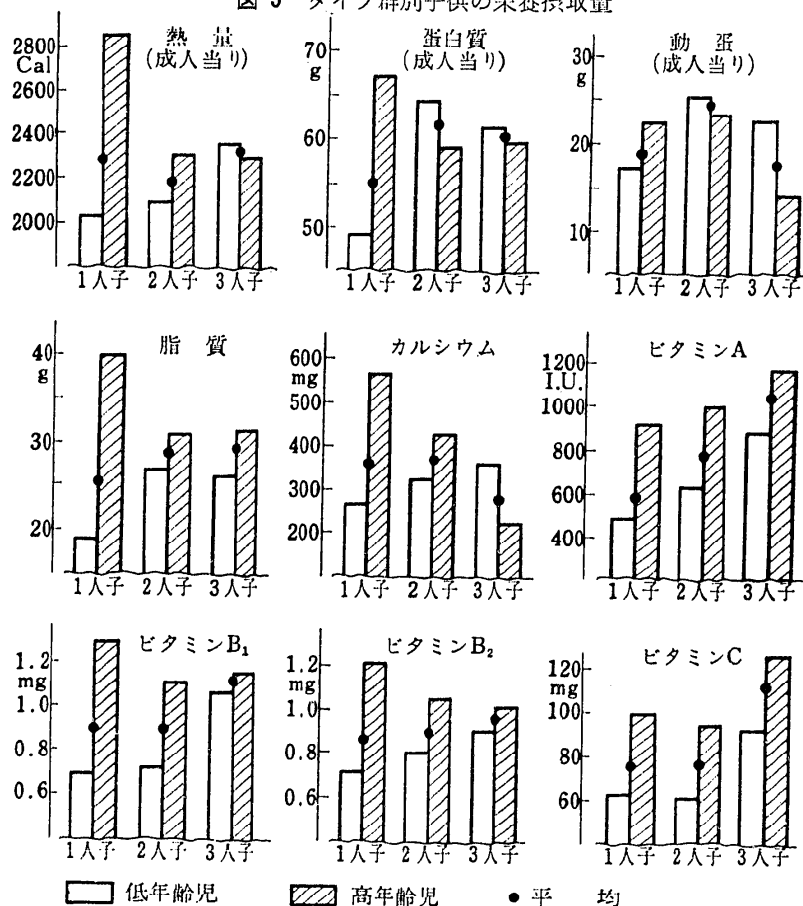
(1人1日当り)

タイプ	人数	熱量 Cal	蛋白質 g		脂質 g	糖質 g	Ca mg	P mg	Fe mg	V. A I. U.	カロチン I. U.	V. B ₁ mg	V. B ₂ mg	V. C mg
			総量	動物性										
0 0 1 ^B	3	917	20.1	4.4	10.4	190.2	162	383	4.9	101	1,099	0.49	0.76	65
0 0 2 ^A	2	977	34.2	14.8	14.8	176.0	312	688	7.2	376	728	0.47	0.62	46
0 0 2 ^B	2	2,705	76.7	28.6	36.3	458.8	389	1,399	11.4	224	84	1.20	0.75	79
0 0 3	1	2,632	60.9	7.2	19.0	542.1	352	1,352	11.2	124	3,198	1.09	0.79	124
0 0 4	2	3,544	101.7	41.4	50.8	656.7	670	1,744	16.9	425	1,063	1.38	1.42	88
0 1 ^B 1 ^B	6	1,104	37.1	14.1	22.2	184.9	334	638	7.5	31	1,035	0.53	0.63	59
0 2 ^A 1 ^B	8	1,486	54.5	21.5	30.4	249.5	355	930	9.7	410	955	0.80	0.95	61
0 2 ^B 2 ^A	4	1,525	53.3	23.0	26.4	266.6	263	839	8.1	388	1,349	0.86	0.82	70
0 3 2 ^B	4	1,965	68.1	25.9	29.1	352.8	526	1,366	14.6	675	1,908	1.02	1.06	80
0 4 3	6	2,198	72.0	28.9	27.9	404.6	375	1,331	13.2	309	1,671	1.15	1.14	81
0 5 4	4	2,435	67.8	27.9	38.1	438.1	425	1,335	14.4	267	1,820	1.19	0.89	131
2 ^A 1 ^B 1 ^B	3	1,182	29.6	6.3	12.8	238.2	194	550	4.9	227	1,444	1.12	0.97	64
2 ^B 2 ^A 1 ^B	6	1,875	58.7	21.2	28.3	341.6	381	1,081	10.3	238	1,380	1.13	0.79	96
2 ^A 2 ^A 1 ^B	3	1,804	51.5	23.2	23.1	333.9	318	1,016	8.0	243	1,049	0.81	0.80	59
3 2 ^B 2 ^A	3	1,262	77.9	30.9	40.6	381.7	551	1,365	15.3	568	3,520	1.15	1.19	152
4 3 2 ^A	6	2,221	69.8	17.7	25.7	365.2	499	1,365	14.2	306	3,223	1.42	1.13	195
4 3 2 ^B	6	1,927	59.3	16.9	23.4	362.4	410	1,156	11.5	252	2,554	1.01	0.95	95
4 4 3	3	1,837	65.0	19.4	35.9	307.1	519	701	12.6	395	1,144	0.97	1.04	77
5 4 3	5	2,608	74.7	11.9	46.1	466.8	485	1,366	16.2	382	2,662	1.13	0.97	113

表 9 タイプ群別子供の栄養摂取量

子供数	発達段階	人数	成人1日当り			1人1日当り					
			熱量 Cal	蛋白質 g		脂質 g	カルシウム mg	ビタミンA I. U.	ビタミンB ₁ mg	ビタミンB ₂ mg	ビタミンC mg
				総量	動物性						
1人	低年齢児	7	2,033	49.3	16.9	19.1	270	449	0.69	0.72	64
	高年齢児	3	2,860	67.1	22.5	40.2	564	917	1.28	1.21	100
	平均		2,281	54.7	18.6	25.4	358	590	0.87	0.87	75
2人	低年齢児	18	2,098	64.3	25.6	26.8	328	635	0.72	0.81	62
	高年齢児	14	2,313	59.3	23.6	31.2	432	996	1.12	1.05	95
	平均		2,192	62.1	24.7	28.7	373	793	0.90	0.92	77
3人	低年齢児	15	2,357	61.5	22.8	26.6	365	888	1.07	0.91	93
	高年齢児	20	2,300	59.8	14.6	31.6	228	1,179	1.16	1.02	127
	平均		2,324	60.5	18.1	29.5	287	1,054	1.12	0.97	112

図 5 タイプ群別子供の栄養摂取量



ビタミンAが 450 I. U., ビタミン B₁, B₂ がともに 0.7 mg 程度であることは、所要量を大きく下回り重要な問題である。また、3人子の高年齢児において動蛋の摂取量が成人単位で 14.6 g で最低であり、カルシウムが約 230 mg で最低であることも注目し値する。1人子の高年齢児の子供と2人子の子供たちが相対的にはまっさ

ている傾向にあるが、これらの子供たちの摂取量も蛋白質、カルシウム、ビタミン類においては所要量に達していない状態にある。

(3) タイプ別子供の主要食品摂取量

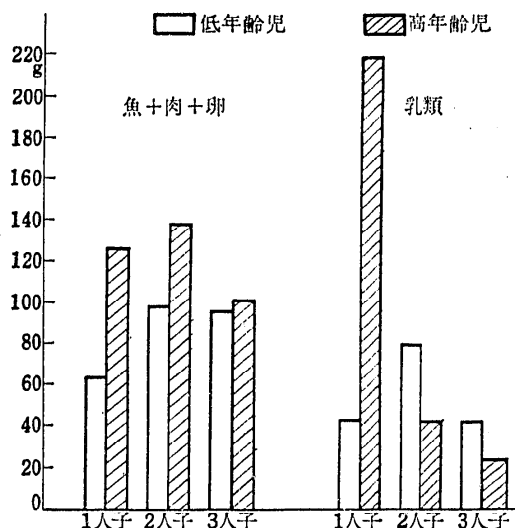
タイプ別に子供の動物性食品（魚、肉、卵、乳類）と果物の摂取量についてみると表 10 および図 6 のごとく

まず子供数別平均でみると魚、肉、卵の摂取は1人子が最も少く、ついで3人子が少く、2人子が最も多い。乳類は3人子が最も少く、1人子が最も多い。果実は3人子が多い。

表 10 タイプ群別子供の主要食品摂取量

(1人1日当り) (単位 g)

子供数	発達段階	魚 類	肉 類	卵	乳 類	果 物
1	低年齢児	26.2	13.4	20.7	43.9	300
	高年齢児	74.4	16.4	29.8	219.5	553
	人 平 均	40.6	14.3	23.4	96.6	376
2	低年齢児	54.9	10.3	32.1	80.2	307
	高年齢児	72.7	32.8	32.4	42.8	417
	人 平 均	62.7	20.1	32.3	63.8	355
3	低年齢児	53.8	14.8	26.6	43.0	489
	高年齢児	46.5	25.5	29.1	24.0	499
	人 平 均	49.6	20.9	28.1	32.1	495

図 6 タイプ群別子供の動物性食品の摂取量
(1人1日当り)

発達段階別にみると、低年齢児では1人子の魚、肉、乳類の摂取が最も低く、高年齢児では魚、肉、卵の合計で3人子が最も低い。高年齢児3人子の乳類の摂取は著しく低い。乳類では高年齢児の1人子が最も高い。

要するに、動物性食品の摂取は低年齢児では1人子に、高年齢児では3人子に低いことがみられる。

4. 子供の間食摂取状態

(1) タイプ別間食摂取状態

子供の摂取栄養量に占める間食からの栄養量の割合(供給率)を各栄養素別に示すと表 11 のごとく、まず全平均でみると、熱量においては約 25% で4分の1を

表 11 子供数別子供の摂取栄養量に対する
間食からの供給率 (単位 %)

子供数	例数	熱量	蛋白質	脂質	糖質	カルシウム	ビタミンA	カロチン	ビタミンB ₁	ビタミンB ₂	ビタミンC
1人	10	30.0	14.2	12.4	26.2	32.1	37.8	23.6	39.2	24.3	33.1
2人	32	25.3	18.6	8.0	20.0	29.4	34.3	14.7	40.4	20.2	24.6
3人	35	22.5	16.6	10.6	25.1	24.4	33.2	17.7	42.4	16.4	20.7
平均		24.6	18.0	9.7	23.1	27.6	34.5	17.2	41.7	18.8	23.4

占め、供給率の高い栄養素としては糖質で約 28%、カルシウムで 34.5%、カロチンで約 42%、ビタミンCで約 45% である。脂質においてもかなり高く約 23% を示している。

子供数別にみると、熱量においては1人子の場合の供給率が 30% で最も高く、3人子が 22.5% で最も低い。糖質、脂質、カルシウム、ビタミンA、B₁、B₂ においても1人子が最高の供給率を示し、1人子において間食の影響が最も大きい。これに対して3人子の場合が一般的に間食からの供給率は低い傾向にある。

(2) 年齢別間食摂取状態

年齢階級別に子供の間食からの栄養供給率をみてみると、表 12 および図 7 のごとく、各栄養素に対する供給率ともに小さい年齢層において高く年齢が増すに従って低下する傾向を示す。熱量の主体である糖質に対する供給率は 9~11 歳までは直線的に急減する傾向(約 60% より 19%)を示し、それ以降はほとんど変化ない。供給率は一般に 3~5 歳において最高で、8 歳頃までが高く、18~19 歳において最低を示す。

(3) タイプ別間食の種類と量

子供の間食の種類と量についてタイプ別に示すと表 13 のように、まず全平均としてみると、最も多い間食は果物で、ついで乳類、菓子類、トウモロコシの順である。この傾向が季節の影響を大きく受けていることはもちろんである。そのためにジュース類の飲みものも上記の食品についている。前述の間食からの栄養供給率でカルシ

表 12 年齢階級別間食からの栄養供給率 (単位 %)

年齢階級	人数	蛋白質	脂肪	糖質	カルシウム	ビタミンA	カロチン	ビタミンC
1~2	3	30.6	28.5	58.7	43.4	8.5	20.0	51.9
3~5	13	27.1	33.0	41.9	48.2	31.8	53.2	55.4
6~8	13	21.8	31.0	34.3	39.6	12.5	45.4	47.6
9~11	14	13.3	18.8	19.4	32.0	13.4	43.8	47.2
12~14	15	13.0	19.2	18.6	25.7	8.3	32.4	37.0
15~17	13	15.8	21.1	21.2	31.0	19.1	43.1	43.1
18~19	6	11.2	12.2	20.1	19.8	7.0	28.1	32.0

図 7 年齢階級別間食からの栄養供給率

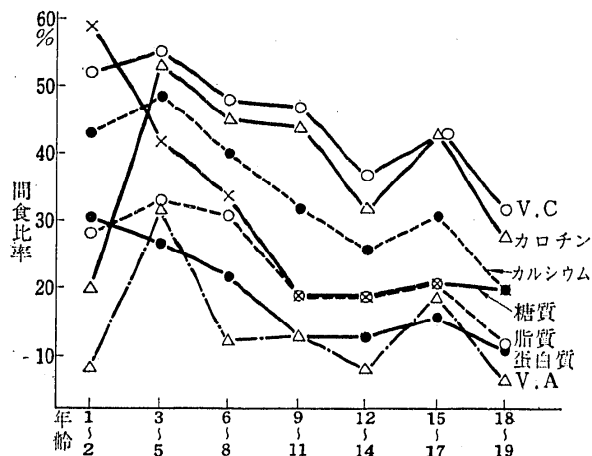


表 13 タイプ群別子供の間食の種類と量 (単位 g)

子供数	発達段階	飯類	パン類	インスタント	とうもろこし	乳製品	菓子類	果物	飲物	その他
1人	低年齢児		29		11	94	77	953	46	7
	高年齢児	100	87			387	166	1,522	120	10
	平均	30	46		8	182	105	1,124	68	8
2人	低年齢児		61	12	167	183	113	994	48	23
	高年齢児		10	6	54	124	158	1,697	21	74
	平均		38	9	117	158	133	1,301	36	46
3人	低年齢児		19		75	126	137	1,556	59	39
	高年齢児			9	158	94	104	1,643	2	26
	平均		8	5	122	107	118	1,606	26	32

ウムにおいて高かったのは乳類によるものであり、カロチンやビタミンCにおいて著しく高かったことは果物によるものである。間食の乳類としては多く山羊乳が摂られている。

次に、子供数別発達段階別にみても、間食の各種類にわたって最も多く摂っているのは1人子の高年齢児である。このために1人子における間食からの栄養供給率が、前述したように平均して最高となっている。しかし、低年齢児の1人子の間食量は一般に低い。また、3人子の高年齢児の間食量も他に比し低い傾向にあり、とくに乳類、菓子類、飲み物の類が少なく、この点においても経済事情を反映していることが窺われる。

以上、間食について要約すると、全子供について年齢階級別にみた場合は間食からの栄養供給率は年齢の増すに従って低下する一般的傾向を示すのであるが、これを子供数別にみると1人子における供給率が最も高く、3

人子における供給率が最も低い。さらに、間食量について子供数別発達段階別にみると、1人子の高年齢児が最も多く、1人子の低年齢児と3人子の高年齢児が少い。間食の内容は、季節の影響にもよることながら果物が多く、山羊乳が部分的であってもかなり摂られていることは質的に優れた点であるが、全平均において熱量の4分の1が間食から摂られ、特に1~2歳の幼児において糖質に対する供給率が60%近くにも達すること、また1人子高年齢児の間食量の多いことは、児童の食事のあり方として問題点である。

5. 食費と栄養摂取量との関係

(1) 世帯のタイプ別食費と栄養摂取量

ここで観察に用いた食費と実支出額は1ヵ月間の家計簿調査に基く平均金額である(算出法については本誌、森岡、前田論文参照)。したがってこの食費額と3日間の栄養調査による栄養量とは一致するものではないが、傾向として両者の関係についての観察を試みた。

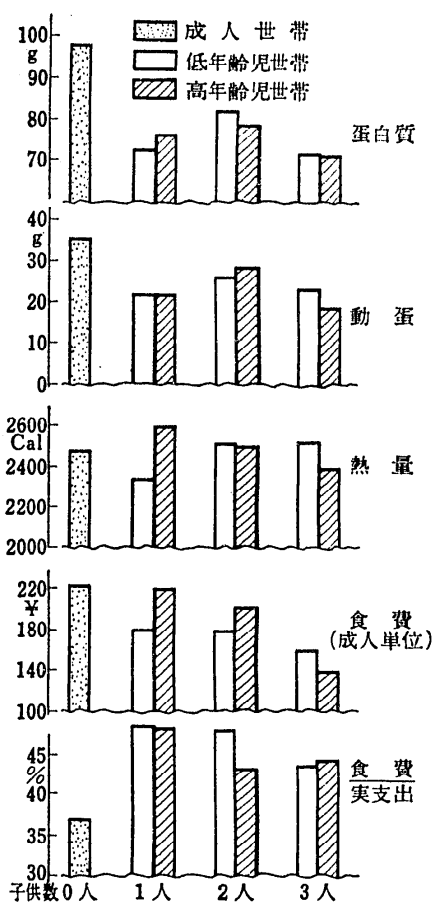
その成績を示すと表14の通りで、ここでのタイプ別世帯栄養摂取は栄養調査40世帯のうち家計調査脱落の3世帯を除いた37世帯についての成績である。食費については各タイプ群の比較において年齢および性差を消

表 14 タイプ別世帯の栄養摂取量と食費 (37世帯)

タイプ	世帯数	栄養摂取量 (成人1日当り)			食費(円)		食費/実支出 (%)
		熱量 (Cal)	蛋白質 (g)	動蛋白 (g)	世帯1日平均	成人1人1日当り	
0 0 0	2	2,480	98.0	35.8	719	223	37.0
0 0 1 ^B	2	2,222	69.0	17.8	817	177	44.6
0 0 2 ^A	2	2,086	66.7	20.9	1,005	233	56.2
0 0 2 ^B	2	2,723	81.5	28.0	487	127	45.2
0 0 3	1	2,468	61.3	11.4	403	134	44.6
0 0 4	2	2,658	83.5	27.4	1,481	263	50.0
0 1 ^B 1 ^B	3	2,365	69.7	17.9	863	157	44.5
0 2 ^A 1 ^B	3	2,607	96.3	34.4	804	164	54.7
0 2 ^B 2 ^A	2	2,596	79.1	25.7	1,304	234	47.8
0 3 2 ^B	2	2,409	73.1	21.1	898	188	29.6
0 4 3	3	2,408	76.4	29.8	1,341	226	48.5
0 5 4	2	2,662	86.9	32.0	1,002	212	48.4
2 ^A 1 ^B 1 ^B	1	2,179	54.6	10.8	980	163	53.8
2 ^B 2 ^A 1 ^B	2	2,525	70.0	21.7	929	183	38.9
2 ^A 2 ^A 1 ^B	1	2,556	73.6	27.7	778	130	35.1
3 2 ^B 2 ^A	1	2,614	87.9	34.5	881	138	50.1
4 3 2 ^A	2	2,526	71.2	15.1	886	143	48.6
4 3 2 ^B	2	2,260	66.9	19.8	748	117	33.9
4 4 3	1	2,098	70.4	20.7	1,261	187	63.8
5 4 3	1	2,666	79.3	19.6	823	118	33.2
平均	37				938	181	45.2

注 * 熱量消費単位係数に基いて換算した。

図 8 タイプ別世帯の熱量、蛋白質摂取量と食費（成人当り）



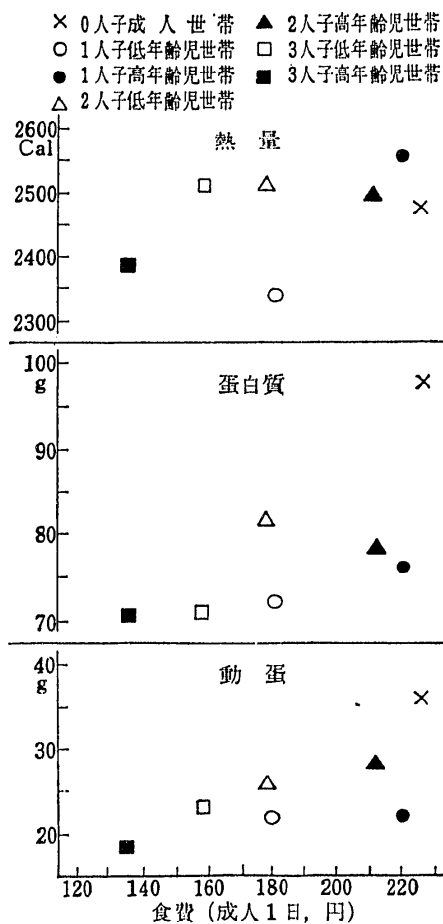
去する意味で、便宜的に熱量の消費単位係数を用いて成人単位に換算した額も併せ示した（以下成人当りの食費はこれに準ず）。成績をタイプ群別に平均的にみると表14、図8のごとく、食費は子供数0人の世帯が最も高く、ついで1人子世帯と2人子世帯が大差なく、3人子世帯が最も低い。子供の発達段階別世帯としては高年齢児1人子の世帯が最も高く、高年齢児3人子の世帯が最も低く、また低年齢児3人子世帯も低い。これに対し栄養摂取状態は栄養水準を標示する蛋白質および動蛋の摂取において0人子世帯が最も高く、3人子世帯が最も低く、動蛋は特に高年齢児3人子世帯が低いという食費に対応する傾向を示している。図9にもみられるように熱量、蛋白質、動蛋ともに食費と相関関係を示している。特に動蛋との相関が密接である。このことは3日間調査による摂取栄養量も1ヵ月の平均的食生活水準をかなりに反映していることを示すものであると同時に、食費を通しての経済水準と栄養摂取状態との間には密接な関係のあることを当然ながら示している。

表 15 タイプ群別世帯の栄養摂取量と食費ならびにエンゲル係数

子供数	発達段階	世帯数	成人1人1日当り摂取量			食費 (1日, 円)		エンゲル係数 %
			熱量 Cal	蛋白質 g	動蛋 g	1人当り	成人当り*	
0人	成人	2	2,481	98.0	35.8	231	223	37.0
1人	低年齢児世帯	6	2,340	72.4	21.9	161	180	48.4
	高年齢児世帯	3	2,595	76.1	22.1	228	220	47.9
	平均	9	2,425	73.6	22.0	181	192	48.2
2人	低年齢児世帯	8	2,514	81.9	26.0	161	179	47.8
	高年齢児世帯	7	2,497	78.4	27.9	202	211	43.1
	平均	15	2,506	80.3	26.9	179	194	45.6
3人	低年齢児世帯	5	2,517	71.2	23.3	137	159	43.4
	高年齢児世帯	6	2,389	71.0	18.4	126	137	43.7
	平均	11	2,447	71.1	20.6	132	147	43.5

注 * 熱量の消費単位係数に基いて換算。

図 9 タイプ別世帯の熱量、蛋白質摂取量と食費との相関



エンゲル係数をみるに、0人子世帯が最も低く(37%)で相対的に経済の弾性を示し、1人子世帯が最も高く(48.2%)、特に低年齢児1人子世帯が食費の割に高いこ

とは若い親の収入の低いことによるもののようと思われる。3人子世帯においてエンゲル係数が他の有子世帯に比し低いのは食費のきりつめによることが考えられる。

37世帯の平均1人1日当り食費は169円、平均エンゲル係数は45.2%となり、これを総理府統計局の資料⁴⁾による全国農家平均の昭和41年8月(本調査と同年月)における食費141円、エンゲル係数40%と比較すると、本調査が何れも高い数値になっている。しかし、これは調査方法、集計法の違いによるものであるかもしれない。

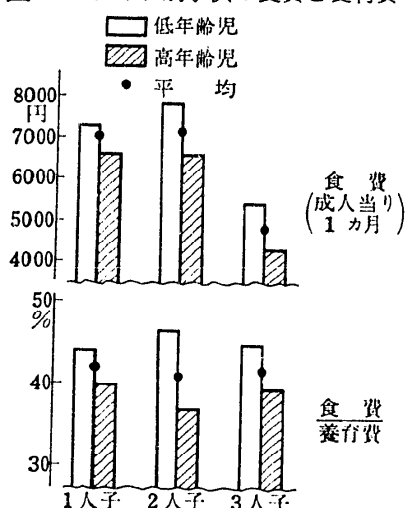
(2) タイプ群別子供の食費と栄養摂取量

家族構成のタイプ群別に子供の食費と養育費を示すと表16、図10のごとく、食費は1人子と2人子とは大きな差はないが、3人子が世帯観察の場合と同様に最も低い。発達段階別には成人単位食費で比較してみると、高年齢児の3人子が最も低く、ついで低年齢児の3人子が低く、低年齢児2人子が最も高く、ついで低年齢児1

表16 タイプ群別子供の食費と養育費

子供数	グループ	人数	食料費 (1ヵ月)		養育費 (1ヵ月)		食料費 養育費
			1人当り (円)	成人当り (円)	1人当り (円)	成人当り (円)	
1人	低年齢児	6	5,262	7,342	11,914	16,625	44.2
	高年齢児	3	6,941	6,610	17,378	16,550	39.9
	平均	9	5,822	7,033	13,735	16,594	42.4
2人	低年齢児	16	5,073	7,804	10,872	16,726	46.7
	高年齢児	14	6,298	6,605	16,909	17,732	37.2
	平均	30	5,644	7,130	13,689	17,291	41.2
3人	低年齢児	15	4,086	5,448	9,118	12,158	44.8
	高年齢児	17	4,045	4,312	10,240	10,915	39.5
	平均	32	4,065	4,782	9,714	11,429	41.8

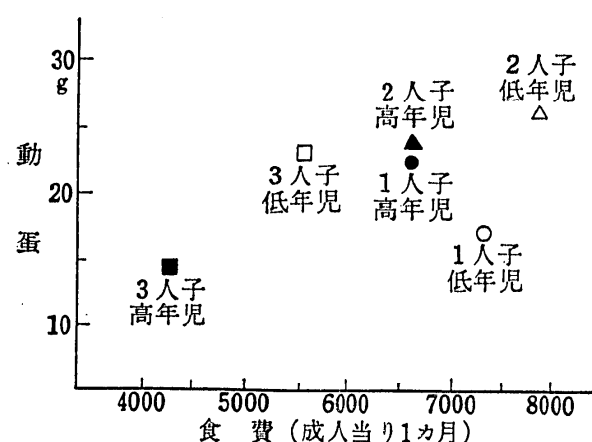
図10 タイプ別子供の食費と養育費



4) 総理府計局『日本統計月報』, 昭和42年度。

人子が高くなっている。これを3-(2)項で述べたタイプ群別子供の栄養摂取状態との関連において考察してみると、蛋白質および動蛋の摂取が3人子において最も低く、特に動蛋の摂取が3人子高年齢児において劣っていることと食費の傾向は一致している。図11に示すように動蛋と食費との相関がかなりの程度にみられる。

図11 子供の動蛋摂取量と食費の相関



要するに、3人子世帯の子供が食費も栄養摂取状態も劣っていることははっきりとみられる。

養育費に対する食費の割合をみると、子供数別には大差なく、低年齢児が子供数に関わりなく高年齢児より高い率を示している。このことは高年齢児においては食費以外の養育費、特に教育費の増大に伴って食費が圧迫されるためと考えられる。3人子においては養育費の実額も最も低く総体的な経済事情によるものと思われる。

6. 経営規模別栄養摂取量と食費

(1) 経営規模別世帯の栄養摂取状態

農業経営規模を耕地面積2町4反以上を「A」、1町2反～2町3反を「B」、1町2反未満を「C」として、これに基づき世帯を群別し、各規模別世帯の平均栄養摂取量を示すと表17のごとく、「B」規模の世帯が熱量は低いが蛋白質、動蛋、脂肪、カルシウムなどの摂取は「A」世帯よりもむしろ高い傾向を示し、「C」規模の世帯は全般的に最も劣る傾向を示す。

この経営規模別世帯の摂取量を各栄養素の所要量に対する充足度の4段階別分布(100%以上, 99.9～70%, 69.9～50%, 49.9%以下)で示すと、表18および図12のごとく規模別の差異が特徴的に明瞭となる。すなわち、「A」においては熱量、動蛋における充足度100%以上の世帯の割合が最も高く、そしてビタミン類において充足度49.9%以下の低摂取世帯の割合が最も

表 17 経営規模別世帯栄養摂取量と食費

規 模 別	世 帯 数	成 人 1 日 当 り			1 人 1 日 当 り						食 費 (円, 1 日)		エンゲル 係 数
		熱 量 Cal	蛋 白 質 (g)		脂 肪 (g)	カルシ ウム (mg)	ビ タ ミ ン				成人当り	1人当り	
			総 量	動物性			A効力* (I. U.)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C (mg)			
A	10	2,521	73.9	22.7	27.6	417	1,115	1.24	0.92	131	190	197	46.7
B	23	2,409	77.3	24.2	31.8	463	991	1.19	1.01	112	163	176	43.8
C	4	2,438	68.5	20.9	28.7	372	977	1.18	0.89	109	156	173	49.0

注 経営規模別は、A：耕地面積2町4反以上を有する世帯、B：1町2反～2町3反世帯、C：1町2反未満世帯。

* カロチンのA効力を3分の1としてそれに純A量を加えたもの。

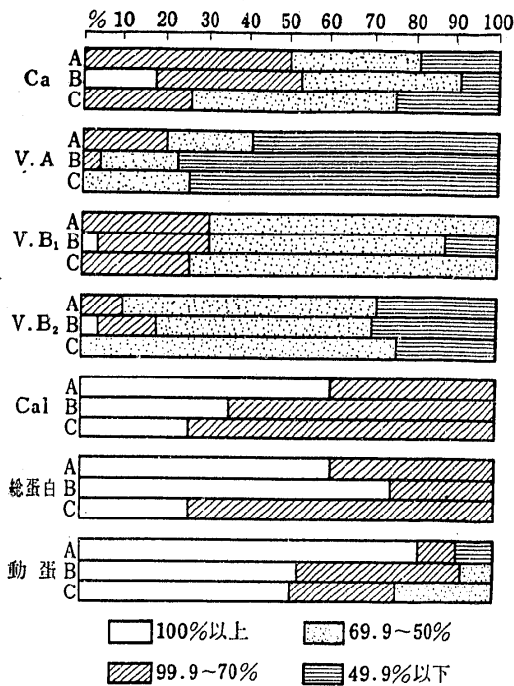
表 18 経営規模別栄養素の充足度分布状態(世帯)

		熱 量		総 蛋 白		動 蛋		カルシウム		ビタミンA*		ビタミンB ₁		ビタミンB ₂		ビタミンC	
		実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
所要量の100% または以上	A	6	60.0	6	64.0	8	80.0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	60.0
	B	8	34.8	17	73.9	12	52.2	4	17.4	0	0	1	4.3	1	4.3	8	34.8
	C	1	25.0	1	25.0	2	50.0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	75.0
70～99.9%	A	4	40.0	4	40.0	1	10.0	5	50.0	2	20.0	3	30.0	1	10.0	2	20.0
	B	15	65.2	6	26.1	9	39.1	8	34.8	1	4.3	6	26.1	3	13.1	14	60.9
	C	3	75.0	3	75.0	1	25.0	1	25.0	0	0	1	25.0	0	0	1	25.0
50～69.9%	A	0	0	0	0	0	0	3	30.0	2	20.0	7	70.0	6	60.0	2	20.0
	B	0	0	0	0	2	8.7	9	39.1	4	17.4	13	56.5	12	52.2	1	4.3
	C	0	0	0	0	1	25.0	2	50.0	1	25.0	3	75.0	3	75.0	0	0
49.9%以下	A	0	0	0	0	1	10.0	2	20.0	6	60.0	0	0	3	30.0	0	0
	B	0	0	0	0	0	0	2	8.7	18	78.3	3	13.1	7	30.4	0	0
	C	0	0	0	0	0	0	1	25.0	3	75.0	0	0	1	25.0	0	0

注 世帯総数A：10、B：23、C：4。

* カロチンのA効力を3分の1としてそれに純A量を合計したもの。

図 12 経営規模別世帯栄養摂取量の充足度分布



少ない傾向を示す。「B」規模の世帯は総蛋白質とカルシウムにおいて優位の分布状態にある。「C」規模は充足度の分布状態からみても劣っている。

要するに、「A」と「B」規模世帯においては栄養摂取状態に規模順位的な大差はみられないが、「C」規模世帯では明らかに劣る傾向がみられるといえる。

食費との関係を見ると、食費は経営規模順位となっており、「A」と「B」においては食費の差と栄養摂取状態とは必ずしも一致していない。これは調査期間によることはもちろん、食材料の差異によることも考えられる。しかし「C」においては成人単位食費は最も低く栄養摂取状態の劣ることと共に食生活の水準を表示しているといえよう。エンゲル係数においても「C」は最も高い率を示し、その経済状態を反映していることが考えられる。

(2) 経営規模別子供の栄養摂取状態

まず経営規模別に子供の栄養摂取状態を平均的にみると、表 19 および図 13 に示すごとく、「C」規模世帯の子供が蛋白質、動蛋、脂肪において摂取量が最も多く、ついで「A」、「B」の順の摂取状態となる。カルシウム、

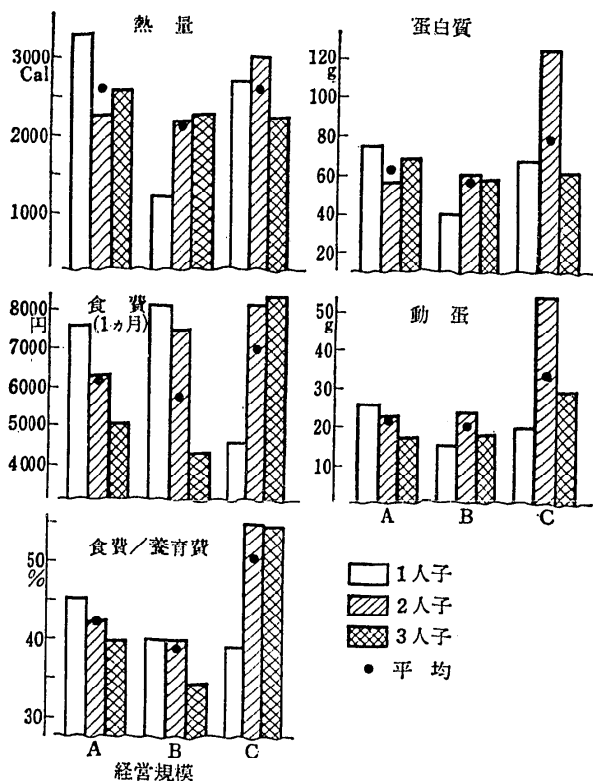
表 19 経営規模別子供数別子供の栄養摂取量と食費

(成人単位に換算)

規模別	子供数	人数	熱量 (Cal)	蛋白質 (g)		脂質 (g)	カルシウム (mg)	ビタミ ン				養育費* 1ヵ月 (円)	食料費* 1ヵ月 (円)	食費 養育費
				総量	動物性			A効力 (I. U.)	B ₁ (mg)	B ₂ (mg)	C (mg)			
A	1人子	4	3,280	75.2	26.4	39.0	502	744	1.16	1.06	95	16,788 (14,689)	7,639 (6,684)	45.5
	2人子	8	2,250	56.4	22.8	25.6	372	973	0.98	0.92	95	14,861 (14,489)	6,282 (6,125)	42.3
	3人子	6	2,593	64.6	17.5	25.2	478	1,212	1.25	0.96	153	12,718 (10,068)	5,047 (3,996)	39.7
	平均	18	2,593	63.3	21.8	28.4	436	1,002	1.11	0.96	114	14,647 (13,060)	6,212 (5,539)	42.4
B	1人子	3	1,233	39.7	15.5	14.0	280	524	0.53	0.66	51	20,432 (14,643)	8,124 (5,822)	39.8
	2人子	20	2,183	60.4	23.9	29.6	384	806	0.85	0.88	72	18,809 (13,778)	7,494 (5,489)	39.8
	3人子	23	2,257	59.3	18.1	27.5	426	1,020	1.09	1.01	113	12,527 (9,358)	4,311 (3,777)	34.4
	平均	46	2,158	58.5	20.5	27.5	398	890	0.95	0.93	91	14,838 (11,919)	5,794 (4,655)	39.0
C	1人子	2	2,678	63.2	20.0	34.1	363	1,103	1.10	0.87	86	11,631 (10,468)	4,551 (4,096)	39.1
	2人子	2	3,032	121.9	53.6	45.9	485	941	0.92	1.17	70	14,771 (9,602)	8,115 (5,275)	54.9
	3人子	3	2,242	60.4	28.7	32.5	341	726	1.02	0.87	77	15,307 (11,736)	8,356 (6,406)	54.6
	平均	7	2,592	78.8	33.3	36.8	388	895	1.01	0.96	78	13,953 (10,764)	7,030 (5,423)	50.4

注 * () 外は成人単位を示し, () 内は1人当りを示す。

図13 経営規模別、子供数別子供の栄養摂取量と食費



ビタミン類の摂取は「A」が多い。食費においても成人単位でみると摂取栄養量と併行して「C」, 「A」, 「B」の順となっている。この子供における規模別傾向は規模別世帯の場合と逆の現象を呈している。

このことは、経営規模別には子供の栄養摂取状態は差異がないか、むしろ「C」規模においては子供優先的な栄養配慮がなされ、そのために親の栄養摂取が犠牲的に抑制されることとなって世帯平均としては「C」が最も劣る結果となっている、ということを考えさせる。養育費に対する食費の比率をみても「C」が最も高く、この間の事情を物語っているようである。

次に、規模別子供の栄養摂取状態をさらに子供数別に分析してみると、「C」の2人子の栄養摂取量が全般的に最も優れ、「B」の1人子の摂取が全般的に最も劣っている。各経営規模ともに全般的傾向として1人子あるいは3人子が劣る傾向がみられる。子供数別食費との関係はあまり明らかでなく、「A」, 「B」においては3人子が最も低く、「C」においては1人子が低い。子供数別〔食費/養育費〕は「C」の2人子、3人子において著しく高い。要するに、子供の子供数別栄養摂取状態および食費はともに経営規模とは関連性がみられない。ただ全般的傾向として1人子あるいは3人子の栄養摂取と

食費が低い傾向にある。

IV 考察と総括

昭和 41 年 8 月に福島県北会津村の専業農家 40 世帯について世帯別および個人別に栄養摂取調査を行い、家族構成タイプ、児童の発達段階、食費および児童養育費、経営規模などとの関係について分析検討を行った結果を総括すると次の通りである。

(1) 世帯の栄養摂取状態は、全国平均に較べて蛋白質、動物性蛋白質、脂肪、カルシウム、ビタミン A などにおいて劣り、これに対応して食品の摂取は魚肉類と油脂が少く、また全国専業農家世帯に比してもやや劣り、平均的に栄養水準は低位にある。

(2) 児童の年齢別栄養摂取状態は、総体的に各年齢階級にわたって男女ともに各栄養素の摂取は年齢別所要量に達しておらず、蛋白質は特に幼児期 (1~5 歳) と思春期前 (12~17 歳) において低く、カルシウムとビタミン類は 9 歳以降において特に劣っている。

食品摂取の上からみると、発育期の小児に対する栄養的配慮の浅さがみられ、動物性食品が少く、特に 1~2 歳における卵や乳類の摂取が低く、9 歳以降における肉、魚類の摂取が発育期の望ましい動物性蛋白質量を充たすにはあまりに少い。

対象児童の年齢別発育 (身長) も全国平均値を下回る者の数が多い。

(3) 家族構成タイプと世帯栄養摂取量との関係を見ると、子供数 0 の成人世帯の栄養摂取状態が全般的に最もまさり、3 人子世帯と 1 人子世帯が劣る。さらに発達段階別に分析すると、高年齢児を有する 3 人子世帯と低年齢児を有する 1 人子世帯が劣っている。

家族構成タイプと児童自体の栄養摂取状態との関係は、1 人子世帯と 3 人子世帯の児童の栄養摂取量が一般的に低く、これを発達段階別にみると低年齢児の 1 人子と高年齢児の 3 人子が最も劣った傾向にあり、タイプ別世帯の傾向と一致している。食品摂取の上からみても、低年齢児の 1 人子と高年齢児の 3 人子の動物性食品の摂取が低く、特に乳類の摂取は著しく少い。

低年齢児 1 人子の世帯および児童の栄養摂取状態が劣るのは、母親の年齢が若いために、農作業に動員され (母ちゃん農業)、児童の養育が主として老人に委されることとなり、また家計支出の主権が老母に残されていることなどにより児童への栄養的配慮が不十分となる結果と考えられる。高年齢児の 3 人子の世帯および児童の栄養摂取状態が劣るのは経済的事情が考えられる (後述)。

(4) 児童の間食摂取の状態は、総摂取栄養量に対する間食からの供給率でみると、平均して熱量としては約 25%、栄養素としては糖質 (主として菓子、トウモロコシ) による、カルシウム (主として山羊乳による)、カロチン、ビタミン C (主として果物による) において高率を示し、特にカロチン、ビタミン C では 40% を超える。

子供数別でみると、1 人子が多くの栄養素において供給率最も高く、3 人子が最も低い (熱量に対する供給率は 1 人子が 30%、3 人子が 22.5%)。

年齢階級別にみると、供給率は低年齢層において高く年齢が増すに従って低下する。1~2 歳における糖質に対する供給率は約 60% にも達する。

間食の種類として多く摂られているものは果物、乳類 (主として山羊乳)、菓子、トウモロコシである。これらの間食量を発達段階でみると高年齢児の 1 人子が各種類にわたって最も多く摂り、低年齢児の 1 人子と高年齢児の 3 人子は少い。このことは高年齢の 1 人子にはわがままが許され、低年齢児の 1 人子は若い母親の農作業のためにあまり構われず、高年齢の 3 人子は経済的に余儀なくされている一般的家庭の様子が窺われて興味深い。

間食の内容として果物が多く、山羊乳が一部のではあってもかなり摂られていることは質的に良い点であるが、全児童の平均において総熱量の 4 分の 1 が間食から摂られ、特に幼児において糖質として 60% 近くも摂られていること、また高年齢の 1 人子の間食量の多いことは児童の食事のあり方として改善すべき問題点である。

(5) 食費と栄養摂取量との関係は、世帯としてみても児童についてみても相関関係を示し、特に食費と動蛋白との相関は高い。すなわち、世帯としてみると食費は子供 0 人の世帯が最も高く、3 人子世帯最も低く、特に高年齢児 3 人子世帯が低く、タイプ別世帯の栄養摂取状態の傾向と一致する。

児童個人についてみても 3 人子の食費が最も低く、高年齢児の 3 人子が特に低く、これも児童のタイプ別栄養摂取量と対応している。

エンゲル係数はかなり高く平均約 45% を示し、それぞれタイプ別特徴を表わしている。児童養育費に占める児童食費の割合は平均約 42% を示し、子供数には関係なく低年齢児より高年齢児が低率である。このことは高年齢児においては教育費の増大に伴って食費が圧迫されるためと考えられ、ことに 3 人子の高年齢児の栄養摂取が低位にあることと併せ考えると、栄養の上からは問題である。

(6) 農業経営規模と栄養摂取状態との関係を見ると、「A」、「B」、「C」の3段階別において「A」、「B」世帯の栄養摂取量には大差ないが、規模の小さい「C」世帯（1町2反未満）の栄養摂取量は食費とともに明らかに劣っている。ところがこの傾向とは逆に、規模別児童の栄養摂取状態は、「C」規模の児童が最もよい。このことは親の犠牲において子供の栄養が優先されているためと考えられる。養育費に対する食費の比率も「C」が最も高い。要するに経営規模は世帯の栄養摂取量には影響を与えることがみられるが、児童の栄養摂取にはあまり影響を与えないようである。

(7) 問題点

1. 未就学児童および思春期前の児童の栄養摂取状態

が特に劣っている。

2. 1人子世帯の未就学児童の栄養が特に劣るのは、若い母親の時間が農作業にもっぱらとられるためと考えられ、“母ちゃん農業”の投げる問題点である。
3. 3人子世帯の高年齢児の栄養が劣るのは教育費の増大に伴う食費へのしわよせによることが考えられ、現代の問題である。
4. 児童の栄養を望ましい所要量にまで上げるにはそれだけ食費の増額が必要であり、この点を基礎に養育費は考慮すべきである。
5. 発育期小児の栄養、特に離乳期より幼児へかけての栄養に関する知識の普及と指導も重要な課題である。

次 号 (Vol. 4, No. 1) 予 告

巻頭言.....有 沢 広 巳

論 文

財政と社会保障.....江 見 康 一

財政政策と社会保障.....肥 後 和 夫

自由論題.....佐 藤 吉 男

自由論題.....考 橋 正 一

労働者福祉と社会保障.....黒 住 章

資 料

昭和 43 年度厚生省予算について.....金 田 一 郎

研究会ノート

医療サービスの経済分析.....都 村 敦 子

人と業績

E. ウィッテ.....谷 昌 恒

書 評

社会保障の概説書.....谷 昌 恒

大道安次郎『老人社会学の展開』.....三 浦 文 夫

真田是・一番ヶ瀬康子編『社会福祉論』.....村 上 牙 子

国民健康保険中央会基本問題調査会

『国民健康保険の将来』

——国民健康保険をめぐる環境条件の変動——

昭和 42 年 12 月 209 ページ

I

本書は「発刊のことば」に述べられているように、医療保険のいわゆる抜本改革という課題に臨むに当り、国保中央会が今後の長期的な展望に基き、国保制度の基本的な在り方についての検討を国会の基本問題調査会に委嘱し、同調査会に設けられた専門委員会が調査審議を重ねた結論の報告である。

国保は健全な保険財政の維持と保険料負担の公平化を現在最も重要な問題としているが、本書には、「国民健康保険をめぐる環境条件の変動」という副題がつけられているように、調査審議は国保が当面に直面している問題を考慮しながら、これらの問題に正面から取り組むのではなく、経済的および社会的な変化の予測に基づいて行われている。すなわち、調査審議は今後 10 年間にけるこれらの変化によって国保が受ける影響を予測し、これに対する検討が加えられている。専門委員会は約 1 年にわたり豊富な資料を駆使して慎重に作業を進め、今後 10 年後における社会、経済の変化から画き出される国保の姿を想定し、その想定に対する検討を行い、国保関係者の論議に資する材料を摘出している。本書は判断を招き易い部分を一切避けるという慎重な基本的考え方から、将来の姿を簡明に画き出し、さらに、予想される国保に関する考察が簡単に加えられている。

II

本書は第 1 部「経済、社会の発展による国保をめぐる環境条件の変動」、第 2 部「調査結果を基とする若干の考察」、および大量の付属資料で構成され、本書の 4 分の 3 を占める付属資料は昭和 40 年と 50 年における都道府県別地域別被保険者数、地域名、および地域区分図を含んでいる。

第 1 部には調査資料およびその他の資料を用いて昭和 40 年と昭和 50 年における国保の環境の変動が述べられている。この第 1 部は第 1 章の「変動の予測」で、被保険者の数、年齢構成および世帯数の動向、被保険者の

産業（職業分布と将来の予測）、および被保険者世帯の所得を扱い、第 2 章の「変動の地域的観察」で、国保実態調査による地域区分と各地区の状況、地域の変動と変貌、および各地域の問題状況を述べている。すなわち、第 1 部は調査資料に基く国保の現状と将来の姿が示されており、この将来の姿として、被保険者は減少し、被保険者の年齢構成は高齢人口が多くなり、高齢化が進行する全人口のうち 60 歳以上の約 5 分の 3 が今後 10 年間国保で包摂される。国保の被保険者世帯は地域により増減の状況が異なるが、全体としては一時的に微増しても、その後減少に転じ、世帯人員は漸次減少する。また、現在、一般に国保の 1 人世帯は低所得であるが、この 1 人世帯が国保では特殊な存在となっている。被保険者世帯の動向では、産業別・職業別の分布は農林水産業の減少に対してその他の自営業者と被用者、とくに後者の増加が予想され、また無職に分類される者はいぜんとして残り、この無職は質が変化するものと考えられる。さらに、国保世帯の所得では、所得が漸次上昇するにもかかわらず、被用者は他の被用者健保の被保険者より若干低いし、また、農林水産業の所得も低い。さらに、農業所得では、農業生産性の上昇から都市と農村の所得較差は縮小するという国民生活審議会の楽観的な予測を引用し、この予測に基く限り、国保財政の収入は現在よりよくなるであろう。

第 2 部は国保の今後に対する予測から、今後の在り方や問題点が並べられており、国保は衰滅することなく存続するものとされ、その観点から考察が行われている。すなわち、存続を続ける国保では、経済、社会の発展の在り方から、国保はますます高齢人口を吸収することになるであろう。また、核家族化の急速な進行による世帯人員の減少から、被保険者の扶養家族を国保に移す構想は基盤を失い、他方、国保の被保険者数の減少から、国保が国民の基礎的医療保険であるという成立条件はなくなったとみるべきである。さらに、国保を扱う場合には、国保がそれぞれの地域で異なる特殊性をもっているので、全体を一括して総括するより、それぞれの特殊性に応じ

た捉え方をしなければならないし、経営主体では、人口減少地区では今後とも減少が続くが、しかし、これによって単純に都道府県経営主体論が導き出されるとするのは誤りである。昭和 30 年代では全国レベルで共通な問題を対象とすることができたのに、昭和 40 年代には各国保にそれぞれ地域レベルの多様な問題が現われるので、それらの問題に対して予見性と弾力性をもつ対応が必要である。

なお今後 10 年間の予測に対する考察では、昭和 40 年代には地域別に適用や拠出徴収、医療の供給などでそれぞれ多様な課題が生ずることが予想され、これらに対して、予見のかつ弾力的な態度で対応しなければならない。また、この 40 年代には、都市化の進行が過疎現象を激しくすると予想されているが、医療の需給関係では、現在医療の需要超過状態となっている。しかも、無医村地区の増大が予想されており、「保険あれども医療なし」という問題が大きくなる。したがって、国保は医療供給に対する対策を確立し、その実現が急務となっている。さらに、国保は適用対象から財政上保険として成立し難い宿命を背負っており、適用対象が現在の建前を維持する限り、慢性的な危機をはらんだ保険財政が継続し、かかる状態からの脱出は困難である。これを救済する一つの手段が国庫負担で、保険財政のかなりの部分を国庫負担に依存しなければ国保は改善も維持も困難である。現在激しい変化を続ける人口移動の状況から、今後の変動によって最も大きな変化を強いられるのは、激しい人口の流入を受け入れる大都市周辺と、人口の流出によって生ずる過疎的地域であるといえよう。すなわち、大都市圏に組み入れられる大都市周辺では、国保人口が増大し、これにともなって国保それ自身が困難な問題を内に含むことになる。

また、若年労働力が流出する過疎的地域では、国保がその本来の機能を発揮できなくなる。かかる事態の処理は市町村には期待し難いので、国や都道府県の当局者および国保関係者はかかる事態に対応する体制を整備すべきである。なお、経済、社会の変動により最も激しい影響を受けるのは、人口流入が続く大都市周辺と人口流出が続く過疎的地域であろう。

本書に示された以上の将来における国保の姿とそれに対する若干の考察は、今後の国保を検討する場合に、国保関係者はもとより、関係者以外の者にとっても興味深い材料を提供しており、その意味で、本書は貴重な資料といえることができる。

III

わが国の医療保険は職域保険と地域保険の二本建で実施されており、現在の仕組みでは、将来においても、職域保険に包摂されない人々がいぜんと存在し、これらの人々に対する地域保険の役割は重要である。したがって、国保が存続し、医療保険の検討は地域と職域両保険の併存を念頭にして論議されなければならないのは、本書の指摘するところである。しかし、両保険が併立して存在するとはいっても、医療の提供など若干の共通点を除けば、両者は全く同一のものではないのであって、両保険が異なる面をもつ点を考慮しながら医療保険を検討すべきで、国保では、地域保険としてもっているそれ自身の機能や目的などを十分に生かし、かつそれらの効果を高める方向を求めて検討がすすめられるべきである。簡明を旨とする本書には、職域保険が比較に引用されているが、国保が地域保険としていかなる役割のもとにいかなる形で、どのような機能と目的をもちながら存続するかについて、多少付言してあれば、大方の読者にとって本書はより有効であったらと思われる。なお、抜本改革試案でも地域保険は現行どおりとしているが、同試案においても、職域保険の老齢退職者の扱いは明示されていない。現行制度では、かれらはなんらかの雇用により他の職域保険に吸収されない限り、地域保険で包摂される仕組みとなっている。本書はかかる仕組みを現行制度の欠点としており、これを除去すべきであるとしている。事実、この仕組みは国保がこれらの老齢退職者を沈黙させるプールとなり、これが国保財政に負担をかけ、また被保険者も過去に約束されたより有利な制度を放棄せざるをえないことになっている。かかる事情はわが国の医療保険の仕組みに大きな原因があるのであるが、この仕組みを修正して現在の欠点を除去するのは、まことに至難な改革というべきであろう。本書でこの欠点を除く必要があるとだけ述べているが、これには多くの問題が含まれている。今回の調査審議では、この点は主たる目的でなかったの、この点には触れなかったのであろうか。なお、この点を検討するには、制度の仕組みのみならず、労働市場、雇用、労働条件など広範な部門を併せて考慮しなければならないであろう。

本書は零細企業の被用者が被保険者の中に占める比率は今後上昇すると予想しているが、現在の企業形態が続けば、本書の指摘するように、都市の国保被保険者にはかかる被用者が増加するであろう。しかし、かれらはいわゆる従業員 5 人未満の企業に雇用される労働者で、か

れらが職域保険から締め出されているのは不都合な扱い方であるという意見があり、抜本改革試案もかれらを職域保険に吸収すべきであるとしている。これらの人々に対する扱いは大きな問題で、国保にとっても、かれらが職域保険に移るのは、約5分の1に相当する被保険者が流出することになる。かれらの中には生産年齢人口が多く、また、定期的な保険料徴収の可能が期待されており、かれらの流出は国保にとって重大な影響をもっている。かれらの動向は予測し難いので、不明確な表現を避けるために本書ではかれらに対する考察が外されている。しかし、これは大方の読者にとってまことに興味深いところであり、読者はかれらの動向により国保が受ける予測に言及して貰いたかったと思うであろう。

また、本書では、経済、社会の発展の成果の一部を国保に寄与させるべきであると指摘している。アメリカでも、昨 1967 年の教書で大統領は貧困な人々にも繁栄からの配分を享受する機会を分かち与えるべきであるといった。これらはいずれも当を得た言葉で、本書の言葉は国保だけでなく、社会保障の他の分野でもいえることである。それにしても、わが国の医療保険および経済的・社会的諸条件のもとで、財政的に脆弱な国保では、さらに声を大にしてかかる主張をしなければならないであろう。

本書は国保の被保険者数が減少し、国保を国民の基本的医療保険とする根拠は薄くなったとしている。わが国の医療保険は職域保険を基礎として発達し、地域保険は職域保険に追従して発達してきたといえる。その点について表現の相違はとも角として、一部には国保が医療保険の給付で最低基準を示すものとなるという考え方が存在しているのではないだろうか。抜本改革試案の志向するものは各制度間における給付の平衡を含んでいるが、国保を最低基準とする考え方は職域と地域の両保険に較差の存在を認める立場を採っているといえよう。かかる考え方はわが国の医療保険の発達にとって好ましいものではない。したがって、国保が国民の基礎的医療保険ではなくなったということを指摘すると同時に、国保は最低基準を引受けるものでもないし、それに甘んじるものでもないことに言及すべきではないだろうか。

国保被保険者の産業別・職業別構成について、農林水産業が減少し、その他の自営業と被用者が増加するという予測が示されているが、この予測では、本書に示されるように、国保はその他の自営業者と被用者を中心とする医療保険となるであろう。ところで、前述したように、零細企業の被用者が国保から職域保険に流出すれば、国

保は主として農林水産業とその他の自営業に従事する者の医療保険となる。これら農林水産業とその他の自営業では、それぞれのもつ経済的および社会的諸条件から、必ずしも利害が一致しないものである。したがって、国保ではかかる利害の不一致を考慮し、制度の発達を検討しなければならないであろう。わが国の地域保険の在り方から、この場合には両者の利益をそれぞれ守ることもさることながら、むしろ、利害の不一致を最少限に食い止めることが重要であろう。地域毎に生ずる特殊な課題と同時に、かかる産業別に生ずる問題も無視できないのではないだろうか。

経営主体については、抜本改革試案は小集団方式を採用し、地域保険は現行通り市町村と組合で実施するとしており、また、広域をカバーする大集団方式の効用を主張する意見もみられる。これら小集団と大集団についていずれがすぐれているかという点では、本書が指摘しているように即断を許されないものがある。これらの優劣はともかくとして、要するに、これらの論議の中心は給付と財政の問題で、いかにしてよりよい給付をよりよい健全な財政で実現し、維持するかということである。国保では、単に経営主体の規模のみならず、運営方法や給付および財源調達、およびその他の諸条件を併せて経営主体が検討されるべきで、被保険者の減少だけで簡単に経営主体の規模を論ずべきではないであろう。本書に適正規模が示されていないが、そもそも適正規模なるものは各地区の諸条件で異なるので、本書に示されなかったのは、またそれなりの理由があったのであろう。

考察の後段では、昭和 40 年代に生ずる変化の見通しと、これに対処する対策が示されているが、今後医療供給、適用や保険料徴収の事務処理、保険財政などの面に、従来では処理し切れない問題が生ずるとして、本書は警鐘を乱打し、国保に危機の近づいていることを告げている。指摘された点が今後予想される問題点のすべてではないと思われるが、とくに、国保関係者および政府当局は警告に耳を傾けるべきであろう。なお、対策には、国保だけで処理し得ない他の分野にわたる大きな問題も含まれており、実態調査の報告を主たる内容とする本書では、対策について十分に言及し得なかったのではないだろうか。

IV

本書は前述したように、調査資料およびその他の資料を用いて、今から 10 年後における国保の姿を描き出し、予想される問題点を素描し、対策を考える方向を示して

いる。国保の将来の問題を考える場合に、本書は利用するに足る貴重な資料といえる。とくに、第1部の「経済、社会発展による国保をめぐる環境条件の変動」は、10年後における被保険者の数や世帯および世帯人員、産業別・職業別動向、所得など被保険者に関する動向、また地域別の変動など豊富な付属資料が付けられており、読者にはこれらの付属資料がきわめて便利である。調査およびその処理について異論をもつ人々もいるかも知れないが、それはとも角として、第1部に示されるところは今後の論議に資するところ大であろう。

また、第2部は調査結果に基く若干の考察で、この考察には執筆者の私見が織込まれている。執筆では「予断を招き易いことは一切避ける」という基本的態度が採られ、この考察は10項目を挙げて、それぞれを簡明に付言している。これらの項目の選定や付言の内容については、読者によりそれぞれの意見があるであろう。それはもとより当然なことで、要するに、この第2部には、国保存続の立場から、今日国保が当面する問題を克服し、より発達させる方向を求めて考察が行われており、とくに、今後の医療供給と財政に対して危機の訪れを強く警告している。

今から10年後の姿をみつめて考察を行うに当たり、よ

り多くの問題が見出され、その対策が考えられたことであろう。本書にはその一部が示されているような気がするの、一人筆者だけではないであろう。一読して、さらにより多くのものが欲しかったと思われる。ということは、本書が余りにも簡明すぎ、余りにもさらりと書き流してあるということではない。少しでもより多くのものを知りたいという貪欲は大方の読者に共通の態度で、筆者もその例にならうものである。たとえば、本書では、国保財政の見通しでは、現行の適用方式を維持する限り、慢性的な危機状態が続くものとし、これが国保の宿命でもあろうかと悲観的な表現が用いられている。事実、制度の仕組みからして、国保ではかかる慢性的な危機が宿命であるとしても、この表現に止めることなく歩みをさらに一歩進めることはできないのであろうか。なお、財政に関連して、さらに遠い国保の将来を考えると、現在の国保と国年の両者間に存在する断ち切られた断層は、今後もおなんならの変化をみせないものであろうか。国保を語るとき、国年が一言も現われないという両者の現行制度の在り方が、何か心の隅に引っかかるものを感じるのは筆者だけであらうか。

(平石長久 社会保障研究所員)

OECD 編

『低所得層とその諸問題に対する方策』

OECD(ed.), *Low Income Groups and Methods of Dealing with their Problems, Papers for a Trade Union Seminar, Supplement to the Report*

Paris, OECD, Manpower and Social Affairs Directorate, Social Affairs Division, 1966, pp. 286

わが国において低所得層が問題としてはじめて取上げられたのは、昭和30年をいささか遡る時期であった。戦後わが国社会保障制度が体系化していくにつれ、その制度の網の目からもれて存在する膨大な低所得層の存在について、むしろボーダー・ライン階層として問題とされたのであった。

それは、ボーダー・ライン階層という言葉がしめすとおり、生活保護とスレスレの境界線付近にある階層の問題であり、端的に言えば公的扶助の大宗である生活保護の問題であった。権利としての無差別平等という新しい感覚のうえに立ち近代的に完璧であるかに考えられた新

生活保護法を実施してみると、一方には生活保護費については社会保障費の激増をきたし、他方にはその激増をもってしても解決しえない、被保護者の生活水準と大差のない水準である低所得層の膨大な存在が、問題となったのであった。

National Minimum ともいふべき国民最低限の生活水準が確立していなかったわが国においては、たとえ勤労者自身が正常に稼働したとしても、最低生活水準を維持できない場合が数多く存在していたのであった。

今さらのように低所得層の数の膨大さに驚いた問題意識は、最初にはこれを社会保障体系の不整備、生活保護

の漏給などという観点から取上げ、やがて社会保障の枠をこえ、わが国社会構造の問題へと発展していった。

しかも低所得層問題は、昭和 30 年代前半の安定成長期における所得格差の拡大から、世間普通の生活構造をもちながら貧困にあるという新しい見えない第 2 の貧困を生み、さらにその後半の高度成長期に入って、経済変動の招来する生活のアンバランスによる第 3 の貧困を生み出していき、これら各種の貧困が重層的に存在して、わが国低所得層問題となっているのであった。

これら低所得層に対する方策としては、第 1 には昭和 30 年代に入って国民皆保険・皆年金の制度が進められ、社会福祉、公衆衛生の諸施策も充足するという、国民全階層を対象とする体系的な社会保障施策の整備があり、第 2 にはこのような一般的施策をもってしては解決しえない不安定収入階層に対するきめこまかい社会福祉施策の実施があった。

30 年代後半に入ると、無拠出の福祉年金、児童扶養手当、老人福祉、母子福祉などの要保護者に対する施策が強化されていったのであるが、併せて、従来の狭い社会福祉依存から脱け出した中小企業、農業の近代化というような根本的な幅広い施策の実施と同時に、社会福祉そのものも伝統的な手法以外の工夫を必要とすることになってきた。ここに社会開発の必要性が叫ばれ、経済の動態に即しながら、教育や公衆衛生までの広範な問題を、各地域住民の立場から、総合的に把握し、これによって行動すべきであるという考え方が生れるにいたった。

低所得層問題について海外諸国ではどのように取上げているかは、上述のような視点にたつてかねてから問題としていたところであった。たまたま Stanford 大学客員教授平恒次氏が『季刊社会保障研究』3 巻 1 号に寄せられた学会通信のなかで、1965 年 9 月 OECD 主催の低所得者問題に関する専門家会議に出席したことに触れておられたので、その詳細について期待をもっていたのであった。その詳細が本書によってわかる。

I

OECD では、国際的な労働組合セミナー、経営管理セミナーなどを毎年開催している。そのテーマをみると、63 年には人的資源政策とか経済および社会計画などがあり、労資双方を通じて人的資源の確保と開発とに努力していることがわかる。

本書は平氏のいわれる 1965 年の労働組合セミナーに用いた報告を、本報告とは別に補編として編集したもの(謄写刷)である。別に刊行される本報告には報告の抜

萃と報告者間の討論を掲げるとのことであるから、資料集という意味からは本書の方が役立つともいってよい。

本書の前半は国別の報告であり、後半は問題別の報告である。前半において、経済発展を異にするそれぞれの代表国と考えられる 7 国を、後半においては観点をかえて貧困原因と考えられる 4 個のテーマを取扱っている。

本稿が取上げるのは主として前半の国別報告の部分であるが、まず全編にわたって執筆者名を掲げておこう。

ノルウェー Professor Vilhelm Aubert (University of Oslo)

イギリス Professor Brian Abel-Smith (London School of Economics and Political Science)

フランス Lecturer Maurice Padori (Faculty of Law and Economics Aix-en-Provence)

アメリカ Professor Oscar Ornati (New School of Social Research, New York, Chief, Economic Development, Office of Economic Opportunity, Washington, D. C.)

(別にアメリカについては、Professor Eveline M. Burns, Columbia University と Solomon Barkin, Head, Social Affairs Division, Manpower and Social Affairs Directorate, OECD との 2 報告が掲げられている。さらに掲載しなかった 5 個の論文名が掲げられている。)

日本 平恒次氏 (Associate Professor, Stanford University)

イタリア Professor Luigi Frey (Universita Cattolica del S. Cuore)

なおカナダが掲げられているが、論文ではなく労働組合連合の総会における年次報告であるので、本稿でも取扱わない。

老齡者 Mr. Paul Paillat (National Institute of Demographic Studies, France)

母子世帯 Dr. Heinen Treinen and Professor Erwin K. Scheuch (University of Cologne)

低賃金稼働者 Dr. Alan Little (London School of Economics and Political Science)

沈黙的貧困者 Dr. Lloyd, E. Ohlin (Director, Research Center, Columbia University)

国別報告についてその記述内容を統一するために、事務局はつぎのような基準によって記述することを要望しており、したがって一応の統一性が確保されているといってよい。

(1) まず低所得層の規模、範囲、特性などについて、

実態資料をも含めての限定。

- (2) つぎに低所得層をめぐる特定の経済・社会・文化的環境。
- (3) さらに一般社会および関係の各種機関・団体による低所得層に対する関心と諸問題。とくに労働組合の態度と行動とに力点を置いて。
- (4) 各種問題に対処している現行方策と提案されるべき方策。とくに労働組合の特殊な役割に注目して。
- (5) 現在の事態および国家において展開されている政策、将来のその必要性などに対する批判的評価。

II

国別報告のなかから、各国において低所得層がそれぞれどのような問題として取上げられているのか、OECD事務当局が意図したように、各国の段階が異なるにたがって、その問題なり取上げ方なりが異なっているのであろうかなどをみてみよう。

1. 低所得層の定義とそのとらえ方 貧困についての最もくわしい定義づけは、アメリカにおいて3種の貧困に分類して、なされている。

第1の貧困は、本世紀早々から認められたものであるが、疾病、産業災害、寡婦、低賃金、失業、移民による労働力過剰、アルコール中毒、貧弱な住宅などによる。それは必ずしもその個人の過誤のみによるものではないことと、労働時間の制限、最低賃金制、児童労働の禁止、借家に関する立法、産業災害の補償など一連の社会改革運動によって、個人ではなく社会のみが対処しうることが知られた。同時に反面には、工業化と社会組織の変化によってもたらされるこの貧困は、その変化する環境に個人を適応させえないという個人の現象でもあることが認められた。

第2の貧困もまた個人の現象として認識された。産業組織の発展とライフ・サイクルの変転とから当然発生すべき必要悪的な犠牲者である。この見地に立って非常に多くの社会保障法制が設定された。老齢保険、失業補償、児童救済、身体障害者保険、そして近くは医療保険などである。労働市場あるいは世帯は、予言しうる正確さをもって収入源を失うはずであるから、国家の社会保険制度は、非稼働期間を稼働期間と同様にその収入を再分配し調整しなければならない。

第3の貧困はむしろ集合的貧困としてとらえられる。大不況期は失業を貧困と同義語とした。1930~40年代の大部分を通じて、貧困は経済不況の治療薬であると考

えられ、46年の雇用法の制定をもって完全雇用政策をとるようになり、やがて「ゆたかな社会」へと移っていった。

以上のアメリカの把握に対して他の諸国はこれほど明確なとらえ方をしてはいない。もっともわが国には中鉢教授その他の諸研究がある。それにしても、アメリカにおいても、他の諸国においても、若干のニュアンスの差はあるにしても、最低生存費とか最低生活費とかをもって低所得層を判別しようとしている点では一致している。しかもその最低生存費なり最低生活費なりを明確に数量化することには成功していないといつてよい。そこでイギリスだけは国民扶助基準（概して実額を給付される家賃を加えて）を尺度として、その140%以下のものを低所得世帯としている。その他の諸国は、一定の年間収入を基準としている。

アメリカでは年収2,500ドル以下を最低生存需要、3,500ドルを妥当な最低生活需要、5,500ドルをゆ楽な最低生活需要とし、1960年センサス結果については、年収3,000ドルおよび別個の低経済水準、あるいは500ドル、2,000ドル、2,500ドル、4,500ドル、5,500ドルなどという尺度で世帯の貧困原因の追究を行っている。

ノルウェーでは1958年の低所得税納入者調査を出発点としているが、まず納税者自身が年収6,000クローネ（900米ドル弱）である者にかぎり、さらにその属する世帯の収入が8,000クローネ以下であるものに限定している。もっともこれでは郡部の農家世帯のかなりの部分も入ってしまうので、そのことをも考慮にいれている。フランスは各種収入調査に対して年収4,000新フラン（約800米ドル）で、イタリアでは金額の明示はないが最低生存費で限っている。

2. 低所得層の量的推計と貧困原因 以上の方法により推計された低所得層はつぎのとおりである。

ノルウェーではそれに含まれた農家などを勘案して、1958年に所得税納入者のほぼ6%と推定している（ただし非納税者については問題としていない）。イギリスでは1960年に扶助基準の140%で限った貧困世帯は18%（人員にして14.2%）としている。ただし扶助基準の100%以下は世帯で4.7%（人員で3.8%）にすぎない。

アメリカでは、妥当な貧困水準では、1947年に人口の27.5%、60年26%であって両年次にあまり差が認められないのであるが、最低生存水準では、47年15%

から 60 年 11% に減少したとしている。

このような諸国に対して、フランスでは 1963 年に就労者約 1,000 万に対して年収 4,000 新フラン（約 800 米ドル）以下の者約 250 万すなわち 4 分の 1 に上るとし、イタリアでも極貧 distress と貧困 poverty とを加えて全国世帯の約 4 分の 1 としている。フランス、イタリア両国においては、貧困把握の仕方がその他の国のように厳密ではなく、また数量としても相当の多きに上っている。

ちなみにわが国についていえば、平恒次氏は、このフランス、イタリア両国に近く、生活扶助基準による第 1 次貧困は、昭和 37 年に全人口の約 6%、500 万人であるが、収支均等を維持し得ない赤字世帯は、大ざっぱではあるが全世帯の約 60% と推計されている。このようにみると、わが国の低所得層のあり方はフランス、イタリア両国に近いが、あるいはそれよりももっと甚だしいとみてよいようである。

つぎに貧困原因についてみよう。

ノルウェーでは(1)郡部の所々にポケット地帯として存する経済低開発地域、(2)失業者、(3)高齢者、(4)未婚の母子および單身女子、(5)慢性疾患および身体障害者、(6)異民族、(7)異常者、を挙げている。しかもこれらは 2 群に分けることができ、第 1 群は経済的な地域開発またはその可能でない地域では移住によって解決しうるものであり、第 2 群は自恣的な動機による者で、このうちの好ましくない船員、アルコール中毒者、一部の犯罪者などは、むしろ従来は処罰主義にしたがってきたものである。もっとも最近では救済と処罰との限界が漸次不明確になってきてはいるが。

アメリカも非稼働者、女子、高齢者などのほかに、(1)黒人、(2)郡部農家世帯、(3)多人数で世帯主若年の世帯などを取上げ、しかもその原因の単一ではなく重層化していることを挙げている。イギリスの調査は、個々の世帯ごとにその家計に尺度をあてはめる厳密な調査であったわけであるが、その調査された貧困世帯について、含まれる児童の数、稼得収入と社会保障収入との関係、地域差などを解析している。

これらの諸国に対して、一般に考えられる貧困原因のほかにフランスは北アフリカからの避難民や外国人労働者を、イタリアはとくに南部地方の失業者および不規則的・臨時的・季節的就業者（とくに農業において）を指摘し、ともにことさらに経済発展による雇用政策の促進を念頭においた把握の仕方をしている。

3. 低所得階層に対する方策 ノルウェーにおいては局部的に残された貧困といってよいのであるが、これに対する方策として、内部よりの自立的政治活動と外部よりの社会政策とを挙げている。内部よりの活動としては、たとえば中産階級の代表者としての労働組合などが、直接の経済援助や機能回復、地域開発などを行うことであり、外部からの政策としては、新しい職能訓練などを行って自ら経済自立を可能とするような意欲を起させることであるとしている。

やはりすでに社会保障制度として一応の完成をみているといってよいイギリスにおいては、むしろ現行制度の大改革が期待されており、Lord Beveridge 歿後 1 ヶ月を経ないうちに、政府の社会保障に関する新総合政策が提案されている。それは貧困の存在に対して新たな認識をもって、貧困問題は本質的には社会保障改革の問題であるとして取上げ、国民保険における拠出や給付を均一制から賃金比例制にきりかえ、国民扶助を廃止して国民保険の例外給付とし、児童手当を大幅に増額し、負の所得税を設けるなどの改革案を出している。

アメリカにおいても、基本的には投資によって産業を開発し雇用を増大するにしくはないとしながらも、従来この国の福祉政策と給付とは、決して最低貧困層にまで及んではいなかったことを明らかにしている。社会保障給付は、中産階級のゆたかな層である被用者に対し、稼働に関連して給付されており、その結果、下層の貧困者に対する扶助などは、扶助に依存する割合が高いままつついてきており、このことは住宅、教育や他の福祉計画についても同様である。今やこれらの諸点が改正されるべきであるとの動きが出てきている。

以上に対して、いわゆる大陸型、応能型として、勤労者中心、社会保険中心の社会保障施策である色彩の強かった、したがって National Minimum 的な考え方の比較的弱かったフランス、イタリアでは多少異なっているとよい。

フランスにおいては、一般社会政策と低所得層に対する特定政策とに分けて、一般の所得増加対策としては、最低賃金制、外国人や郡部からの移住者など特定層を含む経済開発計画であり、特定政策としては社会扶助などである。労働組合や関係団体などの低所得層に対する関心も決して低くはなく、ことに労働組合の所得政策、社会保障政策、特定問題に対する熱意も強いといわれているが、労働者中心であることは否めないようである。

イタリアにおいても、完全雇用政策、社会保険制度の整備、特定の扶助の強化などが基本的には挙げられてい

る。60年代初頭の経済開発による「イタリアの経済奇蹟」がはじまり、未開発地方における貧困の存在は減少しながらも、一方には急激な経済変動による新たな貧困を発生せしめている。政府は65～69年の5ヵ年計画によって産業構造の改変と併せて総合的社会保障制度の樹立をねらっている。これに対してやはり中産階級を主体とする労働組合の役割は、能動的ではなく諮問に応えるという立場を守っているようである。

III

低所得層の驚異すべき膨大な存在は、本書の海外諸国の報告にみられるとおり、単にわが国だけの問題ではなく、国際的にひろく取上げられ、その諸問題の解決に努力が払われている。

しかし同じく膨大な存在とはいいながら、国によってその存在の仕方がかなり異っていることも明らかになったところである。わが国のあり方も、フランス、イタリアなどの大陸型に近い、労働者を中心とする低所得層であり、それら諸国が経済開発を中心としてその解決をはかっている点では、わが国においても同様であるといえよう。ただし注意すべきは、それらの国では労働組合をも含めて、経済発展と社会福祉の発達とは併行するという考え方に徹していることであり、わが国のような、ともすれば経済と社会とが背反するという惧れのないことである。経済発展による低所得層問題の解決という場合に、注意すべき点といってよいであろう。

つぎにイギリスが扶助基準を尺度として低所得層を明らかにした点では、わが国の生活保護基準による把握の方法とはかなり似かよっているが、量なり質なりの相違は実に大きいことを銘記しておかねばならない。最低賃金制の確立しているイギリスの扶助基準は、まがりなりにも最低生活水準といえるものであり、これに反して、わが国における生活保護基準は最低賃金の裏付けもなくそれだけに低いものである。それにしてもイギリスにおいては60年に扶助基準以下は人口の3.8%であり、わが国においては、低消費水準世帯として生活保

護水準にある世帯の人口が昭和30年前後には10%、1,000万(37年には平氏のいわれるとおり5.5%、500万)に上っていたわけである。したがってイギリス、ノルウェーなどの貧困世帯の量とわが国のそれとは到底比較にならないといってよい。この点では、わが国における昭和30年前後の低所得層に対する事新しい認識についての意味を忘れるべきではなく、たとえ低消費水準世帯そのものが減少したからといって、低所得層問題が解決したとみなすわけにはいかない。したがって把握方法そのものは今後もつづけてイギリス方式をも参考に資するべきであろうが、低所得層の存在の仕方についてはイギリス、ノルウェーと次元の異っていることに注目しなければならない。

このように考えてくると、当初生活保護の問題として出発したわが国の低所得層問題について、ここで生活保護との関係をひとまずたち切って、最低生存なり最低生活なりの面から改めて低所得世帯を把握し、その貧困原因の解明と対策の樹立とに努めるといういわば本来の常道に立返って立向うべきであろう。従来、生活保護との境界に拘泥しそれに引きずられる余り、低所得層問題について一つの偏りをもっていたのではないかともいえるようである。

しかも一方、権利としての無差別平等を強調するの余り、生活保護基準そのものの画一性を固執し、その条件の成熟していないまでの最低生活費をきめ、その機械的な全国適用という弊を生じたことも否めない。生活保護の、国民各階層の生活実態に即した柔軟性のある運用を困難ならしめた事情がここに認められ、そのために生活保護法の組立て自体がその可否を問われ、一方では生活保護の非現実性に対する不信感が問題とされ、生活保護基準の引上げが叫ばれ、反対に他方ではその引下げの要請が生ずるにいたったとみてよい。このようにみてくると、低所得問題は逆にわが国生活保護法改善のよすがともなう一面をもっているといえてよいであろう。

(小沼 正 社会保障研究所員)

社 会 保 障 統 計

この「社会保障統計」欄をよむ上に：

1. 社会保障の概念規定については、まだ十分な結論がなされていない。従来の「社会保障」の概念にとらわれることなく、もう少し広く「社会開発」的視点から資料の収集をはかることにしている。
2. 毎会計年度ごとに刊行される 1～4 号の 4 冊によって、一つの体系的概観が可能であるように、諸統計の配置を考慮してあるうえに、その号かぎりの特殊表をも付加する建前をとっている。
3. 本欄の構成は主要資料の図示、国際比較および国内関連資料の収録の 3 区分を原則とし、可能な限り最新の数字を入れ替えることとしている。
4. 本号は Vol. 3 の最終号であるので、前号までに収録できなかった社会保障に関する統計資料以外に、広く社会保障に関連すると思われるものの中から、労働および教育関係の資料を選んで収録してみた。すなわち、医療関係者数、労働時間、賃金、失業、教師、生徒数について国際比較を行い、国内資料については、失業保険、労災保険、共済組合、社会福祉のほか、労働力人口、雇用指数等の労働関係、学校数および在学者数、教員数等の教育関係の諸資料を掲載している。
5. 各統計表中に使用している記号は、つぎのような場合に用いてある。

計数のない場合	—
計数不明の場合	...
統計項目のあり得ない場合	.
数値が微小 (0.05 未満) の場合	0.0
使用した計数の年次等が異なる場合	*

(曾 原 利 満, 大 本 圭 野)

目 次

図 表

- 図 1 各国の社会保障収入の財源別構成割合……………110
- 図 2 わが国の第 1 次・第 2 次・第 3 次産業別学卒就職者数の割合……………110

国際比較

- 表 1 各国の医療関係者数……………111
- 表 2 各国における主要産業の過当労働時間と稼得賃金……………112
- 表 3 各国の失業者数および百分率……………113
- 表 4 各国の教師、生徒数……………114

国内資料

- 失業保険、労災保険
- 表 5 失業保険の概況……………116
- 表 6 労働者災害補償保険の概況……………117

共済組合

- 表 7 各種共済組合の概況……………118

社会福祉

- 表 8 児童福祉の概況……………119
- 表 9 児童福祉施設措置費等……………119
- 表 10 児童扶養手当受給世帯数……………119
- 表 11 刑法犯罪少年検挙人員および触法少年数と構成割合……………120
- 表 12 少年事件……………120
- 表 13 母子福祉資金の貸付……………121
- 表 14 精神薄弱者福祉の概況……………121
- 表 15 身体障害者福祉の概況……………121
- 表 16 身体障害者手帳交付台帳登載数……………122
- 表 17 補装具給付状況……………122
- 表 18 身体障害児童の補装具交付・修理……………123
- 表 19 老人福祉法による措置……………123
- 表 20 婦人相談所、婦人相談員の受付……………124
- 表 21 婦人相談所、婦人相談員の処理……………124

労働

- 表 22 労働力人口の推移……………125
- 表 23 産業別雇用指数の推移……………125
- 表 24 産業別常用労働者の 1 人平均月間出勤日数および実労働時間数の推移……………126
- 表 25 産業別常用労働者賃金指数……………126
- 表 26 製造業規模別賃金格差および上昇率の推移……………127
- 表 27 産業別労働災害率の推移……………127

教育

- 表 28 学校数および在学者数の推移……………128
- 表 29 教員数の推移……………128
- 表 30 就学率および進学率の推移……………129
- 表 31 進路別卒業生数の推移……………129
- 表 32 第 1 次・第 2 次・第 3 次産業別学卒就職者数の推移……………130

国 際 比 較

Vol. 3, No. 1 目 次

図 1	わが国の年齢階級別人口の推移	96
図 2	地域別にみた非農林業有業者の全有業者 中に占める割合の推移	96
図 3	農林・非農林業別にみた従業上の地位別 有業者構成比の推移	96
表 1	地域別推計人口	97
表 2	地域別にみた年齢 3 区分別推計人口構成比	98
表 3	国民所得に占める社会保障費の割合	99
表 4	社会保障費の主要項目構成比	100

Vol. 3, No. 2 目 次

図 1	諸外国の乳児死亡率の推移	90
図 2	都道府県別人口増加率	90
表 1	各国の人口動態指標	91
表 2	各国の乳児死亡率の年次推移	92
表 3	各国の死因（簡単分類）別死亡率	93
表 4	各国の 1 人 1 日当り栄養摂取量の年次推移	94

Vol. 3, No. 3 目 次

図 1	社会保障給付費の対国民所得比	95
図 2	各国の社会保障給付の制度別構成割合	95
表 1	各国の産業別国内総生産	96
表 2	各国の国家財政と国民所得	97
表 3	各国の個人消費支出	98
表 4	各国の産業別就業者数	99

国 内 資 料

Vol. 3, No. 1 目 次

人口および有業者数

表 5	年齢 3 区分別推計人口	102
表 6	普通世帯・準世帯別にみた推計世帯数	102
表 7-1	地域別にみた産業大分類別有業者数と その構成比	103
表 7-2	地域別にみた産業大分類別有業者数と その構成比	103
表 8-1	地域別にみた農・非農および従業上の 地位別有業者数とその構成比	104
表 8-2	地域別にみた農・非農および従業上の 地位別有業者数とその構成比	104

社会保障費

表 9	社会保障関係総費用の年次推移	105
表 10	社会保障関係国庫負担の年次推移	105

生活保護、社会福祉施設

表 11	生活保護法による保護状況の年次推移	106
表 12	都道府県別にみた生活保護法による保護費	107
表 13	社会福祉施設数および在所者数	108

世帯所得分布

表 14	勤労者世帯・個人営業世帯別にみた年間 収入階級別世帯分布	109
表 15	市町村階級別にみた現金実収入階級別世 帯分布	109
表 16	経営耕地規模別にみた農家所得階級別農	

家戸数分布	110
-------	-----

表 17	世帯類型（高齢、母子、その他）別に みた所得階級別世帯分布	110
------	----------------------------------	-----

表 18	世帯主の就業・不就業状態、従業上の地 位別にみた収入階級別世帯分布	111
------	--------------------------------------	-----

一般世帯と被保護世帯の消費支出

表 19	東京都（区部）における実収入 5 分位階級別 一般世帯と被保護世帯の支出	111
------	---	-----

低消費水準世帯

表 20	低消費水準世帯数および世帯人員の年次 推移	112
------	--------------------------	-----

Vol. 3, No. 2 目 次

予 算

表 5	国の予算における社会保障関係費	95
表 6	保健衛生費の推移	95

患者数・病床数

表 7	傷病大分類の患者数（全国推計）	96
表 8	生徒の疾病異常被害率	96
表 9	傷病大分類、年齢階級別にみた全施設の 全国推計患者数	97
表 10	結核患者数および人口対率	97
表 11	結核病床数と病床利用率の推移	97
表 12	精神障害者数・有病率・百分率	98
表 13	精神病床数と病床利用率の年次推移	98
表 14	伝染病・食中毒の患者数およびり患率	98
表 15	都道府県別にみた病床種別病院病床数	99

人口動態

表 16	人口動態指標の推移	100
表 17	主要死因の年齢階級別死亡率性比	101
表 18	自然一人工死産数と死産率の年次推移	101

保 健 所

表 19	保健所職員定数・現員および充足率	102
表 20	保健所のおもな活動状況	102
表 21	都道府県別にみた型別保健所数および 1 保健所当り人口と面積	103

栄養・休位

表 22	支出階層別にみた農家および非農家の栄 養摂取量	104
表 23	主要年齢における身長・体重・胸囲の推移	104

上下水道・清掃

表 24	給水人口と普及率	105
表 25	し尿処理施設・ごみ処理施設および下水 道終末処理施設整備状況の推移	105

住 宅

表 26	住宅数および 1 戸当り居住室数等の推移	106
表 27	利用関係別にみた着工新設住宅数の推移	106

都市公園

表 28	都道府県別にみた都市公園の現状	107
------	-----------------	-----

Vol. 3, No. 3 目 次

振替所得

表 5	振替所得の推移	100
-----	---------	-----

社会保障給付費

表 6	社会保障給付費の推移	100
	(1)総括表 (2)医療保険 (3)年金保険	
	(4)失業保険および労災保険 (5)生活保護	
	(6)児童福祉その他社会福祉 (7)保健衛生	
	(8)恩給 (9)戦後処理	

国民総医療費

表 7	国民総医療費の推移	104
-----	-----------	-----

医療保険

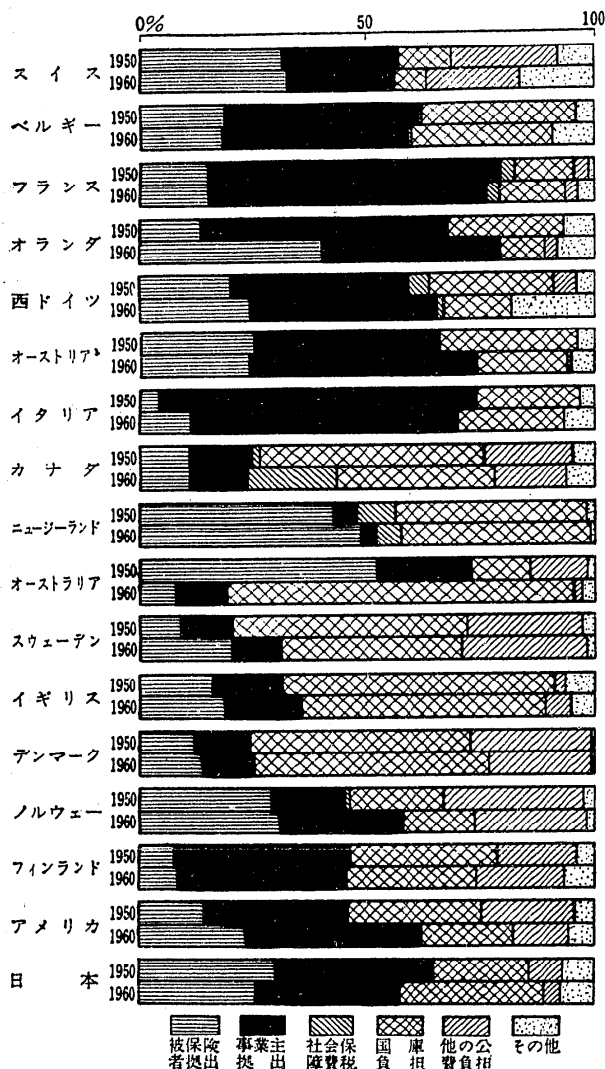
表 8	政府管掌健康保険の推移	105
表 9	組合管掌健康保険の推移	105
表 10	日雇労働者健康保険の推移	106
表 11	国民健康保険の推移	106

表 11	船員保険の推移	106
表 13	主要制度別にみた医療保険給付の諸率 (昭和 30 年)	108
表 14	主要制度別にみた医療保険給付の諸率 (昭和 40 年)	109
表 15	政管健保標準報酬等級別 1,000 人当り件数 および保険料に対する診療費の割合	110

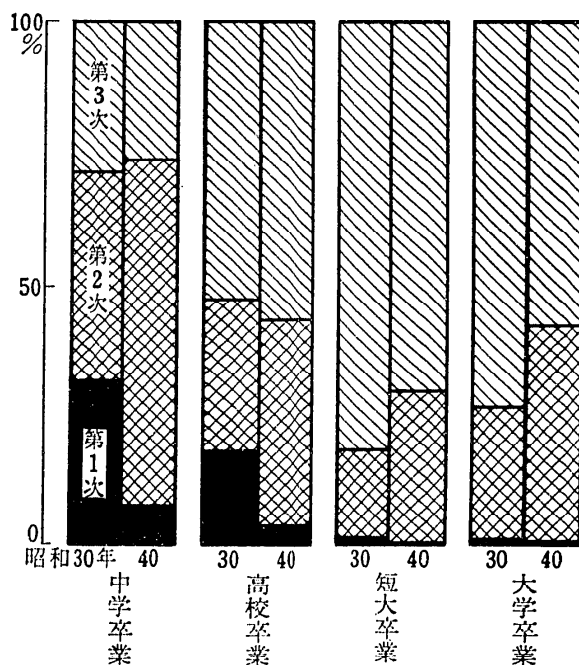
年金保険

表 16	厚生年金の推移	111
表 17	国民年金の推移	112
表 18	財政投融资資金計画(使途別分類)	113
表 19	厚生年金保険還元融資, 国民年金特別 融資資金枠の推移	113

図 1 各国の社会保障収入の財源別構成割合



注 ベルギー、オーストリアの国庫負担は他の公費負担を含む。
資料 ILO, *The Cost of Social Security*.

図 2 わが国の第1次・第2次・第3次産業別
学卒就職者数の割合

資料 文部省「日本の教育統計」.

国際比較

表 1 各国の医療関係者数

(単位 人)

	年 次	医 師 数	歯科医師数	助産婦数	薬剤師数	医師1人当 り住民数
ヨーロッパ						
スウェーデン	1963	7,940	5,600	1,780	2,470	960
ノルウェー	1963	4,408	2,618	936	1,266	830
フィンランド	1964	3,384	2,141	2,213	3,704	1,350
デンマーク	1963	6,185	2,681	632	1,700	760
オーストリア	1964	12,783 ¹⁾	2,247 ¹⁾	1,467	2,294	560
スイス	1964	8,578	2,312	1,688	1,545	680
イギリス (イングランド、ウェールズ)	1964	57,000	11,300	12,123	...	830
西ドイツ	1964	79,316	30,321	8,375	16,130	700
フランス	1964	53,000 ¹⁾	17,295 ¹⁾	8,307	21,937	910
イタリア	1961	81,200 ¹⁾	—	16,000	30,500	610
スペイン	1963	37,743	2,916	4,681	12,496	820
ポルトガル	1964	7,561 ¹⁾	95 ¹⁾	1,181	2,334	1,200
ユーゴスラビア	1965	16,343	3,544	4,431	3,310	1,190
北アメリカ州						
カナダ	1963	21,000	5,997	—	8,322	900
アメリカ合衆国	1963	272,502 ²⁾	105,549	—	117,400	700
メキシコ	1961	20,590 ³⁾	2,180	2,690	3,400	1,810
南アメリカ州						
ブラジル	1961	20,167 ¹⁾	...	...	...	3,620
コロンビア	1963	7,453	3,400	...	1,213	2,270
アルゼンチン	1962	31,831	11,584	7,092	...	670
アジア州						
日本	1963	103,799	33,481	46,174	64,915	920
インド	1962	77,780	6,089	46,232	58,172	5,780
フィリピン	1964	22,503	10,625	12,532	18,813	1,390
台湾	1964	4,983	816	2,156	1,110	2,420
タイ	1963	3,815	335	7,692	1,108	7,560
イラン	1964	7,090 ³⁾	1,291	590 ¹⁾	2,282	3,220
アフリカ州						
アラブ連合	1964	12,120	1,193	6,804	3,614	2,380
大洋州						
オーストラリア	1964	15,060	4,296	...	10,654	740
ニュージーランド	1964	3,873	825	856	1,990	670
ソ連	1964	467,400	64,700	243,300	...	490

注 1) 口腔外科および歯科の専門医である医学博士は医師に含まれる。

2) 整骨医も含む。

3) 政府公衆衛生機関の従事者のみ。

資料 UN, Statistical Yearbook, 1966.

表 2 各国における主要産業の週当り労働時間と稼得賃金

	年度	非 農 業		製 造 業		鉱業および採石業		建 設 業	
		労働時間 (週当り)	労働賃金 (週 当 り)	労働時間 (週当り)	労働賃金 (週 当 り)	労働時間 (週当り)	労働賃金 (週 当 り)	労働時間 (週当り)	労働賃金 (週当り)
ヨーロッパ									
スウェーデン	1963	...	...	163(月)	7.29(時間) クローネ	...	9.58(時間) クローネ	...	...
ノルウェー	1965	...	...	男38.3 女34.0	男9.17 女6.58(時間) クローネ	36.7	10.13(時間) クローネ	...	12.19(時間) クローネ
フィンランド	1965	...	...	...	3.19(時間) マルカ	44.2	3.76(時間) マルカ	...	4.21(時間) マルカ
デンマーク	1965	...	985 オーレ	...	923(時間) オーレ	...	...	...	...
スイス	1965	...	5.01(時間) フラン	44.9	男4.93(時間) 女3.10(時間) フラン	...	5.29(時間) フラン	47.1	5.43(時間) フラン
イギリス	1965	男47.0 女38.7	男391 ^s 9 ^d 女191 ^s 11 ^d マルク	男46.1 女38.6	男403 ^s 3 ^d 女191 ^s 11 ^d マルク	50.8	7 ^s 6 ^d (時間) (石炭を除く) マルク	49.8	395 ^s 4 ^d マルク
西ドイツ	1964	44.1	189 フラン	43.6	162.21 フラン	43.9	5.49(時間) フラン	45.2	4.30(時間) フラン
フランス	1965	46.4	3.06(時間)	45.6	3.00(時間) リラ	44.3(鉱業)	34.16(日) リラ	49.9	3.78(時間) リラ
イタリア	1964	...	...	7.92(日)	371(時間)	8.05(日)	449(時間)	...	...
ポルトガル	1963	...	1874(月) ズロチ	44.0	35.10(日) エスクード	41.8	36.40(日) エスクード	...	...
ユーゴスラビア	1965	202(月)	51,300(月) ディナール	201(月)	50,100(月) ディナール	205(石炭)	57,300(月) ディナール	200(月)	44,100(月) ディナール
北アメリカ州									
カナダ	1965	...	91.01 ドル	41.0	86.86 ドル	42.3(鉱業)	103.08 ドル	41.4	101.1(週) ドル
アメリカ合衆国	1965	40.2	...	41.6	107.53 ペソ	42.3	140.23(石炭) 127.71(鉱業) ペソ	37.4	128.16 ペソ
メキシコ	1964	...	...	45.6	1,329(月) ペソ	36.7(鉱業)	44.74(時間) ペソ	55.7	3.09(間時) ペソ
南アメリカ州									
コロンビア	1965	...	...	50.0	3.65(時間) ペソ	197	6.22(時間) ペソ	...	...
アルゼンチン	1964	...	...	...	16,313(月) ペソ	103.3(月)	...	...	...
アジア州									
日本	1965	44.5	39,360(月) 円	44.3	36,106(月) 円	45.0	41,650(月) 円	47.3	39,439円
インド	1964	...	...	...	127.3(月) ルピー	47.9	26.8 ルピー	...	...
フィリピン	1965	45.5	192(月) ペソ	45.6	158(月) ペソ	47.2	177(月) ペソ	44.9	...
台湾	1965	...	...	9.1(日)	47.92(日) ドル	172.9(月)	62.43(日) ドル	40.7	...
イスラエル	1965	40.4	510.1(月) ポンド	42.2	17.5(日) ポンド	...	22.0(日) ポンド	...	528(月) ポンド
アフリカ州									
アラブ連合	1964	44	279 ピアスター	...	264 ピアスター	42	352 ピアスター	47	287 ピアスター
大洋州									
オーストラリア	1965	...	...	...	男98.7(時間) 女67.2(時間) セント	...	122.8(時間) セント	...	103.4(時間) セント
ニュージーランド	1965	39.1	300 ^s 4 ^d	40.7	295 ^s 5 ^d 35.6(石炭) 47.5(その他 の鉱業採石)	35.6(石炭) 47.5(その他 の鉱業採石)	320 ^s 6 ^d (鉱業)	44.5	325 ^s 8 ^d (大工)

注 1) 1960 年。 2) (月), (日), (時間)は各々月当り, 日当り, 時間当りを示す。

資料 ILO, Year Book of Labour Statistics, 1966.

表 3 各国の失業者数および百分率¹⁾

(単位 1,000 人 %)

	1950	1955	1960	1961	1962	1963	1964	1965
ヨーロッパ								
スウェーデン	22.1(2.2) ²⁾	24.5(2.5)	18.9(1.4)	16.6(1.2)	18.6(1.3)	20.1(1.4)	17.1(1.1)	16.6(1.1)
ノルウェー	9.0(0.9)	12.5(1.2)	17.1(1.7)	13.0(1.2)	15.2(1.4)	17.7(1.7)	15.5(1.4)	13.4(1.2)
フィンランド	19.2	...	32.0(1.5)	26.0(1.2)	27.0(1.2)	33.0(1.5)	33.0(1.5)	31.0(1.4)
デンマーク	54.8(8.7)	65.9(9.7)	31.4(4.3)	28.9(3.9)	25.0(3.3)	33.0(4.3)	21.8(2.9)	18.3(2.4)
オーストリア	124.8(6.2)	118.1(5.4)	82.3(3.5)	63.5(2.7)	64.7(2.7)	70.6(2.9)	65.8(2.7)	65.5(2.7)
スイス	9.6(1.8)	2.7	1.2	0.6	0.6	0.8	0.3	0.3
イギリス	341(1.6)	264.5(1.2)	377.2(1.6)	346.5(1.5)	467.0(2.0)	558.0(2.4)	404.4(1.8)	347.1(1.5)
イングランド、ウェールズ)								
西ドイツ	1,579.8(10.2)	928.3(5.1)	237.4(1.2)	161.1(0.8)	142.4(0.7)	174.2(0.8)	157.4(0.7)	138.2(0.6)
フランス	153.0	160.0	131.1	112.0	100.8	96.8	97.1	141.2
ベルギー	170.0(8.3)	172.4(8.4)	114.3(5.4)	89.1(4.2)	70.9(3.3)	59.1(2.7)	504 (2.2)	55.4(2.4)
イタリア	1,614.9(8.3)	147.9(7.9)	836 (4.2)	710 (3.5)	611 (3.0)	504 (2.5)	549 (2.7)	721 (3.6)
スペイン	166.2	112.1	114.4	124.6	97.8	100.2	129.6	147.1
ユーゴスラビア	...	67.2(3.0)	159.2(5.1)	191.3(5.6)	236.6(6.7)	230.3(6.4)	212.5(5.6)	237.0(6.1)
北アメリカ州								
カナダ	185 (3.6)	245.0(4.4)	446 (7.0)	466 (7.1)	390 (5.9)	374 (5.5)	324 (4.7)	280 (3.9)
アメリカ合衆国	3142 (5.0)	2904 (4.4)	3931 (5.6)	4806 (6.7)	4007 (5.6)	4166 (5.7)	3876 (5.2)	3456 (4.6)
南アメリカ州								
チリ ²⁾	2.94	3.8	54.1(7.4)	48.7(6.7)	40.1(5.3)	39.6(5.1)	42.1(5.3)	45.7(5.4)
アジア州								
日本	440 (1.2)	760.0(1.8)	500 (1.1)	440 (1.0)	400 (0.9)	400 (0.9)	370 (0.8)	390 (0.8)
フィリピン	...	1182.0 ³⁾	577.0	618	662	469	724	947
インドネシア	...	61.1	92.4(1.8)	114.7(2.1)	116.2(1.8)	113.0(0.1)	... (2.5)	... (2.0)
パキスタン	...	103.9	167.7	160.8	163.1	169.2	179.5	182.9
トルコ ⁴⁾	...	38.6	57.3	12.4	17.8	21.5	23.5	22.5
アフリカ州								
アラブ連合	...	...	288 (4.8)	211 (3.2)	118 (1.8)	...	...	...
ガーナ	...	5.0	11.3	14.7	15.5	15.4	14.0	11.3
大洋州								
オーストラリア	1.6	2.9	16.0	44.3	43.9	33.5	17.7	12.5
ニュージーランド	0.04	0.1	0.6	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5

注 1) 全労働力数に対する失業者数の割合を示す。各カッコ内の数字は百分率を示す。

2) 1950, 1955 年は登録失業者, 1960 年以後は労働力基本調査によるもの。

3) 1956 年。

4) 1960 年までは登録された求職者数。

資料 UN, *Statistical Yearbook*, 1955, 1960, 1966.

表4 各国の教師、生徒数

国名	年次	教育の種類	教師数	在籍生徒数	1教師当り 生徒数	人口1万人 当り生徒数	備考
スウェーデン	1964	就学前教育	2,463	66,200	26.9	86.4	
		初等教育	...	828,007	...	1080.8	
		中等教育	17,440	180,618	10.4	235.8	
		実業教育	...	202,095	...	265.8	
		教員養成	...	7,040	...	9.2	
		高等教育	2,296	61,222	26.7	79.9	
ノルウェー	1964	特殊教育	...	39,363	...	51.4	
		初等教育	19,358	414,689	21.4	1122.6	
		中等教育	13,358	180,886	13.5	489.7	
		実業教育	8,797	42,401	4.8	114.8	
		教員養成	881	7,168	8.1	19.4	
		高等教育	1,882	17,070	9.1	46.2	
イギリス (イングランド、ウェールズ)	1964	特殊教育	527	2,456	4.7	6.6	
		就学前教育	1,543	35,021	22.7	7.4	
		初等教育	371,459	4,518,523	20.7	951.0	
		中等教育		3,161,972		665.5	
		実業教育		1,467,397		308.9	
		高等教育	...	348,016	...	73.2	1) 私立の高等学校を含まない
西ドイツ	1964	特殊教育	7,052	74,299	10.5	15.6	
		初等教育	192,044	5,362,899	27.9	956.0	
		中等教育	77,265	1,268,031	16.4	226.0	
		実業教育	75,330	1,951,225	25.9	347.8	
		高等教育	...	254,961	...	45.5	
		特殊教育	10,116	168,700	16.7	30.1	
フランス	1964	就学前教育	247,523	1,691,631	29.5	349.4	1) 特殊教育を含む
		初等教育		5,602,303		1157.2	
		中等教育		2,316,981		478.6	
		実業教育	176,073	743,225	17.4	153.5	
		教員養成	1,902	36,246	19.1	7.5	
		高等教育	16,904	455,111	26.9	94.0	2) 総合大学のみ
イタリア	1964	特殊教育	...	90,957	...	18.8	
		就学前教育	30,663	1,217,363	39.7	238.3	
		初等教育	209,090	4,514,886	21.6	883.7	
		中等教育	158,180	2,000,259	6.3	391.5	
		実業教育	57,353	707,489	12.3	138.5	
		教員養成	13,752	178,596	13.0	55.0	
スペイン	1963 1964	高等教育	24,271	261,358	10.8	51.2	
		特殊教育	4,452	44,187	9.9	8.7	
		初等教育	107,627	3,762,729	35.0	1200.7	
		中等教育	25,725	745,062	29.0	237.7	
		実業教育	13,334	278,101	20.9	88.7	
		教員養成	...	47,524	...	15.2	
チェコスロバキア	1963 1964	高等教育	5,618	111,133	19.8	35.5	
		特殊教育	641	10,066	15.7	3.2	
		就学前教育	22,357	317,728	14.2	219.0	
		初等教育	93,651	2,240,844	23.9	1544.6	
		中等教育	7,404	115,564	15.6	79.7	
		実業教育	18,108	295,700	16.3	203.8	
カナダ	1964	教員養成	537	10,327	19.2	7.1	
		高等教育	17,430	141,646	8.1	97.6	
		特殊教育	3,927	49,037	12.5	33.8	
		就学前教育	4,729	221,249	46.8	114.8	
		初等教育	132,272	3,491,889	26.4	1812.0	
		中等教育	68,446	1,274,820	18.6	661.6	
アメリカ合衆国	1965	実業教育	26,607	283,907	10.7	147.3	
		特殊教育	539	3,499	6.5	1.8	
		就学前教育	1,122,635	2,645,000	31.2	137.7	
		初等教育		32,475,000		1690.3	
		中等教育		12,975,000		675.4	
		実業教育	828,650	5,526,325	15.7	287.6	
アルゼンチン	1964	高等教育	415,000	1,666,190	13.3	86.7	
		特殊教育	...	125,042	...	56.8	
		就学前教育	6,749	125,042	18.5	56.8	
		初等教育	152,000	3,073,752	20.2	1395.8	
		中等教育	27,415	170,824	6.2	77.6	
		実業教育	54,514	405,435	7.4	184.1	
ブラジル	1964	教員養成	20,239	172,632	8.5	78.4	
		高等教育	14,301	225,653	15.8	102.5	
		特殊教育	2,369	13,627	5.8	6.2	
		就学前教育	9,628	236,470	24.6	30.0	
		初等教育	325,198	9,623,748	29.6	1221.1	
		中等教育	81,230	1,368,177	16.9	173.6	
		実業教育	30,272	349,150	11.5	44.3	
		教員養成	20,782	175,384	8.4	22.3	
		高等教育	30,872	142,386	4.6	18.1	

国 名	年次	教育の種類	教 師 数	在籍生徒数	1 教師当り 生徒数	人口 1 万人 当り生徒数	備 考
日 本	1964	就学前教育	45,896	1,060,968	23.1	109.5	
		初等教育	345,250	10,030,990	29.1	1,035.1	
		中等教育	460,838	9,209,494	24.1	950.4	
		実業教育	98,165	1,891,373	10.0	195.2	
		高等教育	8,314	984,077	5.1	101.5	
		特殊教育	...	42,747	...	4.4	
イ ン ド	1963	就学前教育	...	230,000	...	5.0	
		初等教育	863,248	42,280,000	49.0	918.2	
		中等教育	829,197	14,570,000	17.6	316.4	
		実業教育	21,396	340,000	15.9	7.4	
		教員養成	9,477 ¹⁾	140,000	14.8	3.0	1) 高等教員養成も含む
		高等教育	80,247 ²⁾	1,310,000	16.3	28.4	2) 高等教員養成を含め
イ ラ ク	1964	特殊教育	...	17,427	...	0.4	
		就学前教育	394	14,665	37.2	21.0	
		初等教育	36,144	957,841	26.5	1,367.6	
		中等教育	...	221,834	...	316.7	
		実業教育	643	7,179	11.2	10.2	
		教員養成	...	10,300	...	14.7	
ア ラ ブ 連 合	1964	高等教育	1,278	19,811	15.5	28.3	
		就学前教育	703	23,893	34.0	8.3	
		初等教育	85,989	3,334,738	38.8	1,153.8	
		中等教育	31,644	667,854	21.1	231.1	
		実業教育	10,354	136,835	13.2	47.3	
		教員養成	3,921	41,259	10.5	14.3	
オーストラリア	1964	高等教育	10,406	144,496	13.9	50.0	
		特殊教育	672	9,992	14.9	3.5	
		初等教育 ¹⁾	57,290	1,634,569	28.5	1,467.8	1) 就学前教育, 特殊教育を含む
		中等教育 ²⁾	38,690	731,905	18.9	657.2	2) 特殊教育を含む
		実業教育	...	130,000	...	116.7	
		高等教育	5,893	122,600	20.8	110.1	
ニューージーランド	1964	就学前教育	...	24,790	...	95.6	
		初等教育	15,476	461,851	29.8	1,780.5	
		中等教育	7,471	153,641	20.6	592.3	
		実業教育	...	...	...	...	
		高等教育 ¹⁾	2,366	47,425	20.0	182.8	1) 技術通信教育学校も含む
		特殊教育	390	6,826	17.5	26.3	
ソ 連	1964	就学前教育	...	5,496,000	...	241.4	
		初等教育	1,417,000	37,581,000	26.5	1,650.6	
		中等教育	231,000	4,182,000	18.1	183.7	
		実業教育	134,000	3,326,000	24.8	146.1	
		教員養成	...	3,608,400	...	158.5	
		高等教育	...	245,000	...	10.8	

注 就学前教育: 初等学校に入学する年齢に達しない幼児達を教育する保育園, 幼児学校および幼稚園。

初 等 教 育: 義務的または習慣的に全日制の教育を受けることになっている年齢の子供達に基礎的な訓練と教育を与える小学校, 初等学校, 教育年数は4年あるいは9年と国により異なる。

中 等 教 育: 初等教育よりもさらに進んだ一般教育を与える小学校, 中学校, 高等学校。

実 業 教 育: 直接に特定の専門的職業または実務的職業に役立つ生徒を養成することを目的とした中等職業学校。

教 員 教 育: 教員養成学校および過程。

高 等 教 育: 大学および中等教育的の専門学校。

特 殊 教 育: 身体障害児童, 犯罪を犯した児童, 孤児等の教育のための学校。

資料 UN, Statistical Yearbook, 1966.

UN, Demographic Yearbook, 1965.

国内資料

失業保険、労災保険

表5 失業保険の概況（年度平均）

	昭和30年度	35	36	37	38	39	40	41
(一般失業保険)								
適用状況								
事業所数	241,637	361,081	404,363	443,892	479,914	520,815	550,805	579,958
被保険者数	7,993,102	12,735,320	14,240,412	15,515,163	16,500,686	17,598,274	18,140,265	18,786,277
収入状況								
保険料収納総額(万円)	201,621	369,374	461,182	555,366	658,871	785,241	889,536	1,024,807
給付状況								
失業給付(受給者実人員(人))	433,611	374,967	398,910	519,823	615,719	617,754	596,358	584,860
保険金支給総額(万円)	256,950	295,058	348,801	514,961	712,802	787,592	825,279	903,277
傷病給付(受給者実人員(人))	...	...	...	...	1,143	1,818	1,927	2,098
給付金支給総額(万円)	...	...	...	...	1,799	2,350	3,463	4,182
技能習得手当(受給者実人員(人))	...	...	...	...	6,628	9,896	12,837	12,282
寄宿舍手当(受給者実人員(人))	...	...	...	...	1,078	2,279	3,000	4,316
手就職支度金(受給者実人員(人))	...	...	...	...	654	832	886	727
支度金支給総額(万円)	...	...	...	...	250	315	340	295
移転費(受給者実人員(人))	...	11,840	18,356	26,142	28,083	28,303	31,778	31,851
福祉施設給付金(万円)	...	17,032	32,260	51,376	62,697	72,573	86,672	96,695
受給率(%)	5.2	2.9	2.7	3.2	3.6	3.4	3.2	3.0
(再掲)一般失業保険の給付状況								
初回給付(受給者実人員(人))	69,526	75,540	83,622	112,180	130,179	137,838	137,734	133,670
保険金給付回数(千回)	433,611	373,927	396,602	516,648	611,679	613,043	590,405	579,151
保険金給付額(万円)	1,587	1,353	1,418	1,840	2,191	2,180	2,108	2,043
受給者の平均給付額(円)	256,950	293,740	346,158	510,957	704,849	776,142	810,101	888,777
均等給付(受給者実人員(人))	231	310	349	397	459	509	550	621
支給終了者数(人)	5,926	7,856	8,728	9,890	11,523	12,660	13,731	15,346
(日雇失業保険)								
適用状況								
日雇労働被保険者数	521,386	594,073	553,822	498,345	461,234	487,417	446,809	420,774
日雇労働被保険者手帳交付数	89,577	97,789	90,541	81,050	73,047	38,009	35,285	32,818
収入状況								
保険料収納総額(万円)	5,645	11,093	15,225	15,151	14,473	14,240	13,418	16,391
給付状況								
受給者実人員総数(人)	128,892	180,992	180,636	193,691	222,082	216,322	210,318	208,351
保険金給付総額(万円)	8,949	17,657	25,027	29,589	30,450	29,076	29,542	37,302
普通給付(受給者実人員(人))	128,892	180,992	180,636	193,691	221,773	215,346	209,337	207,127
給付延日数(千日)	641	928	1,012	1,081	1,061	942	909	879
給付総額(万円)	8,949	17,657	25,027	29,589	30,045	28,292	28,798	36,151
特別給付(受給者実人員(人))	5.0	5.1	5.6	5.6	4.8	4.4	4.3	4.2
1人当り(受給月額(円))	693	976	1,385	1,528	1,355	1,314	1,376	1,745
特別給付(受給者実人員(人))	...	...	...	...	464	976	981	1,224
給付総額(万円)	...	...	...	...	244	555	604	1,091

注 1) 一般失業保険の受給率は失業保険金受給者実人員を被保険者数と受給者実人員との計で除したもの。

2) 失業保険の中、公共職業訓練を受ける場合、広域職業紹介地域における特別措置による場合の延長給付を除く。

3) 日雇労働被保険者手帳交付数より推計したものである。

4) 保険金給付総額は決算終了後の確定数であり、普通給付と特別給付の給付総額は各月の累計額であるから必ずしも一致しない。

資料 労働省『失業保険事業年報』

表 6 労働者災害補償保険の概況

	昭和30年度	35	36	37	38	39	40	41
年度末現在適用状況								
事業場数	559,171	807,822	866,241	841,510	879,657	834,539	856,475	914,945
労働者数(千人)	10,244	16,186	17,975	18,558	19,482	19,350	20,141	22,548
保険料徴収状況								
保険料収納済額(百万円)	18,411	36,168	43,353	48,750	52,350	60,431	64,948	70,992
保険給付の状況								
総数 { 件数(件)	1,693,398	2,768,369	3,005,116	3,230,195	3,248,549	3,396,331	3,716,362	4,327,847
金 額(百万円)	16,187	27,172	32,125	38,947	43,510	51,042	58,372	63,206
療養補償費 { 件数(件)	1,052,160	1,855,114	2,038,640	2,204,819	2,231,981	2,345,704	2,604,849	3,142,892
日数(千日)	19,905	33,346	34,896	37,327	37,380	38,625	40,774	47,376
金 額(百万円)	4,309	8,747	10,398	12,809	14,670	17,641	21,276	26,672
休業補償費 { 件数(件)	566,672	774,475	801,382	839,995	823,053	841,757	893,110	981,030
日数(千日)	13,275	19,325	20,154	21,715	21,608	22,508	23,247	24,525
金 額(百万円)	3,591	6,625	7,782	9,593	10,586	12,528	14,175	16,760
障害補償一時金 { 件数(件)	63,839	75,416	76,168	79,330	74,198	74,190	73,028	73,348
金 額(百万円)	5,547	7,371	8,087	9,681	10,243	11,706	12,736	12,715
遺族補償一時金 { 件数(件)	5,116	6,161	6,629	6,528	6,629	6,216	6,584	1,853
金 額(百万円)	2,255	3,552	4,485	4,979	5,622	6,110	6,437	1,196
葬 祭 料 { 件数(件)	5,010	6,039	6,500	6,408	6,457	6,070	5,880	5,920
金 額(百万円)	140	220	275	309	348	377	388	421
年金等支払額 { 件数(件)	601	51,164	75,797	93,115	106,231	122,394	132,947	122,804
金 額(百万円)	346	657	1,098	1,576	2,041	2,679	3,359	5,442

- 注 1. 障害補償一時金の中、昭和 35～40 年度の件数、金額は 35 年改正法による第 2 種障害補償費の件数、金額を示し、30 年度分は 35 年改正前の法律による障害保障費の件数、金額を示す。
2. 遺族補償一時金の中、昭和 40 年度以前の件数、金額は旧法による遺族補償費を示す。
3. 年金等支払額の中、昭和 35～40 年度の件数、金額は 35 年改正法による長期給付総額を示し、30 年度分は 35 年改正前の法律による打切補償費の件数、金額を示す。

資料 労働省『労働者災害保険事業年報』

表 7 各種共済組合の概況(昭和 40 年度)

	国家公務員 共済組合	地方公務員等 共済組合	公共企業職員 等共済組合	私学教職員 共済組合	農林漁業団体 職員共済組合
適用状況					
組合員数(人)	25	90	3	7,781	19,267
組合員者月数(人)	1,114,090	2,283,634	762,399	144,357	350,579
平均本俸月額(円)	1,827,968	3,278,660	1,561,053	113,733	—
短期給付部門収入の概況	34,574	37,636	35,317	30,745	24,541
負担金(千円)	12,870,156	27,500,771	10,620,456	—	・
給付の概況	12,718,090	24,088,161	10,620,549	3,215,800 ¹⁾	・
保健給付	15,557,302	28,834,010	12,830,713	1,440,191	・
(再掲)療養の給付(本人)	23,784,619	52,152,778	17,118,523	3,140,662	・
(")療養の給付(家族)	6,816,275	12,725,465	5,445,542	858,636	・
(")療養の給付(家族)	26,758,290	55,350,719	24,536,492	3,908,585	・
(")療養の給付(家族)	14,950,928	34,489,190	10,722,933	2,409,143	・
(")療養の給付(家族)	9,414,369	15,529,885	7,190,876	549,487	・
(")療養の給付(家族)	34,415,537	58,605,355	27,933,994	2,194,502	・
(")療養の給付(家族)	8,256,794	14,165,750	5,363,145	516,631	・
(")療養の給付(家族)	25,592	15,407	4,790	4,831	・
休業給付	534,442	418,563	109,492	154,806	・
災害給付	274,741	349,381	97,998	88,272	・
(")災害給付	2,486	6,018	2,763	109	・
(")災害給付	90,961	218,236	82,119	4,878	・
(")災害給付	1,061,666	6,795,556	6,002,249	—	・
(")災害給付	1,174,444	4,058,201	1,306,300	—	・
長期給付部門収入の概況					
負担金(千円)	34,770,605	68,335,186	32,547,958	619,507 ²⁾	272,203 ²⁾
給付の概況	19,212,437	42,520,736	12,690,599	3,274,900 ¹⁾	9,338,081 ¹⁾
利息及配当金(")	14,386,264	16,871,656	11,600,507	1,058,973	2,610,066
給付合計	313,610	420,345	713,685	24,164	48,040
(再掲)退職年金	14,034,641	24,948,586	27,524,881	780,549	1,829,633
(")退職一時金	183,934	294,111	482,027	3,097	9,678
(")退職一時金	9,091,309	17,364,605	22,203,843	100,749	239,621
(")退職一時金	52,194	55,999	8,900	15,698	28,608
(")退職一時金	3,337,666	6,050,477	1,726,071	545,604	1,464,454
(")退職一時金	8,251	6,585	14,215	475	1,248
(")退職一時金	215,594	217,879	284,426	10,800	24,416
(")退職一時金	35	35	19	2	13
(")退職一時金	7,555	10,679	5,053	487	2,162
(")退職一時金	62,563	61,615	166,119	1,652	7,852
(")退職一時金	1,064,436	1,172,974	2,306,644	21,574	55,989
(")退職一時金	199	845	40	158	376
(")退職一時金	22,579	90,767	4,799	24,321	24,087
責任準備金					
年度末現在責任準備金(万円)	27,088,992	33,054,397	120,213,984	3,809,311	10,787,373
" 責任準備金引当金(万円)	—	—	100,536,978	1,985,963	6,691,430

注 1) 本人および使用者分の計。

2) 補助金および助成金の計。

資料 大蔵省主計局『昭和 40 年度国家公務員共済組合事業統計年報』, 自治省行政局『昭和 40 年度地方公務員共済組合等事業年報』, 総理府社会保険制度審議会『昭和 41 年版社会保障統計年報』。

社会福祉

表 8 児童福祉の概況

	児童相談所における受付件数	福祉事務所に於ける措置件数	補装具の交付修理決定件数	施設在籍人員 ¹⁾	身体障害児童の育成医療件数
昭和 30 年度	160,736	272,554	1,809	741,773	3,088
31	174,675	316,140	5,006	741,050	6,246
32	198,301	317,100	5,326	747,997	7,668
33	206,465	298,167	5,450	740,500	8,783
34	213,864	322,544	5,483	761,879	8,426
35	222,723	338,765	5,954	784,507	10,557
36	235,297	391,986	5,625	823,797	13,677
37	245,377	397,824	6,426	836,536	14,978
38	259,468	382,318	6,420	862,417	16,148
39	276,070	427,575	7,706	893,645	16,360
40	271,746	474,609	8,350	923,726	15,696

注 1) 昭和 30 年末現在。

資料 厚生省「厚生省報告例」(社会福祉関係)。

表 9 児童福祉施設措置費等(施設種別)

(単位 1,000 円)

区 分	昭和 35 年度	36	37	38	39
総助産施設数	17,484,455	23,028,033	27,898,037	34,569,919	42,245,404
乳母子育養施設	42,240	46,153	58,354	73,905	107,488
母子育養施設	627,162	788,647	875,619	1,083,939	988,850
保護施設	654,009	842,393	993,132	1,231,749	1,100,633
精神薄弱児施設	10,265,296	13,915,671	17,540,013	21,731,575	28,698,153
精神薄弱児通園施設	3,180,554	3,885,199	4,261,361	5,282,444	5,485,969
盲ろうあ児施設	833,531	1,165,965	1,442,435	1,787,796	2,201,267
虚弱児施設	54,590	92,066	123,162	151,329	202,069
身体不自由児施設	160,191	198,015	221,285	274,504	309,553
情緒障害児短期治療施設	249,504	308,192	332,720	411,756	485,826
教養施設	180,953	226,216	269,756	334,332	305,254
里親保護受託者(別掲)	703,409	890,969	1,022,767	1,266,942	1,380,091
	533,016	668,547	12,995	17,596	42,993
	...	...	744,438	922,052	937,258
			501,440	622,913	748,087

注 1. 都道府県および市町村が支弁した額(措置権を有しない市町村がその設置する施設の人件費等について支弁したもので国の示す単価を超える額は含まない)であって、本人等からの費用徴収額は控除されていない。

2. 国立の児童福祉施設の児童については、措置費でなく、国立施設の費用でまかなわれる。

資料 厚生省児童家庭局調。

表 10 児童扶養手当受給世帯数(年度末現在)

区 分	総 数	生 別 母 子 世 帯		死 別 母子世帯	未 婚 の 母子世帯	廃 疾 者 世 帯	遺 棄 世 帯	その他の 世 帯
		離婚世帯	そ の 他					
昭和 37 年度	154,387	63,667	26,444	11,421	23,713	14,960	—	14,182
38	168,603	67,224	7,021	16,543	24,067	16,103	25,327	12,318
39	171,704	66,496	6,181	21,547	23,206	16,549	26,101	11,624
40	170,346	64,733	5,857	25,382	21,609	16,443	25,979	10,343

注 1. 生別母子世帯のその他とは、父が生死不明の児童、父が引き続き 1 年以上遺棄している児童、父が引き続き 1 年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。

2. その他の世帯とは、支給要件該当事由の異なる 2 人以上の児童を母が監護する世帯および支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料 厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」。

表 11 刑法犯罪少年検挙人員および触法少年数と構成割合

(単位 %)

	総 数	凶 悪 犯										窃 盗 贓 物		知 能 犯				その他
		殺 人	強 盗	放 火	強 姦	暴 行	傷 害	恐 喝	詐 欺	横 領	賭 博	猥 褻						
犯 罪 少 年 (14~20 歳未満)																		
昭和 25 年	128,809	0.3	2.2	0.2	1.2	14.6			66.4	—	4.7	2.3	1.7	0.3	6.1			
30	96,956	0.3	2.0	0.2	2.1	3.8	10.4	4.0	60.3	0.9	3.8	2.3	0.3	0.4	8.2			
31	100,758	0.3	2.0	0.1	2.0	5.4	11.2	5.2	56.8	0.8	2.9	1.8	0.2	0.5	10.8			
32	114,302	0.3	1.9	0.1	2.5	6.3	11.9	7.1	52.4	0.9	2.7	1.7	0.2	0.5	11.6			
33	124,379	0.3	1.9	0.1	3.7	7.9	12.5	9.3	45.7	0.8	2.2	1.2	0.1	0.7	13.6			
34	139,618	0.3	1.8	0.1	3.2	7.6	11.5	9.7	46.2	0.9	1.7	1.0	0.1	0.7	15.2			
35	147,899	0.3	1.8	0.1	2.9	6.9	10.6	9.2	46.5	1.0	1.5	0.9	0.2	0.7	19.0			
36	158,884	0.3	1.5	0.1	2.6	6.6	10.4	8.6	48.8	1.0	1.3	0.7	0.2	0.7	17.2			
37	162,941	0.2	1.3	0.0	2.4	6.7	9.5	8.8	51.0	1.1	1.0	0.6	0.3	0.7	16.4			
38	174,351	0.2	1.2	0.0	2.2	6.9	8.4	8.4	51.0	1.1	0.9	0.5	0.2	0.7	18.2			
39	190,442	0.2	1.0	0.1	2.2	6.9	8.5	7.6	50.0	1.1	0.9	0.5	0.3	0.7	20.0			
40	190,864	0.2	1.0	0.1	2.2	6.9	8.1	6.8	48.0	1.1	0.8	0.6	0.3	0.8	23.1			
触 法 少 年 ¹⁾ (14 歳未満)																		
昭和 25 年	29,617	0.0	0.2	0.7	0.1	3.1			87.9	—	0.9	0.7	0.3	0.1	6.0			
30	24,742	0.0	0.1	0.6	0.2	0.3	1.0	0.4	89.6	0.3	3.0	0.7	0.0	0.3	5.5			
31	26,663	0.0	0.1	0.6	0.2	2.3			88.2	—	0.6	0.6	0.0	0.5	6.9			
32	30,204	0.0	0.2	0.6	0.1	3.2			86.7	—	0.8	0.7	0.0	0.5	7.3			
33	30,994	0.0	0.2	0.7	0.1	1.4	1.2	1.2	86.1	0.3	0.5	0.7	0.0	0.5	7.1			
34	37,281	0.0	0.2	0.7	0.2	1.6	1.1	1.4	86.8	0.3	0.5	0.6	0.0	0.4	6.2			
35	48,783	0.0	0.2	0.8	0.2	1.4	1.2	1.9	86.0	0.3	0.4	0.7	0.1	0.6	6.2			
36	57,572	0.0	0.1	0.8	0.2	1.7	1.2	1.9	86.3	0.4	0.4	0.6	0.3	0.4	5.7			
37	57,808	0.0	0.2	0.8	0.2	1.5	1.1	2.4	84.7	0.5	0.4	0.6	0.2	0.6	6.8			
38	55,366	0.0	0.2	0.7	0.1	1.5	1.0	2.2	85.2	0.5	0.3	0.6	0.1	0.6	7.0			
39	48,388	0.0	0.2	0.8	0.1	1.6	1.1	1.7	84.0	0.8	0.3	0.6	0.2	0.6	8.0			
40	44,095	0.0	0.1	0.8	0.2	1.4	0.9	1.4	83.2	0.9	0.2	0.6	0.1	0.7	9.5			

注 1) 「触法少年」とは、刑法に触れる行為をした者をいう。

資料 警察庁刑事局調査統計官室「昭和 40 年の犯罪」。

表 12 少 年 事 件

	全 事 件			少 年 保 護 事 件 ¹⁾									
	新受人数	既済人員	未済人員	新受人員	計	既 済 人 員							未済人員
						保護観察	教護院・少年院送込	不開始処分	検察官致送	その他			
昭 和 25 年	99,233	100,740	19,094	98,813	100,375	14,772	694	8,228	66,790	1,778	8,113	18,963	
30	341,607	340,748	40,421	333,078	332,566	17,178	247	8,722	261,017	11,213	34,189	39,503	
31	370,266	358,616	52,025	361,910	349,967	16,841	249	7,826	269,224	15,358	40,469	51,400	
32	474,426	459,109	67,342	465,806	450,513	19,099	258	8,245	344,515	26,399	51,997	66,693	
33	539,790	530,151	76,981	531,865	521,841	20,669	306	8,733	397,375	39,174	55,584	76,717	
34	614,718	572,312	119,387	606,365	564,014	23,265	315	9,275	421,067	48,634	61,458	119,068	
35	792,255	761,401	150,241	783,421	752,457	24,433	255	8,999	574,580	70,049	74,141	150,032	
36	840,152	850,116	140,280	832,272	842,248	23,107	343	8,697	643,261	93,080	73,760	140,059	
37	982,705	995,527	127,457	974,650	987,471	21,904	427	8,309	732,780	139,843	84,208	127,238	
38	981,642	986,284	122,815	973,804	978,460	22,761	358	7,643	733,433	126,247	88,018	122,582	
39	1053,987	1032,535	144,267	1045,703	1024,279	26,288	358	8,384	773,447	120,015	95,887	144,006	
40	1086,878	1065,488	165,657	1078,447	1057,123	28,509	335	7,862	780,779	141,560	98,078	165,330	
41	1103,869	1122,859	146,667	1094,742	1113,732	31,147	280	8,128	817,195	150,753	106,224	146,293	

注 1) 昭和 30 年以降は準少年保護事件を含む。

資料 最高裁判所事務総局統計課『司法統計年報』。

表 13 母子福祉資金の貸付（昭和 40 年度）

貸付金の種類	貸付申請		新規貸付決定		継続貸付分		貸付	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総数	19,693	379,742,000	17,529	332,477,000	42,778	590,826,100	463,791	809,798,500
技能習得資金	26	358,500	21	268,500	26	220,500	268	397,500
生活資金	16	519,000	15	464,000	10	300,000	176	647,500
修学資金 { 高校	16,227	274,495,500	14,658	246,962,000	31,623	375,690,700	371,849	552,876,000
大学	2,724	92,492,000	2,187	73,741,000	10,534	207,980,400	81,270	240,598,500
修学資金	700	11,877,000	653	11,041,500	585	6,634,500	10,228	15,279,000

貸付金の種類	貸付申請		新規貸付決定		貸付	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総数	20,137	1,190,228,558	18,512	1,002,819,958	18,151	962,420,958
事業開始資金 { 個人	2,287	365,520,000	1,925	291,161,000	1,803	269,925,000
団体	8	2,465,000	6	2,111,000	3	1,750,000
就職支度資金 { 母	147	2,180,000	140	2,074,000	148	2,186,000
子	1,824	26,853,000	1,758	25,777,000	1,730	25,449,500
事業継続資金 { 個人	3,788	335,648,100	3,368	283,196,000	3,260	272,758,000
団体	9	700,000	9	700,000	79	6,100,000
住宅資金	4,011	351,962,500	3,626	302,337,500	3,477	288,199,000
転宅資金	84	955,000	82	926,500	203	2,731,500
就学支度資金	7,979	103,944,958	7,598	94,537,958	7,448	93,321,958

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』。

表 14 精神薄弱者福祉の概況

	名簿新規登録数	福祉事務所における相談人員	福祉事務所における相談件数	取扱実人員	更生相談所における相談件数	更生相談所における判定件数
昭和 36 年度	92,273	22,854	26,464	—	—	—
37	51,023	33,515	40,118	—	—	—
38	34,451	37,430	45,666	18,904	32,676	25,448
39	23,778	44,691	54,047	20,867	34,477	27,332
40	37,855	48,527	59,741	18,605	33,858	25,925

資料 厚生省「厚生省報告例」（社会福祉関係）。

表 15 身体障害者福祉の概況

	身体障害者手帳新規交付数	更生援護取扱実人員	相談指導および措置件数	補装具の交付修理決定件数	更生医療給付決定件数	施設人 員
昭和 30 年度	77,444	408,189	176,235	28,108	1,320	1,536
31	70,280	573,105	188,762	29,136	1,130	2,810
32	68,969	642,322	206,027	31,352	1,298	2,628
33	85,057	709,927	227,413	31,989	1,368	2,941
34	121,610	828,976	326,847	32,789	1,161	3,280
35	88,508	888,194	326,847	35,643	1,259	3,422
36	80,779	983,494	411,260	39,286	1,299	4,235
37	74,687	1,026,271	453,655	42,487	1,504	4,515
38	85,765	1,111,638	558,476	49,724	1,561	4,082
39	81,270	1,244,830	772,217	51,806	1,642	4,520
40	93,578	1,333,933	1,069,460	54,499	2,157	4,823

注 1) 年末現在。

資料 厚生省「厚生省報告例」（社会福祉関係）。

表 16 身体障害者手帳交付台帳登載数

	昭和34年	35	36	37	38	39	40
総 数	798,318	891,154	969,396	1,025,358	1,109,829	1,156,686	1,214,683
18 歳 未 満	93,907	97,282	102,686	105,400	997,467	1,042,952	1,104,346
18 歳 以 上	704,411	793,872	866,710	919,958	112,362	113,734	110,337
視 覚 障 害	160,713	183,530	200,971	213,446	231,942	240,820	252,736
18 歳 未 満	...	8,726	9,582	9,651	221,196	229,168	241,922
18 歳 以 上	...	174,804	191,389	203,795	10,746	11,652	10,814
聴覚・平衡機能障害	111,350	126,929	139,050	150,316	167,983	178,280	191,915
18 歳 以 上	...	18,736	19,561	20,206	146,664	156,995	170,788
18 歳 未 満	...	108,193	119,489	130,110	21,318	21,285	21,127
音声・言語機能障害	16,093	19,205	20,027	20,407	20,940	21,543	20,469
18 歳 以 上	...	4,090	4,114	4,280	16,616	17,079	16,449
18 歳 未 満	...	15,115	15,913	16,127	4,324	4,464	4,020
肢 体 不 自 由	510,162	561,490	609,348	641,189	688,965	716,043	749,563
18 歳 以 上	...	65,730	69,429	71,263	612,991	639,710	675,187
18 歳 未 満	...	495,760	539,919	569,926	75,974	76,333	74,376

注 各年度末

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 17 補 装 具 給 付 状 況

	交 付					修 理				
	申請件数	決 定				申請件数	決 定			
		件 数	金 額	1 件当り 平均金額	公費負担分		件 数	金 額	1 件当り 平均金額	公費負担分
昭和 35 年度	31,698	25,440	189,453	7.4	89.9	11,630	10,203	25,704	2.5	88.3
36	35,791	28,889	234,855	8.1	90.6	11,400	10,397	29,352	2.8	90.1
37	37,790	31,773	259,415	8.2	96.9	11,058	10,714	31,114	2.9	94.5
38	44,301	38,021	324,030	8.5	96.8	11,839	11,703	35,239	3.0	94.7
39	46,525	40,667	370,984	9.1	96.9	11,340	11,139	40,245	3.6	94.8
40	49,219	42,264	433,702	9.9	97.0	12,702	12,235	49,952	3.9	94.7
盲人安全つえ	7,104	6,309	3,246	0.5	83.0	11	6	2	2.3	95.1
点 字 器	1,109	989	1,342	1.3	92.6	8	7	4	0.6	100.0
眼 鏡	1,005	773	1,709	2.2	93.1	62	56	45	0.8	95.7
補 聴 器	15,026	12,606	115,191	9.1	95.4	2,961	2,701	2,977	1.1	82.6
義 し	13,075	11,213	205,639	18.3	97.8	8,274	8,099	43,838	5.4	95.5
装 具	4,041	3,686	42,179	11.4	97.0	687	664	1,412	2.1	92.5
車 い す	2,137	1,716	52,250	34.5	98.8	363	375	1,581	4.2	97.3
松 葉 つ え	3,287	2,945	3,212	1.1	86.4	311	308	70	0.2	91.4
そ の 他	2,435	2,027	2,034	1.0	87.6	25	19	21	1.1	95.0

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 18 身体障害児童の補装具交付・修理（昭和 40 年度）

	交 付					修 理				
	申請件数	決定件数	金 額			申請件数	決定件数	金 額		
			総 額	児童福祉法 による公費 負担額	自己負担額			総 額	児童福祉法 による公費 負担額	自己負担額
総 数	9,052	8,350	115,402,077	110,036,821	5,365,256	518	477	1,993,122	1,782,107	211,015
盲人安全つえ	98	96	48,686	30,810	17,876	—	—	—	—	—
義 眼	32	30	96,380	87,880	8,500	—	—	—	—	—
眼 鏡	32	30	71,990	64,990	7,000	—	—	—	—	—
補 聴 器	1,667	1,546	14,192,525	13,113,775	1,078,750	45	42	58,165	43,665	14,500
義類 { 義 手	543	481	5,580,872	5,304,522	276,350	23	19	66,173	57,673	8,500
し { 義 足	1,337	1,240	23,559,748	22,745,073	824,675	265	243	1,290,716	1,176,456	114,260
装具類 { 体幹装具	541	526	7,712,249	7,337,124	375,125	14	11	52,503	38,753	13,750
類 { その他の装具	3,387	3,112	43,696,247	41,770,399	1,925,848	117	109	372,736	329,486	43,250
車 い す	674	599	18,024,055	17,450,968	573,087	20	19	125,597	111,722	13,875
座位保持いす	88	80	501,600	436,300	65,300	—	—	—	—	—
起立保持具	15	12	174,250	168,000	6,250	—	—	—	—	—
歩 行 車	160	149	1,155,650	1,044,700	110,950	1	1	1,620	1,120	500
松葉つえ	371	345	419,954	359,949	60,005	9	9	4,202	3,152	1,050
点 字 器	88	86	121,298	91,348	29,950	—	—	—	—	—
そ の 他	19	18	36,573	30,983	5,590	24	24	21,410	20,080	1,330

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 19 老人福祉法による措置（昭和 40 年度末現在）

費用徴収の階層		措 置 区 分 ・ 生 活 費 級 地 区 内													
		養 護 老 人 ホ ー ム				特 別 養 護 老 人 ホ ー ム					養 護 受 託 者				
		総 数	甲 地	乙 地	丙 地	総 数	甲 地	乙 地	丙 地	地 総	総 数	甲 地	乙 地	丙 地	地
総 数		50,925	17,598	19,734	13,593	1,968	1,229	317	422	116	10	47	59		
A 階 層		34,022	10,350	13,974	9,698	1,145	654	211	280	31	5	9	17		
B 階 層		16,300	6,938	5,573	3,789	623	422	83	118	62	5	25	32		
C 階 層		454	247	143	64	60	44	10	6	23	—	13	10		
D 階 層	400 円 以 下	24	12	10	2	13	11	1	1	—	—	—	—		
	400～ 800	25	11	10	4	10	7	1	2	—	—	—	—		
	801～ 1,400	26	7	7	12	22	16	3	3	—	—	—	—		
	1,401～ 2,000	28	15	3	10	20	16	2	2	—	—	—	—		
	2,001～ 2,700	20	7	10	3	9	7	1	1	—	—	—	—		
	2,701～ 3,500	6	4	—	2	19	15	1	3	—	—	—	—		
	3,501～ 7,700	10	5	3	2	30	23	2	5	—	—	—	—		
	7,701～ 10,000	1	1	—	—	9	7	1	1	—	—	—	—		
階 層	10,001～ 13,000	7	—	—	7	1	1	—	—	—	—	—	—		
	13,001円 以 上	2	1	1	—	7	6	1	—	—	—	—	—		

注 A階層とは生活保護法による被保護世帯をいう。

B階層とはA階層を除いた市町村民税非課税世帯をいう。

C階層とはAおよびB階層を除いた所得税非課税世帯（市町村民税課税世帯）をいう。

D階層とはAおよびB階層を除き、所得税課税世帯をいう。

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』

表 20 婦人相談所，婦人相談員の受付

	昭和35年	36	37	38	39	40
総数	43,713	50,249	54,271	55,029	59,103	64,170
本人自身	18,645	22,978	24,856	25,998	28,876	31,130
地方検察庁更生保護相談室	7,221	8,050	5,834	4,996	4,557	4,131
婦人相談員	5,145 ¹⁾	1,476	4,224	2,707	2,017	2,492
警察関係係	4,638	4,190	4,163	3,816	3,931	4,299
福祉事務所		2,923	2,712	2,930	2,995	3,573
婦人補導員	134	422	642	973	727	868
婦人相談所	・	1,360	1,768	2,068	2,649	2,841
家庭裁判所	327	333	296	291	353	419
児童相談所	・	301	357	374	419	467
保護司，人権擁護委員，更生保護会	291	303	305	363	344	441
民生委員	777	888	976	1,067	1,221	1,278
その他の社会福祉関係機関または施設	・	1,376	1,735	2,663	2,793	3,273
縁故者知人等	・	2,239	2,682	3,141	3,501	4,070
その他	5,176	3,410	3,721	3,642	4,720	4,888

注 1) 福祉事務所費が含まれている。

資料 厚生省『社会福祉行政業務報告』。

表 21 婦人相談所，婦人相談員の処理

	昭和35年	36	37	38	39	40
総数	43,818	54,011	57,869	57,512	59,180	66,922
婦人保護施設に収容	・	2,367	2,092	2,006	1,797	2,059
福祉事務所へ移送	} 7,763	5,490	3,306	3,399	4,560	4,803
婦人相談所婦人相談員へ移送		2,425	5,846	4,466	3,518	4,477
その他の関係機関への移送	2,950	3,657	4,181	4,948	5,293	6,425
婦人更生資金の貸付	・	658	444	421	371	276
就職自営	5,691	5,162	4,799	4,926	4,855	4,841
結婚	616	545	533	550	558	595
家庭へ送還	5,487	4,405	3,902	3,643	3,562	3,219
助言指導のみ	・	17,444	21,599	23,702	27,734	29,580
その他	18,734	11,481	10,716	9,013	9,628	10,058

資料 『社会福祉行政業務報告』。

労 働

表 22 労働力人口の推移

(単位 万人)

		総人口	15 歳 以上 人 口					労働力人口 比率(%)	完全失業率 (%)
			総数	労働力人口			非労働力人口		
				総数	就業者	完全失業者			
総 数									
昭和	30 年	8,906	5,925	4,194	4,119	76	1,723	70.8	1.8
	35	9,326	6,520	4,511	4,461	50	1,998	69.2	1.1
	36	9,409	6,603	4,562	4,518	44	2,033	69.1	1.0
	37	9,498	6,755	4,614	4,574	40	2,138	68.3	0.9
	38	9,594	6,938	4,652	4,613	40	2,282	67.1	0.9
	39	9,695	7,122	4,710	4,673	37	2,408	66.1	0.8
	40	9,803	7,287	4,787	4,748	39	2,497	65.7	0.8
	41	9,892	7,432	4,891	4,847	44	2,537	65.8	0.9
男 子									
昭和	30 年	4,375	2,857	2,455	2,412	42	398	85.9	1.7
	35	4,580	3,151	2,673	2,648	25	472	84.8	0.9
	36	4,621	3,191	2,709	2,687	21	479	84.9	0.8
	37	4,665	3,267	2,753	2,735	18	512	84.3	0.7
	38	4,712	3,358	2,791	2,772	19	566	83.1	0.7
	39	4,763	3,447	2,831	2,814	17	614	82.1	0.6
	40	4,816	3,529	2,884	2,865	18	644	81.7	0.7
	41	4,860	3,602	2,942	2,921	21	658	81.7	0.7
女 子									
昭和	30 年	4,531	3,068	1,740	1,705	34	1,325	56.7	2.0
	35	4,746	3,370	1,838	1,812	26	1,526	54.5	1.4
	36	4,789	3,412	1,854	1,830	24	1,554	54.3	1.3
	37	4,833	3,488	1,861	1,839	22	1,626	53.4	1.2
	38	4,882	3,581	1,862	1,841	21	1,717	52.0	1.1
	39	4,933	3,675	1,878	1,859	20	1,794	51.1	1.1
	40	4,987	3,758	1,903	1,883	21	1,853	50.6	1.1
	41	5,032	3,831	1,949	1,926	23	1,880	50.9	1.2

注 1. 年平均値である。

2. 昭和 36 年までは、36 年 10 月の調査方法改正による影響が補正されていないため計に合わない。

3. 昭和 30 年には 14 歳人口をふくむ。

資料 総理府統計局「労働力調査報告」。

表 23 産業別雇用指数の推移 (昭和 40 年平均=100)

	調査産業計	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・保険業	運輸・通信業	電気・ガス・水道業
常用労働者								
昭和 32 年平均	53.2	184.2	27.9	55.3	32.4	49.8	64.0	79.5
33	56.6	187.4	32.3	57.7	38.6	56.1	67.0	81.8
34	62.5	187.0	39.4	64.1	45.4	64.4	70.0	84.0
35	71.1	180.5	49.2	74.3	53.8	70.5	75.4	85.9
36	79.3	167.6	58.9	83.5	63.1	74.5	81.7	90.0
37	86.3	148.5	74.6	89.5	73.8	80.7	86.9	95.4
38	91.4	121.5	85.9	93.1	85.3	86.7	91.6	96.2
39	96.9	105.5	96.5	97.8	94.0	93.5	96.1	97.8
40	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
41	102.5	97.2	107.9	100.4	105.7	106.6	102.6	102.1
日雇労働者								
昭和 32 年平均	86.8	310.1	60.3	153.3	82.6	59.6	97.2	181.7
33	74.5	238.9	59.2	102.5	87.4	100.0	81.4	154.4
34	81.8	212.9	57.0	128.4	103.0	122.9	106.2	145.1
35	94.9	194.0	67.9	144.5	109.8	168.6	142.2	147.1
36	99.4	152.8	83.3	124.0	120.7	107.4	119.3	122.7
37	105.3	141.0	98.8	113.6	126.8	94.6	107.4	111.2
38	106.9	135.3	103.1	101.6	131.4	103.8	110.2	91.4
39	103.1	120.7	101.2	107.0	94.9	131.9	107.0	104.9
40	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
41	98.9	93.1	97.7	102.5	117.2	108.5	92.3	94.9

注 1. 常用労働者、日雇労働者ともに規模 30 人以上の事業所の雇用指数である。

2. 調査産業計には上掲産業のほか不動産業を含む。

資料 労働省「毎月勤労統計調査」。

表 24 産業別常用労働者の1人平均月間出勤日数および実労働時間数の推移

	調査産業計	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	電気・ガス・水道業
出勤日数									
昭和32年平均	23.9	23.1	23.7	23.9	24.9	24.1	24.4	23.8	23.7
33	24.0	22.8	23.5	24.0	25.1	24.2	24.7	23.8	23.7
34	24.0	22.7	23.8	24.1	24.9	24.1	24.6	23.8	23.7
35	24.2	23.0	24.1	24.2	25.0	24.3	24.8	24.0	23.9
36	23.9	22.7	24.2	23.8	24.9	24.1	24.2	23.8	23.7
37	23.9	22.7	24.1	23.8	24.8	24.1	24.3	23.8	23.8
38	23.8	22.9	24.1	23.6	24.7	24.1	24.1	23.7	23.7
39	23.7	23.0	23.7	23.5	24.6	23.9	24.1	23.6	23.7
40	23.6	22.9	23.9	23.3	24.4	23.8	24.0	23.5	23.6
41	23.5	23.1	23.8	23.3	24.4	23.6	23.7	23.4	23.4
実労働時間数									
昭和32年平均	198.4	194.5	201.8	202.9	193.1	177.3	191.1	194.1	182.6
33	198.0	191.6	202.7	201.4	196.7	178.7	190.0	195.4	180.3
34	200.1	189.2	207.4	204.7	196.1	178.4	188.0	195.9	180.9
35	202.7	193.6	211.0	207.0	197.4	179.4	191.6	198.7	182.5
36	201.0	192.0	211.2	203.4	197.4	178.5	191.9	201.4	182.8
37	197.8	191.7	209.9	198.4	195.4	177.1	192.4	200.2	181.7
38	196.6	194.6	207.8	196.9	194.7	176.2	191.7	199.2	179.7
39	195.7	196.3	204.7	195.7	194.1	173.3	187.6	199.9	178.6
40	192.9	194.7	204.6	191.8	192.0	171.9	184.5	197.5	178.5
41	193.2	197.6	203.1	193.0	191.7	169.6	180.3	196.6	176.1

注 1. 規模 30 人以上事業所の常用労働者についての数値である。

2. 実労働時間数は所定内労働時間と所定外労働時間よりなる。

資料 労働省「毎月勤労統計調査」

表 25 産業別常用労働者賃金指数（昭和 40 年=100）

	調査産業計	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	電気・ガス・水道業
現金給与総額									
昭和32年平均	52.3	51.1	43.6	52.0	53.4	56.5	50.9	49.4	
33	53.9	57.6	45.9	53.2	55.1	58.1	53.0	53.3	
34	57.2	59.1	48.6	57.2	57.9	61.2	55.7	55.6	
35	61.1	63.2	52.5	61.8	61.5	63.9	59.7	59.2	
36	68.0	68.8	62.1	68.9	66.8	70.2	66.8	67.2	
37	75.0	74.0	70.2	75.4	75.2	77.4	74.9	74.7	
38	83.0	79.4	79.3	83.2	83.3	84.9	81.9	82.4	
39	91.3	90.8	89.7	92.0	91.7	90.8	90.8	90.2	
40	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
41	110.8	111.2	108.6	111.6	110.5	109.7	110.1	110.1	
きまって支給する給与									
昭和32年平均	55.0	56.2	45.0	54.6	55.3	59.7	54.9	55.6	
33	57.0	58.6	48.3	55.8	57.6	62.5	57.6	57.9	
34	59.6	61.4	51.0	59.0	58.7	64.6	60.0	59.8	
35	62.5	65.6	54.4	62.4	61.1	66.4	62.7	62.7	
36	68.4	69.6	63.0	68.6	66.1	71.7	69.3	68.6	
37	75.4	75.9	71.4	75.2	73.8	78.9	76.9	75.5	
38	82.5	81.5	79.3	82.2	82.2	85.8	83.9	83.1	
39	91.8	90.9	90.3	92.0	91.8	92.5	92.0	90.9	
40	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
41	110.1	110.7	107.9	110.8	108.8	108.6	109.9	110.2	

注 1. 規模 30 人以上事業所の常用労働者賃金指数である。

2. 調査産業計には上記産業のほか不動産業を含む。

資料 労働省「毎月勤労統計調査」

表 26 製造業規模別賃金格差および上昇率の推移

年	格 差				上 昇 率 (%)			
	500人以上	100~499	30~99	5~29	500人以上	100~499	30~99	5~29
現金給与総額								
昭和34年	100.0	69.6	56.1	44.3	6.4	6.8	9.1	8.6
35	100.0	70.7	58.9	46.3	6.0	8.2	11.3	9.7
36	100.0	74.5	61.7	49.3	8.6	12.7	14.1	14.1
37	100.0	77.6	66.7	57.0	6.0	10.0	15.2	22.9
38	100.0	79.2	68.8	58.1	9.2	10.9	13.0	11.6
39	100.0	79.0	69.5	60.4	10.2	11.1	10.0	14.1
40	100.0	80.9	71.0	63.2	7.5	9.6	9.3	12.5
41	100.0	80.9	69.8	61.6	12.4	11.9	10.4	9.7
きまって支給する給与								
34	100.0	73.1	63.0	51.9	5.2	4.9	7.2	7.3
35	100.0	73.6	65.8	54.2	4.5	5.4	8.8	9.1
36	100.0	77.1	69.1	57.7	6.9	10.9	12.8	12.1
37	100.0	80.3	73.8	65.6	6.6	10.4	13.2	21.7
38	100.0	81.9	76.3	67.1	8.5	9.9	11.5	11.1
39	100.0	82.1	76.9	69.2	10.5	12.3	12.8	13.4
40	100.0	83.7	78.3	72.6	7.8	9.5	9.2	13.3
41	100.0	83.0	76.9	71.0	12.0	10.7	9.5	9.5

注 上昇率はサンプル替に伴うギャップを修正して算出してある。

資料 労働省『昭和42年版労働白書』

表 27 産業別労働災害率の推移

		調査産業計	林業	鉱業	建設業	製造業	運輸・電気・ガス・水道業	サービス業	
度	率								
昭和 30 年		24.49	20.97	76.17	47.28	15.78	17.83	7.28	20.73
35		17.43	22.10	83.92	27.88	9.70	13.96	4.03	17.09
36		17.40	23.27	93.51	25.53	9.87	15.18	3.96	19.19
37		15.46	21.49	99.71	22.71	8.69	13.13	3.65	16.01
38		13.76	20.28	112.16	17.76	8.05	13.06	3.25	14.71
39		13.45	17.17	100.48	17.39	8.26	13.01	3.29	16.94
40		12.38	15.92	104.14	16.24	7.34	12.14	3.27	14.53
41		12.46	15.50	109.52	15.53	6.96	12.51	3.34	14.75
強 度	率								
昭和 30 年		2.59	3.99	9.41	6.73	1.18	1.67	2.24	1.12
35		1.83	2.78	7.70	5.44	0.81	1.45	1.35	1.90
36		1.73	2.57	7.55	5.02	0.82	1.52	1.23	1.53
37		1.51	2.49	7.42	4.22	0.72	1.41	0.92	1.86
38		1.54	2.56	14.89	3.22	0.70	1.25	0.88	0.97
39		1.25	1.68	7.41	3.62	0.75	1.31	0.84	1.07
40		1.30	2.04	11.92	3.63	0.68	1.10	0.87	1.11
41		1.13	1.91	7.73	3.45	0.64	1.21	0.44	0.99

注 1. 度数率=労働災害発生件数÷延労働時間数×1,000,000.

2. 強度率=労働損失日数÷延労働時間数×1,000.

3. サービス業は自動車修理業、機械修理業、屑鉄修理業および清掃業のみより成る。ただし、30年は清掃業を含まない。

資料 労働省「毎月労働災害統計調査」

教 育

表 28 学校数および在学者数の推移

	昭和30年	35	36	37	38	39	40
学 校 数	58,658	60,488	60,404	60,233	60,286	60,314	60,377
小 中 高 大 短 期 立 国 高 盲 聾 養 幼 各 種 学 校	26,880	26,858	26,741	26,615	26,423	26,210	25,977
学 校	13,767	12,986	12,849	12,647	12,502	12,310	12,079
学 校	4,607	4,598	4,602	4,637	4,811	4,847	4,849
学 校	228	245	250	260	270	291	317
学 校	264	280	290	305	321	339	369
学 校	—	—	9	9	9	9	9
学 校	—	—	—	19	34	46	54
学 校	77	76	76	78	77	77	77
学 校	99	103	103	105	105	106	107
学 校	5	46	64	86	107	126	151
学 校	5,426	7,207	7,359	7,520	7,687	8,022	8,551
学 校	7,305	8,089	8,061	7,952	7,940	7,931	7,837
在 学 者 数	22,974,002	24,457,713	24,696,074	24,696,411	24,609,675	24,629,391	24,481,451
学 校	12,266,952	12,590,680	11,810,874	11,056,915	10,471,383	10,030,990	9,775,532
学 校	5,883,692	5,899,973	6,924,693	7,328,344	6,963,975	6,475,693	5,956,630
学 校	2,592,001	3,239,416	3,118,896	3,281,522	3,896,682	4,634,407	5,074,059
学 校	523,355	626,421	670,192	727,104	795,100	852,572	937,556
学 校	77,885	83,457	93,361	107,714	122,292	127,904	147,563
学 校	—	—	799	1,557	2,312	2,217	2,142
学 校	—	—	—	3,375	8,560	15,398	22,208
学 校	9,090	10,261	10,235	10,127	10,099	10,011	9,933
学 校	18,694	20,723	20,489	20,180	20,036	19,890	19,684
学 校	358	4,794	6,406	8,288	10,398	12,856	14,699
学 校	643,683	742,367	799,085	855,909	935,805	1,060,968	1,137,733
学 校	958,292	1,239,621	1,241,044	1,295,376	1,374,033	1,386,475	1,383,712

注 1. 学校数は国・公・私立合計であり、分校も1校として計上されている。

2. 在学者数は国・公・私立合計および男女合計であり、専攻科・別科等の学生・生徒を含む。通信教育の学生・生徒は含まない。

資料 文部省「日本の教育統計」。

表 29 教 員 数 の 推 移

	昭和30年	35	36	37	38	39	40
本 務 教 学 員 数	752,823	823,303	843,928	862,276	890,294	920,934	943,457
小 中 高 大 短 期 立 国 高 盲 聾 養 幼 各 種 学 校	340,572	360,660	348,876	340,838	340,216	343,306	345,117
学 校	199,062	205,988	231,593	246,555	245,952	241,630	237,750
学 校	111,617	131,719	134,378	140,186	158,629	178,735	193,524
学 校	38,010	44,434	45,471	47,850	50,911	54,408	57,445
学 校	5,505	6,394	6,743	7,284	7,918	8,704	9,321
学 校	—	—	55	85	129	155	155
学 校	—	—	—	298	680	1,166	1,691
学 校	1,839	2,055	2,104	2,176	2,220	2,266	2,344
学 校	2,957	3,501	3,573	3,627	3,687	3,775	3,871
学 校	27	534	720	980	1,317	1,848	2,322
学 校	24,983	31,330	32,789	34,703	37,041	40,975	45,193
学 校	28,251	36,688	37,626	37,694	41,594	43,966	44,724
学 校	75,939	94,488	98,875	102,533	113,063	120,696	129,606
学 校	2,076	2,029	1,987	1,839	2,250	1,944	2,208
学 校	9,879	10,829	10,761	11,217	10,827	11,000	10,463
学 校	18,821	22,093	21,289	22,621	26,276	29,473	31,055
学 校	13,759	16,587	18,228	19,419	21,651	22,745	25,759
学 校	6,695	7,262	8,037	8,057	9,346	10,185	11,130
学 校	—	—	215	163	430	482	516
学 校	—	—	—	102	141	320	364
学 校	186	179	201	194	200	212	212
学 校	79	106	124	133	148	148	144
学 校	11	50	59	62	62	65	101
学 校	3,296	4,537	4,580	4,767	4,873	4,921	5,139
学 校	21,137	30,816	33,394	33,959	36,859	39,201	42,529

注 国・公・私立合計。

資料 文部省「日本の教育統計」。

表 30 就学率および進学率の推移

(単位 %)

	幼稚園 ¹⁾ 就 園 率	義務教育就学率 ²⁾		高校進学率	大学・短大 ³⁾ 進 学 率	大学・短大 ³⁾ 進学希望率	高等教育 ⁴⁾ 就 学 率
		学 齡 児 童	学 齡 生 徒				
総 数 年							
昭和 30	20.1	99.77	99.92	51.5	18.4	...	10.3
35	28.7	99.82	99.93	57.7	17.2	26.0	10.5
36	31.1	99.82	99.93	62.3	17.9	26.5	12.0
37	33.0	99.82	99.92	64.0	19.3	27.9	13.0
38	36.4	99.82	99.92	66.8	20.9	29.8	15.7
39	38.9	99.81	99.91	69.3	23.4	31.4	19.9
40	41.2	99.81	99.91	70.6	25.4	33.3	17.0
男 子 年							
昭和 30	20.2	99.75	99.91	55.5	20.9	...	15.5
35	28.8	99.79	99.92	59.6	19.7	...	15.3
36	31.3	99.80	99.93	63.8	20.2	...	17.2
37	33.1	99.80	99.92	65.5	21.9	...	18.4
38	36.5	99.80	99.91	68.4	23.8	...	22.1
39	38.9	99.80	99.91	70.6	26.9	39.3	27.9
40	41.3	99.80	99.91	71.7	30.1	42.0	22.4
女 子 年							
昭和 30	20.1	99.78	99.92	47.4	14.9	...	5.0
35	28.7	99.83	99.93	55.9	14.2	...	5.5
36	31.0	99.83	99.94	60.7	15.3	...	6.5
37	32.9	99.83	99.93	62.5	16.5	...	7.4
38	36.3	99.83	99.92	65.1	17.8	...	9.0
39	38.8	99.83	99.92	67.9	19.6	22.7	11.6
40	41.2	99.83	99.92	69.6	20.4	24.0	11.3

注 1) 幼稚園就園率とは小学校1年入学者のうち幼稚園終了者の占める割合をいう。

2) 義務教育就学率とは学齡児童、生徒のうち就学免除、就学滞り、居所不明によって就学していない者を除いた比率である。

3) 高等学校卒業生総数のうち進学希望者の占める割合。進学希望者数は高等学校卒業生のうち、大学(学部)または短大(本科)へ願書を提出した者の実数による。

4) 中学校卒業生のうち高校を経て大学・短大へ進学した者の占める割合(大学・短大入学者数を3年前の中学卒業生数で割ったもの)。

資料 文部省「日本の教育統計」。

表 31 進路別卒業生数の推移

	昭和30年	35	36	37	38	39	40
中学卒業生数(人)	1,663,184	1,770,483	1,401,646	1,947,657	2,491,231	2,426,802	2,359,558
進 学 者	47.7	54.9	59.3	61.2	63.9	66.2	67.4
就 職 者	38.1	35.8	32.7	30.6	27.8	25.7	23.3
就職進学者数(%)	3.8	2.8	3.0	2.9	2.9	3.1	3.2
無 業 者	8.9	5.7	4.4	4.7	4.2	4.4	5.7
その他	1.5	0.8	0.6	0.6	1.2	0.6	0.4
高校卒業生数(人)	715,916	933,738	956,342	1,016,171	987,426	871,534	1,160,048
進 学 者	17.2	16.6	17.2	18.6	20.1	22.5	24.5
就 職 者	46.4	60.7	63.3	63.2	62.6	63.0	59.5
就職進学者数(%)	1.2	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9	0.9
無 業 者	29.3	19.4	17.0	15.7	14.1	12.7	14.1
その他	5.9	2.7	1.8	1.8	2.4	0.9	1.0
大学卒業生数(人)	94,735	119,809	121,979	128,153	138,479	149,384	162,349
進 学 者	6.7	3.6	3.3	3.3	3.9	4.2	4.9
就 職 者	73.7	83.1	85.5	86.5	86.0	85.5	83.4
就職進学者数(%)	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
無 業 者	7.4	5.4	4.2	3.9	3.7	4.1	4.4
その他	12.0	7.8	6.9	6.2	6.2	6.1	7.2
短大卒業生数(人)	28,407	30,401	32,893	38,348	42,761	50,995	55,728
進 学 者	9.4	7.3	6.2	6.8	7.0	6.6	5.9
就 職 者	50.9	57.7	61.5	58.3	60.3	63.3	62.0
就職進学者数(%)	2.6	1.2	1.0	1.6	1.7	1.2	1.8
無 業 者	27.3	28.5	26.3	26.9	23.8	23.5	23.3
その他	9.8	5.3	5.0	6.4	7.2	5.4	7.0

注 1. 国・公・私立合計。男女合計。

2. 大学のその他にはインターンを含む。

資料 文部省「日本の教育統計」。

表 32 第1次・第2次・第3次産業別学卒就職者数の推移(実数・比率)

(単位 実数: 人 比率: %)

	昭和30年	35	36	37	38	39	40
実 数							
総 数	1,123,738	1,373,822	1,238,017	1,435,595	1,535,782	1,415,502	1,495,942
第1次産業	284,852	141,728	86,385	93,863	104,719	79,887	72,168
第2次産業	395,360	687,513	644,277	768,069	780,724	740,904	760,351
第3次産業	443,526	544,581	507,355	573,663	650,339	594,711	663,423
中学卒就職者数	698,007	683,697	500,864	652,400	763,844	697,687	624,731
第1次産業	222,341	94,553	49,428	63,142	74,672	58,734	45,937
第2次産業	275,847	420,538	337,917	436,140	486,717	456,044	414,507
第3次産業	199,819	168,606	113,519	153,118	202,455	182,909	164,287
高校卒就職者数	340,529	572,502	612,136	649,253	626,065	557,106	700,245
第1次産業	61,586	46,073	35,997	29,748	29,170	20,399	25,337
第2次産業	99,210	225,019	259,734	277,947	237,610	222,827	279,487
第3次産業	179,733	301,410	316,405	341,558	359,285	313,880	395,421
大学卒就職者数	70,015	99,706	104,464	110,991	119,331	127,812	135,419
第1次産業	693	779	697	807	670	541	635
第2次産業	17,677	36,936	40,478	47,061	48,590	52,032	56,198
第3次産業	51,645	61,991	63,289	63,123	70,071	75,239	78,586
短大卒就職者数	15,187	17,917	20,553	22,951	26,542	32,897	35,547
第1次産業	232	323	263	166	207	213	259
第2次産業	2,626	5,020	6,148	6,921	7,807	10,001	10,159
第3次産業	12,329	12,574	14,142	15,864	18,528	22,683	25,129
比 率							
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	25.3	10.3	7.0	6.5	6.8	5.6	4.8
第2次産業	35.2	50.0	52.0	53.5	50.8	52.3	50.8
第3次産業	39.5	39.7	41.0	40.0	42.4	42.1	44.4
中学卒就職者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	31.9	13.8	9.9	9.7	9.8	8.4	7.4
第2次産業	39.5	61.5	67.5	66.9	63.7	65.4	66.3
第3次産業	28.6	24.7	22.6	23.4	26.5	26.2	26.3
高校卒就職者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	18.1	8.0	5.9	4.6	4.6	3.7	3.6
第2次産業	29.1	39.3	42.4	42.8	38.0	40.0	39.9
第3次産業	52.8	52.7	51.7	52.6	57.4	56.3	56.5
大学卒就職者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	1.0	0.8	0.7	0.7	0.6	0.4	0.5
第2次産業	25.2	37.0	38.7	42.4	40.7	40.7	41.5
第3次産業	73.8	62.2	60.6	56.9	58.7	58.9	58.0
短大卒就職者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	1.5	1.8	1.3	0.7	0.8	0.7	0.7
第2次産業	17.3	28.0	29.9	30.2	29.4	30.4	28.6
第3次産業	81.2	70.2	68.8	69.1	69.8	68.9	70.7

注 国・公・私立合計・男女合計。

資料 文部省「日本の教育統計」。

社会 保 障 研 究 所 日 誌 (1967. 11~1967. 12)

- 42.11. 1 社会保障研究所顧問として今井一男（前
国家公務員共済組合連合会理事長）が発令され
た。
- 42.11. 7 第 3, 第 4 研究会（第 38 回, 第 34 回）
報告内容「高齢者就労状況調査の解析について」
報告者研究員渡辺益男
- 42.11. 8 第 2 回社会保障研究奨励賞授賞論文の新
聞発表
- 42.11. 9 第 5 研究会（第 34 回）報告内容「Haber,
Cohen（編）, *Readings of Social Security* に
ついて（その 5）」報告者専門委員橋本正己
同 第 2 回社会保障研究奨励賞授賞者の表彰
式行われる。
- 42.11.16 第 2 研究会（第 27 回）報告内容「階層
区分について——労研の最低生活費の研究を中心
として——」報告者労働科学研究所下山房雄
- 42.11.28 第 3, 第 4 研究会（第 39 回, 第 35 回）
報告内容「農村家族における児童養育費の研究
——生活構造の分析を中心に——」報告者専門委
員森岡清美
同 第 20 回政策研究会兼第 6 研究会（第 18
回）報告内容「労働保険の問題点」報告者労働
省労災補償部管理課課長補佐田中清定
- 42.11.30 第 1 研究会（第 25 回）報告内容「社会
福祉資本の計測——国立病院ストック——」報告
者研究員長谷川啓之
- 42.12. 7 第 3, 第 4 研究会（第 40 回, 第 36 回）
報告内容「農村家族における児童養育費の研究
——家計構造・栄養分析を中心に——」報告者厚
生省統計調査官前田正久, 国立栄養研究所調査統
計部長長嶺晋吉
同 第 5 回顧問会・第 31 回役員会「事業実
施経過, 創立 3 周年記念 シンポジウム, 『戦後の
社会保障』の刊行, 昭和 43 年度予算要求, その
他について」
- 42.12. 9 韓国社会事業大学校長李泰栄氏来所, 所
長と懇談
- 42.12.18 海外社会保障情報編集委員会（第 5 回）
- 42.12.19 第 1 研究会（第 26 回）報告内容「財政
硬直化と社会保障」報告者専門委員江見康一
同 第 21 回政策研究会兼第 6 研究会（第 19
回）報告内容「医療保険と医療保障」報告者専
門委員小山路男
同 エカフェの P.D. クルカルニ氏来所, 所
長と懇談
- 42.12.21 第 5 研究会（第 35 回）報告内容「Haber,
Cohen（編）, *Readings of Social Security* に
ついて（その 6）」報告者研究員平石長久
同 第 2 研究会（第 28 回）報告内容「現代
の最低生活水準」報告者専門委員中鉢正美

季刊社会保障研究 Vol. 3, No. 1~No. 4 総目次

凡例: I, II, IIIは号数, 1, 2, 3 は頁数を示す。

巻頭言 Preface

行政と研究 Administration and Research	山田 雄三 YUZO YAMADA	I	1
社会保障と公衆衛生 Social Security and Public Health	曾田 長宗 NAGAMUNE SODA	II	1
社会保障の周辺 On the Surroundings of Social Security	大河内 一男 KAZUO OHKOCHI	III	1
社会福祉について On Social Welfare	木村 忠二郎 CHIUJIRO KIMURA	IV	1

論文 Articles

社会保障の最低基準——公的扶助・社会福祉事業の論点をめぐって—— Minimum Standard of Social Security	小倉 襄二 JOJI OGURA	I	2
わが国戦後における最低生活費研究の系譜 A Historical Consideration on the Studies of the Minimum Cost of Living in Post-War Japan	小沼 正 TADASHI KONUMA	I	13
現代の最低生活水準 Contemporary Minimum Standard of Living	中鉢 正美 MASAYOSHI CHUBACHI	III	21
健康保険組合論 Issues Concerning Health Insurance Associations	与田 柁 MASAKI YODA	IV	2
企業年金の諸問題 Problems of Occupational Pension	村上 清 KIYOSHI MURAKAMI	IV	12
公衆衛生の歴史的発展の課題 Historical Development and Responsibilities of Public Health	橋本 正己 MASAMI HASHIMOTO	II	2
地方衛生行政の問題点——市町村と住民の保健—— Problems of Local Public Health Administration: Cities, Towns and Villages, and the Maintenance of Health of the Citizens Therein	東田 敏夫 TOSHIO HIGASHIDA	II	15
北欧の公衆衛生、医療制度 Public Health and Medical Institution in Northern Europe	吉田 寿三郎 SUMIO YOSHIDA	II	33
イギリスの公的扶助制度 National Assistance Act of England	田代 不二男 FUJIO TASHIRO	I	26
英国における「国民扶助」の位置と適用状況 The Role and Application of National Assistance in England	江口 英一 EIICHI EGUCHI	IV	22
アメリカにおける公的扶助の最近の動向 The New Trend in Public Assistance in the United States	仲村 優一 YUICHI NAKAMURA	III	37
イギリス労働党と社会保障 The Labour Party and Social Security in England	小川 喜一 KIICHI OGAWA	III	2
ソ連における社会学の発達と社会保障の展開 Development of Sociology and Social Security in the Union of Soviet Socialist Republics	安積 鋭二 EIJI AZUMI	III	11

特別寄稿 Special Contribution

- エセックス大学の国際貧困セミナーに出席して
On the "International Seminar of Poverty" Held at University of Essex平 恒 次 KOJI TAIRA I 35

第2回社会保障研究奨励賞授賞論文選考経過 Procedure of Selecting the
Prize-winning Essays of 2nd year III 48

資 料 Materials

- 昭和4年度厚生省予算について 山口 新一郎
On the 1967 Budget of the Ministry of Health and WelfareSHINICHIRO YAMAGUCHI I 38
- 占領政策下の福祉政策
Welfare Policies in Japan under the Occupation: Its Bearing on the 谷 昌 恒
GHQ MemorandumsMASATSUNE TANI II 45
- 米国の高齢者健康保険
The Old-Age, Survivors, Disability, and 江 間 時 彦
Health Insurance Program in the United StatesTOKIHIKO EMA III 51
- WHOの最近の動向 斎 藤 勇 一
The Recent Trend in WHOYUICHI SAITO III 59
- 戦後の社会保障をめぐる新聞論調と世論——一日刊紙の分析——
Press Comments and Public Opinion on 花 島 政 三 郎
Social Security of Post-War JapanMASASABURO HANASHIMA IV 43

研究会ノート Seminar Notes

- アメリカ社会保障の展開—35年法に至る
Social Security in the United States: 谷 昌 恒
Its Development up to the 1935 LawMASATSUNE TANI I 56
- 経済計画の変遷と社会保障 都 村 敦 子
Transition of Economic Planning and Social SecurityATSUKO TSUMURA II 57
- 占領下における社会福祉の概要—ネフ論文を中心に—
Outline of Welfare Programs in Japan during the 村 山 冴 子
Occupation: Based on the N. Neff's ReportSAEKO MURAYAMA III 69
- コミュニティ・デベロップメントの概念と問題——コミュニティ・
デベロップメントの発想とその内容を中心に——
Concepts and Issues of Community Development: Laying Stress on 三 浦 文 夫
Ideas and Contents of Community DevelopmentFUMIO MIURA I 66
- 農村家族における児童養育費の研究(I)——家族周期からみた
生活構造の分析を中心に——
Study on the Child-rearing Expenses in the Rural Families, Part I. 森 岡 清 美
Analysis of Living Organization in terms of Family CycleKIYOMI MORIOKA IV 57
- 農村家族における児童養育費の研究(II)——家族周期からみた
家計分析を中心に——
Study on the Child-rearing Expenses in the Rural Families, Part II. 前 田 正 久
Analysis of Household Budget in terms of Family CycleMASAHISA MAEDA IV 71
- 農村家族における児童養育費の研究(III)——栄養分析を中心に—
Study on the child-rearing Expenses in the Rural Families, Part
III. Analysis of Nutrition長 嶺 晋 吉・磯 部 し づ 子・山 川 喜 久 江
SHINKICHI NAGAMINE・SHIZUKO ISOBE・KIKUE YAMAKAWA IV 84
- 経済指標、社会指標および地域指標の活用に関する理論的・実証的研究
Theoretical and Practical Studies on the Use of 前 田 正 久
Economic, Social and Areal IndicatorsMASAHISA MAEDA II 66

政策研究の基本的態度について——山田論文へのコメント(小山路男)

On the Basic Attitudes in the Study of Social Policies——

Commenter: MICHIO KOYAMA

山田雄三

YUZO YAMADA I 43

昭和42年度研究プロジェクトの概要

Outline of the 1967 Research Projects of the Social Development Research Institute I 52

書評 Book Reviews

R. M. テイトマス著, 谷昌恒訳: 『福祉国家の理想と現実』

Richard M. Titmuss, *Essays on the Welfare State*

嶋田啓一郎

KEIICHIRO SHIMADA I 76

小谷義次著: 『福祉国家論』

Yoshitsugu Kotani, *Theory of Welfare States*,

Vol. 1, No. 22 of Chikuma Series on Economics

石崎唯雄

TADAO ISHIZAKI I 79

フィリップ・ケイガン著: 『年金プランの総体貯蓄に及ぼす効果: 一つのサンプル調査からの立証』

Phillip Cagan, *The Effect of Pension Plans on Aggregate*

Saving: Evidence from a Sample Survey

江見康一

KOICHI EMI I 86

M. S. ゴードン著, 地主重美・向井利栄訳: 『社会保障の経済分析』

Margaret S. Gordon, *The Economics of Welfare Policies*

久保まち子

MACHIKO KUBO II 77

日本社会事業大学編: 『戦後日本の社会事業』

The Japan College of Social Work (ed.),

Social Work in Post-War Japan

岡村重夫

SHIGEO OKAMURA II 80

H. E. クラーマン著, 大村潤四郎・江間時彦訳: 『保健と医療の経済学』

Herbert Klarman, *The Economics of Health*

地主重美

SHIGEYOSHI JINUSHI II 83

D. ペイジ, K. ジョーンズ著: 『イギリスにおける1957年の保健・福祉サービス』

Deborah Paige and Kit Jones, *Health and*

Welfare Service in Britain in 1975

谷昌恒

MASATSUNE TANI II 85

日本法社会学会編: 『社会保障の権利』

Japan Association of Sociology of Law (ed.),

The Right to Social Security

佐藤進

SUSUMU SATO III 79

日本経済調査協議会編: 『社会保障制度の再検討』

Japan Economic Research Institute (ed.),

Reinvestigation of the Japan Social Security System

吉田秀夫

HIDEO YOSHIDA III 83

O. エクスタイン編: 『所得維持の経済学論集』

O. Eckstein (ed.), *Studies in the Economics of Income Maintenance*

地主重美

SHIGEYOSHI JINUSHI III 90

国民健康保険中央会基本問題調査会編: 『国民健康保険の将来』

——国民健康保険をめぐる環境条件の変動——

All-Japan Federation of National Health Organizations (ed.),

Prospect of National Health Insurance: With the View to the

Change of Circumstances Connected with National Health Insurance

平石長久

NAGAHISA HIRAISHI IV 100

OECD 編: 『低所得層とその諸問題に対する方策』

OECD (ed.), *Low Income Groups and Method of Dealing with*

Their Problems

小沼正

TADASHI KONUMA IV 103

J. バーネット著: 『豊富と欠乏——1815年から今日までのイギリスにおける食物の社会史』

John Burnett, *Plenty and Want: A Social History of Diet in*

England from 1815 to Present Day

石畑良太郎

RYOTARO ISHIHATA I 91

松原治郎, 副田義也編: 『福祉社会学』

Haruo Matsubara and Yoshiya Soeda (ed.), *Sociology of Social Welfare*

佐々木交賢

KOKEN SASAKI I 82

福武直著: 『日本農村の社会問題』

Tadashi Fukutake, *Social Problems in Agricultural Villages in Japan*

渡辺益男

MASUO WATANABE III 87

社会保障統計

Social Security Statistics I 95, II 89, III 94, IV 108

社会保障研究所日誌

News of the Social Development Research Institute I 113, II 108, III 114, IV 131

季刊社会保障研究 Vol. 3 No. 1~No. 4 総目次

Index to Vol. 3, No. 1 through No. 4 of the Quarterly of Social Security Research IV 132

第3回社会保障研究奨励賞懸賞論文募集要領

主 催 大内基金委員会
後 援 社会保障研究所
協 賛 厚生省

1 論 題

社会保障に関する論文（論題は自由）

2 応募条件

応募資格は特に制限しない。ただし未発表論文に限る。

3 枚 数

200 字詰原稿用紙（横書き）80 枚～100 枚程度

4 審査委員

山 田 雄 三	社会保障研究所長
鈴 木 武 雄	武蔵大学教授
馬 場 啓之助	一橋大学教授
福 武 直	東京大学教授
小 山 進次郎	厚生年金基金連合会理事長
高 橋 武	ILO 東京支局調査部長
小 山 路 男	横浜市立大学教授

5 賞 金

1 席 10 万円 2 席 5 万円 佳作数編

6 締切日と送り先

昭和 43 年 8 月 31 日まで。大内基金委員会（東京都千代田区霞が関 3
—3—4 社会保障研究所内）電話代表（580）2511

7 発表の時期および方法

昭和 43 年 11 月に発表。入選者については本人あて通知するとともに
入選論文および選考経過は社会保障研究所機関誌「季刊社会保障研究」
に掲載する。

8 入選作品およびその著作権は、大内基金委員会に帰属するものとする。